**はじめに**

2023年度自治体要請キャラバン

**社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書**

**３．　障害者の人権と暮らしを守る分野**

2023年5月23日/訂正5月30日

埼玉県社会保障推進協議会会長　柴田　泰彦

　埼玉県社会保障推進協議会が1994年から取り組む自治体要請キャラバンに毎年ご協力をいただき感謝申し上げます。今年もキャラバンの事前アンケートへのご回答をいただき御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症は、２類から５類に移行されるなかでも住民のいのちと健康を守る対応にご奮闘をいただき感謝申し上げます。

　今年の自治体要請キャラバン行動は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下がったこともあり、コロナ禍前の例年通りの訪問と懇談をお願いしております。しかしながら、感染予防対策を留意しながら実施したいと考えています。ぜひご理解とご協力をお願いします。

岸田政権は、広島で開催されたG７サミット以降に防衛力(軍事拡大)を一層推し進めようとしています。軍事拡大の財源は、国民の税金、社会保険料からの捻出はじめ、社会保障費などの抑制や削減、そして、消費税増税につながる恐れがあります。このような社会保障費を抑制する政策は、憲法92条の地方自治の理念を破壊していきます。特に国民健康保険に加入する住民は、物価高騰が続く中で、低所得で悩む非正規労働者をはじめ、多くの労働者は長時間労働や雇止めなどの不安を抱えています。いまこそ、住民のいのちや暮らしを守るために、大幅な賃金、年金の引き上げなどを行い、世界に立ち遅れた日本経済をやさしく強い経済政策に転換していくことが政府に求められています。

社会保障は国の責任です。憲法92条の地方自治の本旨に基づき、国の施策が不十分な場合や住民の生活実態や住民の要求から乖離する場合には、住民に直接向き合う自治体として、国にモノ申し、積極的な独自施策を講じるなど、住民のいのちと人権を守るために役割を果たして防波堤となっていただきたいと考えています。

国は、2021年9月にデジタル庁を発足し、マイナンバーカードを健康保険証と一体化しようと現在の健康保険証を廃止する法案を国会に提出し審議をしております。しかし、この間、「マイナ保険証」をめぐって、別人の情報を紐づけられるトラブル等が続出しており、大手新聞社などは政府にたいして「一度立ち止まって考える」必要性を訴えおります。今、国民にとって本当に必要なことなのか、特に介護施設、老健施設などに入居している方たちにとって必要なシステムなのか考え、住民のいのちと人権が守られ、脅かされる事はないのか、懸念しています。憲法92条の地方自治の本旨に基づき行政が前進する事を願っています。

このような事もふまえ、2023年度自治体要請キャラバン行動の要望書を提出させていただきます。

なお、回答は文書で8月10日(木)までによろしくお願いいたします。

**◇◆要望項目◆◇**

**３．　障害者の人権とくらしを守る**

**１．　第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

(2)　施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

(3)　当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

(4)　家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（８０歳の親が５０歳の障害者を介護・９０歳の親が６０歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)　所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

(2)　精神障害者は１級だけでなく２級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

(3)　二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

**※脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。
　保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

　**(1)**　 **障害者生活サポート事業**

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

　②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

　③　成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

　**(２)**　 **福祉タクシー事業**

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、１００円券（補助券）の検討を進めてください。

　②　福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は３障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**（３）** 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

　(1)　避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

　(2)　福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

　(3)　避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

　(4)　災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

　(5)　自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)　アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

（２）入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

（３）引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

（４）物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

**８．難病の就労を進めてください。**

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

**◆01川口市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】（障害福祉課）

障害者福祉計画等の策定にあたっては、障害者、障害児のご家族、障害者団体等にアンケート調査を行うほか、障害者団体との意見交換の場を設けることで、当事者のご意見を反映したものとなるように努めて参ります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】（障害福祉課）

本市では、令和2年度末に、地域生活支援拠点等の体制を整備し、緊急的な障害者の受け入れ先として、短期入所事業所しらゆりの家がその機能を担っておりました。今年度４月からは、市内にある短期入所事業所の事業登録を開始し、受け入れ事業所の拡充を図っているところでございます。また、もう一つの機能である「相談」につきましては市内障害者相談支援センターも事業所登録行い、改めて緊急時の対応強化を進めているところでございます。

今後は、緊急的な対応が必要と予想される障害者から同意を得た上で、必要とされる情報の登録を行い、事前に情報を整理しておき、緊急時にスムーズな対応ができるよう、関係機関と情報共有を行っていく方針でございます

　(2)【回答】（障害福祉課）

社会福祉法人等が障害者福祉施設等を整備する際には、社会福祉施設等施設整備費国庫補助の補助制度や市で行っている施設や設備に要する費用の一部を補助する補助制度により、整備を進めているところでございます。今後とも、これらの補助制度を活用し、施設整備に対し必要な支援を行って参ります。

　(3)【回答】（障害福祉課）

重度の障害などにより地域生活が困難な方の入所施設やグループホームにつきましては、市といたしましても必要と考え、限られた財源の中、社会福祉施設等施設整備費国庫補助や市で行っている補助制度により整備を進めているところでございます。国の基本指針に基づき策定する川口市障害者自立支援福祉計画における必要なサービス見込み量を満たすべく、整備を進めて参ります。

(4) 【回答】（障害福祉課）

地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会や重層的支援体制整備事業の担当者と連携して、老障介護家庭の孤立化予防につきまして、必要な対策について検討して参ります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】（障害福祉課）

障害福祉職員の処遇改善について、国はこれまでにも報酬改定において「処遇改善加算」 を設けるなど対策を講じております。直近では令和４年１０月に臨時の報酬改定を行い、１人当たり月額平均９千円相当を引き上げるための措置を講じたところです。

また、本市といたしましては、隣接する特別区やさいたま市と比較して本市の地域区分が低いため、人材が集まりにくいとの声を受けて、国に対して地域区分を上げるように要望を行ったところです。今後につきましても国の動向を注視し、対応して参ります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業であり、市としても県と同様の内容で実施しているものです。市としましても所得制限、年齢制限につきましては、負担の公平性を図り、安定的かつ継続的に制度を実施していくため、今後も必要であると考えているところでございます。また、一部負担金を導入する予定はございません。

(2)【回答】（障害福祉課）

本事業は県の補助事業であることから、県、県内市町村、有識者等の意見を聞きながら２級までの対象者拡大について要望する予定です。また、急性期の精神科への入院については、県が補助対象外とした部分を市で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることが見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自補助は考えていないところでございます。県の補助対象の拡大につきましては、検討課題として県と協議を進めて参ります。

(3)【回答】（障害福祉課）

今後も一次障害、二次障害を問わず、重度心身障害者医療費助成が行われるように医療機 関に周知して参ります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】（障害福祉課）

実施済

②【回答】（障害福祉課）

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業 を進めて参ります。

③【回答】（障害福祉課）

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を 進めて参ります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】（障害福祉課）

初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を２４枚から３６枚に増やし、また、今年度より初乗り運賃の２倍以上になる場合には、２枚まで使用できるようにしたところであります。現在これらの改善策により、利用率が向上するか見極めを行っている段階であり、この結果を踏まえ、埼玉県タクシー協会と協定を締結している埼玉県と連携し外出促進に結びつくような施策を進めていく予定でございます。

②　【回答】（障害福祉課）

本市の福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳１・２級、療育手帳〇Ａ・Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の３障害の手帳所持者を対象としており、タクシーの利用は、介助者付き添いも含めて可能です。

また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、障害者本人が特別養護老人ホーム等の施設に入所していなければ、介助者付き添いについては、障害者本人と同居する人、市内に居住する親族のいずれかが運転する場合でも補助対象としております。両制度とも、現時点で所得制限、年齢制限につきましては、導入する予定はございません。

**（３）**【回答】（障害福祉課）

福祉タクシー利用料金助成事業につきましては、埼玉県タクシー協会との協定内容について埼玉県、近隣市町村との連携を図っており、福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、近隣市町村と助成内容について適宜情報を共有し、両制度の地域間格差の是正に努めているところでございます。また、県の補助事業とすることにつきましては、必要に応じて県に働きかけて参ります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】（長寿支援課）

対象者の範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者であって、か つ６５歳以上の高齢者、規定の障害者手帳を所持する者、要介護３から５の認定を受けた者のみで世帯を構成する者としております。なお、それ以外の方につきましては、災害時に特に支援が必要となる方を把握する観点から、希望者の個々の状況を鑑み判断しております。また各町会・自治会に、名簿を活用した支援マップの作成や個別計画の策定をお願いしており、その策定過程で、避難経路などを確認しております。

(2)【回答】（危機管理課）

災害時要配慮者の移動リスクを考慮すると、利用者を限定できる施設（入所や通所施設である福祉避難所）への直接避難は有効でありますが、本市にある全ての社会福祉施設をもってしても、全ての要配慮者を受け入れることは不可能なことから、選定作業が必要と考えております。今後選定の基準や福祉避難所への直接避難の運用等を検討する中で、要配慮者の個別避難計画の作成が重要であると考えており、作成における制度設計を関係各課と行っているところです。引き続き要配慮者における災害時の適切な避難体制を整備できるよう努めて参ります。

(3)【回答】(危機管理課)

災害時の日ごろの備えとして、食料品や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしているところですが、備蓄品を消費してしまった場合などは、避難所以外で生活を送っている方につきましても、避難所にて食料品・飲料水、必要な物資の配布など、公的な支援を受けることができます。

(4)【回答】（長寿支援課）

避難行動要支援者名簿は、現在、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察と名簿情報を共有しております。

(5)【回答】（危機管理課）

自然災害の対応、新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整につきましては、危機管理課の所管となります。保健所機能の強化につきましては、本市は平成３０年４月１日に保健所を開設し、運営を行っていることから、感染症の発生状況に合わせ、柔軟に機能強化を行うことが可能となっております。今後も、保健所運営を行っている強みを生かし、感染状況等を鑑み、必要に応じた機能強化を図ってまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】（障害福祉課）

マスクなどの感染防止物資につきましては、国からの供給等により受領した物資を保管しており、クラスター等が発生し、事業所内での確保ができない場合については、保管している物資の配布を行っているところでございます。

（２）【回答】（障害福祉課）

入院も含めた治療の方針等は医療機関の判断によるものとなります。

（３）【回答】（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）

コロナワクチン接種につきましては、国が対象者や接種時期などの方針を定めております。現在、個別医療機関は、約180機関において接種を実施しております。接種を希望されるかたがお近くの医療機関で接種を受けられるよう、川口市医師会等の協力を得ながら引き続き接種体制を整えて参ります。

（４）【回答】（障害福祉課）

燃料や光熱費、食料品などの高騰が続いている状況から、事業形態に応じ、今年度も障害者事業所等物価高騰対策支援金の交付を予定しております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】（職員課）

難病は、種類が多岐にわたり、症状は人により個人差が大きくあることから、必要な合理的配慮や就業場所、勤務形態、職務内容について十分に検討し、雇用を進めなければならないと考えております。なお、現在雇用している職員については、各々の難病の状況を鑑みて、必要な合理的配慮等を行っております。

**◆02蕨　市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期蕨市障害者福祉計画、第３期蕨市障害児福祉計画の策定にあたっては、策定懇談会に障害者団体の代表の方に委員として入っていただき、ご意見をお伺いしております。また、障害のある当事者へのアンケート調査や障害者団体等に対しての個別のヒアリング調査を実施することにより、障害のある方の実態の把握と意見の反映に努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1) 【回答】障害者が地域で安心して暮らしていくためには、必要な社会資源が身近にあることが重要と考えております。市では、蕨市地域自立支援協議会を設置し、障害者の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域のさまざまな課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行っております。蕨市においては、地域生活支援拠点等は未整備となっておりますが、協議会及び３つの専門部会において、地域生活支援拠点等の体制整備についての検討を今年度も引き続き取り組んでまいります。

(2)【回答】施設整備について予算化するためには、運営法人、建設地、建設資金等に関する具体的な計画が必要となります。市内において入所施設やグループホームの開設を考えている社会福祉法人や福祉関係団体からのご相談があった場合は、開設に当たってどのような課題があるのか、その中で市ができることは何かを具体的に検討していくことは可能であり、その上で予算化について検討するものと考えております。

(3)【回答】入所施設については、国が基本的に新たな施設を認めない方針であることに加えて、整備主体となる法人、土地、建設資金の確保などの課題があり、市内に限定して整備することは、大変難しい状況です。そこで、埼玉県が定める障害福祉行政の広域的な連携の枠組みである「障害保健福祉圏域」を踏まえ、蕨市、川口市、戸田市からなる南部障害保健福祉圏域内での整備を目指し、広域的な検討に取組んでいます。グループホームについては、新しい蕨市障害者計画において施策の１つにその整備を掲げており、国の基本指針である地域生活への移行を進めるためにも、必要であると考えております。今後も当事者団体や関係者と連携し、市内における暮らしの場の確保に努めていきたいと考えております。

(4)【回答】高齢の親が重度の障害者を介護するという、いわゆる老障介護については市としても大きな課題であると認識しております。そのため、市の窓口での相談受付をはじめ、基幹相談支援センターを中心とした市内３つの相談支援事業所における相談支援事業のほか、地域の民生委員や地域包括支援センターとも連携しながら、老障介護の世帯の支援に努めております。あわせて、障害のある人の障害の重度化や高齢化が進む中で、「親亡き後」に安心して地域の中で自立して生活ができるよう必要な施策に取り組んでいきたいと考えております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に係る国の基本指針において、「障害福祉人材の確保」が新規で追加されており、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であると示しております。市においても、国の指針に沿って当該取組を推進してまいります。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】平成３１年１月より、埼玉県の重度心身障害者医療費助成制度の見直しが行われ、制度の安定的かつ継続的な維持及び負担の公平性の確保を目的として、真に経済的援助が必要な方のみを対象とするため所得制限が導入されたことに伴い、本市でも所得制限を導入しております。当該医療費制度の負担割合は、県と市で1/2ずつとなっているため、令和４年４月１日現在で県内５７市町村において所得制限を導入済みとなっております。本市におきましても、限られた財源の中、本制度を安定的かつ継続的に維持していくため、現時点における各制限の撤廃は難しいものと考えております。

(2)【回答】精神障害者の医療費助成については、県と同様に精神保健福祉手帳１級を対象としたところであり、２級までの拡大及び急性期の精神科への入院の補助について、市の単独補助で対象とすることは難しいものと考えております。

(3)【回答】本市でも脳性麻痺のある方が股関節の変形による痛みを訴え、その状況やそのケアに必要な支援をサービス等利用計画に記載している例があります。障害の特性を理解した上で、必要なサービスを提供し、その方に関わる機関等と連携を図っていきたいと考えております。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】蕨市では、県の基準どおり実施しております。

②【回答】

③【回答】②、③はまとめて回答いたします。生活サポート事業の利用時間拡大や利用者負担軽減などの制度の拡充については、その政策効果を検証した上で判断してまいります。

(2)　 **福祉タクシー事業**

①【回答】令和２年２月よりタクシーの運賃が改定されたことに伴い、令和２年度以降の福祉タクシー利用券については、サービスの低下にならないよう、交付枚数を年最大２４枚から３６枚へ変更いたしました。また、福祉タクシー利用券１枚につき初乗運賃相当額の割引を行うことは県広域で運用する基本的なルールとなっており、１００円券の検討については現在のところ難しいものと考えております。

②【回答】福祉タクシー利用料金助成と福祉自動車燃料費助成制度の対象者は、身体障害者手帳１級、２級の方と、療育手帳○Ａ、Ａの方となっております。福祉タクシー利用料金助成については、付き添いの方も含めて利用ができ、福祉自動車燃料費助成については、障害者本人所有の自動車だけではなく、生計を同一にしている介護者が障害者を介護するために使用する自動車も対象としております。いずれも所得制限や年齢制限は、ありません。

（３）【回答】制度の地域間格差の是正については、川口市、戸田市をはじめとする近隣市との情報交換を行いながら引き続き研究してまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】現在、当市の避難行動要支援者支援制度全体計画では、対象者を「自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある者」としておりますが、同居する家族がいる要配慮者のうち、日中は一人で過ごすことが多い要配慮者の方については、名簿へ登録できることとするなど、臨機応変に対応させていただいております。避難経路や避難場所については、平常時から避難支援者と要支援者で確認に努めることとしております。

(2)【回答】現在、市内７か所の施設を福祉避難所として指定しており、災害時の二次避難所として使用する想定となっておりますが、内閣府が発行する「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改定により、「市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。」との記載があり、当市としても、災害時において、直接福祉避難所に入れるよう検討・調整を進めてまいりたいと考えます。

(3)【回答】平成２７年度に策定した「蕨市避難所運営マニュアル」では、在宅の避難者についても名簿を作成し、物資の配布体制を整えることとしております。

(4)【回答】災害時に受援体制を整える際には、検討させていただきます。

(5)【回答】災害等の発生時において、保健所は「市町村」及び「都道府県（本庁）」の2つの方向への調整回路をもつ立場であり情報が集約されることから、夜間・閉庁時にも連絡が取りあえる体制を構築し、災害時の保健活動の目的である医療対策・保健予防対策・生活環境衛生対策について連携が図れるよう努めてまいりたいと考えます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

　(１)【回答】市内の障害者施設へは、これまでに市の備蓄品や寄附としていただいたマスクや消毒液の提供と、県から提供されたマスクや消毒液の配布を行ってまいりました。この度、感染法上の位置づけが５類へ移行されましたが、流行状況に気を付けながら、基本的な感染防止対策を実施するための支援を行っていきたいと考えております。

（２）【回答】この度、感染法上の位置づけが５類へ移行され、入院の必要性の判断につきましては、医師の判断によるものと考えております。

（３）【回答】ワクチンの接種については、令和５年春開始接種が順次実施されております。また、市内の障害者通所施設においては、引き続き施設において集団接種を実施しているところもあります。

（４）【回答】新型コロナウイルス感染症への対応としましては、入所施設等の従事者に対する無料ＰＣＲ検査の実施や、水道基本料金4か月分無償化、市内事業者が講じる感染対策の経費への補助のほか、入手困難となっていたマスクの無償提供などを実施してまいりました。物価高騰への対応としましては、水道基本料金2か月分無償化と4か月分無償化をそれぞれ1回実施したほか、自動車による利用者の送迎を実施している障害福祉サービス事業所に対して補助を実施したところでありますが、具体的にお困りのことなどがございましたら是非ご相談ください。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】難病患者の方の雇用については、県の取組等を参考にし、今後調査研究していくべき課題であると考えております。また、難病患者であるかどうかの把握は、雇用している職員について現状行っておりません。

**◆03戸田市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】計画策定にあたっては、国の社会保障審議会（障害者部会）が示す内容を踏まえ、戸田市障害者施策推進協議会を中心に協議いただくことを予定しております。戸田市障害者施策推進協議会は、委員１９名にて構成されており、うち４名の委員は、当事者団体より選出いただいております。さらに、２名の市民委員を公募する際の応募資格として、「身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方、もしくは、その家族や支援者」としており、現在委嘱しております市民委員の方も当事者及びその家族となっております。また、合わせてパブリックコメントの実施により、広く市民の声を取り入れて策定してまいります

。

**２．　障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】令和５年３月３１日に戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定し、各事業所に周知いたしました。今後は、登録事業所を増やし、面的な体制整備を推進してまいります。

(2)【回答】独自補助の予定はありません。

(3)【回答】令和６年度を初年度とする戸田市障がい者総合計画に基づき実施してまいります。

(4)【回答】令和６年度を初年度とする戸田市障がい者総合計画に基づき実施してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】人材確保の支援策について、有効な手法を研究していきます。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**　　　(1)【回答】（障害福祉課）

対象者を真に経済的な支援を必要とする方に限定し負担の公平性を図るため、また、本制度を安定的かつ継続的に維持するために、所得制限を実施しておりますが、年齢制限の撤廃や一部負担金等の導入につきましては、現在、予定はしておりません。

(2)【回答】65歳以上の後期高齢者医療加入者及び75歳以上の方で、平成27年1月1日以前に手帳の交付を受けている方であれば、2級も対象としております。対象者の拡大については、県の制度と同様に実施しておりますので、後期高齢者医療加入者以外の2級の方を対象とする予定はありません。

(3)【回答】医療的見解を述べることはできませんが、運動不足による二次障害を予防するため、心身障害者福祉センターでレクリエーション、体操教室等を実施しています。

**５．　障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】実施しているため無回答

②【回答】県の制度と同様に実施しておりますので、拡大の予定はありません。

③【回答】成人障害者の利用者負担に対する助成に加え、18歳未満の利用者についても、1時間当たりの利用者負担が500円以下となるよう助成をしており、制度の充実に努めています。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】埼玉県の制度改正を受けて、初乗り時に2枚利用できるようになりました。100円券の導入予定はありません。

②【回答】本市の福祉タクシー制度及びガソリン代支給制度は、障害者本人と介助者付き添いであれば利用することが可能です。また、所得制限や年齢制限の導入はしておりません。

**（３)**【回答】補助事業復活への働きかけは予定しておりませんが、助成内容の見直しについては、働きかけていく予定です。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】戸田市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時における避難対策として、「避難行動要支援者避難支援制度」に取り組んでおります。当制度では、身体障害者手帳総合等級(1級、2級)の方や、要介護認定（要介護5・4・3）の方、75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方などを制度登録対象者として定めております。本制度の対象者でない方につきましては、状況等をお伺いし、登録を受け付け若しくは本市独自の取り組みとして町会・自治会で実施している「おねがい会員・まかせて会員」制度をご紹介するなどの対応をしております。避難経路、バリアフリーにつきましては、町会・自治会への個別避難計画の共有時にそれらの状況を踏まえた支援方法の検討をお願いしております。

(2)【回答】今般の災害対策基本法の改正により、福祉避難所へ直接避難ができるようになりました。これを受け、福祉避難所が円滑に運営できるように、指定福祉避難所の受入対象者を「要配慮者のうち市が特定した者」としております。

(3)【回答】市内３１カ所の指定一般避難所及び３カ所の指定福祉避難所に救援物資を輸送・配給する計画としており、指定避難所以外で避難生活をしている方も、原則、近くの指定避難所で備蓄品や救援物資をお受け取りいただくことを想定しております。

(4)【回答】避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意いただいた方の名簿につきましては、平時から、消防や警察、町会・自治会などに提供し、災害の発生に備えております。なお、災害が発生した場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認められる場合に限り、名簿情報を民間団体に開示することも計画しております。

(5)【回答】自然災害と感染症対策が同時発生した場合においては、それぞれの部署で保有している情報を参考に、必要に応じて市災害対策本部を設置し、全庁で取り組んでまいります。なお、保健所とは平素から連絡会議を設置し、情報共有等を行うことができる体制を整えています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】現在、配布予定はありません。

（２）回答】関係機関と連携してまいります。

（３）【回答】令和５年度のコロナワクチン接種は、６５歳以上の高齢者や医療従事者・高齢者施設等従事者・基礎疾患を有する方等を対象とした「春開始接種」と、５歳以上の追加接種可能な全ての方を対象とした「秋開始接種」が予定されています。「春開始接種」においては、障害者支援施設に対象者や接種券の申請について通知しました。今後も、国の制度に基づき、適切な接種が可能となるよう引き続き医療機関や障碍者施設と連携してまいります。

（４）【回答】現在、補助金の予定はありません。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】本市では、本庁舎内の「集約型オフィス」において障害者雇用を推進しているところです。現在は4名の支援員と11名の障害のある職員が勤務しておりますが、スペースの都合上、さらなる雇用が難しい状況です。難病についてはその病態が様々であることから、勤務する方が安心して働いていただくためにも、支援員によるきめ細やかな配慮が必要と考えております。今後、「集約型オフィス」のスペース拡大や人員配置等の変更も検討しつつ、難病のある方の雇用について研究を進めてまいります。

**◆04朝霞市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】計画策定にあたっては、総括所見を踏まえ、人権を尊重して検討を進めております。また、当事者の意見を十分に反映させるため、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、策定に向けて取り組んでおります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】令和４年度から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始し、面的整備の形で市内事業所５カ所が登録し、地域の体制を整備したところです。また、障害者自立支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点部会においても、この拠点事業の運用状況の検証や評価を実施しており、次年度以降も継続的に実施していく予定としております。

(2)【回答】本市では、民間の障害福祉サービス事業所が増加傾向にあり、独自補助を実施することで、既存事業所との間に不公平感が生じてしまうことから、予算化する考えはございません。

(3)【回答】第６期朝霞市障害福祉計画において、令和５年度月間実利用者として、施設入所支援１１０人、共同生活援助８１人を見込んでおります。それに対し、令和５年６月時点での市内施設の定員数は施設入所支援４０人、共同生活援助６４人となっております。今後も施設設置の相談があった際は、情報提供等丁寧に対応してまいります

(4)【回答】老障介護となっているご家庭も含め、緊急時に対応ができるよう、市では、平成３０年度１０月より朝霞市障害者緊急時短期入所事業を開始いたしました。介護者が何らかの理由で介護ができなくなってしまった場合だけでなく、将来を見据えた施設入所やグループホームの利用などのご相談につきましては、市のケースワーカーや相談支援事業所の相談支援専門員が対応を行っております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】施設職員の不足につきましては、第６期朝霞市障害福祉計画策定時に実施した障害福祉サービス事業所等調査において、「やや不足している」「人材確保が難しい」という意見がありました。同調査では、人材確保のための有効な取り組みとして、「求人募集誌・求人情報サイトへの掲載、職員の親族・知人の紹介依頼などが挙げられておりました。施設から職員の確保等に関する相談があった際には、これらの手段の活用をご案内するなど丁寧に対応してまいります。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**　　　(1)【回答】（障害福祉課）

所得制限及び年齢制限の導入につきましては、本事業は、埼玉県の補助による市の事業であり、今後も安定的かつ継続的に実施できるようにすること、という埼玉県の考えも踏まえたものでございます。なお、一部負担金等については、導入しておりません。

(2)【回答】精神障害の２級を対象にすること及び急性期の精神科への入院の補助につきましては、県補助の対象ではないため、実施は難しいものと考えています。

(3)【回答】二次障害も含め、障害等級が重度化することにより本事業の対象となる方はいらっしゃいますので、障害の状態が悪化したと感じる等のご相談を受けた際は、医療機関へご相談いただくよう案内しております。また、二次障害にかかわらず、障害の程度に応じた支援・サービスの提供を実施しております。医療機関に対する啓発については、二次障害に関する調査研究を含め、今後の検討課題といたします。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

　**(1)障害者生活サポート事業**

①【回答】本市では平成１６年７月より実施しております。

②【回答】本市では、利用時間を県補助基準の最高限度である年間１５０時間としていることから、拡大は難しいものと考えております。

③【回答】１８歳以上の方の利用料は、事業所の利用料（１時間９５０円）のうち、自己負担額を1 時間５００円とする軽減策を講じております。

(2)　 **福祉タクシー事業**

①【回答】タクシー料金の改定を踏まえて、令和２年度に２０枚から３０枚に増やしております。今後も料金改定時には、配布枚数を検討してまいります。なお、令和５年度より１回の乗車につき２枚まで（初乗り運賃の２倍以上の料金となった場合に限る）利用可能となり、利便性の向上の取り組みを行っております。補助券としての１００円券の導入につきましては考えておりませんが、近隣市等の動向については、注視していきます。

②【回答】本市では、身体、知的、精神の３障害共通で福祉タクシー券の助成、自動車燃料費補助、バス・鉄道共通ＩＣカード補助から１つを選択する制度として実施しており、所得制限や年齢制限はありません。なお、バス・鉄道共通ＩＣカード補助を除き、介助者も含めて利用できます。

（３)【回答】本制度を含め、他制度についても、近隣市と連携を図り実施しております。なお、県の補助事業とすることに係る県への働きかけについては、機会を捉えて、埼玉県へ要望したいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者台帳については、要綱上、原則として対象となる障害等級以外の方や家族がいる方についても、ご希望により登録することができます。また、台帳登録者の避難経路、避難場所のバリアフリーにつきましては、登録者ごとに避難経路及び避難場所が異なることから、避難支援者等と平時の際に確認していただくことが望ましいと考えております。

(2)【回答】福祉避難所については、朝霞市地域防災計画に基づき、一般の避難所での避難生活が困難な方のために開設するもので、現在市内に１３か所の協定施設があり、今後も徐々に増やしていく予定です。福祉避難所の利用の登録制については、現在のところ、想定しておりませんが、今後の検討課題といたします。

(3)【回答】救援物資につきましては、朝霞市地域防災計画により、市内１０か所の避難場所（各小学校）である地域防災拠点に供給することとなっており、現在のところ、避難場所以外への供給等は、検討しておりません。

(4)【回答】避難行動要支援者台帳の民間団体への配付につきましては、要綱の規定により、すでに民生委員、児童委員、自治会・町内会等に行っております。なお、このほかの団体への提供につきましては、災害時の状況等にもよりますが、今後の検討課題といたします。

(5)【回答】自然災害発生時の対策につきましては、危機管理室により対応し、感染症発生時の対策につきましては、健康づくり課により対応しておりますが、市役所内で連携を図り対応しているところです。保健所の機能強化に関しましては、県等に働きかけることについては考えておりません。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】令和４年度には感染症対策支援金として、衛生用品の購入等に対して最大２０万円の支援金を交付いたしました。感染状況等を鑑み、必要な支援を実施しております。（２）【回答】新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、国におきましては入院医療体制、入院調整に関しては入院が必要な方への対応について、今後、全病院で対応することを目指し、都道府県において、地域の医療関係者等と協議の上、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて推進を図っているところでございます。

（３）【回答】障害のある方の接種につきましては、障害者手帳をお持ちの方などで、令和５年春開始接種の対象となることが市で把握できた方に対し、申請手続きを経ずに、通常の接種券の発送時期よりも早い時期に送付するなどの対応を行っているほか、接種予約の支援サポートを行っている障害福祉サービス事業所等に対し謝金を支払う「高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種予約支援謝金支給事業」を実施しております。ワクチン接種につきましては、各医療機関や関係機関の協力のもと、５月末現在で市内医療機関３６か所（うち、訪問接種による医療機関３か所）により行っており、入所施設に対しては、訪問接種を実施するなど、障害のある方に配慮するよう取り組んでおります。

（４）【回答】物価高への対応としては、令和４年度に光熱費等高騰対策支援金として県の同様の補助の対象とならない市内施設等に対して支援しました。今後も状況を注視し必要な支援を行ってまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】本市の職員採用では、公正採用の観点から、難病のある方など特定の方を排除せず、受験資格に合致する全ての方が応募できるものとしています。なお、現在、難病患者である職員については、把握していない状況です。御指摘のとおり、障害者雇用に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律を踏まえ、職員採用試験において障害者採用枠を設けていますが、難病患者を対象とした採用は行っておりません。

難病のある方の採用につきましては、埼玉県の取組なども参考にしながら、今後、調査・研究してまいります。

**◆05志木市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】共生社会推進課

令和５年度に第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画を策定するにあたり、国県の基本方針を基に、当事者団体のヒアリングや当事者へのニーズ調査と、市民意見公募で出された意見を踏まえ、サービスの見込量や施設整備の方向性に係るさまざまな意見やニーズなどを反映したものとしていきます。また、ＰＤＣＡを毎年実施し、地域自立支援協議会に報告することで、当事者の声を反映してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】共生社会推進課

令和４年度には緊急一時保護施設として、近隣のビジネスホテルと協定を結び、緊急時の支援体制の構築を図ったほか、短期入所併設の日中支援型のグループホームの新設により、重度の障がいがあっても緊急時に安心して過ごしていただける体制を整えております。今後は、市内の事業者などと連携しながら、緊急時に迅速に対応できる体制づくりに努めてまいります。

(2)【回答】共生社会推進課

施設整備については、第６期障がい福祉計画に基づく数量や、第７期障がい福祉計画策定に向けたニーズ調査結果をもとに、障がい当時者からの声を反映し、必要な施設の整備を進めてまいります。

(3)【回答】共生社会推進課

第６期障がい福祉計画の国の基本指針では、令和５年度末までに施設入所者等の地域生活への移行を進めることとなっていることから、グループホームについてはニーズに応じて整備が必要と考えますが、障がい者支援施設（入所施設）については、国県の入所施設設置の考え方に基づき、新たな設置等は考えておりません。なお、グループホームは第６期障がい福祉計画において、令和４年度までに７５人の利用を見込んでおりましたが、既に現在８７人の方が利用されています。なお、重度の障がい者の受入れ可能な、日中支援型グループホームが令和５年２月に設置されております。

(4)【回答】共生社会推進課・基幹相談センター

家族介護については介護の負担等を鑑み、必要に応じて短期入所等の受け入れや、ヘルパーの利用が可能となっております。また、老障介護、老老介護については、相談を受けた際に、世帯の状況により基幹福祉相談センターの役割として、障がい者と高齢者の問題だけでなく、制度の横断的支援が必要な場合の相談を受け付けております。老障・老老介護の問題については、高齢者あんしん相談センターや、担当部署に必要に応じてつないだり、連携して対応していきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】共生社会推進課

市としては、人材育成のための研修の実施や、支援方法のアドバイスなどを行っております。なお、令和４年１０月の報酬改定で、福祉介護職員処遇改善ベースアップ加算が創設され、事業者による職場環境改善をより実効性の高いものとする改定がされたところです。また、求人を行う事業所や福祉業界への就職を希望する方に対しては、ハローワークとあわせて公共性の高い埼玉県福祉人材センター（埼玉県社会福祉協議会）の紹介をしております。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】共生社会推進課

重度心身障害者医療費助成制度におきましては、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担していただくという考えに基づいています。重度心身障害者医療費助成制度につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき、埼玉県からの補助金を受けて実施している事業であることから、市として独自に判断することは困難となっております。

(2)【回答】】共生社会推進課

精神障がい者については、県の制度に基づき、１級だけを対象としております。また、重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県からの補助金を受けて実施している事業となることから、市単独で対象者及び補助対象を拡大することは困難と考えます。 そのため対象者及び補助対象の拡大につきましては、県の動向を注視してまいります。

(3)【回答】共生社会推進課

重度心身障害者の医療費助成については、資格取得要件を満たした方について審査を行 い、登録を行っております。そのため二次障害により、重度心身障害者の助成対象となった方につきましても、同様の手続きを行っております。

医療機関への啓発につきましては、近隣の医師会や埼玉県との調整が必要となるため、市として独自に判断することは困難となっております。

**５．　障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】共生社会推進課

実施しております。

②【回答】共生社会推進課

生活サポート事業は法定のヘルパー派遣制度を補完する趣旨の県補助事業です。県補助金にも上限が設定されており、利用時間の拡大は全て市単独事業となることから、利用時間の拡大は困難と考えます。

③【回答】共生社会推進課

県補助金にも上限が設定されているため、制度を縮小することなく、障がい児者が公平に利用していただきたいと考えておりますので、市単独で利用軽減を講じることは困難と考えます。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】共生社会推進課

障がい者の移動や、社会参加を促進するための事業として、福祉タクシー制度以外にも、スイカやパスモ等ＩＣカードへのチャージ代金の補助や、自動車燃料費の助成があり、どの制度も公平に年１２，０００円として、対象者が選択できることになっています。なお、初乗り料金の改定を受けて、３つの制度全てが年１２，０００円上限となったことや、市独自にデマンド交通の制度も活用できるため、他の制度との公平性から、今のところ福祉タクシー制度のみの拡充は考えておりません。また、補助券の変更については、県の動向を踏まえて検討してまいります。

②【回答】共生社会推進課

特に、当市では年齢制限や所得制限は設けておらず、介助者が付き添っている場合には利用できないということはありません。

**（３)**【回答】共生社会推進課

地域間格差があることは理解しており、障がい者の地域生活の支援と社会参加を促進するための事業で、基本的には市単独で実施するよりも、国県の補助事業で行うべきと考えております。国県の地域生活支援事業の補助事業への追加については随時要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】防災危機管理課

本市の避難行動要支援者名簿の対象者は７５歳以上の単身の世帯の者等としており、今のところ、避難行動要支援者名簿の枠を拡大する予定はありません。また、登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーにつきましては、災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和３年５月２０日に施行されたことに伴い、今後作成する避難行動要支援者名簿（個別避難計画）に本内容を反映させるかについては、関係各課と協議してまいります。

(2)【回答】防災危機管理課

本市では、福祉避難所として位置づけている公共施設のほか、民間の福祉施設と災害時における施設利用の協定を締結し、福祉避難所として利用できる施設の確保に努めているところでありますが、十分に足りている状況ではありません。このため、今後作成する個別避難計画の中で直接避難のあり方についても協議してまいります。

(3)【回答】防災危機管理課

本市では、在宅避難等する場合については、近くの避難所に在宅避難している旨を報告していただきたいと考えています。また、救援物資については、自らが避難所へ行き、受け取っていただくことを想定しております。なお、市民の皆さまには、在宅による避難生活等を行うことを想定し、あらかじめ家庭内備蓄等を行っていただけるよう防災訓練等において、啓発してまいります。

(4)【回答】】防災危機管理課

在宅避難者の個人情報を取り扱うことになりますので、在宅避難者の許可をいただくなど、慎重に判断をしてまいります。

(5)【回答】防災危機管理課

本市としましては、志木市地域防災計画で複合災害への対応策を定めているほか、市独自の感染症に対応するための避難所運営方針を定め、県や市の役割を明確にしているところであります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】共生社会推進課

県で事業者に向けて配布を行っており、県から直接事業者にご案内をしているところです。市で指定や委託をしている事業所（地域活動支援センターなど）については、市を経由して各事業所へ速やかにご案内させていただいております。（２）【回答】健康増進センター

新型コロナウイルス感染者に対する医療提供体制の構築は埼玉県が担い、入院等に関する医療機関との調整は保健所が実施しているところであり、入院等必要な医療の提供について、各医療機関に対して調整しているものと認識しております。本市としては、市民等から問い合わせがあった場合には、朝霞保健所や医療機関に確認しながら必要な支援をしてまいります。

（３）【回答】】健康増進センター

障がいをお持ちの方を含め、基礎疾患を有する接種希望者が確実に接種できるよう啓発を行っております。また、本市ではワクチン接種開始時点から、一貫して市内のかかりつけ医等で接種できるように、医療機関における個別接種を実施しているところであります。

（４）【回答】共生社会推進課

物価高騰に伴う障がい福祉サービス事業所への補助については、現在、埼玉県において、審議がされていることから、県から詳しい通知がありましたら、各事業所へ速やかにご案内させていただきます。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】人事課

障がい者の雇用については、対象枠を設け、一般事務職をはじめ、任期付き任用及び会計年度任用職員を募集しており、積極的な採用を行っております。手帳のない難病患者の採用については、現状、一般職員と同様の採用を行っております。

**◆06和光市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】今後も人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映して、策定いたします。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】自立支援協議会にて協議を進めており、「面的整備型」で地域生活支援拠点の整備を検討してまいります。

(2)【回答】施設整備及び基盤整備については、地域の課題を踏まえ、障害福祉サービスの需要と供給を精査しながら、障害者計画及び障害福祉計画に基づく整備を進めております。また、施設整備に伴う独自補助の予算については、市の財政状況を考慮しながら検討してまいります。

(3)【回答】年度ごとに入所施設や障害者数を把握し、「第六次和光市障害者計画及び第６期和光市障害福祉計画」に基づく計画的な基盤整備に努めております。また、定期的なニーズ調査等を行いながら、施設等の必要性を検討してまいります。

(4)【回答】定期的にニーズ調査を行うとともに、介護事業や困窮事業等と連携して支援を行ってまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者施設の状況を踏まえながら、必要に応じて県への働きかけを検討していきます。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限、年齢制限、一部負担金等は、市独自のものは導入していないため、撤廃することは現状考えておりません。なお、平成３１年１月１日から始まった所得制限に関しましては、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから導入しておりますので、ご理解をお願いいたします。

(2)【回答】精神障害者の医療費の助成に関しましては、自立支援医療等の制度もあるため、精神障害者保健福祉手帳２級所持者を対象とすることは現状考えておりません。また、急性期の精神科への入院を補助対象とすることは、現状の制度対象者との線引きが難しいと考えております。

(3)【回答】二次障害における状況を把握するための施策を考慮し、国や県と協力しながら医療機関等との連携を検討してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**　**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当市においては、生活サポート事業を実施しております。

②【回答】年間利用時間は、１５０時間と十分な時間数を上限としております。

③【回答】生活サポート事業については、自己負担額の一部を市で助成することにより、１時間あたりの上限を５００円とし、利用者にとって利用しやすい制度にしております。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】令和２年２月１日よりタクシー初乗り運賃の改定が行われたため、福祉タクシー利用券については、選択制となっている自動車燃料費の補助制度と均衡が取れるように精査を行いながら、今後配布枚数等を検討してまいります。

②【回答】当市の制度運用において、所得制限や年齢制限は設けておりません。また、タクシー及び自動車に関しましては、個別の料金体系ではないため、介助者も利用できております。

**(3)**【回答】近隣市町村とは、定期的に協議の場を設けており、地域に応じた制度の導入を行っております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】現在対象者として「家族等による避難支援を受けることができる方」は除いていますが、何らかの事情により同居の家族がいても希望する場合は「市長が特に必要があると認めた者」として登録いただくことが可能です。

避難行動要支援者の避難経路につきましては、和光市避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書で確認しています。また、一次避難所の小・中学校及び総合体育館ではバリアフリートイレやスロープ等のバリアフリー対策が行われています。

(2)【回答】和光市の防災マニュアルでは、福祉避難所は、指定避難所の避難状況等を見極めたうえで、開設を判断する施設となっておりますので、発災直後には開設されておらず、施設の開設準備等へ混乱をきたす恐れがあることから、直接福祉避難所へ避難せず、指定避難所へ避難していただくようご案内しております。

(3)【回答】発災後に避難所以外で避難生活をおくる方への支援として、和光市地域防災計画では「在宅被災者への支援」を定めております。

在宅被災者への支援としましては、在宅被災者の人数やニーズを把握し、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施など保健医療サービスの提供、復旧・復興に関する情報提供等をしてまいります。

(4)【回答】市では災害時の避難行動要支援者名簿を作成しております。災害時における要支援者の安否確認や避難支援活動に活用することになっておりますので、当名簿を活用し、在宅避難者等要支援者を適切に把握し、名簿の開示ができるよう検討してまいります。

(5)【回答】この度の新型コロナウイルス感染症のように、大規模な感染症が発生した場合や、自然災害が発生した場合には、市は対策本部を設置し、全庁的に対策を講じてまいります。また、保健所への働きかけに関しましては、災害対策と並行的に感染症対策を行っていくうえで、連携強化が必要な業務につきまして、必要に応じて県や国に要請することを検討してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】今後も社会情勢を見ながら、必要に応じて当市における施策を検討してまいります。

（２）【回答】令和５年５月８日に新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けが５類へと移行した後も、埼玉県では「埼玉県指定診療・検査医療機関」としての指定を継続し、診療や検査を担って頂ける医療機関を増やしていく方向としており、市内でも新たに指定を受けた医療機関がございます。市としては、診療を受けられる医療機関について、最新の情報をご案内するよう努めてまいります。

（３）【回答】障害者施設等を利用している方への接種については、適切な時期に施設等への周知を図ることで、施設ごとに対応いただいています。

施設等を利用されている方以外で、医療機関等での接種が困難な場合は、往診による接種が可能な医療機関等をご案内しております。

接種を希望するすべての対象者が安心して速やかに接種することができるよう、体制構築に努めてまいります。

（４）【回答】ニーズを精査した上で、財政状況を考慮しながら適切な支援に努めてまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】現在難病患者に限定した職員採用を行っておりませんが、埼玉県や他団体の事例等を研究してまいります。

**◆07新座市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】（所管：障がい者福祉課）

第７期新座市障がい福祉計画及び第３期新座市障がい児福祉計画の策定に当たっては、新座市地域自立支援協議会条例に基づき、新座市地域自立支援協議会に諮問の上で、策定を行うものです。当該協議会は、障がい者等及びその家族、障がい者等の相談支援事業に従事する者、障がい福祉サービス事業に従事する者等に委員として御参加いただき、国・県の方針を踏まえながら、皆様と一緒に調査審議し、年度末までの策定を行ってまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】（所管：障がい者福祉課）

令和５年度に地域生活支援拠点等を１か所確保するため、新座市地域自立支援協議会に専門部会を設置し、面的な体制整備（地域の事業者等が機能を分担して支援を行う体制）を視野に検討を進めています。

(2)【回答】（所管：障がい者福祉課）

施設整備について、現時点で市独自の補助制度を創設する考えはありません。

(3)【回答】（所管：障がい者福祉課）

需要が増加していることは把握していますので、今後も事業所の確保に努めるとともに、市内外の事業所との連携を強化し、必要なサービスが提供されるよう努めてまいります。

暮らしの場の必要数については、そのニーズは個々に異なるので算出することは困難ですが、サービスの見込量と確保策については、現在策定中の第７期新座市障がい福祉計画においてお示しできるかについて検討してまいります。

(4)【回答】（所管：障がい者福祉課）

老障介護家庭に対する緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の提供の確保は、地域で安心して暮らすための重要な課題の一つと考えていますので、地域の指定特定相談支援事業所、グループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、新座市地域自立支援協議会とも連携し、地域生活支援拠点等の整備と併せて検討を進めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】（所管：障がい者福祉課）

市では、新座市障がい者通所施設体制強化事業補助金交付要綱により、基準以上に人員を配置した事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】（所管：障がい者福祉課）

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、平成３１年１月から所得制限が導入されたことから、本市においても財政状況等を勘案し、同要綱にのっとり所得制限を導入しました。なお、一部負担金等の導入はしていませんが、本市単独で所得制限及び年齢制限の撤廃することは、現時点で検討していません。

(2)【回答】（所管：障がい者福祉課）

本市では、独自事業として、自立支援医療の所得区分が非課税者（課税者については精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る。）に対する自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成を行っています。そのため、本市単独で、重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に精神障がい者保健福祉手帳２級所持者を含めることや、入院医療費を対象とすることは、現時点で検討していませんが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しています。

(3)【回答】（所管：障がい者福祉課）

二次障がいについても、障がい者手帳の等級により重度心身障がい者医療費支給事業の対象者を認定しています。二次障がいの進行を抑えるためには、治療やリハビリ等の医療が必要であり、医療に関することについて医療機関へ啓発することは難しいと考えます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】（所管：障がい者福祉課）

本市においては、平成１４年４月１日から新座市障がい児（者）生活サポート事業を実施しています。

②【回答】（所管：障がい者福祉課）

利用時間については、１年につき１５０時間を利用上限としています。本市においては、利用者の利用促進を図るため、利用者の負担軽減策として利用料の助成を行っており、利用上限時間の拡大については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

③【回答】（所管：障がい者福祉課）

障がい児（者）生活サポート事業については、事業に要する費用の３分の１の額を利用者が負担するものですが、本市においては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、１時間当たり４５０円から９５０円（全額）まで、県の補助対象とならない障がい者に対しては１時間当たり４５０円の利用料の助成を行っています。そのため、利用者の更なる負担軽減については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】（所管：障がい者福祉課）

本市では、障がい者の社会参加促進事業として、１、２級及び肢体不自由で３級の身体障がい者手帳を所持している方、○Ａ、Ａ、Ｂの療育手帳を所持している方、１、２級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に、年間２４枚の福祉タクシー券を配布しています。さらに、人工透析を受けている方については、年間４８枚の福祉タクシー券を配布しています。福祉タクシー制度については、埼玉県と協定を締結しているタクシー事業者の協力によるものであり、単独での実施は難しいことから、市独自で１００円券等の補助券を導入することは難しい状況です。

②【回答】（所管：障がい者福祉課）

本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度については、１、２級及び肢体不自由で３級の身体障がい者手帳を所持している方、○Ａ、Ａ、Ｂの療育手帳を所持している方、１、２級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限は設けていません。さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのＩＣカードに対する助成事業も実施するなど、制度の拡大も図っています。

(3)【回答】（所管：障がい者福祉課）

近隣の朝霞地区４市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施しています。

また、機会を捉えて、県に補助事業の復活を要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】（所管：危機管理室）

避難行動要支援者支援制度については、より実効性のある制度とするため、平成３１年４月１日に対象者の要件を見直しました。現段階では、この実効性を担保するため、登録する枠を拡大する考えはありません。なお、対象者要件に該当する方については、御家族の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿への登録が可能です。要支援者の避難経路の確認については、町内会や自主防災会などの避難支援等関係者に依頼し、避難場所のバリアフリーについては、避難場所となっている施設と連携してまいります。

(2)【回答】（所管：危機管理室）

現在の新座市地域防災計画では、福祉避難所を二次的な避難所として位置付けており、市内の指定緊急避難場所　（４１か所）に避難された方のうち、重度の治療を必要とする方については、病院へ移送し、寝たきり等日常生活に全介助が必要な方や精神障がい等配慮を要する方などについては、順次、福祉避難所に移送することとしています。したがって、現段階では登録制にすることは考えていません。

(3)【回答】（所管：危機管理室）

市では、自らの安全は自ら守るという理念を基本として、市民や事業者等に対して、平常時から最低３日分（できれば１週間）の物資を備蓄するよう啓発しています。一方で、災害時に住家が全壊した等の被災者への支援を行うため、避難者想定人数等に基づき、食料や生活必需品等の備蓄目標を設定し、その維持・管理に努めており、指定避難所となっている各施設に設置した防災備蓄倉庫等で管理しています。こうした救援物資については、在宅避難している方々に対しても提供することとしていますが、避難所以外に配送することは考えていません。なお、避難所へお越しいただければ、救援物資を提供します。

(4)【回答】（所管：危機管理室）

避難行動要支援者のうち、町内会等の避難支援等関係者への情報提供に同意されている方の情報については、平常時から避難支援等関係者に提供し、地域支援者の選出や日頃の見守り活動等に努めていただいています。一方で、災害時においては、情報提供に同意されていない要支援者の情報についても、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で情報を提供することとしています。

(5)【回答】（所管：保健センター、危機管理室）

保健所は県の機関であるため、市としては、県の動向に注視するとともに、保健所の機能強化を図るための職員の拡充や相談体制の整備を県に要望してまいります。本市では、新型インフルエンザ等感染症対策についても、自然災害対応を行う危機管理室が対応することとしており、関係部署で連携し、感染症の流行等を踏まえた感染防止対策を講じています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】（所管：障がい者福祉課）

新型コロナウイルス感染症については、５類感染症に移行したことから、市独自で衛生用品を配布することは考えていません。今後も、新型コロナウイルス感染症に関する国の動向に注視してまいります。

（２）【回答】（所管：障がい者福祉課）

医療機関への入院や治療に関する周知については、県において実施しているため、その動向を注視してまいります。

（３）【回答】（所管：新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室）

新型コロナワクチン接種について、障がいのある方は、基礎疾患による優先接種を市に申し込んだ方、精神障がい保健福祉手帳を所持している方、療育手帳を所持している方には申請不要で接種券を事前に送付しており、優先接種を実施しています。現在、５月８日から８月３１日までの期間で実施している春の接種は、６５歳以上の高齢者及び５歳以上の基礎疾患を有する方を対象として、順次接種の御案内をしています。９月以降に実施予定の秋の接種については、現時点で詳細が決まっていませんが、今後、国から新たな方針が示された場合には、速やかに対応できるよう引き続き備えてまいります。

（４）【回答】（所管：障がい者福祉課）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた障がい福祉サービス事業者に対し、物価高騰対策支援金を支給する予定です。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】（所管：人事課）

本市では、採用試験において、教養試験、論文試験、面接試験等を実施し、業務に対する資質、能力、適性等で採否を判断しており、難病指定を理由として、採否の決定はしていません。また、募集職種として、障がい者枠は設けていますが、御指摘いただいた難病患者枠については、埼玉県「スマートステーションflat」のような、指定難病のそれぞれの特性に応じたきめ細やかな配慮ができる職場環境を用意することが困難であるため、設定していません。今後、国や県の動向を注視してまいります。

**◆08富士見市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障がい福祉課

富士見市障がい者支援計画については、障がいのある方へのアンケート調査、事業所等関係者のヒアリング調査、庁内事業推進進捗状況調査などを行い、各種施策の実績値を鑑みながら、富士見市障害者施策推進協議会及び庁内委員会での協議・確認等を経て策定しております。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】障がい福祉課

地域生活支援拠点では、既存の社会資源を活かし、分担して機能を担う「面的整備型」により、地域生活支援拠点等の整備をしました。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて、富士見市基幹相談支援センターをコーディネート役として実施しております。今後についても、現在の事業の継続を予定しております。

(2)【回答】障がい福祉課

面的整備型により、既存の社会資源を活かして事業実施をしているため、現在、施設整備についての予算化を行う予定はありません。

(3)【回答】障がい福祉課

本市では、ここ数年、毎年のようにグループホームが建設されている中、富士見市障がい者支援計画に基づき、障がい者数やサービス利用見込みなどを把握し、適切に事業を推進しております。近隣市にも多く開設され、空室のあるグループホームや事業所から、利用者の紹介を求められている状況があることから、現在のところ、市が主になり、暮らしの場の設置をすることは考えておりません。

(4)【回答】障がい福祉課

親なきあとの支援として、富士見市地域生活支援拠点事業を実施しております。今後も、障がい者基幹相談支援センターなど、関係機関と連携し、これまでと同様に、緊急時の受け入れや対応等の支援を実施してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障がい福祉課

障害者福祉施策推進協議会などの障がい者支援事業所との協議において、現状の把握に努めてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】障がい福祉課

身体障害者手帳等の所持者の高齢化が急速に進行する中、対象者及び助成額が大幅に増加していることから、本制度を維持していくために、県に準じて実施をするものです。

(2)【回答】障がい福祉課

限られた予算の中で本制度を維持していくために、埼玉県補助要綱に合わせ実施しており、現時点では、制度を拡充することは難しいものと考えております。埼玉県では、令和４年度から、重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会が設置され、「重度心身障害者医療費助成制度の対象者に関すること」及び「重度心身障害者医療費助成制度の安定的な事業継続の検討に必要な推計等に関すること」について、検討がなされておりますので、検討内容を注視してまいります。

(3)【回答】障がい福祉課

これまで同様に、当事者からの相談があった際は、支援を行います。医療機関については、機会をみて、県へ要望します。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障がい福祉課

実施しております。

②【回答】障がい福祉課

埼玉県の補助金額が増えることはなく、限られた予算の中で制度を維持していくため、利用時間の拡大は困難と考えます。

③【回答】障がい福祉課

埼玉県の基準では、成人障害者への利用料軽減策が設定されていないことから、独自での軽減策は困難と考えております。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用助成事業については、県内全域のタクシー事業者で利用ができるよう、埼玉県が事務局となり、県内各自治体における取り扱いを概ね統一したうえで、初乗り運賃相当額を助成対象とし、１回の乗車につき１枚利用とする方式を採用しております。そのため、本市のみ１００円券（補助券）を発行することは、混乱を招く恐れがあり、困難と考えます。なお、本市としては、初乗り料金の改定を受け、令和２年度から配布枚数を増やしております。また、今年度より、１回につき２枚までの利用が可能となるよう、制度が変わっております。

②【回答】障がい福祉課

身体障害者手帳および療育手帳並びに精神保健福祉手帳の所持者の方が、対象です。また、介護者付き添いや介護者運転についても、支給対象としています。

なお、現時点で、所得制限と年齢制限を導入する予定はありません。

**(3)**【回答】障がい福祉課

地域間格差の是正について、埼玉県福祉タクシー運営協議会等で協議しており、補助金については、機会を捉えて県に要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】福祉政策課

避難行動要支援者名簿登録の対象者については、富士見市地域防災計画で定められておりますので、今後の研究課題としてまいります。また、個別計画を作成する際は、町会長、民生委員等が登録者宅を訪問し、避難経路などを確認の上、計画を作成しております。

(2)【回答】危機管理課

直接福祉避難所に避難すると、施設の受け入れ体制等によっては受け入れができない場合が生じてしまいます。このようなことから、災害時の避難については、まずは最寄りの指定避難所に避難していただき、通常の避難所では生活が難しい方がいた場合に、災害対策本部が福祉避難所施設と連携し、収容可能人数等を確認したうえで福祉避難所を開設します。避難所において福祉的措置が必要な方については、通われている福祉施設やケアマネージャー、ご家族等と相談いただき、ご自身でも避難計画を検討していただきたいと考えております。

(3)【回答】危機管理課

市の災害用備蓄については、想定避難者数分と想定帰宅困難者数分を備蓄しており、市民の皆様に対しても、３日分程度の備蓄（自助）をお願いしているところです。自宅や車中等で避難する方については、ご自身での備蓄食料や自主防災組織での備蓄等での対応をお願いしてまいりたいと考えております。

(4)【回答】福祉政策課

災害対策基本法第４９条の１０に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行っておりますので、名簿の取り扱いについても、同法の規定に基づき、行ってまいります。

(5)【回答】危機管理課、健康増進センター

災害発生時における保健医療体制の充実と強化については、朝霞保健所管内の市町の危機管理部門と保健部門の代表と県、保健所、消防などからなる保健医療圏地域災害保健医療調整会議があり、平時には情報・意見交換を行い、災害発生時には、１週間以内に対策会議を設けることを想定しております。保健所は、地域保健法により、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として情報を集約し、対策を講じております。保健所は、その機能を十分担っていると考えますので、県や国へ働きかける予定はありません。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】障がい福祉課

一昨年、埼玉県障害者支援課で配布事業が実施され、事業所への配布を市町村が実施しました。その後、マスクなどが不足しているという状況は伺っておりませんので、現在のところ、市単独で実施する予定はありません。

（２）【回答】障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症による入院の有無については、医師の判断によるため、市で周知することは難しいと考えます。

（３）【回答】健康増進センター

障がい者の入所施設につきましては、医療機関による施設内での巡回接種をしております。

（４）【回答】障がい福祉課

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内障害福祉サービス事業所等に対し、運営の安定化を図ることを目的に、令和５年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県単価に準じて２回目の物価高騰対策支援を行うことが決定しております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】職員課

本市職員の採用にあたりましては、障がい者枠として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方向けの試験を実施しているところです。手帳を所持されていない方については、受験資格に合致する職種に応募いただいております。手帳のない難病患者の方を積極的に採用していくことにつきましては、今後、埼玉県や近隣自治体の事例等を研究してまいります。現在、厚生労働省で指定されている指定難病を患っている職員は、入職後に発症した者も含めて複数名いると認識しておりますが、詳細は差し控えさせていただきます。

**◆09ふじみ野市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害者福祉計画及び障害児福祉計画は、国から示される基本指針に基づき策定しております。過日示された第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本方針に沿ったもの　とし、成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保に向けた計画を策定いたします。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域で支えるための地域生活支援拠点等事業の整備についても基幹相談支援センターが中心となり、令和４年度から、緊急時に備えた事前登録の受付及び地域生活支援拠点等実施事業所の登録を開始したところです。引き続き、地域生活支援拠点等事業の登録事業所について法人へ協力の働きかけを行い、緊急時に支援が必要となる方への事前登録等について市民へ周知してまいります。

(2)　【回答】状を踏まえた体制整備や基盤整備について、当事者の意見や課題に対応していくため、第２期ふじみ野市障がい者プランを策定し、プランに基づいた施設整備を図っております。予算化に当たり、国や県の補助対象となる項目がある場合は、これらを積極的に活用してまいりますので、市独自の補助金は現在のところ考えておりません。

(3)　【回答】令和５年５月１日現在、市内には入所施設はございませんが、グループホーム及び生活ホームが１１か所あり、グループホームは直近の２～３年間で５か所増えております。令和４年度に実施したアンケート結果では約５割の方が家族と一緒に生活したいと回答しておりますが、約１割の方が施設入所やグループホームを希望しています。今後も施設・病院等からの地域移行や一人暮らし、重度障がい者の方に対応できる施設等の多様なニーズに対応できるよう、居住の場について検討してまいります。

(4)　【回答】８０５０・９０６０問題は、年齢のほか、経済面、病気、障がいなど様々な課題が複合的に　重なっている背景があります。当市では、複合・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制の重層的支援体制整備事業を実施しており、関係課等と連携して相談業務を実施しているところです。また、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域で支えるための地域生活支援拠点等事業の整備も基幹相談支援センターが中心となり令和４年度から進めております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】当市で開催される事業所連絡会や障がい者プラン策定に係るアンケート調査を通して、サービス提供の現状や人材育成・人材定着のための取組みなどを整理し、優先される課題解決に向けた取組みを継続してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】県の制度に則り実施していることから、現状では考えておりません。

(2)【回答】現状では考えておりませんが、県の動向を注視してまいります。

(3)【回答】障がいの重度化や複雑化する相談内容に対応できるよう、障がい者総合相談支援センターりあんを中心として、相談体制の充実強化に努めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当市では実施しております。

②【回答】県の制度に則り、登録利用者の１人当たりの利用時間は年間１５０時間としております。今のところ利用時間の拡大は考えておりません。

③【回答】当市においては、１８歳以上の利用者負担額を算定する際に、属する世帯の生計中心者の市町村民税の課税状況により負担が軽減されるよう、５段階の階層区分に分けております。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】令和２年度から福祉タクシー券の配付に当たり、１月当たり１枚を増やし、年間４８枚としたところです。また、令和５年度からは、埼玉県の利用方法変更に伴い、割引後の運賃が１，０００円以上の場合は１回の乗車で２枚利用できるよう取り扱いを変更しました。なお、当市単独での１００円券の導入は考えておりません。

②【回答】福祉タクシー券は、介助者が同乗しての利用は可能となっております。また、所得制限や年齢制限は設けておらず、今後も導入の予定はございません。

**(3)**【回答】　県への働きかけは考えておりません。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】地域防災計画の改定にあわせ、制度の対象者要件が「災害発生時等に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」になるよう見直しを行いました。その中でも、家族要件は定めておりません。なお、本人の状況により個別対応が可能なケースがありますので、名簿への登録を希望される場合は事前に相談いただけるよう周知してまいります。避難経路については、個別避難計画の中で定める事項とされているため、計画作成を推進してまいります。指定避難所は、当市では学校、公共施設が指定されており、入口のスロープやトイレのバリアフリー対応はしております。

(2)【回答】地域防災計画の改定にあわせ、公設の福祉避難所と協定による福祉避難所を区分し、福祉避難所の取り扱いを整備しました。また、個別避難計画の作成を推進することで、直接指定避難所への受け入れができるよう調整してまいります。

(3)【回答】現在、当市の地域防災計画においては、地域防災拠点として各指定避難所を割り当てており、そこを起点として避難者等の方々への支援体制を整備しているところです。災害時には、「自助・共助・公助」が一体となった対応が欠かせない為、引き続き、災害への事前の備えについて周知を行うほか、自治組織等との連携強化に努めてまいります。

(4)【回答】当市で整備している「避難行動要支援者名簿」につきましては、災害対策基本法の定めにより、災害発生時または、発生の恐れがあり、生命または身体を保護するために特に必要がある場合、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に対して情報を提供することが可能です。

(5)【回答】自然災害や感染症の発生時には対策本部を立ち上げ、各部署で連携を図りながら対応をしております。また、特に必要な場合にはプロジェクトチームを置いて対応することとしており、新型コロナウイルスワクチン接種に際しましては、令和3年2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、当該業務にあたりました。保健所との関わりにつきましては、関連部署において県の方針に基づき、適切に対応しております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】令和２年度、国や埼玉県の依頼に基づき、障がい者施設及び医療的ケアを要する方へアルコール消毒液やマスク等の衛生用品を配布したところですが、衛生用品の市場での供給量は、以前に比べ安定したため令和３年度以降は実施しておりません。

（２）【回答】在宅生活を送る障がい者が陽性となった場合は病状や障がいの状況に応じて県と相談の上、入院の調整をしてまいります。

（３）【回答】ワクチン接種につきましては、国が示している接種順位の考え方と具体的な範囲を基本とし、基礎疾患を有する者に該当する障がい者は優先的な接種を進めてまいりました。接種に当たっては、ご本人の体調面等を考慮し、日ごろから利用しているかかりつけの医療機関での接種をお勧めしております。なお、接種時には、同行援護サービスや地域生活支援事業、手話通訳者等派遣事業などを活用していただくことが可能です。

（４）【回答】物価高騰による障がい福祉事業所の支出負担増に対する支援として、令和４年度に支援金を給付しました。現在のところ市独自の補助は考えておりません。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】現在、当市における手帳のない難病の職員について在籍していることを把握しておりますが、難病は疾病ごとに症状や機能障害もそれぞれ異なるため、該当する職員本人とは、定期的に病状を共有しながら、人事配置等の配慮を行い勤務継続に繋げております。現時点では、障害者手帳を所持していない場合は、一般の採用枠での受験となりますが、今後、国や県、他市等の状況を注視するとともに、働き方の課題や配慮等についても研究してまいりたいと考えております。

**◆10三芳町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】福祉課

これまで通り、当事者のご意見を大切にしたいと考えます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】福祉課

令和３年度から始まっている「三芳町障がい者福祉計画・第６期三芳町障がい福祉計画・第２期三芳町障がい児福祉計画」において、令和５年度末までに地域生活支援拠点を１か所整備することを目標に掲げています。また、地域生活支援拠点の体制整備の一環として、令和２年２月に「みよしの里」に緊急時のショートスティベッドを２床整備しました。

(2)　【回答】福祉課

主体からの施設整備に関するご相談には、これまでも対応してきました。今後も同様です。独自補助の考えは今のところありません。

(3)　【回答】福祉課

障害福祉サービスの見込み量と確保については「第６期三芳町障がい福祉計画」のとおりです。この確保は、町内だけで充足させることではなく、個別のニーズに応じて町外での確保も行い対応してまいりました。今後も同様です。事業進捗には実施主体たる事業所のご協力が必要で、その点に関しては常に相談しながら行っています。

(4)　【回答】福祉課

当町では、高齢者と障がい者の事務を所管しており、これまでも365日、24時間、緊急時に個別の状況に応じて相談対応をしてきました。今後も同様の対応、体制を維持してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】福祉課

職員不足への対応は、状況や必要に応じて各施設からの相談に対応しています。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】福祉課

医療制度の補填を福祉制度で行うには財政的負担が多く、事業の財源は県補助金を前提としているため、県要綱に定める以外の事業はできません。

(2)【回答】福祉課

県補助を財源とする事業のため県要綱に定める以外の対象は考えていません。

(3)【回答】福祉課

二次障害は個別それぞれの状況や背景があり、十分に応えるべくケースワーカーが対応しています。必要に応じて医療機関を含む関係機関への対応も連携しつつ行っています。今後もそのように対応します。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1)障害者生活サポート事業**

①【回答】福祉課

実施しています

②【回答】福祉課

本事業は県補助要綱に基づき実施しており、規定される時間の拡大は考えておりません。

③【回答】福祉課

県補助を財源とする事業のため県補助要綱のとおり実施します。

**(2)福祉タクシー事業**

①【回答】福祉課

初乗り運賃の増減により配布枚数を増減させたことは、これまでございません。あくまでも 初乗り運賃の補助という考えとなりますので100円券の発行も必要ないと考えます。

②【回答】福祉課

介助者単独での利用は想定していませんが、障害者ご本人が同乗する場合は、これまでも特に制限していません。

(3)【回答】福祉課

機会があれば検討いたします。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】福祉課

当町では行政保有名簿の対象者を難病見舞金の対象者も含めており幅広く対応することとしています。また、ご家族の有無は名簿登載には関係ありません。避難経路や避難場所のバリアフリーは自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的に開催する会議で検討します。

(2)【回答】福祉課

重点対象者の登録制については、前述の自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的に開催する会議で検討します。

(3)【回答】自治安心課

在宅被災者に関しましても、該当地区の防災拠点であります指定避難所にて、飲食料や物資の受け取りを行う事を原則としております。しかし、要援護者等その受け取りが困難な状況になった方につきましては、それぞれの避難所の運営体制の中で、自治会等の支援者を通して宅配等を行う事となっております。

(4)【回答】福祉課

避難行動要支援者名簿の開示は、ご本人の意思にかかわらず行われるため厳密に取り扱うべきものと考えます。現在定められた支援機関以外の開示は考えておりません。

(5)【回答】政策推進課

当町では自然災害に対応する災害対策グループ、感染症等に対応する危機管理グループを設置し、全庁横断的に対応する組織体制となっております。新型コロナウイルス感染症の対応では、保健所をはじめ県と連携を図り、緊急支援事業等に取り組んでまいりました。今後も県との連携のもと、危機管理等に努めてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】福祉課

衛生用品については、国や県を通じ配布を行ってきました。今後も、国等から衛生用品が届くのであれば、速やかに施設等への配布を行っていきます。

（２）【回答】福祉課

ご存じのとおり、自宅での経過観察の判断は保健所が行います。町福祉担当課としては、要請があれば保健所の業務に最大限協力します。

（３）【回答】福祉課

ワクチン接種の担当課である健康増進課と連携を図っていきます。

（４）【回答】福祉課

障害者施設については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、物価高騰対策として昨年度同様に支援を行います。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】総務課

現在、難病患者につきまして別途採用枠を設けるなどは行っておりませんが、病気の有無にかかわらず、募集は広く行っているところです。また、難病の職員につきましては、人数等含め個人の特定につながる恐れがあるため詳細は差し控えますが、該当職員の体調等を考慮しながら勤務を継続している状況です。

**11春日部市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障害市福祉計画及び第３期障害児計画におきましては、策定に向けて障害者支援事業所にアンケート調査等を行い、春日部市自立支援協議会からも意見を伺いながら、地域ニーズなどの把握に努めてまいりたいと考えております。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点の整備に向けて、自立支援協議会から意見を伺いなら協議しているところです。

(2)　【回答】市単独補助は難しい状況ではございますが、共生社会の実現に向けて、障害福祉計画に基づく地域での居住の場の確保に努めてまいります。

(3)　【回答】グループホームにつきましては、令和５年５月３１日現在、市内に８３施設のグループホームがあり、１４８人の方が入居しております。そのうち、重度障害者の受入れが可能なグループホームが２２施設あり、合計定員数１０２人に対し８７人が入居し、入居率は８５％となっております。今後につきましても、令和２年度に策定した「第６期春日部市障害福祉計画」におけるサービスの見込み量と今後の実績を検証し、本市の実情を踏まえた必要な機能について、判断してまいりたいと思います。また、入所施設の整備についてですが、入所施設の整備には多額の費用が必要となります。社会福祉法人等に対しては国や埼玉県からの補助金がありますが、自治体が整備する場合には、補助金の対象となっておらず、市が入所施設を整備することは困難であるとともに、施設整備に対する独自補助につきましても、難しい状況でございます。

(4)　【回答】養護者の方々の介護の負担が過大にならないよう、負担を軽減するための様々なサービスを積極的にご活用いただくため、まずはケースワーカーへご相談ください。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】本市独自の手立てを行う予定はございませんが、福祉人材の確保につきましては、将来にわたって福祉・介護のニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく観点から、国の福祉人材確保の方向性として、「労働環境の整備の推進」「キャリアアップの仕組みの構築」、「福祉・介護サービスの周知・理解」「潜在的有資格者等の参入の促進」「多様な人材の参入・参画の促進」の５つの視点から人材確保のために講ずべき措置を整理し、様々な施策を推進しております。例えば、国の施策において、福祉介護職員報酬ベースアップ等支援加算は国が障害者団体等にヒアリングを行い、関係団体からの要望や意見等を踏まえ、処遇改善等が図られた報酬改定を経て介護報酬に取り込まれております。今後も、国では令和６年度の報酬改定の時期に合わせ、各団体からヒアリングを行っていくと思われますので、引き続き人件費に関する処遇改善の要望も上がっていくものと思われます。また、埼玉県福祉人材センターでは、専門の相談員を配置した相談窓口や無料職業紹介事業やマッチング支援、再就職支援などを実施しております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**　(1)【回答】所得制限は、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという、負担の公平性を図る観点から導入され、年齢制限は、高齢化が急激に進行する中で、近い将来制度の維持が難しくなるとの観点から県補助金要綱の規定に則り、導入されたものです。一部負担金につきましては、本市においては現時点では導入しておりませんが、県の動向を注視してまいります。

(2)【回答】精神障害者保健福祉手帳２級所持者を助成対象とすることにつきましては、令和４年度から埼玉県の主導により「埼玉県重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会」が開催され、検討が進められております。本市としての意見や必要な資料を提供しながら、急性期の精神科への入院補助も含めて、今後の県の動向を注視してまいります。

(3)【回答】障がいをお持ちの方の個々の状態に応じた支援が必要であることから、保健、医療、福祉がそれぞれの役割分担により支援をしていくため、関係機関との支援会議等を通じて連携を図ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】本市は、平成１７年１０月の合併以前から、旧春日部、旧庄和町のそれぞれにおいて、生活サポート事業を実施しており、合併後も継続して事業の実施をしております。

②【回答】本事業につきましては、埼玉県の補助要綱（埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱）及び、実施要項（障害（児）者生活サポート実施要綱）に基づき実施しておりますことから、市が単独で利用時間の拡大をすることは、難しいと考えております。

③【回答】

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】本市では、令和２年４月より、一人当たりの配布枚数を２０枚から３０枚（１０枚の増）に増やしております。なお、この事業は埼玉県と県内のタクシー事業者が加入する協会等との協定に基づき、事業の県内広域化を図り、県内の各自治体が同じ制度で実施することにより、県内全域で利用できる制度となっております。このようなことから、本市だけが独自の制度とすることは、事業の県内広域化が維持できないととともに、タクシー事業者において混乱を招くなど、様々な問題が生じますことから、現状におきましては困難であると考えておりますことから、１００円券（補助券）について導入する予定はありません。

②【回答】本市では、３障害を支給対象とし、自動車燃料費の助成においては、介助を行う家族が所有する自家用車、及び、家族による運転も、支給対象に含めております。　　また、支給に対する、所得制限及び年齢制限は導入しておりません。

(3)【回答】　本市は、両事業とも実施しておりますので、県への働きかけをする予定はございません。今後も本事業が障がいをお持ちの方々の、生活の一助となるよう、努めてまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者名簿の枠については、真に避難支援が必要な方が対象となるよう、枠の拡大を含め検討してまいります。また、現状では家族の有無に関わらず、対象の方であれば名簿に登載することとして対応しています。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーについては、要支援の状況に応じて予めご自身で確認いただき、発災時の対応を事前に把握してください。

(2)【回答】本市では、協力をいただいた福祉施設や公共施設の計４２施設を福祉避難所として位置付けています。福祉避難所は、協力施設の受け入れ体制が整ってからの開設となりますので、福祉避難所に直接避難することはできないものとなっています。まずは、身近に開設された指定避難所に避難することを最優先としてください。福祉避難所への直接避難については、令和３年５月に改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」に基づき、市の関係部署や協定を締結している団体等と意見交換などを行なってまいりたいと思います。

(3)【回答】在宅避難者への食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給については、一般避難　　者同様に避難所にて行います。

(4)【回答】災害時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援関係者などに対し、必要な範囲で、名簿情報を提供することができることとなっています。名簿情報の利用及び提供については、災害対策基本法の規定に基づき、関係各課と調整してまいります。

(5)【回答】現状、自然災害や感染症の発生の際には、関係部署と連携を図り対策を講じていることから、新たな部署の創設ではなく、より強固な連携体制の構築を目指してまいります。なお、感染症への対応については、保健所を設置する県が主体となることから、県との連携を図りながら、市民に対しての情報提供や感染予防の注意喚起を行うとともに、県からの協力要請があった場合は、要請事項について協力していくと共に、必要に応じて県・国へ働きかけを行います。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】令和５年５月８日より、新型コロナウイルス感染症が５類へ移行し、国の対応方針も、行政が法に基づき、要請、関与する仕組みから、個人の選択を尊重し自主的な取り組みを基本とする方針へと転換いたしました。感染を防止するための、マスク等の衛生用品につきましても、入手が困難な状況は解消しており、市場に安定して供給されていることから、現時点では衛生用品を配布する予定はございません。

（２）【回答】発熱等の症状がある方の受診に関しては、市公式ホームページにおいて「埼玉県診療・検査医療機関検索システム」や、春日部市内の「診療・検査医療機関一覧表」を掲載し、受診可能な曜日や時間などをご案内しています。また、受診を迷う方などの受診相談に関しましても、「埼玉県コロナ総合相談センター」をご案内しています。

（３）【回答】ワクチン接種につきましては、国や県の動向を踏まえ、本市の担当部署と協力、連携してまいります。令和５年春開始接種の対象者については、初回接種（１・２回目）を終了した、６５歳以上の人、５歳から６４歳までの基礎疾患を有する人、医療従事者、高齢者施設従事者などに限定しています。接種場所については、市内医療機関や集団接種会場を開設して接種を行っています。まずは、かかりつけ医での接種が可能かご確認をお願いします。

（４）【回答】物価高騰に対する支援としては、令和４年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源として、障害福祉サービス等事業所へ助成金の交付を実施する予定です。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】手帳のない難病患者の雇用については、県内自治体の動向等を注視しながら検討してまいります。また、難病患者の現在の雇用状況について、手帳の有無にかかわらず、障がいや病気で配慮が必要な方については、合理的な配慮をしております。

**◆12草加市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

第７期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定める計画です。また、第３期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。両計画とも厚生労働省の定める基本的な指針と埼玉県の方針に基づき、本市における障がい者や障がい児を取り巻く変化や課題に対応するため、障がい当事者や介護者、支援事業者や知識経験者等により構成される計画策定のための協議の場を設け、丁寧に意見等を伺いながら計画策定を行ってまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

障害者地域生活支援拠点事業につきましては、令和３年度（２０２１年）から地域支援のため地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行うための体制を整備し、自立支援協議会等の既存の協議会や基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等と連携しながら、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築を進めております。今後におきましても、更なる地域生活支援拠点等の機能の充実を図るためにも、障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができるよう、障害者支援施設やグループホーム、短期入所などのサービス施設が重要であると考えており、障がい者の居住の場の支援について、本市の実情を踏まえながら、実績のある民間事業者による整備を行うことができるよう取り組んでまいります。

(2)　【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

施設整備につきましては、整備を行う民間事業者の負担を少しでも軽減できるよう独自補助も含め検討を行ってまいります。

(3)　【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

引き続き自立支援協議会等既存の協議会や障害福祉サービス事業所等と情報共有や連携を図りながら、令和５年度（２０２３年度）策定予定の「第四次草加市障がい者計画」及び「第７期草加市障がい福祉計画」において、居住の場の支援の確保や整備に関する考え方を明記してまいります。本市における障がい者数は、障がいの特性により様々ですが、年々増加傾向にあることから、暮らしの場につきましても、入所、通所を問わず、専門性のある質の高いサービスを行うことができる障害福祉サービス事業所や障がいへの理解促進等の取組が必要であると考えております。民間事業所等による誘致等も含め、引き続き、障がい者の地域移行の促進に向けた暮らしの場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

(4)　【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

老障介護など、様々な家庭の事情により支援を必要としている方につきましては、引き続き、障がい者の相談支援事業所及びサービス提供事業者などの関係機関と連携し、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。また、自立支援協議会などによる支援者間の情報共有化を図るとともに、緊急時の対応についても取組を進めてまいりたいと考えております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

障害福祉サービス事業所等における職員の確保、特に重度障がい者等の支援施設等における質の高い専門的人材の確保等につきましては、大変困難な状況にあり、喫緊の課題の一つであると認識しております。今後におきましても、国や県の動向を注視しながら情報収集を行うとともに、様々な機会を捉え、国や県へ適切な対応が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】【健康福祉部　保険年金課　後期高齢者・重心医療室】

重心医療制度につきましては、制度の運営上、県の補助が必要不可欠であり、市独自で県補助の対象外となる所得制限及び年齢制限を撤廃することは困難であると考えております。　　また、一部負担金等の導入につきましては、現在のところ、県から具体的な通知等はありません。今後につきましても、県や近隣自治体の動向を注視しながら実施してまいります。

(2)【回答】【健康福祉部　保険年金課　後期高齢者・重心医療室】

重心医療制度における県の補助要綱では、６５歳未満の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」といいます。）１級所持者の精神病床入院医療費や２級所持者にかかる医療費につきましては、補助対象外とされていることから支給対象になっておりません。ただし、６５歳になる前に精神手帳２級を所持した方が、６５歳以上になり、広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療制度に移行した場合は、重心医療制度の支給対象となります。なお、上記以外の精神手帳２級の方を重心医療制度の対象とできるかにつきましては、県や近隣自治体の状況及び財政面を含め勘案する中で検討する必要がございます。したがいまして、現段階においては市単独での対象者拡大は、困難であると考えております。

(3)【回答】【健康福祉部　保険年金課　後期高齢者・重心医療室】

二次障害についての援助等につきましては、医師等による専門的な判断の必要性や、医療機関、関係機関との調整等が生じますので、今後とも国や県の動向を注視してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】【健康福祉部　障がい福祉課、こども未来部　子育て支援課】

本市におきましては、生活サポート事業を既に実施しております。

②【回答】【健康福祉部　障がい福祉課、こども未来部　子育て支援課】

利用者一人当たりの利用時間は、年間１５０時間を上限としております。利用時間の拡充等につきましては、登録事業所における支援体制等の課題の整理を行いながら、引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。また、必要に応じて、短期入所や日中一時支援事業及び移動支援事業といった生活サポート事業以外のサービスについてもご案内するなど、相談者が求めるサービスを把握し、適切に支援が行えるよう対応しております。

③【回答】【健康福祉部　障がい福祉課、こども未来部　子育て支援課】

生活サポート事業では、障がい児・者で利用料の区分はされておりません。なお、利用料は利用者世帯階層区分により７階層に分かれており、所得税額に応じて設定しておりますが、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯につきましては、利用者負担はありません。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

「福祉タクシー・自動車燃料費助成制度」につきましては、移動の困難な心身に障がいのある方の自立した生活と社会参加の促進を図ることを目的とし、タクシー初乗運賃相当額の福祉タクシー利用券及び自動車燃料費利用券を交付しているものです。令和元年度（２０１９年度）までは利用券１枚につき７４０円の助成でしたが、令和２年度（２０２０年度）からは初乗運賃の改定に伴い、利用券１枚につき５００円の助成となりました。これに伴い、一人当たりの年間の助成額を維持するため、年間交付枚数を２６枚から３８枚に増やしております。また、利便性等の課題につきましては、引き続き県や福祉タクシー運営協議会に対して伝えてまいりたいと考えております。

②【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」の対象者は、年齢や所得に関係なく、身体障がい者手帳を所持されている方は１級から３級まで（ただし、３級の上肢のみの障がいを除く）、療育手帳を所持されている方はⒶからＢまで、精神手帳を所持されている方は１級から２級までの方としております。　　　また、障がい者手帳を所持されているご本人による運転が困難な場合は、介助者や付き添いのご家族など、介護されている方を含めてご利用いただくことができるものとなっております。

(3)【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」につきましては、以前は、地域生活支援事業における国、県の補助対象事業であったことから、国、県に対し当該事業の補助率等について見直しを図るよう、機会を捉えて要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

　(1)【回答】【市長室　危機管理課】

避難行動要支援者名簿の枠の拡大につきましては、民生委員や地域包括支援センターなどの人数に限りがあり、枠を広げて登録者数が増加した場合、災害時に本来支援が必要となる方への支援が届きにくくなることが想定されますので、ご家族などから支援を受けることができる方まで枠を広げることは難しいと考えております。避難経路につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関や団体の協力を得ながら要支援者の避難誘導支援を行うこととしておりますが、災害の状況に応じて避難先が変わる可能性があることなどを踏まえ、地域の方々と連携した取組が必要と考えております。このため、草加市町会連合会と連携し実施している市内一斉避難所運営訓練や、訓練実施に至るまでの地域との話し合いなどの場を通じて、避難経路や避難所のバリアフリーを確認できる仕組みづくりの構築を検討してまいります。また、市では令和３年度（２０２１年度）から、ＧＰＳ機能を利用して現在地からの避難経路を確認できる防災アプリを導入しており、今後はこの様な新たな情報機器を活用した対策につきましても検討してまいりたいと考えております。

(2)【回答】【市長室　危機管理課】

福祉避難所につきましては、特別養護老人ホームや障がい者施設などの平時に入所又は通所施設として運営されている施設を指定しております。現在の災害時の対応につきましては、福祉避難所の受入人数に限りがあるため、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で福祉避難所として開設することから、施設へ直接避難することは想定しておりません。また、登録制度につきましても、市外からの避難者の方や、発災時に受けたケガなどによって福祉避難所の利用が必要となる方の避難が想定されるなど、災害の種類や程度、被災状況などによって福祉避難所を必要とする方が異なるほか、施設の受入体制も異なりますので、福祉避難所への入所につきましては、発災時の状況を見極めながらの判断になると考えております。一方、令和３年（２０２１年）５月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の指定時にあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されておりますので、今後は国や県から示されたガイドラインなどを参考の上、直接福祉避難所へ受け入れるために必要となる条件や課題などを整理してまいりたいと考えております。

(3)【回答】【市長室　危機管理課】

救援物資につきましては、必要とする方に出来る限り公平に届くよう、在宅避難者や車中泊で避難している方にも名簿登録を勧め、避難所を物資供給拠点とし、救援物資を提供させていただくこととしております。

(4)【回答】【市長室　危機管理課】

「避難行動要支援者名簿」の開示につきましては、対象者の障がいの状況、要介護度などセンシティブな情報の記載、また、独居の高齢者であるといった情報なども含まれることから、慎重に対応すべきものと認識しております。災害時に要支援者の安否確認にかかるマンパワーは必要であると認識しておりますが、現在のところ、民間団体の訪問を目的とした名簿の開示は難しいものと考えております。

(5)【回答】【市長室　危機管理課】

感染症対策に係る事務につきましては、都道府県又は中核市以上の自治体が権限を有しており、草加市における感染症対策は埼玉県が所管する草加保健所が対応しておりますので、引き続き県と連携し、必要な対応を図ってまいります。

また、保健所の機能を強化するための自治体の役割につきましては、「地域防災計画」に自然災害のほか感染症発生に関して市が取り組むべき対策として、的確な情報提供や相談窓口の設置などを定めており、また医療救護等対策としては、県が設置する地域災害保健医療対策会議と情報を共有することで、二次保健医療圏内における医療に関わる連携を図ることとしております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和５年（２０２３年）５月から感染症法上の５類感染症に位置づけられたことに伴い、市におきましても、国の方針に基づき対応を進めております。アルコール消毒やマスクなど衛生用品につきましては、現時点で市場に安定して供給されているため、市では配布予定はございませんが、希望する障がい者施設には、県を通じて国からＮ95マスク等医療用物資の無償配布を行うなど対応が図られているところです。

今後につきましても、国や県の動向も注視しながら、市場が不安定となるような事態が生じた場合には、国や県と連携・調整の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

（２）【回答】【健康福祉部　新型コロナウイルス対策課】

県では、５類移行後は幅広い医療機関で患者を限定せず診察及び受入れするよう促進すると伺っております。診療・検査医療機関の公表が継続されるとともに、重症の方につきましては９月末まで県による病床確保が継続されております。

なお、入院調整につきましては、病診（病院と診療所）･病病（病院と病院）連携が原則となりますが、重症患者は引き続き県が支援するとされていることから、必要に応じた連携を図ってまいります。

（３）【回答】【健康福祉部　新型コロナウイルス対策課】

令和５年度（２０２３年度）のワクチン接種につきましては、春開始接種は障がい者施設や関係団体等と連携して対応を行っているところです。秋開始接種につきましても、引き続き連携して対応を行ってまいります。

（４）【回答】【健康福祉部　障がい福祉課】

事業所に対する物価高騰への支援につきましては、県が昨年度に引き続き、令和５年度（２０２３年度）においても、事業所の運営を安定させ、入所者・利用者へのサービスを維持することを目的に、昨今の原油価格や物価高騰に伴い運営費の増加が見込まれる高齢者施設や障害者施設などに対して、光熱費及び食材料費の高騰に係る経費を補助すると伺っております。この制度は、物価指数等の状況を詳細に把握し、事業所の規模や種別に応じて物価の高騰分を適切に支援するものであると伺っておりますので、市といたしましても、今後の物価の状況や国と県の動向、事業所の実情などを注視しながら、更なる支援が必要かどうか整理してまいりたいと考えております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】【総務部　職員課】

人事異動に係る自己申告制度を実施しておりますが、自己申告において難病指定されている疾病を患っている旨の記載のある職員が数名おりました。　難病は症状や個人によって差が大きく必要な配慮も異なることから、就業可能となる勤務形態や職務内容につきまして、他の自治体の取組状況などを注視し、適正な職員配置を進めてまいります。

**◆13越谷市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】福祉部　障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画は、計画策定にあたり国から示される指針に基づき策定することとされております。令和５年５月に国から示された指針は、障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見の趣旨等を踏まえたものとなっております。

第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定にあたっては、この指針に基づくとともに、本市の社会福祉審議会やパブリックコメントを通じ、当事者を含む市民等から意見を聴取してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】福祉部　障害福祉課

地域生活支援拠点については、越谷市障害者地域自立支援協議会に「設置準備専門部会」を設置し、障がい者等への支援体制のあり方や本市の実情に応じた整備のあり方など、障がい者等の支援に携わる方々からの意見等も踏まえながら検討しており、令和５年１０月からの事業実施に向けて準備を進めております。

(2)　【回答】福祉部　障害福祉課

社会福祉施設等の量的整備、質的向上を図り、利用者の処遇向上を図るため、国の補助金交付事業に上乗せして市単独で補助事業を実施し、施設の環境整備を促進しております。

(3)　【回答】福祉部　障害福祉課

現在、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする第６期越谷市障がい福祉計画を策定し、サービスの見込量の推計及びその確保に努めており、以後も同様に障がい者等のニーズを把握し、適切なサービス量の確保に努めてまいります。

(4)　【回答】福祉部　障害福祉課

老障介護家庭等における緊急時の受入体制等を整備する地域生活支援拠点等の仕組みの構築、そして、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後の支援など、対応の難しい相談を適切な障害福祉サービスへつなぐためのコーディネーター役を担い、総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置に向け、協議を進めており、令和５年１０月からの事業実施に向けて準備を進めております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】福祉部　障害福祉課

必要な人材を確保し、障害福祉サービスを安定的に提供していくために、これまで国が段階的に報酬改定を行い、職員の処遇改善のための加算を創設し、改善を図っております。今後も、広域的な対応が必要となる問題であることから、引き続き、国の報酬改定の動向を注視し、事業所が必要な加算を受けられるよう、相談等に対応してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】福祉部　障害福祉課

重度心身障害者医療費支給事業は、埼玉県の補助事業として実施しており、事業内容を埼玉県の補助基準と同様とするため、これまでに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を助成対象に加える一方で、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成対象外とし、また、平成31年1月からは、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図るため、所得制限を導入しています。今後も、埼玉県や近隣市町の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用し、事業の安定的かつ継続的な運営に努めてまいります。

(2)【回答】福祉部　障害福祉課

平成27年1月から精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を医療費助成の対象者として追加しました。同2級の所持者や急性期の精神病床への入院医療費を助成対象とすることについては、将来的な課題であると認識していますので、埼玉県や近隣市町の動向、社会情勢などを踏まえ、事業の安定的かつ継続的な運営に努めてまいります。

(3)【回答】福祉部　障害福祉課

二次障害は、もともとある障がいを主な原因として新たに発症する疾患や、もともとの障がいの重度化など、二次障害も様々なうえ個人差があります。継続的に専門医に相談することや経過観察を受けることを通常のケースワーク業務の関わりの中で促しています。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】福祉部　障害福祉課

事業内容として主に①一時預かり②派遣による介護サービス③外出援助等を実施しています。

②【回答】福祉部　障害福祉課

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児（者）生活サポート事業に基づき事業を実施しており、利用に当たっては、利用時間の上限（1名あたり年間150時間）があります。利用時間の上限拡大については、埼玉県や近隣市町の動向を注視し、対応を検討してまいります。特に、障がい児の利用については、利用時間数等が拡大しており、市町村の人口規模による限度額500万円を大きく上回る要因の一つになっています。補助基準、補助金等評価基準等に基づき、本事業の公益性・公共性・必要性・有効性・効率性等について検証・評価をするとともに、対応を検討してまいります。

③【回答】福祉部　障害福祉課

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児（者）生活サポート事業に基づき事業を実施しており、障がい児については、保護者の課税状況に応じた費用負担の軽減があります。成人障がい者への利用料軽減については、限りある予算を効果的に活用できるよう、埼玉県や近隣市町の動向を注視し、対応を検討してまいります。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】福祉部　障害福祉課

配布枚数は、令和２年度からは、１月当たり３枚（年３６枚）から４枚（年４８枚）としています。また、令和５年度からは、１回のタクシー乗車において、利用料金が初乗運賃相当額の２倍以上の額となる場合には、２枚まで使用できるようになりました。なお、１００円券については、本事業の目的が福祉タクシーの初乗運賃相当額の助成としていることから、埼玉県、県内タクシー事業者、市町村で構成する「福祉タクシー運営協議会」において、具体的な検討には至っておりません。

②【回答】福祉部　障害福祉課

福祉タクシー券、自動車燃料費助成券については、重度心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減、社会参加の促進及び障がい者福祉の増進を図ることを目的として助成を行っています。助成対象は、身体障害者手帳１級、２級の所持者並びに３級の所持者のうち下肢、体幹又は移動機能に障がいのある方、療育手帳Ⓐ、Ａ、Ｂの所持者、精神障害者保健福祉手帳１級の所持者となります。また、自動車燃料費助成券は、障害者手帳所持者の介護に利用する自家用車であれば、家族が運転する場合でも交付対象としています。さらに、令和２年７月より券種の区分変更申請を年度の途中でも認めています。また、事業を安定的に継続して実施していくため、平成３０年度から障がい者本人の住民税課税の有無により、交付決定を行っています。

(3)【回答】福祉部　障害福祉課

本制度の運営については、国や埼玉県の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用しています。機会を捉え働きかけていくとともに、今後、制度の安定的かつ継続的な運営のために必要な場合には、制度内容の見直しを検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】危機管理室

本市の「越谷市災害時要援護者避難支援制度」では、①75歳以上の一人暮らしの方、②75歳以上の高齢者のみの世帯の方、③要介護者認定区分3･4･5の認定を受けている方、④身体障害者手帳1･2級の交付を受けている方、⑤そのほか避難支援が必要と判断される方をそれぞれ制度の対象として、登録申請者の名簿を作成しています。①から④に当てはまらない方や、家族と同居している方であっても、個別の事情や状況等に鑑み、避難支援が必要であると判断される方であれば、⑤そのほか避難支援が必要と判断される方として、現行の制度でも名簿への登録は可能となっていますので、市の制度受付窓口にご相談いただければと存じます。なお、現行の対象者の枠組みにつきましては、今後、関係各課と協議の上、支援を必要とする方の特定に向けて、さらなる調査検討を図ってまいります。また、名簿登録者の避難経路や避難場所のバリアフリーにつきましては、登録者ごとに個別避難計画の作成を進めていますが、作成状況の進捗と合わせて確認を行っていきたいと考えています。

(2)【回答】危機管理室

福祉避難所の整備については、既存の公共施設や民間施設を福祉避難所として指定する取組を進めており、公共施設については、老人福祉センター、特別支援学校、県立大学等の９施設を指定しています。また、民間施設については、市内の指定居宅介護支援事業所や介護保険施設等で構成される介護保険サービス事業者連絡協議会と、「要配慮者に対する施設提供や介護支援者の派遣に関する協定」を締結しているほか、令和４年度は新たに医療法人秀峰会　北辰病院と協定を締結し、民間の福祉避難所として1６施設を指定しており、公共施設と併せて計２５施設となっております。また、令和５年４月１日付けで、２５施設中、特別支援学校を除く２３施設を直接避難が可能な指定福祉避難所として告示いたしました。今後も引続き、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、福祉避難所の確保に努めるとともに、受入対象者を把握し、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、福祉避難所の確保及び直接避難の推進に努めてまいります。

(3)【回答】危機管理室

在宅避難者への救援物資は、当該地域の指定避難所へ必要数を配布することが原則となります。そのため、在宅避難者は近隣の指定避難所へ登録していただき、救援物資の配布を受けることとなります。また、自ら救援物資を取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者に対しては、近隣住民やボランティア等が配布を支援できるよう自治会や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。今後につきましても、在宅避難者や、やむを得ず車中等の避難者に係る情報の把握に努めるとともに、必要な物資の配給や情報提供等の必要な支援を実施してまいります。

(4)【回答】危機管理室

本市の避難支援制度に関する名簿の取扱いにつきましては、災害対策基本法では、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、名簿情報の提供が認められています。また、本市の地域防災計画における避難支援等関係者につきましては、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と規定しています。このため、民間団体の訪問を目的とした名簿情報の提供につきましては、個人情報の取扱いを含め、他市の事例も参考にしながら検討してまいります。今後につきましても、自治会をはじめ関係機関と更なる連携を図り、実効性の高い支援体制づくりに努めてまいります。

(5)【回答】危機管理室

令和３年度の組織改正により、近年多発する自然災害や新たな感染症の拡大など、あらゆる危機事案に対し、より迅速かつ的確に対応するため、市長の直轄に「危機管理室」を配置し、体制の強化を図っております。（危機管理室）

保健所では、令和３年度に「感染症保健対策課」を設置して、感染症対策の強化に努めております。また、新型コロナウイルス感染症への対応業務が継続することに加え、未知なる感染症の発生など、今後起こりうる新たな感染症危機に迅速かつ的確に対応することができる体制を構築する必要があることから、保健師などの専門職のほか，事務職を含めた必要な職種の正職員を確実に確保できるよう、適切な財政支援を講じることについて、中核市市長会を通して国に要望いたしました。今後も中核市市長会等の関係団体を通じて、埼玉県や国に対し、要望や提言等の働きかけを行ってまいります。（保健総務課）

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】福祉部　障害福祉課

令和５年度は、業者と抗原検査キットの購入に係る単価契約を締結しており、新型コロナウイルス感染症が拡大し、市が抗原検査キットの配布を決定した際に、障がい者施設に迅速に配布ができるように手配しております。

（２）【回答】福祉部　障害福祉課

新型コロナウイルス感染症患者のうち入院が必要な方への対応については、全病院で対応することを目指すことについて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にて示されており、本市においても医療機関へ周知を行っております。

今後も引き続き、国、県と連携を図りながら、周知に努めてまいります。

（３）【回答】福祉部　障害福祉課

国の方針により、現在実施している令和５年春開始接種の対象者は、初回接種を終了した方のうち、①６５歳以上の方、②医療従事者や高齢者施設等の従事者、③基礎疾患等を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方、となっております。③基礎疾患等を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方については、接種券の発行申請が必要となることから、関係部署と連携を図りながら周知を行い、入所施設での接種が可能となるよう、施設に対して接種希望者の取りまとめや日程調整等についての依頼をしております。

令和５年９月からは秋開始接種が予定されておりますが、今までと同様に進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

（４）【回答】福祉部　障害福祉課

物価高騰の影響を受けている障がい者施設が各種サービスを安定かつ継続的に提供することを支援するため、各施設において負担する光熱費や燃料費、食材費等の経費に対して支援金を交付する事業を昨年度実施しており、今年度においても支援金の交付額を増額して実施いたします。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】総務部　人事課

職員採用試験の実施にあたり、受験の資格要件については、地方公務員法に則り、職務の遂行上必要であり最小かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとされています。そのため、本市の職員採用試験については、原則として年齢のみを資格要件としており、難病の方を含め、できる限り多くの方が受験可能な制度としているところです。

なお、障がい者を対象とした職員採用試験としては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、各種障害者手帳等の所持を受験の資格要件として実施しております。

また、現在難病患者を雇用しているか否かにつきましては、本市では難病を持つ職員に報告を義務付けていないため、人数や個別具体的な状況については把握していないところです。なお、職員から報告があった場合、その意向を十分に尊重し、可能な限り合理的配慮の提供に努めております。引き続き、法令の改正等を注視し、適切に対応してまいります。

**◆14八潮市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障がい福祉課

次期計画の「第８次障がい者行動計画・第７期障がい福祉計画」策定にあたっては、当事者等に対するアンケート調査や附属機関である自立支援協議会からの意見、国の基本指針等に留意しながら策定していきます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】障がい福祉課

地域生活支援拠点に関しては、市の附属機関である八潮市自立支援協議会の専門部会において、これまで緊急事例の想定やコーディネーターの役割などについて検討してきたものの、課題が多く、拠点の整備に至っていない状況です。現在は、基幹相談支援センターと他市の事例を参考に具体的な運用方法について協議を行っており、できるだけ早期に整備できるようすすめていきたいと考えています。

(2)　【回答】障がい福祉課

施設整備に対する補助は予算化していませんが、八潮市自立支援協議会の専門部会における意見や近隣市町の動向を参考に調査研究していきたいと考えています。

(3)　【回答】障がい福祉課

次期計画の「第８次八潮市障がい者行動計画・第７期八潮市障がい福祉計画」の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査を実施しており、その調査結果からも、グループホームなどの施設の必要性を認識しています。家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人が、地域での自立した生活を送れるよう支援するため、今後もグループホームを運営する事業者の市内への参入を積極的に促進することとしています。引き続き実態の把握に努め、検討、取り組みを進めていきたいと考えています。

(4)　【回答】障がい福祉課

当市の老障介護に係る課題については、地域課題の抽出や地域の相談機関のネットワーク機能の支援を行う八潮市自立支援協議会の「運営会」や、同協議会の専門部会である「相談支援部会」において、市内４地区の地域包括支援センターとの情報の共有、連携強化を図り、体制の整備に努めていきたいと考えています。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障がい福祉課

職員不足の問題は、障がい者施設に限らず、保育や介護施設でも同様の問題を抱えている状況です。国では、これまで福祉・介護職員等処遇改善加算をはじめ、令和４年４月からは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付、令和４年10月からは、ベースアップ等支援加算を創設し障がい福祉人材の処遇改善のための取り組みが行われてきました。この加算対象となるには、キャリアパス要件や職場環境要件を満たす必要があることから、より多くの事業所が要件を満たし、必要な人材を確保できるよう速やかに情報提供するとともに、事業所からの相談にも対応していきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】障がい福祉課

重度心身障害者医療費については、令和４年10月から県内医療機関における現物給付を導入しました。受給対象者、支給額が年々増加している中、制度を持続可能なものとするためにも、現物給付の導入にあわせ、年齢制限、所得制限を導入しています。現物給付の導入により、利用者の窓口での自己負担軽減と利便性の向上につながるものと考えています。(2)【回答】障がい福祉課

今後、県の補助対象が拡大される場合など、県や県内自治体の動向も注視しながら、検討していきたいと考えています。

(3)【回答】障がい福祉課

行政として二次障がいの理解を深め、相談機関や障がい福祉サービス事業所との共有、さらに医療機関への啓発等についても県や他市町村の動向等を踏まえ検討していきたいと考えています。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障がい福祉課

現在当市では、障がい者生活サポート事業を実施しています。

②【回答】障がい福祉課

現在当市では、障がい者生活サポート事業を実施しています。

③【回答】障がい福祉課

成人障がい者への利用料軽減策については、現在導入の予定はありませんが、近隣市町の状況等調査研究していきたいと考えています。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】障がい福祉課

当市では、初乗り料金の改定に伴い、令和２年度に配付枚数を増やし、障がいのある方の行動範囲の拡大を経済的な側面から支援しています。現在補助券の交付は行っていませんが、これまで１度の乗車につき１枚の利用であったところ、令和５年度から乗車料金が初乗り運賃相当額の２倍以上の額である場合は２枚まで利用できることとしています。今後も県の福祉タクシー運営協議会での検討等を踏まえ、利用しやすい制度になるよう検討をすすめていきたいと考えています。

②【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業の対象者は身体障がい者手帳１級から３級、療育手帳〇Ａ、Ａ、Ｂ、精神障がい者保健福祉手帳１級を交付された方としており、年齢制限及び所得制限はありません。なお、自動車燃料費補助事業で利用できる自動車は、本人又は生計を同じくする方の所有としており、自力で運転することが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

**(3)**【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困難であると考えますが、引き続き、近隣市町の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】社会福祉課

当市では、八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難支援の取り組みを進めています。この計画では、対象となる要支援者について、高齢者、障がい者、状況によって支援が必要な対象者の区分を定めています。この中で、高齢者では災害発生時に同居家族から支援を得られない方や、また障がい者及び状況によって支援が必要な方にあっては、自分一人で避難することが困難な方も対象としています。当市では、家族がいる方であっても、このように必要な支援を受けられない又は自分一人で避難することが困難な方については計画の対象としています。また、この計画に基づき要支援者ごとに作成する個別避難計画は、３年ごとに見直しを行っており、令和５年度は見直しの年にあたります。今回の見直しに合わせ、個別避難計画の中で、避難場所及び避難経路を記載するよう計画の様式を変更したところであり、今後はこの個別避難計画を基に要支援者と支援者が情報共有を図っていただくこととなります。

(2)【回答】危機管理防災課

現在、２か所の特別養護老人ホームと協定を締結し、福祉避難所を指定していますが、各施設には既に入所されている高齢者がいます。このため、施設の被害状況や入所者の安全確保等を確認のうえ、運営体制が整ったのち、必要に応じて開設します。また、要配慮者のうち一般的な避難所では生活に支障が想定される方を対象とした二次避難所でもあることから、福祉避難所への登録制は困難な状況であり、避難所の要配慮者の状況を把握したうえで、福祉避難所開設の判断をします

(3)【回答】危機管理防災課

首都直下地震などの大規模災害へ備え、市では、各家庭等で食糧、生活必需品などの備蓄について、最低でも３日分、できれば７日分をお願いしているところです。また、救援物資については、住家に被害を受けて避難所に避難した方、旅行者等の他、自宅で生活している方（在宅避難）や避難所以外で避難している方等で救援物資が必要な方に対して、原則避難所での配布を想定しています。

(4)【回答】社会福祉課

市では、八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係団体等とも要支援者情報の共有を進めています。現在、要支援者の情報については、平常時から災害に備える取り組みとして、市の防災・福祉・保健部局、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、町会・自治会、民生委員・児童委員と共有を図っています。災害発生時に、上記以外の団体に対し、支援に必要な情報を開示するか否かについては、災害の規模や被害の状況に加え、提供先団体において適切な取り扱いがなされるか否かなどを勘案し、総合的に判断していきたいと考えています。

(5)【回答】危機管理防災課・健康増進課

自然災害と感染症発生とが同時に発生した場合には、防災担当部局と保健担当部局が連携し、対策本部を設置するとともに、全庁的な体制で対応しています。また、埼玉県では地域の実情に応じた災害時医療体制を整備するため、県保健所ごとに地域災害保健医療調整会議が設置され、管内市町村や医師会等と連携調整を図っています。当市につきましても、草加保健所地域災害保健医療調整会議に参加しており、自然災害や感染症発生時に迅速に医療救護活動や保健衛生活動等が実施できるよう、当該会議等を通じて、保健所と連携を図りながら、自治体の役割等を明確にしていきたいと考えています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】障がい福祉課

市内事業所への衛生用品の提供などについて、引き続き国・県からの補助等も含め、情報の周知、共有に努めていきたいと考えています。

（２）【回答】健康増進課

令和５年５月８日の５類移行後は、これまでの入院や自宅療養が求められてきた２類での医療提供体制と異なり、外来診療も含め幅広い医療機関での受け入れ促進が対応できる体制へ移行していくことが見込まれます。また、入院医療体制については、今後は病院と診療所や病院間での調整が行われる対応が基本となることが県より示されていますが、こちらの所管は県（保健所）となりますので、要望をお伝えします。

（３）【回答】健康増進課

令和５年春開始接種は、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する等重症化リスクの高い方の他、医療従事者や高齢者施設、障がい者施設等の従事者を対象に追加接種をおこなうこととされています。新型コロナウイルスワクチン接種は、前回接種を受けた日から３か月以上間隔を空けて追加接種を行うこととされており、各々で次回の接種可能日が異なるため、障がい者の方であっても65歳以上の方については、前回接種を受けた日に応じて接種券を発送しています。また、希望する全ての方がワクチン接種を早期に受けることができるよう、十分な接種体制を確保し対応しています。接種場所については、現在、市内20箇所において実施していますので、日頃からかかりつけ医として受診している医療機関で接種を受けていただくことにより、接種時の不安感など精神的負担の軽減等が図られるものと考えています。かかりつけ医以外での接種を希望される等の相談があった際には、障がい者の方の状況を踏まえ個別で調整するなど、適切に対応しています。

（４）【回答】障がい福祉課

物価高騰等による事業所維持経費の増大に係る補助金につきましては、埼玉県において、昨年度に引き続き、今年度も補助金の交付を開始すると伺っていますので、当該補助金について、市内事業所へ周知させていただきます。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】人事課

埼玉県では、障害者手帳を所持していない難病患者についても、県の組織「スマートステーションflat」において「会計年度任用職員」として採用を行う考えであると伺っています。現在、当市では、難病を抱えた職員の有無については把握していませんが、難病の有無に関わらず、職員から体調面に関する相談があった場合には、配属先等について可能な限り配慮を行っているところです。なお、難病患者の雇用にあたっては、埼玉県の取り組みを参考にしながら、調査・研究していきたいと考えています。

**◆15三郷市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障がい福祉課

現在進めている計画策定につきましては、懇話会において障がい当事者を会員とするとともに、障がい者手帳所持者を対象とした郵送によるアンケート・意向調査を行います。併せまして、前回の計画策定時と同様に、障がい者団体や障がい福祉関係事業所へのヒアリング調査も実施し、当事者も含めて様々なご意見を反映させた計画となるよう努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】障がい福祉課

本市の地域生活支援拠点等整備事業につきましては、三郷市障がい者地域生活支援協議会等において情報の共有や進捗管理、検討を進めております。国はこの事業の柱として５項目（相談、緊急時対応、専門性の確保、地域の体制づくり、体験機会・場の確保）を示しており、中でも本市として優先すべきは「相談」と「緊急時対応」と捉え、「相談」につきましては、スーパーバイズを目的として、計画相談支援事業所の訪問を行い、相談支援専門員の孤立防止と連携強化に対する共通認識を図りました。また、「緊急時対応」につきましては、令和４年度に、短期入所が２名分増床となりました。今後も共同生活援助事業所に対して、短期入所併設に向けた個別説明と設置依頼を行い、緊急時の受け入れ先として届出をしていただける事業所の拡大に向けて努めてまいります。他の項目も含めて、三郷市障がい者地域生活支援協議会等での進捗管理を行う中で、ニーズに即した拠点整備となるよう検討していきます。

(2)　【回答】障がい福祉課

拠点等の整備については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等において、優先的な整備対象として位置付けられており、こうした補助等を活用してまいります。

(3)　【回答】障がい福祉課

日中サービス支援型を含めたグループホームや、緊急時受け入れにも対応する短期入所の拡充の必要性は承知しております。その開設に関する事業者等からの相談は通年で有り、需要と供給量の推移や近況と合わせて、身体障がいや行動障がい等のある方の受け入れなど、相談対応などで把握する当事者の声なども伝えさせていただき、必要とされるサービスが拡充されるよう努めております。暮らしの場の整備は今後も必要ですが、その規模や内容等については当事者の意向（例えば在宅を希望するのか、入所系を希望するのか）等にも左右されるものと思われます。そのため、三郷市障がい者生活支援協議会等において、当事者のニーズやサービス利用実績等も踏まえ、広くご意見をいただきながら検討していくことが必要と考えます。

(4)　【回答】障がい福祉課

障がい福祉課や障がい福祉相談支援センターで相談対応をする中で、老障介護を含め様々な課題を抱える世帯があることは承知しております。障がい福祉課だけでは対応しきれない事例も多く、引き続き生活困窮・介護・生活保護担当部署等との連携を密に、対応してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

　【回答】障がい福祉課

職員の不足につきましては、障がい分野だけではなく、介護分野等でも生じている深刻な課題であると承知しております。賃金やマッチング等様々な要因が考えられますが、どのような手立てが有効なのかなどについて、他の福祉分野とも情報を共有し、引き続き研究してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】障がい福祉課

現在、一部負担金等は設けておりません。助成の対象や内容につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(2)【回答】障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳２級のかたにつきましては、６５歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、かつ、６５歳以上で後期高齢者医療制度に加入された場合、助成制度の対象としています。支給要件につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(3)【回答】障がい福祉課

二次障害について理解を深めることの必要性は承知しております。相談支援を通じて、相談者個々の生活の困難さや不安等に寄り添い、少しでも負担の少ない生活が送れるよう、医療機関等との連携も含めて対応してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障がい福祉課

本市では障害者生活サポート事業を実施しておりません。地域生活支援事業である「移動支援事業」、市独自事業である「三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業」にて対応しております。

②【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

③【回答】障がい福祉課

事業未実施のため記載せず。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】障がい福祉課

初乗り運賃の改定を受け、券の枚数を年間最大２４枚から３４枚に増加しております。券の利用方法につきましては、県内の広域協定によるものとしておりますが、今後も補助内容や効果及び近隣市町の動向を勘案し、判断してまいります。

②【回答】障がい福祉課

福祉タクシー利用券は、障がい者のかたに介助者や付き添いのかたが同乗する場合も利用が可能です。燃料費助成券につきましては、同居の親族が利用者に代わって券を給油所の係員に提出することが可能となっております。また、所得や年齢の制限はありません。

**(3)**【回答】障がい福祉課

福祉タクシー運営協議会等で県や他市町村と協議を図り、障がい福祉施策全体との調和を図りながら、引き続き検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】ふくし総合支援課

名簿登載の対象者は、75歳以上の独居のかた、75歳以上の高齢者のみの世帯のかた、介護保険制度による要介護3以上の認定者、身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けているかた、養育手帳マルＡまたはＡの交付を受けているかた、精神障がい者保健福祉手帳１級の交付を受けているかた以外にも、同居のご家族が就労等で日中は独居となる高齢者のかたや児童、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等、避難行動に不安があるかたが名簿登載することができます。登録者の避難者経路につきましては、要支援者の避難支援等実施者に経路を確認してもらうよう周知をしております。

(2)【回答】危機管理防災課

令和３年５月、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正され、福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度などが創設されました。引き続き、指定避難所における要配慮者スペースや福祉スペースの確保を進めるとともに、新たなガイドラインに沿った体制の整備について取り組んでまいります。

(3)【回答】危機管理防災課

避難所は自宅での生活が困難なかたの生活の場であると同時に、在宅での避難者や、指定の避難所以外で生活するかたへ支援を届けるための拠点としての役割も担っておりますので、在宅避難者等につきましても、指定の避難所において名簿の管理をし、食料等の配給を行うことを原則としております。

(4)【回答】危機管理防災課

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府H25.8策定/R3.5改訂)に基づき、名簿情報の提供について災害時、在宅避難者の安否確認等を、外部に委託する場合には、適切な情報管理を図るため、災害発生前に協定を結んでおくことで民間団体への名簿情報の提供が可能となります。

〈ふくし総合支援課〉

名簿の開示については、避難支援等関係者（消防機関、民生委員・児童委員、自主防災組織、町会・自治会・管理組合、その他避難支援等の実施に関わる関係者）に提供しています。

(5)【回答】企画政策課

令和２年度から、自然災害や感染症の発生など様々な危機事象への対策を強化するため、新たに危機管理監を設置し、関連部署の総括を行っております。これにより、各関連部署との連携をこれまで以上に強化し、危機事象に対応しております。保健所の機能強化につきましては、今後も、国・県・保健所などとの連携を図りながら、各々の役割に応じ、地域住民の健康を支えられるよう努めてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】健康推進課

令和２年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、障害福祉サービス事業所等へ支援金を支給しております。また、令和２年に医療機関に対し、市で備蓄していたマスク等を配布した実績がございます。現在のところ、新たにマスク等について配布を行う予定はございません。

（２）【回答】健康推進課

医療体制につきまして、国は５類への移行に伴い、各都道府県において、今までの限られた医療機関による特別な対応から、広く、一般的な医療機関による自律的な通常での対応を目指すとしており、また、医師の応召義務につきましても整理を行い、個々の事情を総合的に勘案する必要があるとしながらも、単に新型コロナウイルス感染症に罹患しているだけという場合は、適切な準備をして患者を受け入れるか、診療可能な医療機関を案内することとしています。今後も国・県の動向を注視してまいります。

（３）【回答】新型コロナウイルスワクチン接種対策室

ワクチン接種の対象者のかたは、どなたでも速やかに接種をしていただけるよう、市内の各医療機関と連携を図り、接種を推進してまいります。

（４）【回答】障がい福祉課

物価高による経費への補助につきましては、埼玉県が行う支援策もありますことから、その内容や近隣自治体の動向などを踏まえて検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】人事課

就職に関して困難な状況にある難病患者のかたがいることは承知しているところです。一方で難病患者のかたに安全かつ安心して働いていただくためには、個々の症状に応じた対応やきめ細かな配慮が必要と考えます。難病患者のかたの就労につきましては、働くうえでの課題や配慮について今後調査・研究してまいります。

**◆16吉川市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**今年度、第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を　同時　に策定する予定で、現在、市内の障がい者に対するアンケート調査や障がい者計画策定委員の開催などの準備を進めているところです。障がい者計画策定委員には障がい当事者やご家族に担っていただくとともに、市内の障がい者団体にもヒアリングを行い、障がい当事者の意見を尊重しながら策定してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**市内にある多機能型事業所を運営する社会福祉法人が相談支援、グループホームでの緊急時の対応、体験の機会、地域移行支援、地域定着支援を行っております。また、医療的ケア等が必要な障がい児・者への支援については、近隣５市1町で設置した社会福祉法人東埼玉に対し、５市１町で在宅支援棟の建設費用を補助し、令和２年度に短期入所や通所事業の拡充を行いました。今後もこれらの事業が継続できるよう、法人や関係機関と連携しながら進めてまいります。

**(2)【回答】**地域生活支援拠点事業の中心を担う社会福祉法人に対し、施設建設借入金償還金の補助などの法人体制整備への支援を行っております。

**(3)【回答】**平成３０年２月に立ち上げた「障がい者の地域での生活を考える検討会議」において、令和２年１月に「就労と住まい」に限定したアンケート調査を実施いたしました。また、現在、第5次障がい者計画策定におけるアンケート調査を実施しており、それらの結果や相談状況を踏まえ、グループホームの必要数について検討し、設置について計画的に進めてまいります。

**(4)【回答】**障がい福祉部門と高齢福祉部門とが連携しながら緊急時の対応に当たるとともに、市内のグループホームの設置促進について検討してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**　障がい者施設の職員不足につきましては、障がい福祉事業所の意見を聴きながら効果的な施策について研究しているところでございます。引き続き国や県とも連携し、人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**

当市が行う重度心身障害者医療費制度は、県の補助金を活用し実施しておりますので、所得制限及び６５歳以上の新規手帳取得者の制限につきましては、県制度に基づき引き続き実施してまいります。なお、一部負担金等の導入につきましては、現時点で行う予定はございません。

**(2)【回答】**精神障害者保健福祉手帳２級につきましては、６５歳以下で手帳を取得した方が、６５歳から加入できる後期高齢者医療費制度の障害認定を受けた場合、受給資格対象者となります。精神障害者への助成対象の拡大につきましては、現在行う予定はありません。

また、急性期の精神科への入院補助につきましては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置で対応ができると考えていますので、現在のところ補助の対象とする考えはありません。

**(3)【回答】**現在のところ、二次障害の予防として保険適用となる治療等については、重度心身障害者　医療の対象とされているところです。医療機関への啓発につきましては考えておりません。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**生活サポート事業につきましては、当市においては実施しておりません。生活サポート事業は、利用者へ直接、利用料金等を還元する事業ではなく、事業者の申請に基づき、事業者へ助成する事業となっております。そのため、事業所優位でサービスが提供されることが懸念されます。当市においては、利用者に直接還元できる事業として、生活サポート事業に類似した「一時介護等利用料助成」によって一時預かりなどのサービス利用費用の助成を行っております。

**②【回答】**現在、生活サポート事業を実施しておりませんので、回答は控えさせていただきます。

**③【回答】**現在、生活サポート事業を実施しておりませんので、回答は控えさせていただきます。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**当市では令和２年４月からタクシー利用券交付枚数を、月２枚から３枚に枚数を増やしました。さらに、令和５年４月から１回の乗車で最大２枚（初乗料金相当額２倍）まで利用できるよう改めました。タクシー利用券については、初乗料金の補助を想定しているため１００円券の交付については現在のところ考えておりません。

**②【回答】**当市が実施しております福祉タクシー・自動車燃料助成事業は、タクシー券につきましては、必要に応じて介助者・付き添い人が同乗の上ご利用いただくものと考えており、自動車燃料券につきましては、障がい者が運転できない場合でも介助者・付き添い人が運転することを想定し助成対象としております。

また、制度の運用にあたり、所得制限及び年齢制限の導入は現在行う予定はありません。

**（３）【回答】**近隣市町と情報交換等連携を図りながら、この制度が効果的で安定した運営ができるよう努めてまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**名簿の登録につきましては、申請者が登録要件を満たす方であれば、すべての方を登録対象としているため、同居家族の有無は登録の条件としておりません。

「登載者の避難経路」につきましては、地域における避難行動要支援者の避難支援として、事前に避難支援者及び避難支援等関係者と話し合い、予め決めておく必要があることを周知しております。また、「避難場所のバリアフリー」の確認については、市内の公共施設１９か所を指定緊急避難場所として指定しており、その内８か所はバリアフリー化対応がされた要配慮者スペースのある避難場所となっております。その他の指定緊急避難場所のバリアフリー化につきましては、関係部署と検討してまいりたいと考えております。

**(2)【回答】**指定福祉避難所の設置につきましては、介護事業所などの協力が不可欠でございます。福祉担当部署と調整し、人的物的体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

**(3)【回答】**救援物資の配布につきましては、原則、各指定避難所への配布を想定しておりますが、臨時で避難所等になった集会所や在宅避難者に対しても、配布を想定しているところです。

**(4)【回答】**地域防災計画において、避難行動要支援者名簿の提供が可能である避難支援等関係者は、消防機関（消防本部、消防署、消防団）、吉川警察署、自治会及び自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市社会福祉協議会としています。民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者名簿の開示については、個別に民間団体などから要望があった際には、本人からの個人情報の提供の同意など、個人情報の保護の確保を行った上で、必要に応じて、避難支援や被災者支援等の実施に必要な名簿の提供を検討してまいりたいと考えております。

**(5)【回答】**現在、自然災害対策と感染症対策については、担当部署ごとに対策を講じておりますが、状況に応じて関係部署と連携し、対応しております。また、保健所の機能を強化するための国、県への働きかけについては、市から必要な要望は引き続き伝えながら、今後についても、国、県保健所と連携して事態の変化に応じた適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**現在は安定供給されており、各事業所が確保するものと考えております。

**（２）【回答】**新型コロナウイルスに感染した場合の療養につきましては、県が適切に対応しているものと認識しております。

**（３）【回答】**令和５年春開始接種が開始されましたが、接種できるのは前回接種から３か月が経過した方になります。接種会場につきましては、障がいの特性上、集団接種会場での接種が困難な方もいらっしゃることから、市内医療機関での個別接種において一般と別の予約枠を設け実施しております。

**（４）【回答】**昨年度とほぼ同額の交付でございますが、引き続き福祉施設等事業継続支援金の交付を実施してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**職員の難病の罹患の有無について、本人からの申告により把握をしており、人事配置や業務内容を検討する際には、職員個々の症状の特性を考慮した配慮を行っております。

**◆17松伏町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】計画策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」及び埼玉県障害者支援計画等との整合性を図りながら、地域の実情に合わせ定めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を行っているところです。

(2)　【回答】入所の機能を持った施設を町で整備することは困難であると考えますので、関係機関や民間業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を引き続き行っているところです。

(3)　【回答】　　上記の機能を持った施設は、今後必要になってくると考えます。しかしながら町で整備することは困難であると考えますので、関係機関や民間業者と連携を密にして、入所などの支援を行っております。

(4)　【回答】障がい福祉サービスにある居宅介護や地域定着支援などの利用を推進し孤立化の予防対策を講じてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者福祉施設に従事する方への支援としては、令和３年度４月の報酬改定などに適切な対応をすることにより処遇改善が図れると認識しております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】重度心身障害者等の福祉医療制度については、県の制度に合わせ、平成３１年１月から所得制限を導入しました。

(2)【回答】重度心身障害者医療支援委託事業の対象は、県の制度に合せて身体障害者手帳１級から ３級、療育手帳〇Ａ，Ａ，Ｂ，精神障害者福祉手帳１級の方、高齢者医療の確保に関する法律施行令別表各号の認定を受けた方を対象としています。また、町内の医療機関を受診する際には、現物支給を行っております。なお、手帳交付日時点での年齢が６５歳以上の方は対象外です。

(3)【回答】関係機関と連携し、現在の障がい者向け施策の中で支援していきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】令和４年度から生活サポート事業を実施しています。

②【回答】今後の状況を見つつ検討を進めていきます。

③【回答】成人障害者への利用料軽減は検討しておりません。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】初乗り料金の改定を受け、令和２年度より交付枚数を１２枚から１８枚に増やしています。

②【回答】所得制限や年齢制限を導入する予定はありません。

(3)【回答】令和２年度より、タクシー券の交付枚数を１２枚から１８枚に変更しています。今後も障がい福祉サービスの充実に向け取り組んでまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者名簿は、町地域防災計画に記載している方を対象としています。避難経路については、個別避難計画を作成することで安全の確保に努めます。避難場所については、福祉避難所の設置予定施設であり、耐震性やバリアフリーの構造を有した「北部サービスセンター」の利用を考えています。

(2)【回答】福祉避難所の設置予定施設として、耐震性やバリアフリーの構造を有した「北部サービスセンター」を地域防災計画に位置づけています。また、社会福祉施設等への一時受入れも要請することとしています。災害発生時は、一般避難所で自治体職員等が避難所での身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定し、福祉避難所の受入れ体制が整った段階で開設し、避難対象者を受け入れることになります。事前登録制については、今後の検討課題といたします。

(3)【回答】災害時においては、避難所に限らず自宅や車中などで避難生活をする方もおられます。救援物資を自宅、車中避難者などまで届けることは困難ですが、避難所において受け取りをお願いするか、自治会や自主防災組織により届けるなど対応を検討してまいります。

(4)【回答】名簿の提供については、消防や警察、民生委員や社会福祉協議会など、避難支援関係者に提供することとしております。現在のところ、民間団体への名簿の開示は考えておりません。

(5)【回答】町では、総務課地域安全担当が災害対策について所管していますが、感染症の発生も考慮し対応しております。なお、災害発生時は、災害対策本部を設置し、国・県などの関係機関と連携し対応します。保健所の機能を強化するための自治体の役割を、所管である福祉部局と連携、調整し、県・国に働きかけてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】各施設の状況に応じて対応していきます。

（２）【回答】必要に応じ、関係機関と調整していきます。

（３）【回答】関係機関と協力していきます。

（４）【回答】町では、障害者福祉施設における光熱費や原材料費高騰に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、運営費の補助を実施してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】今後、状況を把握していきます。

**◆18さいたま市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指しています。国連の障害者権利委員会の総括所見につきましては、国や県の動向を注視つつ、次期さいたま市障害者総合計画を策定してま いります。なお、計画策定にあたり、「誰もが共に暮らすための市民会議」を開催し、障害当事者や関係者の皆様からご意見を伺いました。また、今後パブリックコメントを実施し、当事者を含めた市民の皆様のご意見を反映するように努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

地域生活支援拠点等については、障害者支援地域協議会を市内６区に設置し、地域の体制づ くり等に取り組んでおります。今後につきましては、障害者支援地域協議会を令和６年度に２区、令和７年度に２区追加し、10区全てに設置をする計画でございます。引き続き、障害のある人が安心して暮らせるよう努めてまいります。

(2)　【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課

障害者施設の整備につきましては、国庫補助金を活用し、生活介護事業所やグループホーム の民間整備を促進しているところです。医療的ケアを要する方など重度障害者を受け入れる施設が不足していることから、まずは希望する方が利用できるよう整備を進めてまいります。

(3)　【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

国の基本指針において、施設入所者の地域生活への移行を推進しており、さいたま市障害者 総合支援計画において、令和５年度までにグループホームの定員数を1,120人分に増やすこととし、整備を促進しております。希望する入居時期など個々の施設ニーズの把握が難しい現状はございますが、今後につきましても、障害のある方が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、整備に取り組んでまいります。

(4)　【回答】】福祉局　生活福祉部　福祉総務課、長寿応援部　高齢福祉課、障害福祉部　障害福祉課

障害者を介護している親が、入院や入所になった際は、障害者生活支援センターや区役所ケースワーカー等が、ヘルパーの派遣や緊急一時保護等の手続きを迅速に行いながら、必要に応じてグループホーム等の利用に向けた調整をしていきます。また、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるための、相談支援や体験の機会、緊急時の受入・対応、専門的な人材の確保、地域の体制づくり等の機能強化を図る「地域生活支援拠点等」について引き続き拡充を図ってまいります。さらに、孤立死を未然に防ぐために、東京電力や東京ガスなどのライフライン事業者等と協定を結び、訪問先での異変を察知した際の通報などにご協力をいただく等、要支援世帯の早期把握に努めております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課

本市では、無料職業紹介事業として、市内事業所からの求人情報を市ホームページ上に掲載し、毎月更新を行っております。また、市内障害福祉サービス事業所等と就職希望者との出会いの場を設ける目的で、令和２年度から就職面談会を実施しております。今後も必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、障害者施設の人材確保のための取り組みを行ってまいります。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

現在の本市の心身障害者医療費支給制度は、埼玉県の補助対象事業として実施しております。 所得制限につきましては、埼玉県では限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づいて、平成31年１月１日から導入されました。本市におきましても、今後も受給者の方々の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ることが出来るよう、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくためにも、応能負担の考え方から、県と同じく平成31年１月１日から所得制限を導入したものですのでご理解をお願いします。年齢制限につきましては、心身障害者医療費支給制度は、生まれつき又は若くして障害者となった方など、安定的な生活基盤を築く以前に障害者となった方に係る医療費を助成することによって、障害者とその家族の経済的な負担の軽減を図ることを目的として創設されました。しかしながら、こうした制度創設時の趣旨とは異なり、高齢化の進行に伴い、加齢に伴って障害者となる方が増加し、今後も対象者の増加が見込まれております。こうした方は生まれつき又は若くして障害者となった方とは、社会生活の実態や生活基盤の状況等が異なることから、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくためにも、65歳以上で新たに障害者となった方を助成対象外としたものですのでご理解をお願いします。なお、一部負担金等の導入につきましては、現時点では考えておりません。

(2)【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

精神障害者２級の対象化につきましては、埼玉県において、平成27年１月から精神障害者保健福祉手帳１級所持者を対象としたことによる影響等を把握した上で、今後検討していくものと聞いております。本市としましても県の動向を注視し、働きかけを行っていきたいと考えております。急性期の精神科への入院の補助対象につきましては、県内の９割以上の精神病床には常に入院患者がおり、入院１回当たりの平均入院日数も約300日と長期間になっております。また、埼玉県では、精神障害疾患においては入院期間の短縮を図り、できる限り早期の社会復帰、社会参加を促進するための取り組みを進めております。こうした中、精神病床への入院医療費を助成することの是非については慎重に考える必要があるため、助成対象外としているものですのでご理解いただきますようお願いいたします。

(3)【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課、障害福祉課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター

二次障害につきましては、元々ある障害を主な原因として、新たな症状や障害の重度化、日常生活の支障などが生じることと捉えております。二次障害に対して、必要な治療に加え、二次障害に起因するような日常生活での負担などに対しての対策で、発症・進行を抑えることが重要であると考えております。ご指摘のとおり、脳性麻痺をはじめとする身体障害に限らず、その他の障害でも起こり得ることですので、関係機関と情報共有や連携を図りながら、必要な支援・啓発について調査・研究を行ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

市では生活サポート事業を実施しております。

1. 【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

利用者の負担軽減につきましては、平成26年度に制度改正を行い、在学中に18歳を迎えた場合、その年度に限り自己負担額を軽減するよう改善を図りました。今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、成人障害者の更なる利用料軽減につきましては、難しい状況です。

1. 【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

本市では、福祉タクシー利用料金助成事業ならびに自動車燃料費助成事業につきまして、平25年度に制度の見直しを行い、対象者の裾野を広げるため、精神障害者を新たに助成対象に加えることで、３障害共通の支援策として位置づけました。タクシー券の利用については、障害者本人が乗車していれば介助者が同乗することを認め、自動車燃料費の助成については、同居のご家族で主に障害者の移動支援を行っている介助者の申請も認めております。また、年齢制限についても特段設けておりません。しかしながら、年々増加する利用者に対する財源の確保を行う必要があったことから、本制度の持続性を確保するために、上記の見直しの際に、新たに所得制限を導入したものです。引き続き障害福祉サービス等に係る支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、所得制限の見直しは困難な状況ですが、今後の制度のあり方については、引き続き検討してまいります。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

本市では、初乗り料金の改定を受け、令和２年度から利用券の交付枚数を36枚または24から、54枚または36枚に増やしました。また、福祉タクシー券の利用方法につきましては、県・市町村・事業者等で構成する福祉タクシー運営協議会で取り決めているものであるため、利用に関する利便性の向上につきましては、福祉タクシー運営協議会で検討していくべきものと考えております。

1. 【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

本市では、福祉タクシー利用料金助成事業ならびに自動車燃料費助成事業につきまして、平25年度に制度の見直しを行い、対象者の裾野を広げるため、精神障害者を新たに助成対象に加えることで、３障害共通の支援策として位置づけました。タクシー券の利用については、障害者本人が乗車していれば介助者が同乗することを認め、自動車燃料費の助成については、同居のご家族で主に障害者の移動支援を行っている介助者の申請も認めております。また、年齢制限についても特段設けておりません。しかしながら、年々増加する利用者に対する財源の確保を行う必要があったことから、本制度の持続性を確保するために、上記の見直しの際に、新たに所得制限を導入したものです。引き続き障害福祉サービス等に係る支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、所得制限の見直しは困難な状況ですが、今後の制度のあり方については、引き続き検討してまいります。

(3)【回答】福祉局　障害福祉部　障害福祉課

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料費助成事業につきましては、県からの補助を受けず本市単独事業として実施しております。今後につきましても、これまでと同程度の水準を維持しながら、継続して事業を実施してまいります。また、近隣市町村との連携につきましては、今後、制度について検討する際の参考とさせていただきたいと考えております

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】総務局　総務部　防災課

本市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方を円滑かつ迅速に避難できるよう支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿の掲載要件は、身体能力、情報取得能力、状況判断能力等、要支援者個人の避難能力に着目して決定しているところではございますが、災害時に避難が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や、名簿への掲載を希望する方については、ご家族の有無に関わらず、掲載要件に当てはまらない場合であっても掲載しているところです。名簿掲載者の自宅から避難場所までの避難経路については、本人やその家族、自治会、自主防災組織等の支援者が中心となり検討していただくことを考えております。その際、地図上や実際に避難経路を辿り、危険個所や段差など、避難行動に支障となるものがないかを確認いただきたいと考えております。また、避難所運営委員会においては、要配慮者の特性に応じた対応や避難スペースなど、避難所運営について協議しております。なお、各避難所にて、避難所運営訓練も実施しておりますので、避難所運営の検証や相互理解の貴重な機会となることから、積極的にご参加いただきたいと考えております。

(2)【回答】総務局　総務部　防災課、福祉局、福祉局　生活福祉部　福祉総務課

市内の高齢者施設等のうち、公設、民設合わせ１０１カ所を福祉避難所として確保しております。直接避難することについては、平時より各施設では利用者及び入所者が居るため、災害時において直ちに福祉避難所として開設できない場合があります。そのため、現状では一度、一般の指定避難所へ避難のうえ、障害等の程度に応じて概ね３日目以降に入所できるように対応することとしています。福祉避難所は、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設として、民間社会福祉施設等の団体・法人との「災害時における要配慮者の受け入れに関する協定」の締結または災害対策基本法に基づく指定により整備しており、令和５年４月１日現在で101施設となっています。令和３年の災害対策基本法改正に伴い、指定福祉避難所への直接避難を促進し、要配慮者の支援を強化することが求められているところですが、災害発生時には、福祉避難所自体の被災状況や職員の勤務状況等を確認し、受入れが可能か判断を行った上で避難していただく必要があり、すべての福祉避難所を開設できるとは限らないのが現状です。そのため、現時点においては、小・中学校等の一般の指定避難所に避難している要配慮者のうち、生活に著しく支障をきたす方で、福祉避難所への移送が適当と判断された方から、受入れが可能な福祉避難所へ、順次移動いただくこととしています。指定福祉避難所への直接避難を可能とする登録制度等につきましては、今後の課題であると考えていますので、引き続き制度のあり方などを検討してまいります。

(3)【回答】総務局　総務部　防災課

本市では、指定避難所を「地域の防災拠点」として位置付けており、避難生活をおくる場所であるほか、在宅避難者を含む避難者のための救援物資の配布場所になりますので、指定避難所の避難者だけではなく、近隣の在宅避難者に対しても物資を配給することとしております。 なお、指定避難所においては、原則として避難者の台帳を作成し、その台帳を基に救援物資の数量等を算出の上、物資の調達を行うため、指定避難所に直接来所していただく、あるいは自治会や自主防災組織が在宅避難者をとりまとめるケースもあります。いずれにいたしましても在宅避難者として避難者台帳に登録を行う必要がございます。

(4)【回答】総務局　総務部　防災課

避難行動要支援者名簿には、心身の機能の障害等に関する情報が含まれており、その情報を他者に知られることによって、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれがございます。こうしたことから本市では、平時から自らの情報を外部に提供することに同意した避難行動要支援者のみ掲載した名簿を、自治会、自主防災組織、民生委員に配付しております。自治会、自主防災組織、民生委員の方々には、日頃から見守りや防災訓練等に避難行動要支援者名簿を活用していただくようお願いをしております。招くことが予想されるため、現段階では検討しておりません。

(5)【回答】保健衛生局　保健部　保健所管理課

自然災害発生時、特に避難所での生活においては、感染症対応も想定した対策が必要になり、避難所運営の際は、区役所保健センターと保健所が協力し、予防対策や感染症発生時の対応を行うこととなっております。昨今の新たな感染症と災害の同時発生等も視野に、引き続き、防災等関連部署と連携し、対策について検討してまいります。また、厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」や災害救助法の改正等を踏まえ、今後も健康危機管理事案対策の拠点である保健所の機能強化について、取り組んでまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課

国等の動向や供給の状況を注視しながら、必要に応じ検討して参りたいと思います。また、障害福祉サービス事業所等において感染が発生し、衛生・防護用品に不足が生じた場合等には、必要に応じて用品を放出する旨、通知を発出しております。

（２）【回答】保健衛生局　保健部　地域医療課

国からの事務連絡等に基づき、県等と連携しながら、適切に周知してまいります。

（３）【回答】保健衛生局　保健所　新型コロナウイルスワクチン対策室、福祉局　障害福祉部　障害政策課

令和５年度の新型コロナウイルスワクチン接種においては、重症者を減らすことを目的として、国が接種対象者を決めております。現在行われている令和５年春開始接種では、対象となる基礎疾患を有する方の中に、重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）、重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）を有する方が含まれておりますが、９月以降に開始予定の令和５年秋開始接種では、初回接種（１・２回目接種）を終了した５歳以上のすべての方を対象とする予定であり、どちらも無料で接種いただけます。また、接種を受けられる場所についても、国の方針に従い、市民の皆様が接種しやすいよう、かかりつけ医等の個別医療機関を中心に実施してまいります。

（４）【回答】福祉局　障害福祉部　障害政策課

本市における物価高騰の支援といたしましては、「さいたま市障害者施設等物価高騰対応支援金」による給付事業を昨年度に引き続き実施しております。今後も必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業所への必要な支援に努めてまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】総務局　人事部　人事課

現在、さいたま市の障害者採用選考につきましては、障害者手帳の交付を受けている方を対象としております。障害者手帳のない難病患者の障害者枠雇用につきましては、埼玉県をはじめとした他自治体の動向を注視しながら、今後研究していきたいと考えております。

**◆19鴻巣市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】（障がい福祉課）

障がい者当事者の意見を反映させるため、計画の策定にあたっては、障害者施策推進協議会委員に障害者団体の代表者を選出しております。また障がい者当事者へのアンケートによるニーズ調査を行い、次期計画へ反映させたいと考えています。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】（障がい福祉課）

令和2年4月に、北本市と「鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター」を共同設置し、相談体制の整備を図りました。障がい者の相談支援に関する相当の経験と、それに基づく知識と技術をもった職員を配置し、障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援や相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

(2)　【回答】（障がい福祉課）

自立支援協議会構成市と協議をする中で、注視していきます。

(3)　【回答】（障がい福祉課）

共同生活援助（グループホーム）は、令和5年6月末日現在で、市内に33か所（定員193名）整備されており、量的な面でも充足しているものと考えられます。

また、施設入所については、対象となる重度の障がいのある方であっても、なかなか入所が困難で、長期間入所待機の方が多くいる現状です。利用ニーズは多いのですが、施設数や定員の制約があることから、施設入所が必要な方には、埼玉県の障害者施設等入所調整制度を活用し、県と調整しながら施設入所支援を進めていきます。

(4)　【回答】（障がい福祉課）

国の基本指針では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応・地域の体制づくり等）を持った地域生活支援拠点等を確保することが求められています。本市では自立支援協議会を構成している北本市と共に、面的整備型による地域生活支援拠点の整備を令和2年度から行っており、拠点の機能を担う事業所の拡充を図っています。今後も自立支援協議会において、各関係機関と連携し地域生活支援拠点等の整備を進め、　地域において障がいのある方が安心して暮らしていけるよう、障がい者等の支援に努めていきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】（障がい福祉課）

障害者施設における人員については、厚生労働省で定める基準に従うものとされています。市としては、障害者施設等と情報共有を図っていきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**　(1)【回答】（障がい福祉課）

対象者の応能負担を設けることにより、特に経済的な給付を必要とする低所得者に対して適切に助成が行われ、負担の公平性が図られるものと考えます。

埼玉県が、平成31年1月より所得制限の導入に伴い、本市も県に準じ所得制限を導入しています。

(2)【回答】（障がい福祉課）

重度心身障害者医療費では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象としております。2級所持者と急性期の精神科への入院の補助については、県内自治体の動向を注視していきます。

(3)【回答】（障がい福祉課）

重度心身障害者医療費助成制度で対応できていると考えており、市内医療機関等への制度の周知も図っています。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】（障がい福祉課）

本市では、本事業を実施しています。

1. 【回答】（障がい福祉課）

障害者生活サポート事業では、一時預かり・移送・外出支援・宿泊等のサービスを提供し、多くの障がい者の方が利用しており、利用登録者及び事業を行う団体の登録数も増えています。

③【回答】（障がい福祉課）

障害者生活サポート事業の制度の改善については、県内自治体の動向を注視していきます。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】（障がい福祉課）

本市では、高齢者や障がい者などの方の移動手段の確保及び利便性の向上を図るため、タクシーを利用して、自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場間を安心・安全に低額で移動ができる「デマンド交通」を実施しています。令和元年度より「鴻巣市重度心身障害者福祉タクシー・デマンド交通共通利用券」として、10,000円分の助成を開始しています。また、令和4年度より乗合型デマンド交通でも利用できるようになったことから、利用券の名称を「鴻巣市重度心身障害者福祉タクシー利用券（デマンド交通・乗合型デマンド交通共通）」と改め、併せて利用券の額面を変更することで、利用者への利便性を図りました。なお、デマンド交通のほかに、コミュニティバス「フラワー号」も無料（対象者：市内在住の80歳以上の方及び妊娠中の方、障害者手帳所持者とその介助者、未就学児）でご利用いただけます。

②【回答】（障がい福祉課）

重度心身障害者の外出や生活範囲の拡大を図るため、所得制限や年齢制限は設けず、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業を実施しています。なお、鴻巣市重度心身障害者福祉タクシー利用券では、デマンド交通及び乗合型デマンド交通も利用できる共通券となっていることから、外出や移動手段が広がるものと思われます。

(3)【回答】（障がい福祉課）

重度心身障害者の外出や生活範囲の拡大を図るため、他自治体の状況を把握していくことは重要と認識しており、引き続き、近隣市町と連携を図っていきます。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】（危機管理課・福祉課）

平成25年に「災害対策基本法」の一部改正により、自ら避難することが困難な方を把握するために「避難行動要支援者名簿」の作成が自治体に義務付けられました。

本市では、鴻巣市地域防災計画の中で、避難行動要支援者として、①要介護3以上の要介護認定者、②身体障害者手帳2級以上の身体障がい者、③療育手帳マルＡ及びＡの知的障がい者、④精神障害者保健福祉手帳1級以上の精神障がい者、⑤避難支援を必要とする難病患者、⑥75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯、⑦避難行動要支援者として市長が認める者と規定されています。また、「希望する人」を加えられるかは、個別に検討されることとなります。

登載者の避難経路については、避難支援者が、登載者と連携をとり避難所まで行くこととしていますが、実際に災害が起こった時は、避難支援者だけでなく、地域の方々も支援者になることが想定されますので、皆様のご協力を得ながら避難していただければと考えています。

また、学校体育館等の避難所のバリアフリー化の状況に関しては、今後ホームページでも周知します。

(2)【回答】（危機管理課）

前述のとおり、本市における福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する二次避難所としての運用となっています。また、要配慮者の方が避難するにあたって、和室のある公民館等を中心に指定しており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設する必要があるため、災害発生から概ね3日程度経過した後に開設することを想定しています。そのため、福祉避難所への直接の避難については、運用方法の変更に伴い、市民の方々の誤解や混乱を招くことの無いよう慎重に進めていきます。

(3)【回答】（危機管理課）

災害時には、避難所以外へ避難する方についても備蓄物資や救援物資の配布を行うため、一度避難所で受付をしていただき、その旨をお伝えいただくことで物資の配布対象者を把握し、ホームページ等を活用して物資の配布のご案内をします。また、配布に関しては、自治会や自主防災組織等の地域の方のご協力をいただくようお願いしたいと考えています。

(4)【回答】（危機管理課）

避難行動要支援者名簿は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号等個人情報が掲載されているため、名簿登載者の同意を得たうえで提供しています。提供先は、避難支援等関係者である①埼玉県央広域消防本部、②鴻巣市消防団、③埼玉県警察鴻巣警察署、④鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会、⑤鴻巣市社会福祉協議会、各支部社会福祉協議会、⑥鴻巣市自治連合会、⑦市内自主防災組織、⑧指定特定相談支援事業者等、⑨指定居宅介護支援事業者等、⑩避難支援等関係者として市長が認めたものに限定しています。

また、災害時は社会不安の広がりから、民間団体の訪問と偽るなど、災害に便乗した犯罪や窃盗が発生することがありますので、避難支援等関係者以外の団体等には、本人同意なく名簿を開示する予定はありません。

(5)【回答】（危機管理課）

本市では、年々激甚化、頻発化する自然災害等の備えとして、様々な危機事案に対して柔軟かつ迅速に対応するため、令和3年4月から危機管理監、危機管理課を部から独立させました。また、感染症発生の対策としまして、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降、対策本部の運営を危機管理課が行い、健康増進や地域医療等を担当する健康づくり課と連携して対応しています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】（障がい福祉課）

各事業所をはじめ個人において、新生活様式が定着し、新型コロナウイルス感染防止対策は十分講じられていると考えています。引き続き、感染拡大状況を注視していきます。

（２）【回答】（障がい福祉課）

5類感染症移行後は、幅広い医療機関において受診が可能であり、入院については、医療機関の判断によります

（３）【回答】（新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）

本市では、5月8日から令和5年春開始接種を実施しています。対象者は、初回接種が完了した①65歳以上の方②5～64歳で基礎疾患を有する方・重症化リスクが高いと医師が認める方③医療・介護従事者となります。障がいがある方で、基礎疾患を有する方については、令和5年春開始接種の対象となっています。また、今後予定されている秋開始予定の接種においては、追加接種可能なすべての年齢の方が対象であり、いずれも制度上、優先接種はございませんが、接種時期を迎えた対象者が、日ごろから利用している場所で接種が行えるよう、嘱託医と施設で調整をしていただいています。

（４）【回答】（障がい福祉課）

本市では、令和4年度に障害福祉サービス事業所等に対し、エネルギー価格・物価高騰等による影響の緩和と、事業の安定的な継続を求めることを目的に支援金を給付しました。引き続き、物価高の状況を注視し、事業所に寄り添った支援を検討していきます。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】（障がい福祉課）

障害者雇用促進法は厚生労働省の所管となりますので、今後、国の動向を注視していきます。

**◆20上尾市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害福祉課

上尾市障害福祉施策推進委員会や上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を活用し、当事者の意見も反映するよう努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　【回答】障害福祉課

地域生活支援拠点事業につきましては、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを中心にすすめており、常時の空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等により、拠点整備に向けて取り組んでおります。

(2)　【回答】障害福祉課

「上尾市社会福祉法人等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、施設整備の補助金を交付しております。なお、障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた体制整備については、令和３年３月に策定した「第６期上尾市障害福祉計画・第２期上尾市障害児福祉計画」に基づき進めております。

(3)　【回答】障害福祉課

障害福祉サービスの提供体制の整備については、令和３年３月に策定「第６期上尾市障害 福祉計画 ・第２期上尾市障害福祉計画」基づき進めております。今後も計画を基に実情に応じた設置を行ってまいります。

(4)　【回答】障害福祉課

緊急時の対応については、地域生活支援拠点整備の一環として、常時の空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等を行っております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害福祉課

国などに対し、職員不足への有効な手立てについて要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】障害福祉課

現在、独自の年齢制限は導入しておりません。所得制限については、令和4年10月より埼玉県で完全導入されたことから、上尾市においても対象者本人の所得に係る所得制限を導入いたしました。

(2)【回答】障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳２級所持者までの拡大、また精神病床への入院費用については、埼玉県の助成の対象外であることから市単独補助は難しいものと考えております。

(3)【回答】障害福祉課

疾病や障害等の医学的な知見を求められる内容を医療機関に啓発することは難しいところですが、二次障害による生活のしづらさや課題につきましては、地域の関係機関が参画する、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会の枠組みを用いながら、支援に従事する職員の一層の理解促進に向けて、研修等を通じて深めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障害福祉課

（実施済みのため、回答なし）

②【回答】障害福祉課

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱にて利用時間の上限が１５０時間とされていることから、同様の上限設定としております。

1. 【回答】障害福祉課

障害者への利用軽減策の検討につきましては、近隣市町村における制度状況などを注視していきたいと考えております。

**(2) 福祉タクシー事業**

①【回答】障害福祉課

福祉タクシー券は令和２年度より年間２４枚から３６枚の配布へと改めております。また、利便性向上を図るため、今年度から１度の乗車で２枚使用することが可能となりました。

②【回答】障害福祉課

福祉タクシー券については、障害者本人の乗車に対して割引が適用されるため、介助者等の同乗についても、割引が適用されます。また、燃料費助成制度は、１８歳未満の者（児）は、年間１万２，０００円まで、１８歳以上の者は、年間６，０００円を上限に、給油した領収書をもとに助成を行っております。こちらについては、障害者本人の送迎等で家族等の介助者が運転する車の燃料費に係る助成と事業実施しているものです。なお、今後の双方の制度の対象を拡大や所得制限を行う予定は今のところございません。

**(3)**【回答】障害福祉課

地域間格差の問題については、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を通じて情報を共有しながら検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】危機管理防災課

本市では、ご本人などから希望があれば避難行動要支援者名簿の対象として加えております。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーの確認については、自主防災会など避難支援等関係者と連携して、検討してまいります。

(2)【回答】危機管理防災課

福祉避難所への避難を二次的な避難ではなく、直接の避難とする手法に関しては、現状では福祉避難所のキャパシティに限りがあることから、難しいものと考えます。

(3)【回答】危機管理防災課

避難所外で生活する方の救援物資については、近隣の指定避難所でニーズを集約し、避難所で物資の配布を行うことを想定しています。

(4)【回答】危機管理防災課

災害対策基本法第４９条の１１第３項において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とあることから、名簿利用が要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とするのであれば、名簿情報の提供は可能です。

(5)【回答】行政経営課

自然災害対策と感染症発生対策について、それぞれの部署をすでに設置しております。これまでに実施した様々な感染症対策を踏まえ、同時発生等の時は、各関連部署において、より一層連携を強化し、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

〈健康増進課〉

市の役割は、住民に最も近い行政単位として、住民の生活を支援することであり、引き続き保健所との情報共有や連携強化に努めてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】障害福祉課

今後の感染状況や国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

（２）【回答】健康増進課

入院医療の受け入れ体制は幅広い医療機関で対応します。入院の要否については医療機関が判断し、医療機関同士での入院調整が基本となります。

（３）【回答】健康増進課

令和５年５月８日から開始しております令和５年春開始接種では、５～６４歳で基礎疾患を有する方及びその重症化リスクが高いと医師が認める方を対象として実施しております。また、市内７３医療機関（介護老人保健施設４施設を含む）で接種を実施しております。

（４）【回答】障害福祉課

令和５年度は「障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援事業」として、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、一律１０万円を交付する予定です。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】職員課

本市では、現状、職員採用試験において難病患者は通常の採用の中で対応しております。また、職員の中には、難病患者が複数人いることは存じていますが、全容は把握しておりません。

**◆21桶川市**

**１． 第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害者の希望に応じた地域生活の実現や精神医療における不当な入院等生じさせないよう、権利擁護の確保及び当事者意見の反映を重視して取り組んでまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)　障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】上尾市・伊奈町と共同で開設した「基幹相談支援センター」を中心とし、令和2年10月から「地域生活支援拠点事業」も開始し、緊急時の電話相談や入所施設の空室を常時確保することで、緊急的な必要性に基づく短期入所利用先の調整などを行っております。今後は、これまでの事業に重ね、専門性の高い人材の育成や地域の体制づくり、処遇困難な状況への検討会議の実施など進めてまいりたいと考えております。

(2) 【回答】上記状況に基づき、施設は既存の事業者により実施するとともに、事業費については2市1町で共有・分担し予算化しております。

(3)【回答】本市では入所希望者を把握し「障害福祉計画」に反映させるとともに、施設等社会資源の確

保に向け2市1町の圏域による協議及び福祉法人等との調整を進めております。利用先の不

足だけでなく、受け入れ可能な数と施設利用を希望する方々の数が合致しないことも課題となっています。今後も課題改善に向け取り組んでまいります。

(4)【回答】当事者もしくは関係者等から相談があった場合は早急に対応しておりますが、こうした家庭

は閉塞的になりやすく、発見の機会を得にくいことが課題と受け止めております。このため、

関係課や基幹相談支援センター、地域などとも連携を密にし、これまで以上に発見の機会が得

られるよう取り組んでまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】　国・県へ要望するとともに、「地域生活支援拠点」による体制づくり、人材育成としても取

り組んでまいりたいと考えております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限につきましては、経済的な負担軽減を必要とする方々に限定することで本制度を安定的かつ継続的に維持したいと考えております。この点から、一部負担金については導入しておりません。

また、年齢制限につきましては、65歳以前からの対象者については継続して対象としており、65歳以降の発症については高齢者施策とすることの考え方を整理したものと解釈しております。

(2)【回答】精神障害者保健福祉手帳2級所持者及び急性期の入院も補助対象とすることにつきまして

は、手帳所持者増加の状況等も考慮し、将来にわたり支援を継続していくためにも、県による

助成と一体的に実施できるよう要望してまいりたいと考えております。

(3)【回答】二次障害の深刻さについては重く受け止めておりますが、本制度自体は診療内容を問う主旨

のものではないため、本制度において啓発を行う内容ではございません。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】本市においては、上記事業を実施しております。

②【回答】当事業は障害者総合支援法によるサービス等で賄えない状況を柔軟に補う役割があります。

この点において、本来必要な支援は法定サービスにより賄われる必要があるものと考えているため、現時点では時間の拡大を考えておりません。

③【回答】上記理由と併せ、法定サービスの拡充を優先して考えていること、また、「移動支援事業」等の他事業を活用いただいております。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】令和２年の初乗り運賃改定に伴い、本市におきましても従前の年間24枚から36枚に増やして対応しております。また、100円券（補助券）につきましては、当事業が通院等を目的とした広域利用を想定していること及び本事業が埼玉県によるタクシー協会との協定のもとで実施されていることを考慮し、今後も協定の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

②【回答】本市におきましては介助者や付き添いの方の同乗も含めて利用可能となっております。また、所得制限及び年齢制限もございません。

**（３）**【回答】本市におきましては地域間格差が生じないよう対応しております。今後も県との対話を深めてまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】家族がいても要望がある方については丁寧にヒアリングを実施しております。避難経路、避難先のバリアフリーについては支援者の協力をいただきながら確認を行っているところです。

(2)【回答】現状では一次避難所として福祉避難所に入ることは想定しておりませんが、災害の状況、拠点

となる避難所での避難の状況に応じて福祉避難所に移動すべき要支援者を判断するよう努めてまいります。

(3)【回答】ご指摘のとおり、避難所以外の避難の選択も想定されることから、自治会や消防団等との連携

を図りながらニーズ把握等に努めてまいります。

(4)【回答】個人情報保護の観点から開示は難しいのが実情ですが、地元自治会や民生委員、消防団など情報開示先との連携を強化してまいります。

(5)【回答】庁内で連携、調整をはかり、適切に対応してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】これまで、感染拡大状況や国の動向等を踏まえ、マスクや消毒液の配布、衛生用品の購入等に役立てていただくための応援金を交付してまいりました。今後につきましても、感染拡大の動きや感染拡大防止に関する様々な動きの中で適切に対応できるよう努めてまいります。

（２）【回答】感染症法の位置づけが5類に移行いたしました後も、埼玉県や医療機関等の関係機関との連

携を図りながら必要な周知や情報提供に努めてまいります。

（３）【回答】障害者を含め、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化リスクが高いとされる方

につきましては、引き続き新型コロナワクチンを遅滞なく接種できるよう努めてまいります。ま

た、接種場所につきましても、国の事務連絡等を踏まえ、適切に接種体制を整備してまいります。

（４）【回答】施設への補助につきましては国及び埼玉県により実施されております。本市におきましては、コロナ対策として市内の事業者及び社会福祉法人へ臨時の応援金を支給して参りましたが、今後も社会情勢に応じて検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】本市におきましては、障害者手帳に基づく採用のみとなっており、難病患者を雇用している状

況はございません。今後、検討してまいります。

**◆22北本市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害福祉計画及び障害児福祉計画は、総合支援法及び児童福祉法の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定めるものとされています。第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定に先立ち、令和４年度にアンケートを実施いたしました。（障がい者１，０００件、障がい児１００件）。いただいたアンケートに基づき、当事者の心身の状況、置かれている環境、ニーズ等を把握した上で、計画を策定するよう努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】相談支援事業所等と協力して対象世帯を把握し登録を行ったほか、介護者の急病等の緊急時が発生した場合に必要な支援を行う緊急時支援や自立支援協議会による地域支援の体制づくりを実施いたしました。

今後も、対象世帯の把握に努め、地域で安心した生活が送れるように様々な機関が協力し合い、障がいがある方を地域で支えあう体制づくりを整備してまいります。

(2)【回答】グループホーム等が市内に不足している状況に鑑み、新設のグループホームについては運営費を補助する制度を設けています。

(3)【回答】市内に１か所であったグループホームは、令和３年度に１か所、令和４年度に２か所、令和５年度にさらに１か所開設され、計５か所となりました。また、令和４年４月には入所機能に加え、訪問系、通所系サービスの機能を備えた多機能型の障害者支援施設が開設されております。

第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の策定においては、アンケート調査結果におけるニーズ等を踏まえ、サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定めてまいります。

(4)【回答】老障介護等の課題に対応するため、北本市と鴻巣市で障がい者基幹相談支援センターを共同設置しており、親亡き後の障がい者を支援する地域生活支援拠点について、面的に整備を進めているところです。今後も地域における相談支援体制の強化等、事業者との連携に努めていきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】職員不足への対応の一つとしては、国の処遇改善の取り組みとして給付額の加算等が考えられます。今後も国や県に対し、職員の処遇改善に資する財政支援等について機会を捉えて要望したいと考えます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限、年齢制限については、限られた財源の中、負担の公平性を図り、制度を今後も維持していくことを目的に導入しているものです。制度の継続性を考慮すると、現状では撤廃は困難であると考えます。なお、本市では、一部負担金は導入しておりません。今後も市の財政状況を考慮しながら、制度の運営を考えてまいります。

(2)【回答】本市における精神障害者保健福祉手帳２級の所持者は、１級の所持者の約７倍です。制度の継続性を考慮すると市の財政負担は大きいため、現状では難しいと考えます。入院時の助成については、県の動向を注視したいと考えます。　(3　【回答】二次障害については、原疾患等を問わず障がい者の生活全般への支援を行っており、必要に応じて保健や医療との連携を図っています。市では、機会をとらえて二次障害についての理解を図ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**　(1) **障害者生活サポート事業**

①【回答】実施済みです。

②【回答】本市の支出金額に対する埼玉県の補助上限額が増額されないことから、市の持ち出しが増となる利用時間の拡大は難しい状況です。

③【回答】②の回答と同様の理由により利用料の軽減は難しい状況です。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】本市では初乗り料金の改定や県の協議会での結果を受け、令和元年度から配布枚数を３６枚へと増やしました。現在のところ、市の持ち出しが増となる補助券の発行の予定はありません。

②【回答】現在のところ所得制限や年齢制限を導入する予定はありません。

**（３）**【回答】近隣自治体とも協議しながら機会をとらえて県へ要望したいと考えます。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】本市避難行動要支援者避難支援全体計画では、重度要介護認定者や身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、７５歳以上の世帯の他、要支援者として市長が認める者を避難行動要支援者名簿に掲載することとしています。要支援者として市長が認める者は、家族等の支援を得られない状況にある者が例示されており、ご要望に沿える形になっています。また、名簿登載者の避難経路につきましては、順次個別計画作成について通知を行い、作成支援に努めています。避難場所のバリアフリーにつきましては、広域避難所全１４か所で整備が完了しています。

(2)【回答】福祉避難所については、現在、公共施設で２施設、民間施設で６施設と協定を締結しております。運営方法については、各施設及び庁内関係各課と協議・検討を進めてまいります。

(3)【回答】在宅避難者等に対する支援は課題もございますが、避難所において炊出し食料等が提供できるように努めます。

(4)【回答】災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿について、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、（中略）避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」と規定しています。ご質問の民間団体による訪問・支援については、上記のことから難しいものと考えますが、他市の事例等を調査研究します。

(5)【回答】現在、自然災害についてはくらし安全課が、感染症対策については健康づくり課が主体となり、相互に応援する形で業務を行っています。今後については、他市の事例等を調査研究します。保健所の機能強化等については、機会をとらえて働きかけてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】今後、国からの配布を希望する障害者施設等に対して、今後の感染拡大への備えや備蓄等に活用いただくためのマスク等の医療的物資を無料配布することとなっています。市においても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視し、対応を検討していきます。

（２）【回答】埼玉県では、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが５類へ移行した後も、幅広い医療機関での受け入れを促進するため、医療機関への説明会や研修を実施するほか、設備整備等への支援を行うとしています。　市においても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視し、対応を検討していきます。

（３）【回答】現在は、どなたでも希望するときにワクチン接種ができます。ワクチン接種は、施設等においても行っています。

（４）【回答】現状では事業者に対し市が単独で事業所の維持管理経費等を補助することは困難ですが、今後の社会情勢及び国の動向等を注視し、必要に応じて検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】難病を抱えながらも職業人として自立しようと努力する方について、積極的な雇用に努め、就労後には、その能力を発揮して活躍できる職場環境の整備を図ってまいります。なお、本市には、難病の治療と業務を両立している職員がおります。職場への定着を図るために、この職員の特性に応じた支援を行いながら、生き生きと働き続けられる環境づくりに努めております。

**◆23伊奈町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**社会福祉課

当事者意見を反映できるよう、アンケートやヒアリングを実施していきます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**社会福祉課

上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと行政を中心とし、地域生活支援拠点整備を進めており、障害者支援施設において緊急時の居室確保事業を行っています。現在対象施設・対象者の見直し等を行っています。

**(2)【回答】**社会福祉課

圏域の事業所等、関係機関の協力をいただきながら体制を整備し、研究していきます。

**(3)【回答】**社会福祉課

入所施設等や障がい者数につきましては、社会福祉課において数の把握を行っています。

ただし、暮らしの場を希望する方の把握につきましては、潜在的な数を含め、数として把握ができていないのが実情です。また、町直営での入所施設運営は行っていないため、入所施設の設置について事業者より相談があった場合には、ニーズを含めて事業者と協議をすすめていきます。

**(4)【回答】**社会福祉課

「8050問題」につきましては、社会全体の大きな問題となっていますが、障がい者を抱える高齢家族の問題について、上尾市、桶川市、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターとともに、地域生活支援拠点事業などを継続していきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**社会福祉課

人材不足については、地域自立支援協議会でも議題として取り上げています。今後も地域課題として協議を進めていきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**保険医療課

所得制限、年齢制限は、埼玉県と同様の基準としています。一部負担金は、導入していません。

**(2)【回答】**保険医療課

精神保健福祉手帳２級所持者を対象者とすることおよび精神科入院分を対象とすることについては、助成額の大幅な増加が見込まれるため、財政的に困難であると考えています。

**(3)【回答】**保険医療課

二次障害について、医療機関へ啓発を行う予定はありませんが、重度心身障害者医療費支給制度は疾病の種類や原因を問わず、保険診療分が医療費助成の対象となります。障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、制度を継続し、経済的負担を軽減していきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**社会福祉課

　　実施しています。

**②【回答】**社会福祉課

利用時間の拡大については、県補助金の拡充を含め、県に働きかけを行います。

**③【回答】**社会福祉課

利用者１時間あたりの負担が５００円になるよう、４５０円の助成をしています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**社会福祉課

初乗り料金の改定を受け、令和２年度より、ひと月あたりの配布枚数を２枚から３枚に増やしました。１００円券の検討につきましては、近隣市町やタクシー協会の動向を踏まえ研究していきます。

**②　【回答】**社会福祉課

身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ・Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の方は、福祉タクシー利用券の交付又は燃料費の助成制度を選択し利用することができます。福祉タクシーについては、介助者の方が障がい者ご本人と同乗しても利用できます。燃料費助成については、障がい者ご本人又はご本人と同居する方が所有する車両が対象となります。いずれの制度も所得制限や年齢制限はありません。

**（３）【回答】**社会福祉課

現在、どちらも県補助は無く、町の単費で実施をしております。機会を捉えて県に働きかけを行います。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)　【回答】**社会福祉課

避難行動要支援者の登録について、原則として町内在住の要介護認定３から５の方や障害者手帳所持者、７５歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に個別計画登録のご案内をしていますが、日中独居や避難に不安のある方でご希望の方は、現在も登録を行っています。

また、地域支援者（区長、民生委員、社会福祉協議会等）に情報提供する個別計画には、避難所の位置等を掲載しており、有事の際の避難経路の想定ができるよう努めています。

**(2)　【回答】**危機管理課

福祉避難所は二次避難所として位置付けており、直接の避難はできませんが、受入対象者の調整等につきましては、今後も検討課題とさせていただきます。

**(3)　【回答】**危機管理課

自宅等での避難生活者へ支援物資を配布する際は、防災行政無線やホームページ、メール等で周知するほか、地域の自主防災組織やボランティア等に協力を要請します。

**(4)　【回答】**社会福祉課

現在の伊奈町避難行動要支援者個別計画の情報提供先の同意事項には、民間団体等の記載が無いため、町の避難行動要支援者プラン全体を見直す必要があります。有事の際の民間団体の訪問・支援の内容や効果を考慮し検討していきます。

**(5)　【回答】**危機管理課、健康増進課

当町では、「伊奈町地域防災計画」に基づき、危機管理部門（危機管理課）と衛生部門（健康増進課）をはじめとする関係各課が連携して対応に当たっています。今後も国、県、保健所とも緊密に連携を図りたいと考えています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**社会福祉課

現在、衛生用品の配布は行っていませんが、価格高騰に対応できる政策を検討していきます。

**（２）【回答】**健康増進課

県では、５類移行後も入院依頼を断らない仕組みを構築するため、医療機関への説明会や研修を実施するほか、防護具や施設整備への支援を行うとしています。また、入院調整を促すため、医療機関同士で患者の受入が可能な病床の確認を進める一方、重症患者の入院調整は県が支援するとしていますので、今後も国や県の動向を注視してまいります。

**（３）【回答】**健康増進課

令和５年春開始接種は、６５歳以上の方と基礎疾患を有する方、医療従事者等の方を対象に、令和５年５月８日から開始しています。６４歳以下の方で基礎疾患を有する方、医療従事者等の方に該当する場合は、町のワクチン接種コールセンターへご申請いただくことで、接種券を発行しています。

現在、町内で新型コロナワクチン接種が受けられる医療機関は１４か所あり、病院や診療所のかかりつけ医で接種ができるよう、ご協力をいただいています。

**（４）【回答】**社会福祉課

検討していきます。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**総務課

現在、当町で指定難病患者となっている職員は２名います。

また、指定難病以外の慢性的な疾患により、配慮を要する職員については、業務量や業務内容の調整等の配慮を行いながら勤務を続けています。今後も職員の状況に合わせた配慮を行いながら、継続して働くことのできる環境づくりに努めます。

**◆24川越市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**次期川越市障害者支援計画（第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画）の策定にあたっては、障害のある方の生活上の課題やニーズを明らかにするため、令和４年度にアンケート調査を実施いたしました。現在、市内障害者団体へのヒアリング調査を行っているほか、次期計画の策定に関する事項をご審議いただくため、障害者団体の代表者等を構成員とする川越市障害者施策審議会に諮問し、御意見や御要望をいただきながら検討を進めているところでございます。障害者施策を効果的に実施していくため、いただいた御意見等を次期計画に反映できるよう努めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)　【回答】**「障害者地域生活支援拠点事業」につきましては、中長期的な相談支援の提供や障害福祉サービスの利用の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ・対応、潜在的対象者の把握のためのネットワークづくり等を行っているものでございます。

今後も引き続き、障害のある方が安心して暮らせるよう努めてまいります。

**(2)【回答】**施設整備につきましては、国庫補助金を活用した障害者支援施設等の施設創設の際に、中核市として定められた整備費補助に加えて、市単独の補助を行っております。

**(3)【回答】**川越市障害者支援計画において、今後の利用見込み数を定めており、その見込み数を上回るように努めてまいります。

**(4)【回答】**障害者地域生活支援拠点事業におきまして、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の支援を見据え、緊急時の受け入れ対応等を行っております。

また、障害者総合相談支援センター及び指定特定相談支援事業所等との連携を図り、支援を必要としている方が気軽に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ってまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障害者施設の職員不足につきまして、福祉・介護分野の平均賃金の水準が他産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は勤続年数が短いことが影響していると考えられます。障害者施設の職員不足への対応につきましては、当市としても国や県へ働きかける機会を生かし、要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**所得制限につきましては、限られた財源の中、医療費負担が可能な方には負担をしていただき、支給対象を経済的負担の軽減が特に必要な方に限定させていただくという観点から、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正されました。当市におきましても、改正に合わせて所得審査を行っておりますが、制度の持続性を担保するために必要な措置であると考えております。また、独自の年齢制限や一部負担金等の実施については、現在のところ考えておりません。

**(2)【回答】**精神障害者保健福祉手帳２級の方への助成拡大につきましては、本制度の将来にわたる安定的かつ継続的な維持という観点から、市単独での対応は困難であると考えております。助成対象の拡大に向けましては、県の補助対象に精神障害者保健福祉手帳２級の方を加えていただくよう、平成３１年にさいたま市と連名で県へ要望書を提出した経緯がございます。また、県では、令和４年度に「重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会」を創設し、本制度に係る検討が行われているところでございます。当市といたしましては、この動向を注視してまいります。

なお、精神障害者の精神病床への入院費の助成につきましては、国の自立支援医療制度において通院費のみを対象としていることや、県において退院可能な方に対し地域医療への移行に取り組んでいることなどから、入院費の助成を対象外としているものでございます。

**(3)【回答】**御意見として賜り、関係部署と情報共有を図ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**（実施市町村であるため②を回答）

**②【回答】**当市では、生活サポート利用時間の上限を年度で１５０時間としております。類似のサービスとして、居宅介護、移動支援等もございますので、それらのサービスを活用していただけたらと考えています。

**③　回答】**１８歳以上の利用者は950円の自己負担がありますが、居宅介護、移動支援等のサービスでは、所得により利用負担が軽減される制度があります。そのサービス利用も含めて利用しやすいサービスとなるよう努めてまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**当市では、初乗り運賃相当額の４８回分を年度ごとに助成しております。引き続き他市の動向も注視しながら助成額を検討してまいります。

**②【回答】**当市の重度心身障害者福祉タクシー利用券・ガソリン利用券交付要綱では、受給資格について身体障害者手帳1級か2級、療育手帳○ＡかＡまたは精神障害者保健福祉手帳１級の手帳の交付を受けている方を対象としております。助成内容としては、福祉タクシー利用券については初乗り料金相当額、ガソリン利用券については、登録した車両の給油時のガソリン料金を年間１２，０００円（１，０００円×１２枚）分補助するもので、介助者が同乗しても利用することはできます。また、当市の福祉タクシー利用券・ガソリン利用券の受給資格について、所得や年齢制限は導入しておりません。

**（３）【回答】**県に対する当該要望事項につきましては、引き続き様々な機会を捉えて要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**当市の避難行動要支援者名簿対象者につきましては、障害のある方は、同居家族の有無にかかわらず、障害の等級により要件に該当するため、名簿へ掲載しているところでございます。

避難行動要支援者の避難経路については、地域の支援者が個別計画を作成する際に、適切な避難行動とともに確認できるよう周知してまいります。

また、避難場所等につきましては、様々な方が避難されることを踏まえ、バリアフリー化に努めてまいります。

**(2)【回答】**福祉避難所は、災害時に一般の避難所では生活に支障をきたす可能性がある方がいらっしゃる場合に開設する避難所です。福祉避難所の開設にあたっては、その施設の被災状況やライフラインの確認等を行う必要があり、施設の被災状況等によっては、開設できない場合があります。そのため、施設の安全確認を行う前に直接福祉避難所に避難することはかえって危険な場合があり、施設の倒壊等により二次被害を受ける可能性もあります。また、施設の空き状況や人員体制によって、受入が可能な人数が変わってくることから、事前の登録制は難しいものと考えております。

**(3)【回答】**在宅避難や車中泊等、避難所以外の避難者に必要な物資が届くよう、災害の規模や状況に応じ可能な限り対応してまいります。

**(4)【回答】**要支援者の情報提供につきましては、提供先を自治会や民生委員、警察、消防など避難支援関係者としており、民間団体の訪問支援を目的とした提供についてはさらに検討が必要と考えております。

**(5)【回答】**当市におきましては、自然災害に対しては防災危機管理室が、感染症発生に対しては保健所が中心となり、それぞれの部署の専門性に応じた対応をしております。また、複数の部署に関連する対策につきましては、十分な連携と情報共有に努めるとともに、業務量に応じた柔軟な応援体制をとっております。

また、当市では保健所を有する中核市として、地域保健対策を推進しております。

今後も保健所設置市として、当市が担う業務の推進に努めながら、広域的な課題等については、国や県に対し、機会を捉えて、必要な働きかけを行ってまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**新型コロナウイルス感染症対策に必要となる衛生用品が安定して供給されるよう、国の優先供給等の動向について注視してまいります。

**（２）【回答】**新型コロナウイルス感染症の5類移行後の入院医療体制につきましては、現状、医療機関間の調整を基本とした体制であり、県の方針では、今後は幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の入院受け入れができる体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行を進めることとなっております。今後も、国や県の動向を注視し、適切な情報の周知に努めてまいります。

**（３）【回答】**現在実施している令和５年春開始接種においては、市内医療機関における一般の方への接種は５月１５日(月)から開始したところですが、高齢者施設や障害者施設の利用者、従事者につきましては、一般の方より先行して５月８日(月)から接種を行える体制を取っております。

また、施設内で接種を実施される場合には、ワクチン等の手配も行っております。今後も引き続き当事者の立場に立った接種体制の確保に努めてまいります。

**（４）【回答】**令和４年度は物価高騰の影響により、光熱費、燃料費や食材料費といった運営経費が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、障害者施設等の安定的な事業継続を目的として支援を行ってまいりました。

今年度につきましても、物価高騰の影響を鑑み、障害者施設等への支援を継続して実施してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**職員の採用試験の実施に当たりましては、地方公務員法の規定を踏まえ、難病の有無により予断と偏見がないよう公正な実施に努めているところでございます。

また、難病の方が採用された場合につきましては、職務遂行に当たり配慮が必要な場合には、可能な範囲で行うものと認識しております。

なお、職員の難病の有無につきましては、積極的な把握は行っておりません。．　障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

**◆25東松山市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、東松山市障害者計画等策定委員会において、当事者の意見を反映し策定してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】当市の地域生活支援拠点事業については、令和３年５月に地域生活支援拠点事業実施要綱を制定し、面的整備型の手法を取り入れ、整備を進めてきました。同年７月に運営ガイドラインを作成し、令和５年６月１日現在、２１事業所が拠点の事業登録を受けています。

また、地域生活支援拠点連絡会議を定期的に開催し、対象者の把握、取組の評価や地域課題について協議を続けています。

(2)【回答】施設整備について独自補助の予算化は予定していません。

(3)【回答】市内には障害者支援施設３か所、グループホーム４５か所があり、必要数は確保されています。

(4)【回答】老障介護家庭については、高齢者福祉部門と障害者福祉部門との合同会議の開催や、個別支援会議等において連携を図るとともに、緊急時においては地域生活支援拠点事業において対応してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】合同就職説明会を開催し、事業者と就職希望者とのマッチングを支援しています。また、比企地域自立支援協議会の障害福祉サービス事業所連絡会において、事業所との意見交換を行ってまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限及び年齢制限の撤廃の予定はありません。一部負担金等の導入については、県の動向を注視してまいります。

(2)【回答】対象を拡大することは考えていません。

(3)【回答】個々の状態も異なることから、二次障害については、当事者がかかりつけ医に相談されることが望ましいと考えます。保健・医療・福祉の連携につきましては、東松山市地域自立支援協議会内の医療・福祉連携プロジェクトにおいて検討しています。

**５．　障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当市においては、障害児（者）生活サポート事業を実施しています。

②【回答】利用時間の拡大については、必要に応じて検討してまいります。

③【回答】制度変更の予定はございませんが、県の動向を注視してまいります。

**(２)福祉タクシー事業**

①【回答】福祉タクシー事業については、令和５年度から乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の額になる場合は、タクシー券を２枚まで使用できるよう制度の改正を行いました。なお、当市では、独自の障害児（者）生活サポート事業利用料補助やデマンドタクシー制度を設けていることから、配布枚数の増加や１００円券の導入は考えていません。

②【回答】当市の福祉タクシー利用料助成制度及び自動車燃料費購入助成制度は、３障害共通の制度です。所得制限や年齢制限はありません。

（３）【回答】福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車燃料購入費助成制度は、各市町村がそれぞれの実情に合わせて行うべきと考えます。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者名簿の登録要件として、要介護状態等の区分に基づく運用と、希望者の申請に基づく運用とを併用しています。バリアフリーの確認については、個別避難計画作成を作成する過程で適切に対処してまいります。

(2)【回答】福祉避難所への直接避難も含めて、災害時の要配慮者支援について引き続き適切に対処します。登録制などの工夫に関しては、避難行動要支援者避難支援制度における個別避難計画を活用することができないか研究してまいります。

(3)【回答】ホームページ、ＳＮＳなど複数の連絡手段を用いることにより、避難所以外に避難されている方にも救援物資についての情報を提供してまいります。

(4)【回答】災害対策基本法及び個人情報法保護法の諸規定に沿って適切に対処してまいります。

(5)【回答】東松山市行政組織規則において、危機管理の総合調整に関することは危機管理防災課の所管としており、新たな部署の設置を行う予定はありません。なお、災害が発生した際には、東松山市災害対策動員計画に基づいて対応にあたります。保健所の機能強化については、引き続き国や県と連携を図ってまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を**。

(１)【回答】障害福祉サービス事業所への衛生用品の配布については、これまで国及び指定権者である埼玉県で実施されていたことから、市で行う予定はありません。

なお、物価高騰対策補助金（障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業）については、埼玉県において、令和５年度も継続して実施する予定と伺っております。

（２）【回答】入院の可否については、各医療機関の判断により行われるため、市から医療機関に周知する

ことはありません。

（３）【回答】ワクチン接種については、国が定めた方針に従い順次進めてまいります。ワクチン接種場所につきましては、障害福祉サービス事業所の形態に合わせ、事業所内における巡回接種や、地域の病院やクリニックで接種していただいています。

（４）【回答】物価高騰対策補助金（障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業）については、埼玉県において、令和５年度も継続して実施する予定と伺っております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】今後段階的に引き上げられる法定雇用率に対応し、障害者雇用率を上げていくためには、当市役所の場合、一定数の障害者を継続して新規雇用していく必要があります。障害者雇用を優先すべき状況にあるため、難病患者を対象とした雇用については、現時点では考えておりません。なお、当市職員には、指定難病のある者がおりますが、プライバシー保護の観点から、現状をお伝えすることはできません。

**◆26坂戸市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたりましては、障害のある方とその御家族を対象にアンケート調査を実施し、地域における生活実態を把握し、御意見を反映した計画策定を進めております。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**平成３１年４月に開設された多機能事業所を本市の地域生活拠点施設として認定し、併設されたグループホームと併せて、緊急時の相談・受け入れ対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの場としての機能を提供しております。また、医療的ケアの必要な方の支援やヤングケアラーへの支援については、現状の把握に努めこども支援部局と連携し、併せて国・県の施策の動向を注視しながら対応を進めてまいります。

**(2)【回答】**障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実に伴い、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設の地域参入が進んでおります。それらを背景に本市では、同法に基づく介護給付費、訓練等給付費等の支給量が増加しており、サービスが充実しつつあると考えております。施設整備に対する独自補助につきましては、それらの状況を見極めながらの研究課題とさせていただきます。

**(3)【回答】**坂戸市障害者計画、坂戸市障害福祉計画（第６期）、坂戸市障害児福祉計画（第２期）の策定に際し、当事者を対象としたアンケート調査を実施し、計画への反映に努めました。同計画の入所施設等居住系サービスの中で、令和５年度の見込量を施設入所支援では７９人、共同生活援助は１０５人としており、計画の推進を図っております。

**(4)【回答】**老障介護家庭の支援体制として、西入間警察署、民生委員、障害者等相談支援センターなど関係団体で構成する「坂戸市見守りネットワーク」を平成２７年に設置し、老障介護家庭が孤立することなく安心して清潔を送ることができるよう見守り活動に努めております。また、緊急時の支援体制として、平成３１年４月に開設された地域生活支援拠点及び併設されたグループホームにて、緊急時の受け入れができる環境を整えております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**福祉・介護職員の人材確保・処遇改善等を図ることを目的に、障害福祉サービス等報酬において処遇改善加算の改定が行われております。必要に応じて当該加算を事業所に説明するほか、ハローワーク等の関係機関と人材確保に向けた連携に努めてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**重度心身障害者医療費助成制度については、原則として埼玉県重度心身障害者医療費補助金交付要綱に基づき実施しておりますが、入院時の食事療養費の１／２の助成を市独自で実施するなど、拡充策も進めております。

**(2)【回答】**重度心身障害者医療費助成制度において、精神障害者保健福祉手帳２級所持者まで対象とすること等につきましては、県の動向及び財政上の負担等を勘案しつつ、今後の研究課題とさせていただきます。

**(3)【回答】**障害種別、障害特性に応じた支援や発達段階に応じた支援等が二次障害の予防において重要であることから、坂戸市障害者等相談支援センター、通所事業所、医療機関等の関係機関と連携して支援に努めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本市は、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

**②【回答】**生活サポート事業につきまして、利用者数、時間数、支援内容の傾向等を分析し、利用時間の拡大について研究してまいります。

**③【回答】**障害児（者）生活サポート事業については、埼玉県生活支援事業等補助金交付要綱に基づき、制度の運用を進めております。利用料の軽減については、市が一律に対応することは、新たな財政的な支出が伴いますので、利用状況等を見極めながら研究してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**福祉タクシー制度については、令和２年度に初乗り料金の改定を受けて、タクシー券を年間３６枚から４８枚に増やしました。福祉タクシー利用料金補助事業については、埼玉県が設置している福祉タクシー運営協議会において、令和５年度よりタクシー１回の乗車にあたり、福祉タクシー利用券を初乗り運賃相当額２倍以上の額になる場合、２枚利用できるという県内統一した運用が定められており、本市においても同様の運用としております。１００円券の導入については、今後の研究課題とさせていただきます。

**②【回答】**福祉タクシー制度については、平成２５年度にタクシー券を年間２４枚から３６枚に増やし、さらに令和２年度に３６枚から４８枚に増やしました。また、平成５年度から県の指定難病医療受給者を対象としているほか、平成２７年度には、精神障害者保健福祉手帳1級の方へも対象を拡大しました。一方で、自動車燃料購入費補助制度については、平成２５年度に燃料限度量を月３０ℓから月４０ℓに増やし、平成２７年度には、上肢障害の方へも支給拡大するなど制度の充実に努めてきました。また、平成３０年度から障害児を介護する方が運転する自家用自動車に対し、自家用自動車燃料費の一部の助成を開始しております。なお、両制度においては、所得制限は設けておりません。

**（３）【回答】**この事業は、地域生活支援事業として、国及び県の補助対象でありましたが、平成２１年度から補助の対象から外れ、全額市費となっております。

今後も事業を継続しながら、必要に応じて、県に対して補助拡充の要望を行ってまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**本市の避難行動要支援者名簿は家族の有無に関わらず、障害者手帳を交付された方、要介護・要支援認定を受けた方等を名簿に登載しております。避難経路や避難場所のバリアフリーについては、地域支援者や施設管理者等と検討を進めてまいります。

**(2)【回答】**本市は、県立坂戸高等学校及び協定締結による民間福祉施設９施設の計１０施設を福祉避難所としており、必要に応じて二次的に開設し、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容することを想定しておりますが、より円滑な受入体制についても、引き続き検討してまいります。

**(3)【回答】**市の備蓄品は、避難所外避難者へ配布することも想定していることから、自宅や車中等で避難されている方につきましても、避難所の物資を配布することや共助による物資の配布等により、在宅避難者、車中泊避難者等にも救援物資が届くようにしてまいります。

**(4)【回答】**避難行動要支援者名簿の開示につきましては、個人情報保護に配慮する必要があります。災害時においては、市から名簿の提供を受ける、ボランティア受付窓口である社会福祉協議会と状況に応じて連携を図っていただきたいと考えております。

**(5)【回答】**自然災害発生時においては、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルにより全庁を挙げて対策に当たるよう体制を整えています。また、感染症発生時においては、坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて市民健康センターを中心に対応しておりますが、必要に応じて全庁的な協力体制が取れるよう進めていきます。

**【回答】**機会をとらえて、県・国に働きかけてまいりたいと考えております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期段階であった令和２年度に、県から提供を受けたマスク、消毒液の配布を障害児者施設等に行うなどにより、感染拡大の防止に努めてまいりました。今後においては、国・県の対応指針を見極めながら、必要に応じた対応を進めてまいります。

**（２）回答】**適切な情報を発信し、市内医療機関とも連携してまいります。

**（３）回答】**新型コロナワクチン接種は、国の基準に基づき、接種を進めております。　本市におきましては、坂戸市及び鶴ヶ島市内にある医療機関において接種を行う、個別接種を中心に接種を実施しているため、かかりつけ医療機関での接種が可能です。

**（４）【回答】**障害者施設を対象としたに補助金の増額および継続につきましては、国・県の動向及び財政上の負担等を勘案しつつ、今後の研究課題とさせていただきます。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**採用において、難病を理由とした制限は行っていませんが、県の取組等を参考に、採用方法等について検討してまいります。

**◆27鶴ヶ島市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**　障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本方針及び埼玉県の基本的な考え方に基づくとともに、障害当事者の意見を反映して進めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**市内１法人、市外２法人との間で協定を締結して緊急時の一時受け入れや体験利用の場を確保しています。養育者から虐待を受けたり、唯一の養育者が急死する事態があり、障害当事者を拠点の機能を活用して、その保護と生活再建を図った実績があります。また、医療的ケア児の支援に関わる医療・保健・保育・教育・福祉の関係者を毎年度、招集して、情報意見交換を行う連絡会を開催しています。

**(2)【回答】**施設の新設や大規模修繕については、施設整備費補助金（国庫補助）の活用が可能です。多額の補助金を適切に執行できる運営体制、法人経営が前提となります。市内・圏域内の社会資源の均衡ある整備を進めるためにも、本市の第４期障害者支援計画の進捗状況を管理し、国の制度改正や周辺環境の変化を勘案して、再考していきます。

**(3)【回答】**障害者支援計画（障害者プラン、障害福祉計画、障害児福祉計画）を３年に１度見直し、進捗管理をしています。サービス種別ごとの必要見込量や目標値とサービス利用実績とを比較し、制度改正や環境変化を勘案して計画内容を更新していきます。

**(4)【回答】**地域包括支援センター、障害者相談支援センターが日常の相談支援をつうじて把握した多くの事例があります。そのなかから、老々介護、老障介護で、共倒れのリスクが高い家庭を抽出しグループ化しています。このハイリスクの家庭群に対し、予め支援の内容・方針・役割分担を想定しています。こうした上で、各ご家庭を見守りながら、緊急時に迅速に有効・適切に対応ができる体制を整えていきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障害者施設の職員の採用については、各施設ご苦労されていることは認識しています。市として何ができるのか、有効な手段について情報収集につとめてまいります。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**本市の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づく県からの補助金（所要経費の２分の１）を財源として実施しています。今後も県の要綱に沿った運用を行っていきます。

**(2)【回答】**精神障害者２級の対象拡大及び精神科への入院費用の助成につきましては、埼玉県の動向を見極めながら、必要に応じて要望を行います。

**(3)【回答】**本市の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に沿った運用を行っています。対象者の拡大については、埼玉県の動向を見極めながら、必要に応じて要望を行います。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本市は、障害者レスパイトサービス助成事業として生活サポート事業を実施しています。

**②【回答】**本市の、令和４年度における障害者生活サポート事業の市持ち出し分は、５，５８５，２００円になっています。

利用時間の拡大については、障害者をとりまく社会情勢や財政面、事業の在り方を含め、検討する事項であると考えています。

**③【回答】**成人障害者に対する利用の軽減策については、障害者をとりまく社会情勢や財政面、事業の在り方を含め、検討する事項であると考えています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答**】令和２年２月１日に初乗運賃が改正されたことから、福祉タクシー運営協議会において１回の乗車の際に利用できる枚数など利用方法について検討を進め、令和５年度から利用券を２枚使用できることにしました。

１００円券（補助券）については、現時点では導入は考えていません。

**②　【回答】**本市では、障害者の社会参加のため、市の単独事業として福祉タクシー利用料金助成事業及び重度心身障害者自動車燃料助成事業を実施しています。両事業の対象者については、身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳○Ａ又はＡの方で、年齢や所得の制限を設けておりません。また、重度心身障害者自動車燃料助成事業では、障害者の通院、通所、通学等のために使用する自家用自動車について、障害者と同一敷地内に居住し、生計を一にする親族等の運転を認めています。

**（３）【回答】**地域間格差の是正については、埼玉県並びに県内市町村の動向を注視しつつ、必要に応じて近隣市町村と連携を図ります。福祉タクシー利用料金助成、自動車燃料費助成制度は、現在、市の単独事業として実施されており、制度を持続していくために特定財源の確保が課題となっています。福祉タクシー運営協議会などの場において、県への要望を検討します。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**市では、災害対策基本法をはじめとする各種法令、個人情報に関わる条例、市地域防災計画等に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

以下の要件に該当し、生活の基盤が自宅(市内)にある方を当該名簿に記載する対象者としています。

ア 身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障害者

（心臓、腎臓機能障害のみで該当する人を除きます。）

イ　療育手帳Ⓐ・Ａを所持する知的障害者

ウ　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の方

エ　介護保険で要介護３～５の認定を受けた方

オ　障害福祉サービスを利用している難病患者

カ　上記以外で、市長が支援の必要があると認めた方

　以上のとおりであり、ご家族がおられる場合でも、当該名簿に記載します。

また、避難所となる学校や施設においては、市職員と施設担当者で協議を行い、避難所のバリアフリー化や、避難する部屋の選定などを毎年確認しています。

**(2)【回答】**指定避難所（市内２２か所）では生活することが困難な高齢者障害者、妊産婦その他特に配慮を要する方（以下、「要配慮）という）のために、特別な配慮がなされた避難所が、福祉避難所と呼称されるものです。

市では、指定避難所における生活が困難な要配慮者の生活を支援するために、以下の公共施設に福祉避難所を設置することとしています。

①各市民センター、県立鶴ヶ島清風高等学校

②女性センター、老人福祉センター

③民間（協定先）福祉施設

市では、福祉避難所の指定及び整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる方の概数を把握するよう努めています。

福祉避難所の対象となる方としては、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者などが考えられます。市では、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、この避難行動要支援者名簿に登載される方が、福祉避難所に避難することとなる方の多数を占めるものと予想しています。

**(3)【回答】**避難者が多く、指定避難所に避難者を収容することができない場合等、様々な事情により避難所以外の場所において避難生活を余儀なくされる方が発生することが想定されます。このような場合、避難所以外の場所に避難している場合でも、救援物資を受け取ることができるよう、市として配慮に努めていきます。

本市では、最大規模の被害想定で、避難所への避難者が３，１６２人となっており、救援物資等もその人数に応じた数の備蓄をしています。災害時において物資を必要としている人には可能な限り配布をしていきたいと考えていますが、備蓄数に限りがあることから、在宅避難での自助を想定して、日頃から水や食料など備蓄をお願いしているところです。大規模な災害が発生し、避難生活が長期化するような事態となった場合には、国や県からの支援や、応援協定先から受け取った支援物資を在宅避難者等へ配布することなどを検討しています。

**(4)【回答】**避難支援等関係者に、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供する場合には、市個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得るものとし、本人の同意のあった避難行動要支援者のみを登載した外部提供用名簿を作成し、これを避難支援等関係者に提供することとしています。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は、親権者や法定代理人等に同意を得るものとしています。なお、災害時等において避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があると認められるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度において、市地域防災計画に定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない関係機関にも名簿情報を提供することができるとしています。このような場合、市は、情報提供をした相手方が適正な情報管理を図るよう指導しており、災害発生時は本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供することとしています。また、災害がある程度終息したときは、名簿を市に返却するよう指導します。

**(5)【回答】**本市では、危機管理課や感染症対策課を中心に、自然災害対策や感染症対策にあたっています。自然災害や感染症が同時に発生した場合には、これらの関係組織だけではなく、市全体で対応することとなりますが、必要に応じて、専門部署を整備します。これまで「新型コロナウイルス対策支援室」、「新型コロナワクチン接種担当」、「感染症対策課」といった部署を整備してきました。保健所機能強化や人員配置の一層の充実については、引き続き、機会を捉えて要請していきます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**市では、これまでにマスク及び消毒用エタノールを市内事業所に提供していましたが、現在は、以前のような価格の高騰や在庫不足が生じていないため、各事業所で衛生材料の確保をお願いしております。

市では、これまでにマスク及び消毒用エタノールを市内事業所に提供していましたが、現在は、以前のような価格の高騰や在庫不足が生じていないため、各事業所で衛生材料の確保をお願いしております。

**（２）【回答】**令和５年５月８日から、新型コロナ感染症の法律上の位置づけが「５類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりましたので、その取扱いに則り対応していただきます。

**（３）【回答】**令和５年５月８日から、新型コロナ感染症の法律上の位置づけが「５類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。今後の感染対策は政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となりましたが、感染による重症者を減らすことを目的として、国の接種方針に基づき令和５年度も新型コロナワクチン接種を実施しています。令和５年度のワクチン接種は、接種状況や時期に応じて接種できる対象が異なり、対象者に対しては段階的に接種券を送付し、個別医療機関で接種することになっています。なお、埼玉県では、県内の希望する高齢者・障害者施設へ、医師・看護師が乗車したワクチンバスを派遣し、新型コロナワクチンの出張接種を実施しています。対象要件や人数などを満たすことが必要となりますが、施設に入所又は従事している方へのワクチン接種促進が図られています。

**（４）【回答】**市では、電力、ガス等のエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている福祉施設等の負担軽減を図り、食材費や光熱費等の物価高騰分を施設利用者（被保険者、保護者等）に追加負担させることがないよう、介護保険施設、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者に対し、支援金の交付を行いました。また、新型コロナウイルス関連の財政支援については、独立行政法人福祉医療機構では、経営資金の優遇融資支援を行っているため、市ではそちらを案内することとしています。その他としては、国、県、市においても各種の融資、支援制度を用意しているため、市ホームページで「新型コロナウイルス関連の事業者向け支援情報一覧」にまとめ、情報提供を行っています。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**　職員個別に確認をしていないため難病患者の雇用の有無は把握しておりません。重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

**◆28毛呂山町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**計画に反映するように努めてまいります。【福祉課】

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**令和２年度より緊急時の受け入れ・対応機能として緊急ショートステイ事業を実施しております。今後も緊急対応が必要とならないような支援を推進するとともに、必要な際に利用しやすい体制づくりに努めてまいります。【福祉課】

**(2)【回答】**事業の必要性を検討し、計画的に実施してまいります。【福祉課】

**(3)　回答】**施設入所支援、共同生活援助を支給決定している方の中で、空きがなくて利用できないという相談はいただいておりません。【福祉課】

**(4)【回答】**障害者や家族の高齢化に伴う緊急時の対応について、地域包括支援センター等をはじめとする関係機関と連携して、個々の状況に応じて適切に対応してまいります。【福祉課】

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**福祉の仕事のやりがいや魅力について発信するとともに、学校等における福祉体験を通じ、福祉を理解する機会の確保により、一層の理解促進に努めてまいります。【福祉課】

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。一部負担金の導入については現在のところ導入予定はございません。【福祉課】

**(2)【回答】**重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。【福祉課】

**(3)【回答】**障害の特性を理解し、必要な支援が提供できるように関係機関と連携して参ります。【福祉課】

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1)** **障害者生活サポート事業**

**①【回答】**実施しております。【福祉課】

**②【回答】**利用実績等踏まえ、検討してまいります。【福祉課】

**③【回答】**町単独で利用料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図っております。【福祉課】

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**

令和３年度から、一人あたりの１年間の配布枚数を２４枚から３６枚に増やしました。また、令和５年度から２枚まで利用できるようになりました。補助券の交付につきましては、町単独での検討は難しいと考えております。【福祉課】

**②【回答】**町では、福祉タクシー利用料助成事業については介助者等の利用制限や所得制限、年齢制限を設けておりません。令和４年度から福祉タクシー利用料金助成事業と選択制で、重度心身障害児を対象に自動車燃料費助成事業を実施しております。【福祉課】

**（３）【回答】**近隣市町村の実施状況を把握し、必要に応じて県へ働きかけてまいります。【福祉課】

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿の登載につきまして、家族の有無は条件としておりません。名簿登載者から同意を得て、個別支援計画の策定を進めてまいります。【福祉課】

**(2)【回答】**災害対策基本法施行規則の改正による運営指針に基づき、防災担当課とともに適切に対応してまいります。【福祉課】

**(3)【回答】**災害発生時、避難所以外で避難生活をしている人についても、救援物資が届くよう、防災担当課とともに検討してまいります。【福祉課】

**(4)【回答】**本人の同意を得ることを基本としながらも災害時において協力いただける民間団体への名簿の開示のあり方についても防災担当課とともに検討してまいります。【福祉課】

**(5)【回答】**必要に応じて対策本部を設置しております。【福祉課】

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**障害福祉事業所等への衛生用品の提供については、埼玉県と連携して対応してまいります。【福祉課】

**（２）【回答】**必要に応じて、実施機関に伝えてまいります。【福祉課】

**（３）回答】**障害者の特性に配慮した対応について、保健担当課と連携してまいります。【福祉課】

**（４）【回答】**令和４年度におきまして、物価高騰対策支援事業として支援金を給付しました。今後とも県内市町村等の動向を注視し検討してまいります。【福祉課】

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**難病患者につきましては町では把握しておりませんが、障害福祉サービスの支給決定を受けている方はおります。雇用につきましては、人事部局と連携してまいります。【福祉課】

**◆29越生町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**計画策定にあたり、障害者手帳をお持ちの方にニーズ調査を実施しました。また、計画策定委員として、障害のある方ご本人、ご家族の参加をいただいて、当事者の意見を反映できるようにしております。

**２． 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1) 【回答】**障害者地域生活支援拠点事業で実施した事業は、基幹相談支援センター事業になります。他の事業については、今後の検討課題としております。

**(2)【回答】**施設整備や民間事業所に対する補助について、現在のところ予定しておりません。

**(3)【回答】**近年、グループホームに入居する方が増加傾向にあり、今後も入居希望が増えることが予想されます。しかし、厳しい財政状況であり、町による施設整備は難しいものと考えております。

**(4) 【回答】**日頃から窓口や電話相談のほか、内容によっては町職員が自宅等を訪問し、本人や家族の生活状況や健康状態などの把握に努めております。今後におきましても、庁内各課で情報共有を図るとともに、関係機関と連携して対応してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**国や県への要望を検討してまいります。

**４． 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、所得制限、年齢制限の撤廃は考えておりません。また、一部負担金については、令和４年１０月から県内の指定医療機関において、現物給付となりましたので、原則、窓口負担は生じません。

**(2)【回答】**埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、対象者の拡大は考えておりません。

**(3) 【回答】**医療機関、相談支援事業所、保健センター等と連携して、障がいのある方の心身の状況の把握に努め、適切な福祉サービスを提供してまいります。

**５． 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**県の補助要綱に基づき実施しております。

**②【回答】**１人あたりの利用時間は、年間１５０時間を限度としております。令和４年度の利用状況は、現行の１５０時間で対応可能でしたが、今後も利用状況や県及び近隣市町の動向を注視してまいります。

**③【回答】**県の補助要綱に基づき実施しておりますので、制度の改善につきましては、県や近隣市町の状況を注視してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**令和４年度から、１人あたりの配布枚数を年間最大３６枚から４８枚に増加いたしました。また、県の広域協定に参加しておりますので、１００円券（補助券）については、町独自の導入は考えておりません。

**②【回答】**福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料等補助事業は、対象者本人が乗車すれば、介助者付き添いの方も同乗することができます。所得制限や年齢制限は導入しておりません。

**（３）【回答】**今後も県の広域協定への参加を継続することで、地域間格差が生じないようにいたします。また、県費補助金については、機会を捉えて要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1) 【回答】**避難行動要支援者名簿の対象者は、以下のとおりです。

（１）介護保険における要介護３から５の方

（２）身体障害者手帳を所持しており、障がいの程度が１級及び２級の方

（３）療育手帳を所持しており、障がいの程度が○Ａ及びAの方

（４）精神障害者保健福祉手帳を所持しており、障がいの程度が１級の方

（５）７５歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する方

（６）その他、町長又は民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方

したがいまして、家族がいても上記各号のいずれかに該当する場合は、対象となります。名簿登載者の避難経路については、地域支援者の方々に、平常時から避難所までの経路を確認していただくようお願いしております。また、防災担当者と、避難所運営担当者が、各避難所のバリアフリーや防災倉庫の備蓄品等を確認しております。

**(2) 【回答】**越生町では、現在、「社会福祉法人光」及び「社会福祉法人かえで」と「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しております。要配慮者の受け入れ方法等については、今後各法人と協議してまいります。

(3) **【回答】**避難所以外で避難生活をしている方にも、救援物資が届くよう検討してまいります。

**(4) 【回答】**避難行動要支援者名簿は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織に対し、提供することとされておりますが、本人の同意が得られない場合は、提供できないことになっております。そのため、民間団体の訪問や支援を目的とした要支援者名簿の開示は難しいものと考えております。

**(5) 【回答】**現在、防災対策は総務課、感染症対策は健康福祉課が担当しておりますが、日頃から緊密に連携し、対応の検討や情報共有をしております。災害発生時においては、災害対策本部の指揮のもと関係機関と連携し対応してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**障害福祉事業所等が必要とする衛生用品の把握に努め、今後、国の地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら、要望を検討してまいります。

**（２）【回答】**新型コロナ患者を受け入れる医療機関については、国の強力な支援が必要であると考えています。

**（３）【回答】**令和５年春開始接種では、５歳以上６５歳未満の基礎疾患のある方、６５歳以上の方、医療従事者等（施設職員含む）が、接種の対象となります。接種会場につきましては、地元医師会のご協力により、集団接種とかかりつけ医での個別接種が選択できますので、安心して接種を受けていただきたいと存じます。

**（４）【回答】**越生町内の障害福祉サービス事業所４事業所に、物価高騰対策支援給付金を令和４年度中に支給しました。

今後、地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら、要望を検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**これまで、職員募集で難病患者枠を設けたことがなく、また、一般枠での応募もなかったため、雇用実績はありません。疾病の特性は一人ひとり様々であることから、今後、難病患者が働きやすい職場環境や勤務条件等の調査・研究をしてまいりたいと存じます。

**◆30滑川町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**障害者の計画については、当事者へのアンケート実施や計画策定委員について当事者の方へご参加いただき策定を実施しています。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**滑川町では地域生活支援拠点事業の５つの項目のうち、体験の機会を除く４つを実施しています。今後は、事業の検証を行いながら足りない部分の整備を実施していく予定です。

**(2)【回答】**施設については、県が指定するものとなっており、施設自体も現状では不足はしていないため独自補助の予定はありません。

**(3)【回答】**入所待機者も数名いますが、本人の状態が入院中で入所できる状態でないため待機をしている状態です。特にホームへの入居待機者もいないため、現状では充足していると把握しています。

**(4)【回答】**高齢介護課や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャーなどの連携を図り、老障介護になっているような家庭を把握し、適切な支援が入るようサポートしています。場合によっては、町内の施設への緊急受入できるように連携を図っています。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**福祉の仕事への興味関心のある方が少なく感じ、小学校、中学校など学生の時から福祉への興味関心を持つように福祉教育への推進を図っていきます。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**現状では、埼玉県と補助金交付要綱へ合わせ実施しているため、拡充は考えておりません。

**(2)【回答】**現状では、埼玉県と補助金交付要綱へ合わせ実施しているため、拡充は考えておりません。

**(3)【回答】**保健、医療、福祉での会議の場で啓発をしていきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について　(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**滑川町は実施済みです。

**②【回答】**１５０時間の使える範囲があるが、多くのかたが今の利用時間で足りていると考えられるため、拡大は予定しておりません。

**③【回答】**町単独での補助を実施しているため、現状維持となります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**福祉タクシー事業は、埼玉県とタクシー協会との協定により実施しているため、県の実施通り１回あたり２枚までの利用となります。

**②【回答】**所得制限、年齢制限は設けていませんが、障害種別、障害等級により対象者を制限しております。

**（３）【回答】**町単独事業で実施しているため、県へは引き続き補助対象になるよう働きかけます。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿の登載について、諸条件ございますが、希望される方は避難行動要支援者名簿に加えております。登載者の避難経路、避難場所の確認も地域の自主防災会や民生委員等の協力を得ながら随時確認をしてまいります。

**(2)【回答】**福祉避難所について、公共施設だけでは不足が生じるため、民間の施設と協定を締結し、災害時に福祉避難所として要支援者の受入ができるよう体制を整えております。福祉避難所については、災害状況に応じて開設をするため、要支援者が直接の避難を希望されても、開設に至っていない場合もございますので、できるだけ早く要支援者の要望をくみ取り、福祉避難所が開設できるよう努めてまいります。

**(3)【回答】**救援物資の受け渡しは、基本的に避難所で行うことを考えております。避難所以外の場所に避難されている要支援者においては、避難場所が特定でき避難所への移動が困難である場合は、地域の自主防災会や民生委員等の協力を得ながら、救援物資が届けられるよう努めてまいります。

**(4)【回答】**災害時には、地域での共助が必要であることから、要支援者の同意のもと、地域の自主防災会や民生委員に、名簿を開示しております。その他の支援団体への開示にきましては、開示の必要性も含め協議検討してまいります。

**(5)【回答】**本町では、総務政策課に「人権・自治振興担当」を設置し、災害対策を実施しており、健康づくり課に「保健予防担当」を設置し、感染症対策を実施しております。本町は小規模な自治体であり他の自治体に比べ、職員数が少ないことから、担当課の設置は現在のところ難しい状況です。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**指定施設については、県から直接、財政支援、物資支援が行われております。

**（２）回答】**コロナ感染については、状況によって入院、治療はできる体制となっていると思われます。

**（３）【回答】**町内の医療機関等で接種可能となっています。

**（４）回答】**指定施設については、県から直接、補助等が検討されています。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**雇用については、特別、障害者枠、難病患者枠は設けておらず、採用基準をクリアすれば採用となります。

**◆31嵐山町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**国及び県による基本指針に基づき、計画を策定してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障害者地域生活支援拠点等事業のうち、専門的人材の確保・養成に関しては、比企地域自立支援協議会の研修会として令和3年度より実施しております。令和４年度に町内の障害福祉事業所に参加いただく事業者連絡会を立上げましたので今後は、同連絡会を地域の体制づくりの位置付けとして進めて行きたいと考えております。

**(2)【回答】**国の基準に準拠してまいります。

**(3)【回答】**町内には、入所施設２箇所、グループホーム１６箇所が設置されています。

**(4)【回答】**高齢者福祉担当課、民生委員と情報共有し、複合的な課題を抱える家族支援を実施してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**人出不足が常態化しているのは、承知しているところであります。微力ながら町では福祉人材の確保・育成を目的に福祉人材育成助成金制度を創設しております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**県の補助制度に準じて実施しております。

**(2)【回答】**県の補助制度に準じて実施しております。

**(3)【回答】**比企地域自立支援協議会での働きかけを検討してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**当該事業は、実施しております。

**②【回答】**県の補助要綱に準じて実施しております。

**③【回答】**現行の事業者に対する運営費の助成及び利用者利用料の助成を継続してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**埼玉県タクシー運営協議会にて協議が整った内容に準じて、事業を実施しております。

**②【回答】**福祉タクシー制度での所得制限の導入は予定しておりません。また、埼玉県の福祉タクシー事業に準じて、町単独によるタクシー利用料助成事業も実施しております。

**（３）【回答】**県へ要望してまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**「嵐山町支え合いマップ」（災害時等要援護者情報台帳）への登載は、自力では避難できない「70歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「障害者の方」、「概ね介護３以上の方」のほか、「日中独居となる高齢者等」も該当します。家族がいても希望があれば登載しております。避難経路については、災害の状況により経路が変わる可能性があるため定めていませんが、要援護者の避難が必要な場合は、バリアフリーの避難所に避難していただきます。

**(2)【回答】**令和３年５月に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受 入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示する新たな制度が創設されました。新たな制度に対応するため、関係課が連携して準備を進めてまいります。

**(3)【回答】**本町においては、大規模災害時に自宅・車中・その他に避難している方は、最寄りの避難所または町災害対策本部に避難先を届け出ることで、避難者として把握いたします。救援物資は、その方の分も含めて最寄りの避難所に届きますので、そこで受け取る仕組みとなります。

**(4)【回答】**被害状況や民間団体が行う支援の内容などが分かった際に、状況に応じて名簿の開示ができるかどうかの判断をします。

**(5)【回答】**自然災害対策は防災担当課、感染症対策は健康管理担当課が主となり連携して対応しております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**他の感染症と同様に感染防止に努めていただくことは重要と考えております。市場での供給が出来ない状況となった時などは、衛生用品の防災備蓄品の活用について、防災担当課と連携・調整を図り、供給できるような体制を検討します。衛生用品の配布以外にも、物価高騰への対策として光熱水費等価格高騰助成事業を、令和４年度に引き続き令和５年度も実施いたします。

**(２）【回答】体**調不安や発熱等の症状があり受診を迷っているなどのご相談があるときは、埼玉県コロナ総合相談センターを案内しております。あわせて、発熱等の症状がある方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を探す「埼玉県指定診療・検査医療機関」システムのご案内もしております。

**(３）【回答】**初回接種より基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者等できるだけ早期に接種ができるよう、準備を進めてまいりました。現在、令和５年春開始接種が開始されており、前回接種から３カ月が経過した対象者の方への対応を進めております。なお、個別接種の体制も整えており、基礎疾患等お持ちの場合は、かかりつけ医で接種が可能となっております。

**(４）【回答】**令和４年度に実施した障害福祉事業所に対する光熱水費等価格高騰助成事業を令和５年度も実施いたします。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**現在、当町で手帳のない難病患者の雇用は正規職員で１名です。

**◆32小川町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**次期計画については、住民意識調査、障害者関係者との懇話会、策定委員会、検討委員会において当事者等の意見を収集し、法律や国、県の計画、指針を踏まえて策定をしてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障害者地域生活支援拠点事業については、比企地域自立支援協議会内及び事業所連絡会で検討しつつ、町では緊急時の受入れ対応、体験機会の場について予算を確保しております。

**(2)【回答】**県の施設整備方針に基づき、国及び県の補助がありますので、施設整備を予定している事業者に情報提供等を行ってまいります。

**(3)【回答】**施設入所、グループホーム入居については、障害（児）福祉計画のなかで令和５年度までの利用見込量を示しており、次期計画においても利用見込量を示していく予定です。また、相談支援事業所や関係機関と連携し、サービス提供事業者の確保など基盤整備を図ってまいります。

**(4)【回答】**個々のケースにつきましては、計画相談支援事業所との連携を密にし、本人、サービス提供事業者等と担当者会議に参加するとともに、民生・児童委員、地域福祉委員からの情報提供を受けるなど実態の把握に努めております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障害者施設の職員体制については、多くの施設において余裕がないということの把握はしております。障害福祉サービス費においては、令和４年度実施の報酬改定にて「福祉・介護職員処遇改善加算」が実施されており、町では加算に対応した予算を確保しております。今後も国及び県との連絡を密にし、障害者施設への情報提供等を行ってまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**重度心身障害者医療費に関する一部負担金の導入予定はございません。所得制限などについては県の基準に沿って実施してまいります。

**(2)【回答】**精神障害者保健福祉手帳２級の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方につきましては、助成対象としております。対象範囲につきましては、県基準の範囲内で実施しております。

**(3)【回答】**各専門機関からの情報提供や研修において、今後障害者の二次障害について理解を深めてまいります。医療機関への啓発につきましては、国、県とともに情報連携を実施していきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**実施中です。

**②【回答】**県の補助金の上限である一人につき年間１５０時間までの利用時間となっています。利用時間の拡大予定はございません。

**③【回答】**年齢別の利用料の設定は行っておりませんが、対象者には登録団体の定める利用料に対し、１時間当たり２５０円を助成しております。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**令和２年度から配付枚数を１２枚増加し、年間３６枚配布しております。また、令和５年度からは乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の場合２枚まで使用することが可能となっております。１００円券についての導入予定はございません。

**②【回答】**福祉タクシー利用券に係る県内広域利用制度に加盟し、申請により利用券の交付を実施しています。対象者は、身体障害者手帳１～３級又は下肢４級をお持ちの方と療育手帳〇Ａ、Ａ、Ｂの方となっており、介助者の同乗は可能です。なお、所得制限や年齢制限は導入しておりません。

**（３）【回答】**近隣市町村とで構成している自立支援協議会において、議題にあがった場合には協議してまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方を登録するものです。該当する方が円滑で迅速な避難ができるよう、特に支援を必要とする方を登録しています。登録者のなかには、ご家族がいる方も含まれています。

**(2)【回答】**福祉避難所は、（滞在が一時的な）指定緊急避難場所として開設するものではありません。（避難生活が長期化し、比較的長期間滞在する）指定避難所において、生活に特別な配慮を必要とする方がいるとき、災害対策本部に対する福祉避難所の開設要請を経て、はじめて設置・開設されます。よって、あらかじめ開設しているものではないため、直接避難することはできません。なお、福祉避難所の数や対応する職員の確保、関連する設備の整備などの課題がありますので、関係課や社会福祉施設等の協力を得ながら、順次、整備を進めていきたいと考えています。

**(3)【回答】**小川町地域防災計画において、食料や生活必需品等の物資の配給は、指定避難所に避難している方に限らず、住家が被害を受け、炊事等が不可能な在宅避難者などに対しても広く行う旨を定めています。また、その配給にあたっては、ボランティア団体や行政区、自治会、自主防災組織等の協力を得て行うこととしています。

**(4)【回答】**避難支援等の実施に特に必要と認める場合は、避難支援等関係者やその他の者に対して提供できるとされております。名簿情報の提供にあたってはDV被害者等の情報の漏洩防止に努めなければならず、慎重な検討が必要と考えます。

**(5) 【回答】**感染症発生に対しては健康福祉課が対応しておりますが、今後、自然災害と感染症が同時に発生することも考えられ、その対応は多岐に渡るため、関係課と連携協力してまいります。また、東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的とした、「埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議」が設置されております。

また、町では、令和３年度に「小川町国土強靱化地域計画」を策定しました。策定にあたっては、当町に起こりうる大規模自然災害を的確に想定し、コロナ禍における対応を含めた防災・減災面の脆弱性を克服することで、起きてはならないリスクシナリオの確実な回避を目指しています。併せて、関係各課との連携のもと、強みを更に強く推進する体制を構築することで、コロナに負けない、災害に強いまちづくりを推進して参ります。なお、保健所の関係につきましては、「埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議」が設置されており、東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するため、必要な事項について協議を進めています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**令和２年度３年度にかけ３度にわたり感染症対策に利用していただくため、障害福祉事業所へ応援給付金事業を実施いたしました。現在、衛生用品については安定供給されている状況と考えますが、今後の非常時に対応するため、マスク・フェイスガード・手袋・消毒薬等の備蓄はしております。

**（２）【回答】**新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことにより、法律に基づき行政が要請・関与していた仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的に治療をお受けいただく取組に対応が変わっております。引き続きパンデミック感染に備え、国・県の動向を注視しつつ、地域医療機関と連携・協働してまいります。

**（３）【回答】**当町のワクチン接種体制につきましては、現在65歳以上の方や基礎疾患を有する12歳～64歳までの方や医療従事者等を対象に個別接種（地域の医療機関での接種）を実施しております。引き続き秋開始接種におきましても、国・県の動向を注視しつつ、地域医療機関と連携し、速やかな接種体制の構築に努めます。

**（４）【回答】**障害福祉サービス事業所に対し、コロナ禍における地域の障害福祉制度の維持及び確保を図ることを目的としてこれまで応援給付金を３回給付してまいりました。今後におきましては、国や県の支援策の動向を注視してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**当町においては、埼玉県のような環境を整えることが難しいこともあり、一般職員の特別枠としての採用は考えておりませんが、会計年度任用職員として応募いただいた際には、任用は行えるものと考えます。なお、現在在職中の職員の中にも難病患者がいることは把握しており、症状に配慮した職場配置を行っています。

**◆33川島町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化していくため、当事者の団体との定期

的な懇談内容や、当事者へのアンケート調査を参考に、次期計画を策定してまいります。【健康福祉課】

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**令和５年度末までの設置を目指し、比企地域自立支援協議会や、町内外の事業所と調整を進めてまいります。【健康福祉課】

**(2)【回答**】施設整備の状況・内容により、独自補助の予算化を検討してまいります。【健康福祉課】

**(3)【回答**】現在、令和６年度のオープンを目指して新たなグループホームの建設が始まっており、町としての補助も予定しております。今後も、ニーズに合わせたサービスを展開できるよう、町内の事業所と協力してまいります。【健康福祉課】

**(4)【回答】**高齢者担当と連携を図り、老障介護の実態の把握に努め、対応してまいります。【健康福祉課】

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**町や埼玉県が実施する企業説明会への参加を呼びかけてまいります。【健康福祉課】

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**医療費の助成額が年々増大していることから、一定の制限が導入されてきたものと思われます。また、当町の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の基準と同様となっているため、町独自での制限の撤廃は難しい状況です。【健康福祉課】

**(2)【回答】**当町の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の基準と同様となっているため、町独自での対象の拡大は難しい状況です。【健康福祉課】

**(3)【回答】**障がいの程度や特性に合わせた支援を行っていくことが重要だと考えます。相談支援事業所等と連携し、適切なサービスにつなげ、障がい者の不安解消を図ってまいります。【健康福祉課】

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**当町では実施しております。【健康福祉課】

**②【回答】**埼玉県の補助制度が拡充されれば、利用時間の拡大も実施できるものと考えます。【健康福祉課】

**③【回答】**利用料減免を実施しております。【健康福祉課】

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**当町では初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を増やしております。１００円券の導入については予定しておりません。【健康福祉課】

**②【回答】**福祉タクシーについては、介助者付き添いも含めて利用可能であり、ガソリン代支給制　度についても、療育手帳所持者については介助者が運転する場合も対象となっております。なお、所得制限、年齢制限はありません。【健康福祉課】

**（３）【回答】**近隣市町村と連携を図ってまいります。【健康福祉課】

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**川島町における避難行動要支援者制度では、希望する方については、どなたでも登録ができます。避難経路については、訓練などを通じて確認を行っているところです。また、避難場所のバリアフリーについては、施設管理所管課と連携して進めてまいります。【総務課】

**(2)【回答】**川島町では、避難行動要支援者名簿に登録している人数分の福祉避難所を確保できないことなどの理由により、現状、登録制度を設けておりません。今後も引き続き、福祉避難所の拡大を図ってまいります。【総務課】

**(3)【回答】**避難所以外で避難生活をされている方については、発災直後は場所の特定が困難であること、災害対応を行える人員も限られていることから、救援物資を直接届けることは困難であると考えております。そのため、ハザードマップ説明会等を通じて、町民の皆様には、日頃より災害への備えをお願いしているところです。また、町といたしましても、民間事業者と物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結しておりますので、引続き、円滑な救援物資の供給について努めてまいります。【総務課】

**(4)【回答】**避難行動要支援者名簿は、災害時には避難支援関係者に情報提供できることになっており、目的や必要性に応じて、要支援者の名簿開示を行います。【総務課】

**(5)【回答】**川島町では、防災対策室を設置し、災害や感染症等の対応、対策を行っており、地域防災計画では、複合災害について対策を定めているところです。また、保健所が主体となり、災害時の医療救護に関して、医師会と協定を締結しております。今度につきましても、災害等の対応について、国、県を含めた連携強化を図ってまいります。【総務課】

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**現在は不足しているという状況にはないと考えておりますが、感染者数の増加などについて、今後も引き続き、状況を注視してまいります。【健康福祉課】

**（２）【回答】**入院等の調整につきましては、埼玉県及び保健所が担当となっております。【健康福祉課】

**（３）【回答**】障がいがある方の多くは、基礎疾患がある方に該当し、当町では、６回目接種の対象として、集団接種を実施しました。今後も、かかりつけ医での接種など、障がいのある方が接種を受けやすくなるよう努めてまいります。【健康福祉課】

**（４）【回答】**新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援については、影響範囲が大きく、町全体として考える必要があるため、国や県、他市町村の動向を注視しながら検討してまいります。【健康福祉課】

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**県のような組織は町にはありませんが、職員採用では、障がいの有無・難病の有無にかかわらず広く募集し、選考しております。【総務課】

**◆34吉見町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**長寿福祉課で回答

国が示す基本指針に従い計画を策定してまいります。

また、策定に当たりパブリックコメントを実施し、町民の意見を広く求める予定です。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**長寿福祉課で回答

第6期吉見町障害福祉計画、第3章成果目標「3地域生活支援拠点等の整備」における、町の方針と目標として「令和5年度末までに1箇所を整備」を目標としておりますが、令和5年度6月末現在、未整備となっております。今後、比企地域自立支援協議会（比企管内8市町村（鳩山町除く）及び関係団体で構成）での検討内容を注視し、整備に向け準備を行ってまいります。

**(2)【回答】**長寿福祉課で回答

生活支援拠点の整備及び整備後の機能充実に向けた運用状況の検証、検討の実施が必要と認識していることから必要な費用については、予算化に努めてまいります。

**(3)【回答】**長寿福祉課で回答

町内の入所施設は2施設、グループホームは6施設となっております。在宅障害者は900名余りで、障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう、施設等の増設については事業者から相談があった場合には、町に設置していただくようお願いしているところです。また、入所施設以外にも日中活動の場や就労支援に関する事業についてもニーズが高まっているため、事業者から設置の相談があった際には、設置についてお願いしてまいります。

**(4)【回答】**長寿福祉課で回答

障がい者やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行っております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**長寿福祉課で回答。

施設事業所のサービスを維持するため適正な職員確保は必須であると考えられるため、国・県の推進する福祉人材確保対策に注視してまいります。

**４．　重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**長寿福祉課で回答

県では、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要性から所得制限を導入しております。町独自の支給制度については、厳しい財政状況のため、実施することは困難なものと考えております。

**(2)【回答】**長寿福祉課で回答

県では、制度を今後も安定的かつ継続的に実施していくなどの理由から助成対象外となっており、町でも対象外としております。また、厳しい財政状況のため、実施することは困難なものと考えております。

**(3)【回答】**長寿福祉課で回答

障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図ってまいりました。今後も継続するとともに、医療機関とも合わせて情報共有し、周知等を行ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1)　障害者生活サポート事業**

**①【回答】**長寿福祉課で回答

町に登録のあるサービス提供団体は13事業所です。今後も新規登録を推進するなど利用者の利便性の向上に努めてまいります。

**②【回答】**長寿福祉課で回答

町に登録しているサービス提供団体は13事業所あり、各サービスを7～10団体から利用でき、かつ24時間対応できる事業所もありますので、利用者のニーズに応じた事業が実施できているものと考えております。

**③【回答】**長寿福祉課で回答

利用にあたって受益者負担の観点から応分の負担をお願いしております。厳しい財政状況のため実施することは困難なものと考えております。

**(2)　福祉タクシー事業**

**①【回答】**長寿福祉課で回答

初乗り料金の改定により、初乗り料金分のタクシー券を令和2年度から1人あたり36枚から12枚増やし、48枚を配付しております。また、令和5年度より、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚まで使用可能となっております。100円券については、タクシー券48枚の利用状況及び近隣市町村の状況を踏まえ、現在のところ導入は考えておりません。

**②【回答】**長寿福祉課で回答

福祉タクシー料金の助成については、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方と同乗介助者を対象としており、所得制限や年齢制限等はありません。なお、自動車燃料費の助成制度については、平成１６年度をもって廃止しております。

**(3)【回答】**長寿福祉課で回答

福祉タクシー制度については、近隣市町村と同程度の運用となっているものと考えております。補助事業としての復活については、機会があれば県へ要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答**】総務課で回答

町では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など自力では避難行動ができず、身の安全を十分に確保できない人を災害時要援護者名簿に登録しております。家族と同居している高齢者の方においても、家族の都合により申し出があった場合は名簿の登録を行ってまいりたいと、考えております。また、避難経路は主に町道になりますので、平常時に職員が段差や危険箇所等の点検を行っております。避難場所については、町の公共施設が指定されており各施設管理者がバリアフリー化に努めております。

**(2)【回答】**総務課で回答

福祉避難所としては、町内の7か所の公共施設を使用する予定です。しかしながら、既存の福祉避難所の規模では、希望する全ての方を受け入れることは困難なことから、要配慮者のニーズや受入施設の事情にも配慮しつつ、高齢者や障害のある人などが必要な支援を受けることができるよう、指定福祉避難所の確保について、町内公共施設を含め、検討してまいります。また、令和3年5月、災害対策基本法施行規則の一部改正に伴い、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、「指定福祉避難所」の指定と公示についての規定が盛り込まれました。これにより、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難することができる施設として「指定福祉避難所」に指定したということを広く町民に周知することで、福祉避難所での受入れが円滑にできるよう、登録制などについても今後検討していきたいと考えております。

**(3)【回答】**総務課で回答

住家の被害により炊事のできない者及び在住の高齢者や障がい者等、災害時に食生活を確保することができない者など避難所以外で生活している者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとしております。

**(4)【回答】**総務課で回答

災害時に使用する要援護者名簿の民間団体への情報提供については、本人の同意を得ない限り個人情報保護条例により人命に関することなど緊急かつやむを得ない場合以外は、情報の提供が制限されているため、通常時における民間団体への情報提供は難しいと考えております。

**(5)【回答】**総務課で回答

町では、自然災害や感染症が発生した場合は、地域防災計画に基づき関係機関と連携し災害対応等を実施いたします。また、平常時から県の関係機関と連携を図っております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(1)【回答】**長寿福祉課で回答

福祉行政について、継続して適切な支援が行えるよう努めてまいります。また、予算につきましては、事業内容を十分に精査し予算措置を講じてまいります。

**（2）【回答】**町民健康課で回答

県が策定した移行計画に基づき、県内すべての病院で対応するための説明会の開催などが行われております。

**（3）【回答】町民健康課で回答**

障がいのある方が日ごろから利用している場所で接種が行えるよう、町内の障害者入所施設を対象に巡回訪問によるワクチン接種を行うなど、障がいのある方に寄り添った感染予防対策を行っております。

**（4）【回答】**長寿福祉課で回答

福祉行政について、継続して適切な支援が行えるよう努めてまいります。また、予算につきましては、事業内容を十分に精査し予算措置を講じてまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**総務課で回答

現在、本庁では難病を抱えながら勤務している職員がおります。難病患者は、疾病ごとにその症状も異なり、職務を行うにあたっての必要な配慮も異なります。難病患者の採用につきましては、国や県の動向などを注視してまいります。

**◆35鳩山町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**鳩山町では、計画策定に向けた障がい者福祉計画策定に伴うアンケート調査や障がい者団体の意見聴取を実施しております。そうした意見と国の総括所見を照らし合わせた上で、人権尊重と当事者の方に配慮した計画策定に向け取り組んでいます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**鳩山連絡会におきまして「鳩山町としての障害者地域生活支援拠点」を検討しております。その検討内容を、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町の１市3町で構成している入間西障害者地域総合支援協議会に報告し、障害者地域生活支援拠点事業における相談支援体制の強化と緊急時受け入れ体制の確保に取り組んでいます。

**(2)【回答】**鳩山町では、鳩山町障がい者福祉計画の重点課題（５）として、グループホームなど地域における障がい者の暮らしの場の確保を掲げております。具体的な施策目標は、福祉サービスの充実のうち　④住まいの場の充実として、グループホームの整備の支援や生活ホームの運営の支援、居宅改善整備費補助制度の利用促進、施設入所の充実があります。

予算面では、生活ホームの運営支援や居宅改善整備補助金はその都度、計上しております。

**(3)【回答】**令和2年度に、鳩山町内のありす福祉会　聖神学園では、現在、施設入所支援50人、生活介護60人、短期入所4人の施設を整備し、第1期工事が完了し、30人規模の施設が竣工したため、受け入れ態勢は徐々に整備されております。また、入所等が必要となる重度障害者等と町に所在する施設等の割合から見て、町内の入所施設等の定員枠は、満たされていると考えております。

**(4)【回答】**現在、町では、老障介護家庭に対応するため、福祉・医療・保健等の関係者で構成する鳩山連絡会において、緊急時の対応を含めた機能の整備について協議を進めています。今後、協議の末、町内の社会資源では不十分と判断した場合は、広域対応についても検討をします

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**職員不足に関しては、障害者施設等と連携し、現状を確認した上で行政として出来る取組みや支援等を行っていきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**今後も県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

**(2)【回答】**現在、県の補助金交付要綱に準じて支給しておりますが、財源の確保が難しいことから、今後、支給対象者の拡大等についても県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

**(3)【回答】**県や近隣市町村と連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**鳩山町では、県単事業の障害者生活サポート事業を実施しています。

**②【回答】**鳩山町では、生活サポートの利用時間の上限を150時間としており、現時点で2名の方が上限近くまで利用されています。町としては、今後の利用状況を判断した上で、検討します。

**③【回答】**鳩山町では、成人障害者に対し、1時間あたりの自己負担額が一律600円になるよう、利用料の差額を町で負担する独自の補助を行っています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答**】鳩山町では、年間最大で24枚のタクシー券を交付しております。利用券1枚につき初乗り運賃分500円を乗車料金から差し引くもので、令和5年度から1回の乗車につき2枚まで使用できることとなりました。100円券（補助券）については、近隣自治体の動向を確認しながら、検討してまいります。

**②【回答】**現時点では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、介助者付き添いも含めて利用できます。なお、所得制限や年齢制限は導入していません。

**（３）【回答】**近隣市町村と連携をはかったうえで、要望するかどうかも含め検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答**】避難行動要支援者の対象者については、高齢者又は障がい者の方々のうち、単身世帯以外の方々も対象としています。更に、その他災害時に支援が必要であると認める方についても、対象としています。

また、登録者の方々の避難経路及び避難所のバリアフリー化につきましては、道路担当課又は避難所施設管理担当課と必要に応じて協議を行うなど、確認作業を進めて参りたいと思います。

**(2)【回答】**当町においては、町内福祉施設4施設と町有施設1施設の合計5施設を福祉避難所として指定しており、町有施設につきましては、直接避難することが可能な施設としています。

**(3)【回答】**災害時においては、避難所へ避難された方々だけではなく、当然のことながら、自宅や車両で避難生活を余儀なくされている方々も想定したうえで、救援物資等の配分を行い、配布についても実施することとしています。

**(4)【回答**】避難行動要支援者名簿情報の関係機関への外部提供については、災害対策基本法の規定に、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定められた関係機関に対し名簿情報を提供するとありますが、本人の同意が必要と明記されています。しかしながら、災害対策基本法には、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない旨を規定していることから、名簿の提供については、その時の被災等の状況により、臨機応変に対応させていただきたいと考えています。

**(5)【回答】**防災担当所管課である総務課においては、自然災害だけではなく、国民保護やその他危機管理事案への事務も所管しています。

また、災害対応については、総務課以外の課と共同で対応しており、災害の状況に応じて、課等の組織を越えて編成されている班体制による対応も行っています。

そのような状況も踏まえ、感染症対策の所管課は町民健康課（保健センター）となりますが、自然災害と感染症の同時発生等の対策のためには、一つの部署だけで対応するのではなく、関係する課等で協力し、町全体での対応を想定しています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類相当に変更されたことや感染状況、近隣市町村の動向等を注視し、必要に応じて検討してまいります。

**（２）【回答】**新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類相当に変更されたことや感染状況、近隣市町村の動向等を注視し、必要に応じて検討してまいります。

**（３）【回答】**国の実施要領に基づく対象者への接種を行うため、接種体制の整備を行っております

**（４）【回答】**令和4年度におきまして、町では電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている福祉施設や障害者施設の運営を支援し、当該施設の利用サービスを維持することを目的としまして、「エネルギー・食料品価格等物価高騰対策福祉施設等運営支援事業」を実施し、各事業者へ支援を行いました。今後も、町としては情報提供や必要な支援を行ってまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**難病の方に対しては、保健所が管轄となり対象者を把握しておりますが、その内容につきましては、当町との連携は取れておりません。就労に対する相談がありましたら、ハロワークに難病患者就職サポーターを埼玉県で1か所浦和職業安定所に配置しておりますので、連絡先のみのご紹介とさせていただいております。難病患者の雇用の現状につきましも把握できておりません。

**◆36ときがわ町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**今年度は第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定の年度となっております。障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し当事者の意見を十分に反映するよう努めて参ります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**社会資源の少ない本町では、町単独で取り組めていることは残念ながらございません。５つの機能のうち「相談支援体制の充実」、「専門的人材の確保、養成」の２つを、比企地域自立支援協議会の中で進めております。今後も事業所と連携をとりながら、町として準備できるものがあるか検討してまいります。

**(2)【回答】**介護給付費が急激に伸びている現状では、施設整備の補助については難しいと考えます。

**(3)【回答】**現在グループホームに入居されている方は２７名おり、うち町内３つのグループホームでは８名の方が日々の生活を送っております。また残りの方も近隣の市町のグループホームに入居されています。暮らしの場の必要性についてですが、現在グループホームへの入居待機者はいない為早急に必要では無いと考えております。しかし今後在宅からグループホームへと暮らしの場を移される方は多くなるとは思いますが、比企地域全ての事業所で職員不足が嘆かれている中で、町内に更なるグループホームが建設されるのは難しいのではと考えております。そのため、なるべく現在の在宅での暮らしと環境が変わらず生活していけるよう、関係機関と連携をとりながら、グループホームの空き状況の把握に努めてまいります。

**(4)【回答】**老障介護は、今後ますます増加傾向になると思われますが、現在と同じように保健センター、包括支援センターと連携するとともに、民生児童委員の方々のご協力もいただきながら、早期対応ができるよう努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**町内の事業所に限らず比企地域全ての事業所で職員不足が嘆かれ、町としましても、とても心配しております。今後も求人情報に耳を傾け、情報提供をしていきたいと考えます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**本町では県の補助要綱に合わせて事業を実施しており、独自で所得制限年齢制限を撤廃することは考えておりません。一部負担金等につきましては今のところ導入の予定はありません。

**(2)【回答】**精神障害者２級の対象化につきましては県や他市町村の動向を注視し検討してまいります。

**(3)【回答】**本人の症状をよく診てもらいながら、適切な治療をして頂くよう医師会を通じてはたらきかけます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本町では、実施しています。

**②【回答】**昨年度実績で年間上限額である１５０時間まで利用した方はおらず、利用時間の拡大は必要ないと考えております。

**③【回答】**成人障害者への軽減策につきましては、自己負担額が県内で比較して低い方になっている現状から、近隣市町村の状況を勘案しても今のところ予定はありません。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**ガソリン代支給制度との均衡と、配布された利用券をすべて使い切る方があまりいらっしゃらない現状から、配布枚数の増量は考えておりません。１００円券については他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

**②【回答】**本町の制度では福祉タクシー制度、ガソリン代支給制度は本人が乗車していることを基本としており介助者の付添いについては以前から認めております。また所得制限や年齢制限につきましては今のところ導入の予定はありません。

**（３）【回答】**近隣市町村の状況の把握に努め県への働きかけにつきましては近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**当町の避難行動要支援者名簿は、①75歳以上の高齢者のみの世帯、②要介護者、③身体障害者、④知的障害者、⑤精神障害者、⑥その他民生委員が必要と判断する者の世帯について作成しております。家族がいても状況により名簿の記載が必要な方におかれましては、民生委員と協議し、必要に応じて記載できるよう連携してまいります。

また、登録者の避難経路は居住場所によって完全なバリアフリー化を図ることは困難と思われますが、避難場所につきましては、改修等の際に順次進めてまいります。

**(2)【回答】**福祉避難所は、従来の考え方である二次避難所から、直接福祉避難所に避難できる考え方に変わってきましたので、避難の仕方について検討してまいります。

**(3)【回答】**避難所以外で避難される方の生命維持のために、希望する方が救援物資を受け取れるよう対応してまいります。

**(4)【回答】**災害時の避難行動要支援者名簿登録者については、行政区長、民生委員、警察署、社会福祉協議会等へ、本人の同意を得て名簿の開示を行っています。

このため、現在のところ民間団体への名簿の開示は考えておりません。

**(5)【回答】**自然災害や感染症発生等に対しては、町対策本部を設置するとともに、関係機関とも連携し対応してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**マスク不足の際にも、国から障害福祉事業所に配布になったものをいち早くお届けし、障害者・家族・職員のみなさんに安心していただきました。今後も国、県からのご案内に注視してまいります。

**（２）【回答】**入院や治療に関する判断は医療機関に委ねられていますが、町としては個別のケースに対し医療相談員等と連携を図り支援してまいります。

**（３）【回答】**障害者への優先接種につきましては、国の方針に従い引き続き行ってまいります。接種場所につきましては、本人や家族の希望に沿えるよう関係機関と調整しながら進めてまいります。

**（４）【回答】町単独での補助については行っておりませんが、県で補助事**業等を行っておりますので情報を入手した際は情報提供してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**現在、障害者枠を設けた募集をすることで障害者手帳の所持者を積極的に雇用しており、限られた採用者枠で更に、手帳のない難病患者の枠を設けるなど難病患者を積極的に雇用することは今のところ難しいと考えております。

また、難病患者の雇用状況につきましては、把握しておりません。

**◆37東秩父村**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**現在、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定準備を進めておりますが、国連障がい者の権利に関する委員会にて採択された総括所見の主旨に沿うべく、国ないし県の方針を踏まえて検討します。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**本村では、地域生活支援拠点事業の準備を進めており、令和５年度中の事業開始を目指します。

**(2)【回答】**本村では、現時点において障がい者福祉施設がありませんが、設置された際には独自補助施策を検討します。

**(3)【回答】**本村では、現時点において障がい（児）者向け入所施設およびグループホームはなく、近隣自治体の該当施設に入所されています。現在、上記施設の待機者は確認されておらず、差し迫った必要性は無いものと考えますが、将来的に施設需要が拡大した場合は設置に向けて取り組む予定です。

**(4)【回答】**本村では、行政だけでなく、社協や相談支援事業所、保健所が出席する地域ケア担当者会議を毎月開催しており、親亡き後が懸念される家庭に対するアプローチ方法やクライシスプランについて検討を行い、緊急時に備えた取り組みを行っています。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**本村では、現時点において障害者施設がありませんが、設置された場合には必要な支援策について検討します。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**近隣自治体の動向も踏まえて、制度の拡充について検討を進めます。

**(2)【回答】**近隣自治体の動向も踏まえて、制度の拡充について検討を進めます。

**(3)【回答】**県や近隣自治体の動向も踏まえて、医療機関への啓発を目的としてできることについて検討します。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本村では、障害者生活サポート事業を実施しており、移送サービスを中心に利用していただいております。

**②【回答】**近隣自治体の動向や財政状況を踏まえ、拡充に向けて検討します。

**③【回答】**本村では、県内標準の自己負担額（1時間当たり950円）を軽減すべく、自己負担額を300円に抑える独自の補助事業を行っています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**本村では、初乗り料金改定を受けて、令和２年度より福祉タクシー券の配布枚数を従来の24枚から36枚に改定しました。

**②【回答】**近隣自治体の動向も踏まえ、制度の改善に向けて検討します。

**（３）【回答】**近隣自治体と歩調を合わせ、県への働きかけについて検討します。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**現在、名簿整理も兼ねて災害時行動要支援者の新規受け入れを強化しているところです。家族がいても、何らかの理由で避難ができない方は要援護者として認めています。登録者の避難経路については、民生委員にご協力いただき台帳を作成しています。また、当村では保健センターを福祉避難所に指定しており、保健センターはスロープ等のバリアフリー化施設となっております。

**(2)【回答】**福祉避難所について、二次避難所として一次避難所から移動していただくだけでなく、直接福祉避難所に避難していただく方法も含めて、近々に防災部門と福祉部門で検討を行います。

**(3)【回答**】行政区長、民生委員等にも協力してもらい、避難所以外で避難生活をしている人にも救援物資が届くように配慮したいと思います。

**(4)【回答】**名簿につきましては、特定個人情報となっておりますので、現在のところ開示は考えておりません。しかし、民間団体にご協力をいただかなければならないケースが発生した場合、今後要綱等を整備し、開示できるように検討してまいります。

**(5)【回答】**現在、本村では自然災害と感染症対策の部署は分かれております。新たな部署の編成も大切ですが、分かれているからこその利点、連携ができています。また、両災害に特化した部署が２つあることで、連携し迅速な対応ができる半面、１つとなったら小規模な自治体なので担当が１名となり、より混乱する恐れがあります。ですので、現体制が、本村の特性上よいと考えます。保健所強化について、本村の体制は現在も明確となっているため、今後より一層の支援体制を整えてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**本村には障害者施設はありません。

**（２）【回答】**本村には医療機関はありません。

**（３）【回答】**当村では障がいを持つ方を優先接種の対象としています。当村には障害福祉事業所はありませんが、施設入所者へは接種券を送付しており、かかりつけ医療機関等で接種されることも想定しております。

**（４）【回答】**本村には障害者施設はありません。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**難病患者については、県（保健所）との連携を進めることで、雇用につなげるべく検討します。

**◆38所沢市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**所沢市障害者支援計画の策定にあたっては、現行の国の法体系、制度設計の中では総括所見に記された全ての内容に対応することには限界があるものの、その趣旨は「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の目的と同方向であるため、国の動向等を注視しながら策定してまいります。所沢市障害者支援計画（計画期間３年）の計画策定に併せ、３年に１度、市内在住の障害者へのアンケート調査等により当事者の意見を聴取し、市が実施する各施策等に反映させております。また、日頃より障害者団体等からご意見をいただき、施策に反映できるよう努めているところです。

**２.障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**平成３０年度から市、基幹相談支援センター、相談支援事業所等で構成されるプロジェクトチームにおいて拠点に必要な機能について検討を重ね、令和２年度からは基幹相談支援センターの機能強化（緊急相談窓口、地域生活コーディネーター配置等）、緊急時の受入体制強化（障害者等緊急短期入所事業の開始）に取り組んでまいりました。

また、令和２年度からは障害者支援施設がプロジェクトチームに参加し、地域生活支援拠点に必要な機能「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」について協議を進めております。今年度は、市内の福祉サービス提供事業所にアンケート調査を実施。地域生活への移行・継続のための「体験の機会・場」の整備に向けて、課題の整理を進めております。

**(2)【回答】**施設整備に関する市独自の補助としまして、グループホームの整備にかかる費用について補助制度を設けておりますが、現在、第５次障害者支援計画における令和５年度グループホーム整備の目標値にすでに達しているため、新規の施設整備の相談において、計画の施策に合致するような支援を行う法人による開設に対して補助を予定しているところです。また、医療的ケアが必要な障害者を受け入れ、一定数の看護職員を配置したグループホーム、生活介護事業所を対象に、看護師の人件費に対する補助を行っております。

**(3)【回答】**施設入所支援や重度障害者の居住の場の確保につきましては、第５次障害者支援計画に位置付け、充実を図っております。今後も真に必要とする障害者が一定数いる状況であることを踏まえ、社会福祉法人等による障害者支援施設あるいはグループホームの整備計画に対して、施設整備に関する調整等について協力し、必要な施設入所支援の提供につながるよう努めてまいります。

**(4)【回答】**令和２年度から基幹相談支援センターに緊急相談の機能を付与するとともに、緊急時の受入体制を強化するために障害者等緊急短期入所事業を開始し、障害者の緊急時に備える体制を整備しました。今後も、緊急相談や緊急受入の事例を検証し、事業（対応・支援）の改善を図ってまいります。また、老障介護の状態にある家庭に限らず、障害者の介護に悩まれている場合は、障害者総合支援法による障害福祉サービスの導入など、随時、利用相談等を受けられるように相談支援体制を整えております。緊急時など不測の事態に備えるためにも、日頃から短期入所等の利用などによって、ご本人の障害状態やご家族の状況などを関係事業所等にも把握していただく体制が望ましく、緊急時にも安心して対応していただけるよう引き続き相談支援体制の充実を図ってまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**福祉人材の確保につきましては、全国的かつ長期的な課題と捉えております。国による処遇改善に関する動向を注視するとともに、本市においても、障害福祉サービス事業所等と連携を図り、地域資源の拡充に努めてまいります。

なお、本市では独自の人件費補助として、医療的ケアが必要な障害者を受け入れ、一定数の看護職員を配置したグループホームや生活介護事業所を対象に、看護師の人件費に対する補助を行っております。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1) 【回答】**本制度は、県の補助対象事業として実施しているものですが、所得制限・年齢制限についても県の補助要綱に沿って運用しております。限られた予算の中で本制度を安定的に継続して実施していくため、市独自で対象を拡大することは難しく、制限の撤廃は困難であると考えております。

同様の理由により市独自で一部負担金等の導入を行う予定はありません。

**(2)【回答】**精神福祉手帳２級の方につきましては、６５歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方のみを助成対象としております。対象を６５歳未満に拡大すること及び精神科への入院を対象とすることは、対象者と費用が大幅に増大することから、困難な状況です。

**(3)【回答】**障害の重度化に伴い手帳の等級が変わった際には規定のサービスを展開するとともに、必要に応じて市ケースワーカーが障害特性に応じた相談・援助を行っております。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本市におきましては、県の制度に基づき当該事業を実施しております。

**②【回答】**本市では、年間の利用時間の上限を一人150時間とさせていただいております。厳しい財政状況下では、利用時間の拡大は困難と考えております。

**③【回答】**本事業に係る負担割合は、県1/3、市1/3、利用者1/3となっておりますが、県の補助には上限額（人口30万以上の上限額500万円）が設定されているため、市の負担は1/3を大きく超えております。厳しい財政状況下では、利用料の軽減は困難と考えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**初乗り料金改定に伴い、タクシー利用券の交付枚数を、それぞれ24枚から30枚、48枚から60枚、72枚から90枚へと増やしました。

タクシー利用券の仕様等につきましては、埼玉県福祉タクシー運営協議会の決定に従い、県内自治体統一で運用していることから、券の変更は難しいものと考えております。

**② 【回答】**本市では、重度障害者の福祉タクシー利用料金補助事業及びガソリン費補助事業を選択制で実施しております。平成30年度からは、精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象に加えるなど状況に応じて制度の見直しを行ってまいりましたが、現在のところ、所得や年齢に制限を加える予定はありません。

なお、両事業とも重度障害者が乗車される場合に補助対象となりますので、タクシーに重度障害者と介助者が同乗された場合の利用料金は補助の対象となります。

**（３）【回答】**近隣市町と連携しながら、機会を捉えて県に補助を要望していくことを検討いたします。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1) 【回答】**名簿登録者の範囲については定める必要があるため、本市では要件を設定し該当する方を「要支援者」として名簿に登録しております。しかしながら、これに該当しない方でも、支援を希望される場合は、ご相談いただき申請することで名簿に登録することが可能です。必要に応じ登録手続きをお願いいたします。また、避難経路、避難所のバリアフリーにつきましては、個別避難計画を作成することにより対応することになります。

**(2) 【回答】**本市の福祉避難所は、二次避難所として位置付けられており、一次避難所の情報を集約した後に開設する運用となっております。したがいまして、まずは在宅避難、または一次避難所へ避難し、その後に福祉避難所へ避難する必要のある方を移送することになります。

しかしながら、当初から適切な避難先に避難することの有効性も認められるため、今後、最適な福祉避難所の在り方について、改めて関係機関にもご意見を伺い検討してまいります。

**(3)【回答】**各指定避難所は、地域の支援拠点として、避難所外避難者にも物資・情報を提供する機能を有するものとして運営すべきと考えております。しかしながら災害時、避難所外避難者の把握や物資・情報の提供、医療や福祉等の支援において課題もあることから、良好な生活環境の確保に向け、その手法について検討してまいります。

**(4)【回答】**避難行動要支援者名簿の開示につきまては「個人情報保護に関する法律」と整合を図る必要があることから、慎重に検討していくべきものと考えております。

**(5)【回答】**持続可能な行政運営を前提に、新たな行政課題や重点施策への対応に組織的な手当てが必要か判断してまいります。緊急時の対策にあたっては、様々な市民ニーズに網羅的に対応すべく、今後も組織間の連携・協力のもと最適なかたちで行政サービスを継続してまいります。

また、災害対策に関する保健所機能につきましては、市の災害対策の中で考えてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**現在は、衛生用品の入手が困難な状況ではありませんが、今後も社会状況の変化に備え、情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携し対応してまいります。

**（２）【回答】**新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけは、これまで２類相当とされておりましたが、令和５年５月８日から５類感染症に変更となりました。これにより、これまでは限られた医療機関での受診となっておりましたが、現在は幅広い医療機関での受診が可能となっております。

**（３）【回答】**ワクチンの接種券は対象者に順次発送しておりますので、接種券がお手元に届いた方からワクチンを接種することができます。

また、障害者支援施設への巡回接種を行っている医療機関もございますので、接種日等の調整の上、日ごろ利用している施設等で接種することができます。

**（４）【回答】**令和３年度に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、利用者や施設職員への適切な新型コロナウイルス感染症防止対策を行った上で事業を継続実施している市内の福祉施設に対して、「福祉施設応援給付金」を支給いたしました。物価高による施設への補助金等につきましては、現時点では予定しておりませんが、県や近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**手帳のない難病患者の採用につきましては、埼玉県の取組を含め、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

なお、本市には難病患者で障害者手帳の有無が確認できていない職員が在職していることは確認しております。

**◆39飯能市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**国、県から示された指針等を踏まえ、計画を策定していきます。また、計画策定にあたっては、当事者及び市民へのアンケート、当事者団体を含む団体ヒアリングを実施するとともに、当事者及びご家族が参画する飯能市障害者支援協議会及び飯能市障害福祉審議会により計画案の審議等をいただき策定していきます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**地域生活支援拠点については、令和２年度に市内すべての障害福祉関係法人が参画する「面的整備」により設置し、これまでに９人の「緊急の困りごと」に寄り添い支援しました。この間、飯能市内に新たに設置された障害福祉サービス提供事業所にも、拠点登録について働きかけ、拠点を担う事業所も増加しているところです。今後、事業の評価を行い課題があれば改善を図っていくよう取り組みます。

**(2)【回答】**本市の財政状況から、市単独による補助の予算化は厳しい状況にあります。

**(3)【回答】**第７期飯能市障害福祉計画の策定にあたり、データ分析を行い見込量を定め計画的な整備を図ります。現段階では入所施設の設置は計画がありません。重度障害者を受け入れ可能なグループホームが望まれています。強度行動障害の方の支援や介護浴ができるグループホーム、夜間支援体制の確保ができるグループホームの参入について調整を図ります。

**(4)【回答】**本市では、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所を併設（委託）し、世帯全体を包括的に相談対応できる仕組みとしています。併せて、令和２年度に地域生活支援拠点の面的整備を行い、緊急対応をしています。しかしながら、平日夜間及び土日祝日の相談機能を担うことができる法人がないことから、引き続き、市内障害福祉サービス提供事業者と共に拠点の機能強化に向けて検討をしていきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**福祉施設の人材不足について、全国的な問題となっていることは承知しているところです。

機会をみて、国、県へ要望していきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**重度心身障害者医療費支給制度は、医療費の一部を支給することにより、本人とその家族の経済的負担を軽減することを目的としており、本市では県補助金交付要綱に基づいて実施しています。限られた財源の中、対象者を真に経済的負担が必要な低所得者等に限定し、医療費負担の可能な方には負担していただくという考えに基づくものです。

**(2)【回答】**対象者については、県の対象と同様であることから、市独自での拡大は考えていません。

**(3)【回答】**飯能市では、医師会と連携し「飯能市在宅医療・福祉連携座談会」を定期的に開催し、二　　次障害など重度化している方の在宅支援についても、医療、介護・障害福祉関係者等が「顔が見える関係」により連携し個別支援をすすめています。引き続き、医療機関との連携強化を図り取り組んでいきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**障害者生活サポート事業は既に実施しています。

**②【回答】**現状においても市の補助金を上乗せしています。事業の拡充については考えていません。

**③【回答】**本制度は、県の制度に沿い実施していますので、制度改善については、県の動向を注視していきます。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**初乗り料金の改定を受け、令和２年度から1枚５００円の券を年間７２枚交付しています。（令和元度までは1枚７４０円の券を年間４８枚交付）

**②【回答】**本市では、身体障害や知的障害のある方を対象に助成していますが、両事業とも所得制限や年齢制限は設けていません。

**（３）【回答】**引き続き近隣市との連携を図るとともに、機会を捉え、県に対して働きかけていきます。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者の範囲については高齢者や障害のある方等、災害時に自らの力で災害から身を守ることができない方に登録をお願いしています。また同居の家族がいる場合についても時間帯によって一人になってしまうなど避難に支障が生ずるおそれがある方についても登録は可能です。名簿に登録されている方の避難先については、行先の指定はなく、避難する先によって自ら又は支援者に避難経路を確認していただいています。施設ごとにバリアフリー化の状況が異なりますので事前に確認が必要となります。

**(2)【回答】**現在福祉避難所への直接避難は考えていません。直接福祉避難所へ避難者を受け入れる場合については、対象者や優先順位、避難方法などを決定が必要になるため今後関係部署と検討していきます。

**(3)【回答】**自治会、自主防災会、民生委員により把握された在宅避難者等に防災危機管理室と連携し、救済物資を届けます**。**

**(4)【回答】**現段階では、自治会、自主防災会、民生委員への開示に限定した取扱いとなっています。

**(5)【回答】**災害等の対策の部署として、防災危機管理室が設置されています。また、保健所との連携については、埼玉県からの要請により市の保健師を保健所に派遣し連携を図り対応しています。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**現時点では、障害者施設に衛生用品を配布する予定はありませんが、今後、国、県、市による無償提供の情報がありましたら、事業所に提供します。

**（２）回答】**保健所と連携していきます。

**（３）【回答】**新型コロナウイルスワクチン対策室と連携し、円滑に接種できるよう進めていきます。

**（４）【回答】**本市の財政状況から事務所に対する市単独による補助はありません。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**正規職員及び非正規職員の採用については、地方公務員法の規定により、平等取扱いの原則、競争試験による能力の実証を原則とした本人の能力と適正で判断しています。そのため、難病患者の方であっても、採用の選考においては、公平に判断しています。また、難病患者の方の体調、治療等により勤務時間や勤務日数に制限がある場合などについては、多様な形態での勤務が可能な、会計年度任用職員として勤務することも選択できるものであると考えます。なお、難病患者の職員の調査については、当該調査が職員個人の重大なプライバシーに関する内容であることからこれまで実施していません。

**◆40狭山市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**現在、策定中の第６次狭山市障害者福祉プランについては、国の指針や県の計画を踏まえ、当事者の意見を反映するためのアンケートを行い、更にパブリックコメントにより広く市民から意見を求めるなど障害者のニーズを反映させてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障害者地域生活支援拠点事業につきましては、現在、「①相談支援②緊急時の受入れ③地域の体制づくり」を整備いたしました。今後は、体験の機会・場の提供について検討を進めてまいります。

**(2)【回答】**施設整備に関しての市独自補助は検討しておりません。ニーズ調査を行い、市内社会福祉法人など民間法人による施設整備を進めてまいります。

**(3)【回答】**第５次障害者福祉プランで障害福祉サービスの必要量と確保方策を定め、必要な社会資源の拡充を進めております。

**(4)【回答】**重層的支援体制整備事業を推進し、多機関による支援を進めるとともに、地域生活支援拠点による緊急時対応ができるよう体制整備を進めてまいります。

**３．【回答】**障害者施設の職員不足につきましては、日々の事業所との連携の中で把握しており、機会を捉え、国、県に障害者施設の職員確保について施策を要望してまいります。

また、事業所からの相談については、日々の事業連携の中で対応してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**年齢制限や所得制限の撤廃については検討しておりません。なお、一部負担金は導入しておりません。

**(2)【回答】**制度の対象につきましては、埼玉県の心身障害者医療費支給事業の対象に準じており、精神保健福祉手帳２級所持者、急性期の精神科への入院など対象拡大については、県の動向を注視し検討してまいります。

**(3)【回答】**自立支援協議会を代表とする様々な協議の場の中で、相談機関と医療機関の連携を推進するとともに、医療機関への啓発を行ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本市では、既に実施しております。

**②【回答】**利用時間、利用目的については、利用者の必要に応じ柔軟に対応しております。

**③【回答】**障害福祉サービスの補完をすることを目的に実施しており、負担の公平性を念頭に置き、

利用料軽減策については、埼玉県の動向を踏まえ検討してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**ハンディキャブ運行事業など他移動支援事業を複合的に実施することにより移動、外出の

支援を進めていることから、タクシー券等の配布枚数の増数は検討しておりません。

利便性を図るための１００円券については、他市の実施状況も踏まえ検討してまいります。

**②【回答】**一般の交通機関の利用が困難な、身体障害者手帳（１・２級及び３級の肢体不自由）、療育手帳（○Ａ、Ａ）の所持者にタクシー券か燃料券を選択していただき交付しております。

タクシー券については、介助者の同乗も認めており、燃料券については、生計を一にする家族及び介護人の運転も認めています。

また、所得制限は設けておらず、７５歳以上の方には、等級に関わりなく対象としております。

　なお、精神保健福祉手帳所持者については、制度の趣旨から勘案し対象としておりません。

**（３）【回答】**今後も近隣市と情報交換を行い、事業についての共通認識を図るとともに県補助について

要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿への登載対象者は、７５歳以上の高齢者のみの世帯の方や同居する家族がいても自力で避難することが難しい介護保険法による要介護状態区分要介護1以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象としております。また、そのほかにも市や地域支援者等が認める自力で避難することが困難な方や、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など避難行動に不安がある方で自ら名簿への登載を希望する方を対象としており、家族がいても避難支援が必要な場合には本名簿に登載することができます。

バリアフリーの確認については、避難行動要支援者名簿に登載された要支援者への支援を適切かつスムーズに行えるよう個別避難計画を作成できることとしており、地域支援者等においてあらかじめ避難経路を確認していただくようにしております。また、現地災害対策本部においても、指定避難所等のバリアフリーを確認しております。

**(2)【回答】**高齢者や障害のある方、介護等が必要な方（以下「要支援者」という。）などに対応するため、市内の社会福祉施設等と協定を結び、１５か所の福祉避難所を指定しており、災害が発生し、一次避難所では生活することが困難な要支援者等が避難生活を送ることができるように、福祉避難所を開設することとしております。

福祉避難所は災害発生時に必要に応じて開設される「二次避難所」で、一次避難所となる指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設されるものではありませんが、福祉部局と連携を図り、必要に応じて速やかに開設できるよう努めてまいります。

**(3)【回答】**狭山市地域防災計画に定めるところにより、在宅避難者に対しても、救援物資が届くように食料や救援物資の配給や情報提供等の支援を行うこととしております。

指定避難所以外で避難生活を送る方に対しての物資配布については、自宅等へ個別配布することが難しいことから、指定避難所で物資を配布することを想定しております。

**(4)【回答】**災害対策基本法第４９条の１１第３項の定めるところにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができることから、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている場合は、避難支援にあたる組織に対して避難行動要支援者名簿を提供してまいります。

**(5)【回答】**当市では、市域に甚大な災害が発生、または発生するおそれが予測される場合で必要と認めた場合に災害対策本部を設置し、各部署が連携して台風や大雨、集中豪雨による洪水、地震などの自然災害に対策を講じることとしております。自然災害と感染症対策については、各部署が連携し、災害対策本部が一体となって取り組んでまいります。

　また、狭山市地域防災計画に基づき、保健所と協力し災害対応にあたることとしており、保健所の機能を最大限に充実できるよう、保健所とのさらなる連携強化に努めてまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**令和３年度に、マスクなどの衛生用品を市内の障害者施設に配付しておりますが、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられたことを受け、現在は施設において対応することとなっております。今後新たな変異株が出現するなど、現状と異なる状況が認められた場合には、本市として必要な対策が講じられるよう、引き続き感染状況を注視してまいります。

**（２）【回答】**感染症法上の位置付けが５類感染症に変更となり、幅広い医療機関で入院患者を受け入れる体制を、県と医療機関が連携して整備しているところでありますので、本市としては、感染状況を注視しながら、入院患者の受け入れが可能な医療機関の周知に努めてまいります。

**（３）【回答】**ワクチンの優先接種につきましては、引き続き、国の方針に基づき、実施してまいります。

また、接種場所につきましては、現在もかかりつけ医や地域の身近な医療機関で接種できる体制を整えておりますが、引き続き、医師会及び医療機関との連携を図り、市民が安心して接種できる体制の確保に努めてまいります。

**（４）【回答】**本市では、物価高に対応した事業継続を目的に令和４年度下半期分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県の補助対象外事業所に補助金を交付いたしました。

今後につきましては、社会情勢等を勘案し、必要に応じて国や県に要望するなどの対応を検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**職員採用につきましては、特に一般事務職を対象として障害者対象の採用枠を設け実施しております。手帳を持たれていない難病患者については、障害者対象以外の採用枠で受験いただくことなり、公平公正な採用選考の下、難病の有無にかかわらず採用しております。

しかしながら、ご指摘のように多くの指定難病が存在し、働く上で個々の事情に応じた配慮を必要とする方が一定数いることも念頭におき、埼玉県の事例をはじめとしたより踏み込んだ取組について、近隣市町村の動向も注視しつつ調査研究を進めてまいります。

また、当市の難病患者の雇用状況につきましては、調査等を実施していないことから把握をしておりません。

**◆41入間市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答・障害者支援課】**現在、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画を含めた障がい者福祉プランを策定しているところです。策定に当たり、令和４年度には当事者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。国の障害者基本計画及び県の障害者計画等と整合性を図りながら、人権を尊重し、当事者の意見を反映したプランとなるよう、策定を進めていきます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答・障害者支援課】**障害者地域生活支援拠点事業の５つの機能のうち、令和２年度に「相談」「緊急時の受け入れ・対応」を整備し、令和３年度からは「体験の機会・場」「地域の体制づくり」を整備しました。令和５年度は「専門的人材の確保・養成」の整備を行う予定で、現在内容等の検討をしています。この事業の整備のために、オンライン説明会を開催したり、多機関が集まる会議等で事業の周知を図りました。市民に向けては、市公式ホームページやＳＮＳを活用し広く周知しました。令和４年度末における、各機能整備状況としましては、緊急時登録者数は４５人、緊急時の受け入れ・対応の協定締結事業所数が３事業所、体験事業所登録数が１５事業所です。今後も更なる充実・拡大のために、基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害者自立支援協議会等と連携を図りながら、当該事業の整備を進めていきます。

**(2)【回答・障害者支援課**】地域課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設整備を進めていきたいと考えておりますが、厳しい財政状況下、市の独自補助については難しい状況です。

**(3)【回答・障害者支援課】**地域課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設整備をすすめていきたいと考えております。なお、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の指定に関しては県が行っています。

量の確保については、国や県の動向を注視し、多様なニーズに対応できるよう体制の整備に障がい者福祉プランの中で目標値を定めながら努めていきます。

**(4)【回答・障害者支援課】**緊急対応については、地域生活拠点事業の「緊急時の受け入れ・対応」の機能において対応していきます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答・障害者支援課】**施設職員の処遇改善等について、機会があれば国や県に要望していきます。相談窓口に関しましては、専門窓口の開設は職員の業務量から鑑みて難しい状況ですが施設職員からの相談には応じ、県や国に意見を挙げていきたいと考えます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答・障害者支援課】**

心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせていますので、年齢制限と所得制限を設けています。

**(2)【回答・障害者支援課】**重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて実施しています。年齢制限と所得制限を設けています。精神障害者２級までの重度心身障害者医療費助成対象の拡大、急性期入院に係る医療費の助成対象化につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

**(3)【回答・障害者支援課】**入間市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携しながら、今後の課題とします。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答・障害者支援課】**実施しています**。**

**②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。**

**【回答・障害者支援課】**県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

**③【回答・障害者支援課】**年齢制限はなく、市の独自助成としては、市内事業所への建物借上げ料補助や１時間当たり600円を超える自己負担分を補助することにより、利用者負担の軽減を図っています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答・障害者支援課】**配付枚数は、令和３年度から、従前の４８枚を６０枚に増やしています。補助券については、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。

**②【回答・障害者支援課】**福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度を３障害共通の支援策とすることについては、今後の課題とします。配付枚数は、令和３年度から従前の４８枚を６０枚に増やしています。補助券については、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。

また、福祉タクシーについては、介助者の同乗も可能です。自動車等燃料費助成制度の対象となる自動車については、障害者本人又は障害者と同一生計の方の所有のものとしています。なお、所得制限及び年齢制限は、現在行っていません。

**（３）【回答・障害者支援課】**福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度については、今後も近隣市等の動向を注視していきます。また、県の補助事業として、県内一律の制度をめざすことについては、今後の課題とします。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答・危機管理課】**家族の有無は問わず、対象以外の方でも「その他」の登録事由で登録できます。搭載者ごとの避難経路・避難場所のバリアフリーの確認については、個別支援計画で対応することになります。

**(2)【回答・危機管理課】**市指定避難所のうち、青少年活動センター、老人福祉センターを状況に応じて福祉避難所として利用します。また、社会福祉施設等と福祉避難所の設置協定の締結を進めています。さらに、要配慮者の状況に応じて医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等へ速やかな移送を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。

**(3)【回答・危機管理課】**救援物資は原則、被災地拠点施設に搬送することになっていますが、社会福祉施設については、施設管理者から要請があれば、施設入所者への生活救援物資の供給を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。自宅・車中泊の方は、避難所で物資を受け取ることができます。

**(4)【回答・危機管理課】**「入間市避難行動要支援者計画」では、地域支援者の多数が被災し、要支援者の避難支援にあたるマンパワーが損耗している状況下では、地域支援者以外の組織（広域応援職員、市外ボランティア等）に対して名簿情報を提供することとなっています。

**(5)【回答・危機管理課】**危機管理の総合調整を担当する部署として、危機管理課を設置しています。保健所の機能を強化するための自治体の役割の明確化については、県及び国の責任において対応すべきことであると考えます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答・障害者支援課】**国等の財政支援が必要と考えますが、必要な物品の支給について、担当部署とは情報共有を図り、連携していきます。

**（２）【回答・障害者支援課】**入院体制の確保等については県の役割と考えますが、必要に応じて協力していきます。

**（３）【回答・地域保健課】**今年度は国から春と秋の年２回の接種計画が示されていますが、各接種の対象に含まれる障害者施設の通所者等については、施設の求めに応じて、先行して接種券を発送しています。また、接種先の医療機関についても、障害者施設でこれまで接種実績のある医療機関と調整いただき、接種をしていただくように促しています。

**（４）【回答・障害者支援課】**国等の財政支援が必要と考えますが、障害者施設への補助金の増額及び継続については、今後の課題とします。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答・人事課】**本市の職員採用試験においては、障害等により配慮が必要な方からは、事前にお申し出いただき、配慮するよう努めております。また、就職に際して困難に直面する難病患者がいらっしゃることは理解をしておりますが、症状による差が大きく、必要な配慮も異なることから、就業可能となる勤務形態や職務内容については、研究する必要があると考えています。なお、本市に難病患者が在籍しているかは調査をしておらず、その現状は把握しておりません。

**◆42日高市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**第７期日高市障がい者福祉計画・障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画については、来年度より３年間の計画を予定し、国の基本的な指針や県の考え方を踏まえ、第６期の計画の進捗状況を確認し計画を推進する予定としています。また、計画策定にあたり、総括所見の主旨を踏まえ、策定委員である障がい者や障がい者団体の職員等からの意見聴取及び市民コメントなどの意見を参考に、実行力のある計画策定に向け取り組んでまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)**【回答】当市では、令和４年４月に、地域生活支援拠点の全ての機能の整備を整えました。その中で、市と相談支援事業所の関わりを中心に、グループホームの体験利用や、短期入所の調整、人材育成を目的とした職員研修等を実施してまいりました。今後も、同様の取組を継続してまいります。

**(2)【回答】**障がい者施設の設置等の権限が県にあることから、現時点では、市単独での施設整備補助は考えておりません。

**(3)【回答】**令和５年４月現在、市内に入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設は、短期入所事業所が１か所、グループホームが25か所ございます。また、身体障がい者手帳所持者は1,665人、療育手帳所持者は440人、精神保健福祉手帳所持者は546人おります。さらに、自立支援医療などを利用している障がい者及び難病患者等も含め、福祉サービス利用者は513人となっており、それぞれ計画相談などを利用しながら個別に福祉サービスを組み合わせ日常生活を過ごしております。これらの障がいのある人が、今後も市内外の障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう取り組んでまいります。

**(4)【回答】**老障介護等の把握及び対応については、他業種との連携が必須であると考えます。そのため、生活福祉課主催の会議への出席及びケアマネージャーや相談支援専門員等主催の会議出席等を通じて、相互のサービス等を活用しながら問題解決が図れるよう体制を整えております。

今後も、こうした連携が円滑に継続できるよう努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障がい者施設の職員不足の理由の１つとして、低賃金であることがあげられることから、令和４年度の国の示す報酬改定において、常勤の職員へ平均9,000円のベースアップの措置が講じられ、市においても対応しました。

なお、現在、市へ施設職員等から相談が寄せられることはありませんが、必要に応じて国、県等への報告等を行ってまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**所得制限の導入については、真に給付を必要とする低所得者に限定することにより、負担の公平性を図る必要があるため、やむを得ないと考えます。

**(2)【回答】**市の重度心身障がい者医療費助成事業では、精神障がい者への助成範囲を埼玉県の補助金交付要綱のとおり、精神障がい者福祉手帳1級所持者の精神病床への入院以外の一部負担金としています。対象の範囲拡大の要望があることは、市でも承知しているところですが、これにつきましては、今後の県の動向を注視してまいりたいと考えています。

**(3)【回答】**二次障害に対する理解を深めることや、健康診査の機会の充実など、行政ができることを進めていかなければならないと考えております。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答**】市は生活サポート事業を従前より継続実施しています。

**②【回答】**当市では埼玉県の基準を基に事業を実施しており、現時点においては利用時間の拡大等は予定しておりません。

**③【回答】**現時点では、県の基準を基に事業を実施していることから、利用料補助の上乗せ等は予定しておりません。

**(2) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**料金改定を受けて令和２年度より配布枚数を年間で12枚増やし48枚といたしました。

また、令和５年度より、乗車１回につき１枚の利用を、料金支払額が1,000円を超える場合、２枚までの利用を可能とし、利便性の向上に努めてきたことから、現時点において補助券の導入については考えておりません。

**②【回答】**当市では、福祉タクシー制度、自動車燃料費補助制度とも、年齢、介護者有無等による制限はありません。また、所得制限も実施しておりません。

**(3)【回答】**福祉タクシー制度、自動車燃料費補助制度などについては、それぞれの市町村の交通移動手段により、必要性等の状況が異なるものと考えます。

そのため、当市では、埼玉県へ一律の補助増額等を求める方法ではなく、市内の障害のある人への交通移動手段の維持が補完できるよう、今後も検討していく予定としております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1) 【回答】**当市では、災害時に支援が必要で、避難行動要支援者名簿へ登録の希望がある場合は、随時、危機管理課の窓口で登録を受け付けております。避難行動要支援者の方が安全に避難所へ避難され、不便を感じることなく過ごしていただけるよう努めてまいります。

**(2)** **【回答】**現在、社会福祉施設等と災害協定を締結し、市内には４カ所の福祉避難所があります。災害時には、福祉避難所と開設の時期や避難行動要支援者の避難誘導等、要支援者の支援には様々な課題があります。今後とも、社会福祉施設等と連携を強化し、円滑に福祉避難所が運営できるように検討してまいります。

**(3)【回答】**当市では、在宅避難している市民や、止むを得ず車内に避難している市民に対して、食料や救援物資の配給や情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行うこととしております。また、在宅避難者に対しては支援内容を防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努めるようにしております。

**(4)【回答】**災害対策基本法第四十九条の十一第三項で「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」と定められているので、法に基づき必要な民間団体等の支援者に対して名簿を提供いたします。

**(5)【回答】**現在、危機管理課と保健相談センターの連携のもと取り組んでおり、十分機能していることから対策のための新たな部署をつくるのではなく、他課の職員の兼務による増員で対応していきます。

また、当市では、県と締結する協定に基づき、保健師を狭山保健所へ派遣できる体制を維持しておりますので、県とは緊密な連携を維持するとともに、感染状況等に応じて保健所の業務を支援してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(1) 【回答】**これまで、アルコール消毒、マスク等衛生用品等の配布等につきましては、国、県、市において、それぞれ実施してまいりました。

なお、現在につきましては、新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上２類から５類に移行されたこと、アルコール消毒、マスク等衛生用品等については供給が安定してきていることから、直接的な支援を行う予定はございませんが、今後の提供等につきましては、感染状況等を踏まえ、国、県等の状況を注視し、対応してまいります。

**(2)【回答】**新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上２類から５類に移行されたことに伴い、外来医療体制や入院医療体制について、国から令和５年４月20日最終改正の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」が発出され、医療機関への周知等については県が積極的に行っていくよう示されていることから、現時点で市が対処することはございませんが、感染状況を踏まえ、国、県の動向を注視しつつ、国、県に協力してまいります。

**(3)【回答】**新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上２類から５類に移行されたことに伴い、国が示すワクチン接種対象者について、①65歳の以上の人、②５歳から64歳の基礎疾患を有する人、③医療従事者や高齢者施設及び介護施設で従事する従事者、と規定され、それ以外の人については、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種するものとされました。また、国が接種順位で示している「対象となる基礎疾患」について、知的障がい者、重度の精神疾患患者、慢性呼吸器疾患、慢性心臓病、慢性腎臓病などの慢性疾患の患者などが規定されていることから、現時点において、障がい者への接種については、従前と変わらない状況であると考えております。なお、接種場所につきましては、消毒及び感染リスク等の観点により、現時点においては指定の医療機関で接種することが望ましいものと考えます。

**(4)【回答】**物価高による維持費の増大は、市内施設全体の課題となっています。当市では、物価高の対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した社会福祉施設等エネルギー価格等高騰対策支援金支給事業により、市内の福祉サービスを提供している事業者に対し、令和４年度に引き続き支援金を支給しました。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**これまで、市への難病患者からの就労及び雇用相談はございませんでした。今後、相談があった際には、ハローワーク、障がい者就労支援センター等とともに対応してまいります。

**◆43行田市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**国連権利委員会の総括所見では、精神科における入院のあり方など、障がい者の人権について勧告があったものと認識しております。第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画につきましては、行田市障がい者計画策定委員会を設置し、障がい福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリング調査を行い、当事者の意見を踏まえながら策定してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障害者地域生活支援拠点事業は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものと認識しております。本市では、地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターを令和５年度から設置しております。今後におきましては、支援者の協力体制の確保・連携、拠点等における課題等の把握・活用、必要な機能の実施状況の把握等を行いながら、地域生活支援拠点の整備に努めてまいります。

**(2)【回答】**地域生活支援拠点において、緊急時の受け入れを行うグループホームや障害者支援施設等の施設整備を行うことは大変重要であると認識しております。本市の施設整備につきましては、行田市障がい者計画に基づき実施するものとしており、今後におきましては、限られた予算の中で、実効性のある障害福祉事業を推進してまいります。

**(3)【回答】**入所施設やグループホームといった障がい者の居住施設を整備していくことは、障がい者　が地域で安心して生活を送るために重要なことであると認識しております。本市では、計画的な施設整備を推進するため、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計の策定にあたり、行田市障がい者計画策定委員会を設置し、障がい福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリング調査を行いながら、整備ニーズの把握に努めてまいります。

**(4)【回答】**障がい、高齢者の関係部署をはじめとして、緊急時にも対応できるよう、重層的な支援体　制の整備に取り組んでまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**地域の障害者施設を支える職員不足は、喫緊の課題であると認識しております。市内の障

　害者施設の実情を把握し、機会を捉えて、国や県に有効な施策の実施を要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**所得制限や年齢制限を撤廃した際に、市で拡充した所得や年齢の方の負担については、財政的に県の補助対象とはならないことから、引き続き、適切な制度の運用に努めてまいります。

**(2)【回答】**精神障害者保健福祉手帳２級への対象拡大は、重度心身障害者の経済的負担の軽減に寄与するものと認識しておりますが、財政的に県の補助対象とはならず市の単独負担での実現は、難しいものと考えます。引き続き、適切な制度運営に努めてまいります。

**(3)【回答】**医療・介護と連携しながら、障がいの程度にあった支援施策を継続・実施するよう取り組むとともに、機会を捉えて、医療機関へ情報の共有及び啓発を行ってまいります。また、重度心身障害者医療費助成の制度について、引き続き、市報やホームページ等で周知を行ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**本市では、障害者生活サポート事業を実施しております。

**②【回答】**障害者生活サポート事業の補助基準額については、「埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱」において、１名あたり年間１５０時間と規定されております。利用時間の拡大については、他市町村の状況を踏まえ、引き続き調査してまいります。

**③【回答】**障害者生活サポート事業については、年間１５０時間を上限とする費用の助成を行っており、１５０時間を超えた場合は全額自己負担をいただいております。なお、自己負担は、３０分あたり４７５円（障がい児の場合は生計中心者の所得税額により０円～４７５円）で、利用料の軽減については、他市町村の状況を踏まえ、引き続き調査してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**本市では、自動車燃料費助成との選択制ではありますが、初乗り運賃相当額を助成する福祉タクシー券を年間２４枚交付しております。初乗り運賃の改定を受け、広域での取組みの必要性も考えられることから、引き続き、近隣自治体の動向を注視し、調査・研究してまいります。

**②【回答】**福祉タクシー制度等の運用状況及び近隣自治体の導入状況を調査・研究してまいります。

**（３）【回答】**地域の実情及び県内自治体の動向を注視しながら、機会を捉えて県に要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿は、災害発生時に安全に避難するための行動に支援を要する方を対象としております。現在の避難行動要支援者の対象は、

・身体障害者手帳１級または２級をお持ちの方

・療育手帳マルＡまたはＡをお持ちの方

・介護保険の要介護度３以上の認定を受けている方

　一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、自力で避難することが困難な方

・上記の掲げる方に準ずる状態にある方

となっており、家族がいる方でも避難行動要支援者名簿に記載しております。また、公民館や学校などの避難所につきましては、バリアフリー化に努めてまいります。

**(2)【回答】**本市では、高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所として、市内の障害者施設や高齢者施設などの社会福祉施設と福祉避難所の開設に対する協定を締結しております。なお、福祉避難所は、受入可能な人数等が異なり、身体や介護の状態など配慮の必要性の高い方から避難いただくことになるため、登録制等により避難することはできません。

**(3)【回答】**本市では、在宅避難者や車中避難者などの避難所外避難者につきましても避難者名簿の記入を促し、避難の実態を把握するとともに、救援物資が迅速かつ円滑に届くよう努めております。

**(4)【回答】**避難行動要支援者名簿は、本人の同意を得た上で、災害時に避難支援を行う自主防災組織や消防機関、警察署などに共有されております。また、災害の発生時においては、被災者の安全を確保しなければならないことから、本人同意のない方の情報も共有することになりますが、他の民間団体等へ名簿を開示する予定はございません。

**(5) 【回答】**自然災害や感染症などの様々な危機に対して、本市では、関連する所管課が連携して対応しております。また、必要に応じて対策本部やプロジェクトチームを設置するなど、全庁を挙げて対応する体制を整えております。なお、保健所の機能強化につきましては、機会を捉えて、国及び県に要望してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１) 【回答】**障害者施設における、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底及びその影響を受けている施設の負担を軽減し、安定的・継続的なサービス提供体制の確保に向けた支援を行うことは、重要であると認識しております。今年度については、県において原油価格・物価高騰に対する支援を実施することから、本市において実施する予定はございません。

**（２）【回答】**新型コロナウイルス感染者の方の入院調整は、保健所において実施しておりましたが、令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行した後は、当該業務は終了し、入院治療が必要な方の対応は、医療機関が行っております。医療機関の診療体制等については、国及び県の所管するところであると認識しておりますが、機会を捉えて、国及び県へ申し入れを行ってまいります。

**（３）【回答】**国では、令和５年春開始接種は、６５歳以上の高齢者及び５歳以上の障がい者の方を含む基礎疾患を持つ方を対象として実施しております。また、これから開始される秋接種は、５歳以上の初回接種完了者を対象に実施してまいりますが、６５歳以上の高齢者及び５歳以上の障がい者の方を含む基礎疾患を持つ方は、接種努力義務の対象として、接種勧奨を行ってまいります。ワクチンの接種場所につきましては、昨年度に引き続き、日頃から利用されている障がい者施設において接種を受けられるよう、調整を行うとともに、従事者の方も同時に接種が可能となるよう併せて調整しております。

**（４）【回答】**障害者施設において、物価高騰の影響を受けている施設の負担を軽減し、安定的・継続的なサービス提供体制の確保に向けた支援を行うことは重要であると認識しております。今年度については、県において原油価格・物価高騰に対する支援を実施することから、本市において実施する予定はございません。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**本市では、現時点において難病患者に特定した採用計画はなく、難病患者の雇用はありません。今後におきましても、庁内業務におけるＩＣＴ化などの取り組みを推進するなど、障がいのある方もない方も誰もが働きやすく意欲を持って仕事に取り組むことのできる職場づくりを進めてまいります。

**◆44加須市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**障がい者福祉課

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉計画（第3期）を策定するにあたり、障がい者福祉に関するニーズ等を把握するため、各障害者手帳所持者及び一般市民の方計2,400人を対象にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の分析により、計画及び障がい者の施策に当事者の意見を十分反映させられるよう、検討して参ります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)　障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。**

**【回答】**障がい者福祉課

 北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携し、地域の相談支援の核となる基幹相談支援センターを令和5年4月に設置し、重層的支援体制が動き始めたところです。

障害者地域生活支援拠点等については、基幹型相談支援センターの運営状況等を踏まえ、今後、北埼玉地域３市での共同運営も視野に、行田市、羽生市と協議して参ります。

**(2)【回答】**障がい者福祉課

　第6期障害福祉計画において施設整備促進について掲げておりますので、現在ある市独自の補助金制度について広く周知し、施設整備に繋がるよう進めて参ります。

**(3)【回答**】障がい者福祉課

現在、市内へのグループホーム整備の話が急増しています。第6期障害者計画策定における事前アンケート結果では、将来グループホームで暮らしたいと希望する障がい者が一定数いる結果となっておりましたので、グループホームの整備が進めば、希望する人の暮らしの場の確保が可能であると考えます。

なお、市内の社会資源としましては、さまざまな事業所へ開設の働きかけを行った結果、令和４年度で短期入所２箇所、就労系サービス事業所１箇所、グループホーム５箇所、児童系サ ー ビス事業所２箇所などの施設が新規開設し、令和５年度におきましても、相談支援事業所１箇所、就労系サービス事業所２箇所、グループホーム１箇所が既に開設されております。市内の社会資源は着実に増えてきており、障害者の選択の幅も広がってきているところでございますので、引き続き、障害福祉事業所などの関係団体等に対し市内への事業所開設を働きかけて参ります。

**(4)【回答】**障がい者福祉課

老障介護につきましては、高齢者支援の担当課と連携し、実態の把握に努めるとともに、関係者によるケース会議などを実施し、必要な支援が行える体制の整備に努めて参ります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答**】障がい者福祉課

県が実施する障害福祉に関わる従事者等に対する各種研修などについて、積極的な参加に向けた周知を図ります。また、合同企業説明会の開催等、関係機関と連携を図り、事業所や就職希望者等のマッチングの機会の提供を図ってまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**障がい者福祉課

所得制限については、乳幼児医療費及びひとり親医療費助成と同様、限られた財源の中、真に経済的負担の軽減が必要な低所得者を対象とするという考えに基づいて導入しております。また、年齢制限については、６５歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担が軽減され、年金も満額受け取ることができるようになります。こういった状況を加味し、年齢制限を実施いたしております。

一部負担金については、現在導入の検討はしておりません。

**(2)【回答】**障がい者福祉課

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害２級の方も、自立支援医療（精神通院医療）で　は負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと考えております。

また、精神科の入院については、退院可能な入院患者の地域移行への取り組みの妨げになる可能性もあり、国の制度（自立支援医療）に準じて、入院費は対象外としています。

**(3)【回答】**障がい者福祉課

二次障害については、対象者等を把握しておりませんが、障害の状態に応じた障害福祉サービスの提供で対応するとともに、国や県の支援策等についても注視して参りたいと考えています。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**障がい者福祉課

実施しています。

**②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。**

**【回答】**障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

**③【回答】**障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

なお、県基準を超える現在の取り組みとして、18歳未満の方の場合は、世帯の生計中心者の所得課税額に応じて利用料を無料から950円までとしています。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**障がい者福祉課

令和元年度までは福祉タクシー利用券を一律24枚交付しておりましたが、一般タクシー初乗運賃の改定を受けて、令和2年度以降の福祉タクシー利用券の配布枚数を、Ａ地区（旧北川辺町及び大利根町の区域）は36枚、Ｂ地区（旧加須市及び騎西町の区域）は30枚と利用枚数を増加しております。また、福祉タクシー利用券において初乗運賃の助成を行っておりますので、100円利用券（補助券）の導入は考えておりません。

**②【回答】**障がい者福祉課

タクシー利用券による料金助成及び自動車燃料費の助成については、身体障害者及び知的障害者の方を対象としており、精神障害者の方については現在のところ対象とすることは考えていません。また、所得制限や年齢制限は設けていません。

**（３）【回答】**障がい者福祉課

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**地域福祉課

高齢者のみの世帯ではないが、日中家族等（息子等）が勤務等により高齢者のみになってしまう方や妊婦等の中で希望する方を「その他支援を必要とする方」として名簿登載の対象としており、引き続き希望者の登録をすすめてまいります。

名簿登載者等、一般の避難場所では避難生活が困難な方たちに配慮した福祉避難スペースを各避難場所に設けるほか、段差を解消するためのスロープや災害用トイレなどの必要備品を配置し、バリアフリーの向上を図っております。

**(2)【回答】**地域福祉課

本市では地震時２９ヵ所、水害時８ヵ所の施設にご協力いただき、災害時に福祉避難所として対応できるよう協定を結んでおります。市が福祉避難所を開設する必要があると判断した場合、施設の被災状況や現状の収容可能人数等の確認を行ったうえで要請をいたします。要請を受けた施設は、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など運営体制が整い次第開設し、避難対象者を受け入れていただくことになっており、優先度の高い方からご案内をさせていただきます。

現在、民生委員・児童委員や自治協力団体等、地域の皆様とのさらなる連携を強化するとともに、関係施設ともきめ細やかな連絡調整を図りながら、福祉避難所への直接避難を必要とする方がスムーズに避難できる仕組みづくりを進めているところです。

**(3)【回答】**危機管理防災課

災害時には、災害対策本部の救援班、福祉班を中心に、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。また、備蓄物資で不足する用品については、県や協定団体等への要望や市内小売販売業者等との連携により調達することになっております。

**(4)【回答】**地域福祉課

本市では、平時から目的外に使用しないよう誓約をしていただいたうえで、自治協力団体、自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に、予め支援のために必要な個人情報の提供に同意している方の要支援者の名簿を平常時から提供しておりますが、災害時には、個人情報の提供の同意のない要支援者を含めた名簿を避難支援等関係者に提供し、安否等の確認に活用していくこととしています。

**(5)【回答】**業務改善課

本市の災害対策事業のうち、震災対策については、主に危機管理防災課及び各総合支所の地域振興課が、水害対策については、危機管理防災課、治水課及び各総合支所の地域振興課が担っております。また、感染症の対策については、危機管理防災課及び健康医療推進課が業務を担っております。

　平成26年度から設置しました危機管理防災課は、「東日本大震災」を契機に、危機対策に対する業務区分を明確にし、安心安全なまちづくりを確実に推進する組織として編成しており、さらに、危機管理防災課では担当職員が増強され、危機管理や震災対策、水害対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

　また、令和3年度から設置しました健康医療推進課は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策や、少子化や高齢化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健及び医療施策や計画を一元的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化が図れる組織として編成したことにより、感染症対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

なお、有事の際は「地域防災計画」に基づき、災害対策本部を立ち上げ、全庁横断的な組織体制のもと、自然災害や感染症対策に当たっております。このように、自然災害や感染症対策に特化した対応ができる体制を現在も整備しておりますことから、今後につきましても、近隣自治体や関係機関とも一層連携を図りながら、対応してまいりたいと存じます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**障がい者福祉課、健康医療推進課

現在、事業所から市への、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品の配布についての要望等は受けておりません。衛生用品につきましては安定供給が図られており、各施設において感染対策に努めて頂いていただいていると考えております。

**（２）【回答】**健康医療推進課

新型コロナウイルス感染症の治療については、これまで通り、感染者の容態に応じて適切な対応を取ることができるよう、医療機関と連携して医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

**（３）【回答】**健康医療推進課

新型コロナウイルスワクチンの優先接種については、今後も国及び県の方針に基づき、適切に実施してまいります。また、ワクチン接種の実施場所については、施設の要望に応じた形で行っていることから、引き続き市内の利用施設等と調整の上、進めてまいりたいと考えております。

**（４）【回答】**障がい者福祉課

物価高騰対策支援につきましては、令和4年度に埼玉県が実施し、埼玉県の支援の対象外でる事業所には、加須市独自に支援金を給付し、運営を支援いたしました。

令和5年度におきましても、国、県の状況を踏まえ、判断して参りたいと考えております。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**職員課

これまで難病患者であることを条件とした採用を行ってはおりませんが、難病を理由に採用が妨げられることがないよう、引き続き公正な職員採用を実施してまいります。

また、難病を抱えている職員がいることは把握をしておりますが、職員のプライバシー保護の観点から、難病名等の詳細は控えさせていただきます。

**◆45羽生市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**羽生市障がい者計画等策定委員会やアンケート調査により、当事者の意見を反映できるよう検討してまいりたいと思います。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**当市においては、現在地域生活支援拠点等事業は実施されておりませんが、行田市、加須市とともに設置している「北埼玉地域障がい者支援協議会」において、令和５年度中の設置に向けて検討していきたいと思います。

**(2)【回答】**今後の協議の中で、検討してまいりたいと考えております。

**(3)【回答】**埼玉県の入所施設については、埼玉県で入所調整を行っており、入所希望者等の状況を把握することができます。なお、入所施設及びグループホームとともに、開設には埼玉県の許可が必要となります。また、羽生市内の状況ですが、令和５年６月時点で、入所施設５１０床、グループホーム２２８床と、人口当たりのベッド数は近隣市と比較して整備が進んでいると考えております。

**(4) 【回答】**行田市、加須市と共同で、北埼玉障がい者生活支援センター２カ所と北埼玉障がい者就労支援援センター１カ所を、委託により設置しております。　生活支援センターでは、障がい者やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの提供や利用援助、関係機関との調整、障がい者の権利擁護のための必要な支援等を行っております。なお、令和４年度の相談件数は、生活支援センター２，９１３件（うち羽生市分は８０７件）、就労支援センター９４４件（うち羽生市分は１８４件）となっております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**国・県等の動向を注視しながら、市としてできることを考えてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**埼玉県の要綱に基づいて実施しておりますので、今後の課題としてまいりたいと考えております。なお、一部負担金については、助成対象となっております。

**(2)【回答】**現時点では、埼玉県の要綱に基づいて実施しておりますので、今後の課題としてまいりたいと考えております。

**(3)【回答】**重度心身障がい者医療費助成制度の中でどのような啓発ができるか、今後検討してまいりたいと考えます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**実施しております。

**②【回答】**利用時間については、年間１５０時間としております。時間の拡大については、県補助制

度の見直しを要望しながら検討してまいりたいと考えております。

**③【回答】**成人障がい者の方は、１時間当たり９５０円の利用料をいただいております。利用料の軽

減策については、県補助制度の見直しを要望しながら検討してまいりたいと考えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答**】配布枚数や１００円券につきましては、今後の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

**②【回答】**福祉タクシー制度、ガソリン費助成制度とともに、重度心身障がい者の方に対し、社会生活圏の拡大や経済的負担の軽減などを目的としているものです。身体障がい者手帳１・２級（ガソリン費助成に関しては下肢・体幹機能障がいをお持ちの方も可）の方、療育手帳○Ａ・Ａをお持ちで本人の住民税非課税の方が対象となっております。ガソリン費助成については、平成３１年４月より一部制度の見直しを行い、本人運転だけでなく、本人と同居の家族の方が運転する場合でも助成の対象となりました。今後については、状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。また、令和４年１０月より乗り合いタクシーの運用が始まり、介助者１名は無料で利用できることとなっておりますので、制度の周知をしてまいりたいと思います。

**（３）【回答】**近隣市町村との連携を図りながら、県への要望等も行ってまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**避難行動要支援者名簿に登録できるのは、生活の基盤が自宅にある方のうち、75歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳（１・２・３級）の交付を受けている方、療育手帳（○Ａ・Ａ・Ｂ）の交付を受けている方などで、ご自分の力で避難することが困難な方となっています。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや、介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、希望があれば、「その他避難支援が必要と認められる方」として登録しています。避難経路については、地域防災計画の自助、共助の取り組みの中で、支援してまいります。

なお、避難場所のバリアフリーについては、各施設において対応してまいります。

**(2)【回答】**市内の福祉施設のうち14施設を福祉避難所として指定しており、災害時は一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を受け入れることとなっています。災害時に福祉避難所を利用するには、保健師等による状態確認をする必要があります。また、直接の登録制は、各福祉施設により受け入れ人数が限られているため、現状では難しいと考えます。今後、各福祉施設と受入体制等について確認していきたいと考えております。

**(3)【回答】**本市では例年、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しており、その中で救援物資の仕分けや配布などを行うボランティアを派遣する訓練を行っております。救援物資等の情報につきましては、防災行政無線やメール配信サービス等を活用して周知し、避難生活者に救援物資が届くよう、努めてまいります。また、災害に備えて、各ご家庭でも３日から１週間分ほどの食料や必要品の備蓄をしていただくことを推奨しております。

**(4)【回答】**災害時、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、避難支援等関係者へ名簿情報を提供できることになっております。避難支援等関係者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力をお借りすることは、大変有効であると考えており、地域の民間団体等と連携が図れるよう、検討してまいります。

**(5)【回答】**感染症対策部署につきましては、現在のところ、設置はおこなわず、各専門部署で共通認識のもと、効果的に事務・事業に取り組んでいきたいと考えております。また、保健所については、協議の機会を活用し、市と保健所の役割について検討してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**現在、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されましたが、引き続き感染症対策は必要と考えます。今後は、市場の状況等を見ながら対応してまいります。

**（２）【回答】**まずはかかりつけ医にご相談いただき、入院等による治療が必要と判断された場合は、保健所等の関連機関と連携しながら、対応したいと考えます。

**（３）【回答】**ワクチン接種の優先順位については、国の方針に沿って進めてまいります。なお、入所支援施設においては、嘱託医の協力を得て接種を行っております。また、入所者以外の方は、市内のかかりつけ医や身近な個別医療機関で接種ができるようになっております。

**（４）【回答】**昨年度、市内の障がい福祉サービス等事業所に対し、物価高騰対策支援金を交付いたしました。今年度は埼玉県において、同様の支援金を交付しており、市としましたは国・県の今後の動向を注視し対応してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**羽生市職員において難病患者は現在のところおりません。障がい者枠試験を実施していない状況ですが、障害者の雇用推進は今後の課題と捉えており、近隣自治体や県の状況を注視してまいりたいと思います。

**◆46久喜市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**障がい者福祉課

本市では、計画策定にあたり、令和４年度に障がい者や難病患者からの意見を取り入れるために事前にアンケート調査を実施しました。今後は、障がい者関係団体との意見交換や計画の素案を策定した際にパブリックコメントを実施するなど、当事者等の意見を反映させる機会を設けています。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障がい者福祉課

本市では、令和２年度に久喜市地域生活支援拠点実施要綱を整備し、まず関係機関や事業所に対して説明会を開催することで、地域生活支援拠点への協力を依頼してまいりました。また、令和３年度からは、情報共有や意見交換を目的とした地域生活支援拠点等連絡会を開催しており、拠点への登録の有無を問わず多くの事業所にご参加いただいております。登録の受付は引き続き継続しており、今後も登録事業所の増加を図ってまいりたいと考えております。

**(2)【回答】**障がい者福祉課

本市では、地域の実情を良く知る様々な立場の方や専門的な知識を有する方からのご意見を伺いながら、地域生活支援拠点の整備について協議、検討することが重要と考えておりますことから、今後も引き続き、地域の障害福祉サービス事業者等の皆様との協働により同拠点について協議、検討を続けてまいりたいと考えております。その他障がい者施設につきましても、適切にニーズを把握し対応してまいりたいと考えております。なお、独自補助の予算化につきましては、考えておりません。

**(3)【回答】**障がい者福祉課

昨今、市内外においてグループホーム等の施設は増加傾向にあり、未入居の居室もあることから、現時点においては、充足しているものと考えております。障がい者計画の改定時には、障がい者ご本人やご家族からアンケート形式で聞き取りを実施しておりますので、今後も定期的にニーズを把握し、障がい者の地域における暮らしの場の確保に努めてまいります。

**(4)【回答】**障がい者福祉課

全国的に高齢化が進み、高齢者が障がい者を介護している世帯も増えている実態の中で、親亡き後の子どもの将来に不安を抱えながら暮らしている方も多くいらっしゃることは、本市としても認識しているところでございます。障がい者福祉課では、各地区の担当ケースワーカーが、必要に応じて障がいのある方やその家族に状況を聞き取り、生活や介護状況の実態把握に努めておりまして、地域生活支援拠点をはじめとして、グループホームや入所支援施設などの事業所とも密接に連携しながら、緊急時にも対応できるよう支援を継続してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障がい者福祉課

障害者施設の職員不足につきましては、新規職員が集まらないことや離職者が多い等、様々な要因が考えられます。そのような中、新たな人材確保や離職者を増やさないために、各事業所では様々な工夫をされているのではないかと思われます。また、近年では、多くの事業所で人材確保が課題となっていることを受け、国の主導により介護職員の処遇改善のための取組が実施されており、介護人材の充足や離職の抑止を図っているところでございますが、市としましても賃金面以外で職員が増えていくような手立てについて、できることを検討してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**障がい者福祉課

埼玉県では、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考え方に基づき、重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を導入しております。

県の所得制限の導入目的が、公平性を図る観点から負担能力のある方に相応の負担をお願いすることであることから、本市におきましても、県の考え方に基づき、所得制限を導入しているところです。また、６５歳以上で障がい者となった方を対象から外す年齢制限や、医療費の一定割合を負担していただく一部負担金については制度を維持していくために必要なものであることから、引き続き実施してまいりたいと考えております。

**(2)【回答】**障がい者福祉課

埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の補助対象の見直しを行い、平成２７年１月１日から精神障害者保健福祉手帳１級に該当する方を対象に加える一方、国の自立支援医療と同様に、入院費用を対象外としております。県の見直しを行った目的が、退院可能な入院患者の地域生活への移行を促進することであることから、本市においては、精神科の入院分を重度心身障害者医療費に含めていないところです。

精神障害者保健福祉手帳２級の方は、６４歳までに手帳を取得し、現在６５歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方につきましては、制度の対象とはなりますので、該当の方にご案内しているところでございます。

なお、本件について、当事者団体から要望をいただいたことを受け、市単独での補助とすることは困難であることから、埼玉県に対し、県の補助対象となるよう要望をしております。

**(3)【回答】**障がい者福祉課

脳性麻痺等の疾病のある方は、日常生活に支障をきたすような痺れや痛みを伴う二次障害を生じる場合もあることは認識しているところです。そのような場合は、まずはかかりつけ医での定期的な検診や相談をご案内いたします。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**障がい者福祉課

本市では、当該事業を既に実施しております。

**②【回答】**障がい者福祉課

本事業以外のサービスを受けられないとのご相談を利用者や事業所等からいただいた場合、市は、個々の状況を伺いながら、まずは当該サービスが受けられるよう調整を行いま

す。本事業の利用については、利用者が真に必要な場合に限り、必要な時間数を設定しており、そのために必要な調整も行っているところでございます。

このようなことから、利用時間の拡大等については考えておりません。

**③【回答】**障がい者福祉課

利用料については、埼玉県の補助基準額に基づき設定しているため、障がい児については、所得に応じて差額補助を設定しておりますが、それ以上の負担軽減については考えておりません。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**障がい者福祉課

本市では、タクシーの初乗り運賃の減額（740円→500円）に伴い、令和２年度から、これまで３６枚だった利用券を４８枚に増やしたところです。１枚あたりの補助額等、運用方法については、県内の市町村や事業所が参加する福祉タクシー運営協議会で必要に応じて協議することになります。

**②【回答】**障がい者福祉課

本市の障がい者外出支援事業におきましては、身体障害者手帳１～３級、療育手帳○Ａ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１・２級の方を対象としており、福祉タクシー券につきましては、本人の乗車時に介助者が同乗することは可能です。

また、燃料券につきましても、本人が登録する車輛のほか、本人と同居する方が登録した車輛に利用することは可能です。これらの事業に関しましては、対象者に福祉タクシー券または自動車燃料券のいずれかを選択していただき、所得や年齢に関係なく助成しているところでございます。

**（３）【回答】**障がい者福祉課

県内市町村におきましては、対象者や助成する券の枚数等に差異はありますが、それぞれの地域の実情によるものと考えております。本市におきましても、引き続き本事業を継続してまいりますが、市単独事業のため、近隣市町村との連携や県への働きかけを実施する予定はございません。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**社会福祉課

久喜市では、登録区分が「障がい者」である場合、同居家族の有無にかかわらず登録しております。また、避難経路を含む個別避難計画の作成に向け、作成方法等検討してまいります。

**(2)【回答】**社会福祉課

支援を必要とする方が、可能な限り指定福祉避難所に直接避難できるよう、受入対象者の選定や個別避難計画の作成に着手してまいります。

**(3)【回答】**社会福祉課

久喜市避難所運営マニュアルにおいて、自宅や車中での避難者につきましても、食料や物資を配布するよう定めております。

**(4)【回答】**社会福祉課

支援を必要とする方の名簿につきましては、地域の支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織のほか、社会福祉協議会へも提供しております。

**(5)【回答】**企画政策課、健康医療課

**＜企画政策課＞**

本市では、現在、災害対策を担当する消防防災課と、感染症対策を担当する健康医療課を設置しています。自然災害等発生時には、これらの課を中心に関係課と連携を図り、対応してまいります。

**＜健康医療課＞**

保健所は地域保健法に基づき、都道府県をはじめ、政令で定める市などにおいて設置されている総合的な保健衛生行政機関であり、業務は関係法令等に基づき行われております。

今後においても広域的・専門的機能を有し、災害時をはじめとする健康危機管理における拠点として、連絡調整をはじめ、連携事項を円滑に実施するための取り組みを、平時から進めていただくよう、機会をとらえて働きかけてまいりたいと考えております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**障がい者福祉課

現時点の一般市場において、アルコール消毒やマスク等の衛生用品は安定供給されていると認識しておりますので、市から事業所への配布については考えておりません。

**（２）【回答】**健康医療課

感染症法上の分類が５類に移行したことに伴い、入院が必要な陽性者への対応は、医療機関同士の連携により入院先を調整することとなったところでございます。

この対応にあたり、県では、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関及び専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる協力医療機関の指定も行っており、公表について了承があった医療機関の情報は、県ホームページで公開されていることから、医療機関には周知が図られているものと認識しております。

**（３）【回答】**障がい者福祉課

現在実施中の「令和５年春開始接種」については、「６５歳以上の方」「基礎疾患を有する方やその他重症化リスクが高いと医師が認める方」「医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者」が対象となっており、障がいの有無に関わらず、これらに該当する方は接種を受けることができます。

本市では、障がい者の方の接種機会を確保する観点から、障がい者支援事業所に対して、接種券を必要とする方の取りまとめのほか、事業所での集団接種の検討をお願いしているところです。

**（４）【回答】**障がい者福祉課

本市では、令和４年度において、コロナ禍における物価高騰に伴う影響を軽減するため、市内の障がい者施設等に対して食材費等の支援を行いました。

また、令和５年度は、指定管理施設や事業の委託先に対し、光熱水費等の物価高騰対策として給付金の交付を検討しているところです。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**人事課

難病患者の方の雇用にあたっては、本市で働くうえでの課題や配慮すべき点等について、まずは　　調査していく必要があると考えております。

なお、本市には難病のある職員は若干名おります。当該職員に対しましては、必要に応じて人事課職員が相談に応じたり、所属長等が適宜面談等を行っており、体調に問題がない時は通常どおり業務を遂行しつつ、体調が悪い際や治療が必要な際は病気休暇等を取得しながら、就労しているところです。

**◆47蓮田市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**当市では、令和５年度上記計画を策定する予定ですが、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指しております。計画の策定にあたっては障がい当事者へのアンケート調査や障がい者団体へのヒアリング調査を実施し、当事者の意見を十分に反映させていきます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**当市では、当市を含めた３市２町で「面的整備型」により地域生活支援拠点を整備しております。コーディネーターを１人配置し、拠点に求められる５つの機能を果たしております。現在は相談支援事業所や入所施設等と連携を図りながら、親亡き後を見据えた緊急対応・受け入れを主に行っております。今後は、支援は受けていないが今後支援が必要になると思われる潜在的要支援者の把握を行い、見守りを行うとともに早期支援につなげていきたいと考えております。

**(2)【回答】**入所施設等につきましては広域的な施設であります。蓮田市に入所施設等が整備されたとしましても、蓮田市内に住んでいる方が優先的に入所できるものではありません。また、入所施設の整備に関しまして、平成２８年３月議会において「入所更生施設の建設促進に関する請願」が採択されています。施設整備に係る独自補助につきましては、こうした状況を総合的に鑑みまして、検討していくものと考えます。

**(3)【回答】**現在当市には入所施設が１か所、グループホームは13箇所となっております。入所施設等の設置につきましては、基本的には施設設置を希望する事業者が整備するものですが、多額な資金が必要となるほか、様々な課題が発生すると思われます。市として、財政的補助等を行うことは難しい状況ですが、できる支援について研究してまいります。また、国では、入所等から地域生活への移行を進めていく方針であり、市としても今年度策定予定の障害福祉計画等におけるアンケート調査の結果などを参考に地域生活への移行にあたり、どの程度グループホーム等が必要かの把握に努めてまいります。

**(4)【回答】**福祉課には障がい者（成人）を主に担当するケースワーカーが４名、子ども支援課には障がい児を担当するケースワーカーが２名配置されており、相談対応を含め、緊急事例にも適宜、対応しています。さらに、３市２町で構成される埼葛北地区地域自立支援協議会では、基幹相談支援センター及び３つの委託相談支援事業所を設置し、支援体制の充実を図っています。

このほか、令和３年３月に、埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町で地域生活支援拠点を共同で設置しました。地域生活支援拠点は、①相談、②緊急対応、③体験の場・機会の提供、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの５つの機能を有しています。緊急時には、地域生活支援拠点、市町、関係機関が連携し、対応してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障害福祉に携わる職員の不足については、障害者施設の職員のみならず、相談支援専門員の不足など障害福祉全般にわたる課題であると認識しております。職員不足解消のためには、職員報酬の増額や障害福祉に関する仕事のやりがい等の周知が必要であると考えております。国の報酬改定の状況等を注視するとともに、雇用・労働関係部署と連携を図りながら、障害福祉の仕事のやりがいの周知方法について研究していきます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の対象者につきまして、本当に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方に負担をいただくという考えに基づき、所得制限の導入を行いました。市においても、この制度改正の趣旨を受けまして、所得制限を導入したところです。また、年齢制限につきましては、埼玉県において、将来的に重度心身障害者医療費助成制度の維持が困難になるとの懸念から、精神障害者保健福祉手帳１級所持者を新たに対象とすることとあわせて、６５歳以上の新規該当者を対象外とする制度改正を行いました。あわせて、市でも年齢制限を設けたところです。

現在のところ、市としまして、制度を安定的に継続させるため、また制度における公平性の確保という観点から、所得制限および年齢制限を廃止する予定はございません。

なお、一部負担金の導入については、予定しておりませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

**(2)【回答】**重度心身障害者医療費助成制度は、対象の方が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市で助成するもので、精神障害者は１級だけが対象となっています。２級について医療費助成の対象とすること、急性期の精神科への入院も補助の対象とすることは、市独自に財源を措置しなくてはならず、厳しい状況です。２級までの対象拡大につきましては、今後、埼玉県の動向や近隣市町村の状況をみながら検討してまいります。

**(3)【回答】**障がい福祉サービスは、障害支援区分によって利用できるサービスが定められています。障害支援区分は市が行う認定調査、医師の意見書、障害認定審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定するものです。

障害支援区分は３年ごとに見直しておりますが、市が行う障害支援区分認定調査にあたっては、障がいの重度化なども考慮しまして、調査書を作成しておりますし、医師の意見書についても、現在の状況について作成いただいております。このように、障がいが重度化したとしても、そうした状況に対応した障害支援区分の決定を行い、適切な障がい福祉サービスが利用できるようにしております。二次障害の進行をおさえることにつきましては医療の分野であり、福祉課では専門的な知識があるわけではございません。医療機関への啓発は難しいですが、必要に応じて連携を図ってまいりたいと思います。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答】**蓮田市では障害者生活サポート事業を実施済みです。

**②【回答】**障害者生活サポート事業の利用時間の上限150時間につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の内容を踏まえて、決定しているものです。上限を150時間より拡大した場合、150時間を超える部分については県補助金の対象とはならないため、市で財源を措置する必要があります。

なお、令和４年度における障害者生活サポート事業の利用実績を申し上げますと、利用者は28名で、1人あたりの平均年間利用時間数は27.8時間となっております。こうした現状をかんがみますと、障害者生活サポート事業の上限150時間につきましては妥当であると考えております。

今後、個人の利用状況や埼玉県の状況などをみながら、利用時間の拡大の必要性を検討してまいりたいと思います。あわせて、制度充実についても研究してまいりたいと考えております。

**③【回答】**生活サポート事業の利用者負担額につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の基準にあわせて決めております。生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯は1時間あたり950円で、利用者世帯の生活中心者の前年所得税課税年額に基づき負担額の軽減を図っています。今後につきまして、県の要綱改正や近隣市町などの状況もみながら、検討してまいりたいと考　えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**蓮田市では、初乗り料金改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚に増やしました。補助券の検討につきましては、蓮田市のみで決定できるものではなく、福祉タクシー運営協議会で検討することとなります。なお、令和４年度のタクシー運営協議会で１回の乗車につき、２枚まで使用できるよう改正されたことを踏まえ、令和５年度から乗車料金が初乗り運賃相当額の２倍以上の額になる場合、１回の乗車につき２枚まで使えるよう制度改正を行いました。

**②【回答】**蓮田市では自動車等燃料費及び福祉タクシー利用料金の助成を実施しています。どちらの事業も利用券を交付するもので、事業の性質上、介助者付き添いの制限等は設けていません。また、助成の対象者の条件はありますが、所得制限や年齢制限は設けていませんし、現在のと　ころ、導入する予定もございません。今後も、重度心身障害者の日常生活の利便と経済的負担の軽減に努めてまいります。

**（３）【回答】**当市単独で働きかけを行うよりも、広域で働きかけを行っていく方が効果的であると思われますので、近隣市町と連携しながら県への要望を検討してまいります**。**

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1) 【回答】**当市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難なかたの情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、いざという時に備える取り組みを行っています。災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難なかたで、ご本人が希望すれば名簿を作成しております。また、登載者ごとに「個別計画書」を作成し、避難経路や避難場所の確認を行っています。併せて、指定避難所のバリアフリーについても確認し、安心して避難生活が送れるよう努めます。

**(2) 【回答】**避難所の整備につきましては、新たな公共施設ができた際に避難所としての指定を行っていくことになります。施設の面積等様々な制約があるため、福祉避難所としての指定が難しい場合もあるとは存じますが、できるだけ福祉避難所として指定ができるよう努めてまいります。

**(3)【回答】**蓮田市地域防災計画においては、支援物資等の供給は、備蓄倉庫から各避難所、集積拠点「総合市民体育館」から各避難所へ輸送することとなっております。また、食料や生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととしております。避難所以外の方への物資の供給方法等については、自治会や自主防災組織を通じて物資の供給が可能になるよう体制構築を進めています。

**(4)【回答】**現在、避難行動要支援者名簿については、蓮田市地域防災計画において、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織）へ「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。」と定められております。民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示等については、今後、調査・研究してまいりたいと存じます。

**(5)【回答】**自然災害、感染症発生については、「蓮田市地域防災計画」において、それぞれ方策と担当部　　署を定めており、対策を推進しております。関係機関とも平時より情報連携を密に行い、発災時などに対応できるよう体制を構築していきます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変更になったことにより、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。感染対策は個人や事業者が自主的に判断して実施することとなっているため、市で感染対策用品を配布することは予定しておりません。

**（２）【回答】**令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変更になったことにより、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応となりました。医療機関への周知につきましては、様々な機会を捉えて周知に努めてまいります。

**（３）【回答】**当市では、障害のある方への優先接種及びかかりつけ医でのワクチン接種を行っております。引き続きこれらを継続してまいります。

**（４）【回答】**埼玉県では現在、光熱費や食材料費の高騰に直面する県内の障害福祉サービス事業所等を支援することを目的として障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金を交付しております。市では、この制度の周知を市内の事業所に行っております。

市独自の補助金につきましては、現在のところ予定はありませんが、近隣の自治体の実施状況等を参考に、制度について研究してまいりたいと考えております。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**障害者の採用については、当市としても積極的に取り組んでいるところです。今年度の採用試験においても、障害者を含む形での募集を行っております。難病患者についても同様であり、それを理由に採用が不利になるようなことはありません。

また、雇用の現状についてですが、現在のところ難病患者として採用した例はまだありませんので、今後の応募状況をよく確認しながら採用に努めてまいります。

**◆48幸手市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

**【回答】**第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定の策定にあたっては人権を尊重し、当　　　事者の意見を十分に反映させるため、障害者手帳をお持ちの方にアンケートを実施し、また関係者・関係団体との意見交換などを予定しています。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

**(1)【回答】**障害者地域生活支援拠点につきましては、埼葛北地区地域自立支援協議会を共同で実施している、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町、幸手市の３市２町で、令和３年４月から埼葛北地区地域相談支援拠点「オリーバ」を設置しております。様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、緊急対応を行う事業所の登録を行ったほか、将来的にサービスが必要となる障害のある方の調査を継続的に行っております。今後については、調査を継続的に行うとともに、個別の事例や相談に対して各関係機関の役割分担を検討していきます。

**(2)【回答】**施設整備についての市独自補助事業は、現在のところ実施予定はありません。

**(3)【回答】**当市の障がい者数及びサービス利用実績を踏まえ、幸手市障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画においてサービス利用数を見込んでいます。施設入所支援利用者数は令和５年度６５人／月、共同生活援助利用者数は令和５年度６２人／月としています。当市の規模及び利用見込数を考慮すると、広域でのサービス提供体制が必要であると考えており、障害福祉サービス事業者の指定は県で実施しているため、市で施設設置計画を策定する予定はありません。

**(4)【回答】**当市においては、緊急に対応ができる体制を整備するため、障害者地域生活支援拠点等整備事業を幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町で共同実施しています。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

**【回答】**障害者施設の求人等に関して市として具体的な支援の予定はありませんが、国や県への要望の機会を通じて検討してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

**(1)【回答】**県の要綱に合わせて制度を実施しており、独自の年齢制限や一部負担金等の導入予定はありません。

**(2)【回答】**県の要綱に合わせて制度を実施しており、現在は対象者の拡大の予定はありません。埼玉県及び県内市町村の動向により、対応を検討してまいります。

**(3)【回答】**二次障がいの予防については、保健、医療、福祉がそれぞれの立場で取り組んでいくべき課題であると認識しております。福祉としては、障害福祉サービスの利用が、日常生活における二次障害予防として効果的であると考え、関係機関との連携をさらに図ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

**①【回答**】当市は生活サポート事業を実施しております。

**②【回答】**利用時間等の拡大につきましては、現在、拡大の予定はありません。今後については、埼玉県及び県内市町村の動向により、対応を検討してまいります。

**③【回答】**成人障害者への利用料軽減策等につきましては、現在、拡大の予定はありません。今後については、埼玉県及び県内市町村の動向により、対応を検討してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

**①【回答】**初乗り料金の改定を受けて、令和２年度から配布枚数を２４枚から３６枚に増加しております。利便性を高めるため、令和５年度から、初乗り運賃の２倍以上利用した場合は一回に２枚利用できるように制度を見直しました。１００円券につきましては、県内他自治体の動向や利用者のニーズを踏まえて検討してまいります。

**②【回答】**福祉タクシー事業や自動車燃料費支給事業については、介助者付き添いの下で利用することができます。所得制限や年齢制限は設けておりません**。**

**（３）【回答】**近隣市町村と情報共有や意思疎通を図り、連携を図っています。県への働きかけについても、他市町村の動向を踏まえて要望等を検討してまいりたいと考えています。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

**(1)【回答】**当市では、避難行動要支援者への記載範囲を身体障がい１・２級、知的障がいⒶ・Ａ、精神障がい１級、７５歳以上のひとり暮らし又は７５歳以上のみの世帯、介護保険要介護３～５の方としていますが、その他支援を必要とする方についても、避難行動要支援者個別計画書を提出いただければ名簿に登載することが可能です。避難経路については、災害時には被災状況により通行が困難となる経路も考えられますので、あらかじめ複数の避難経路を確認し、避難時には通行可能な経路を利用するようお願いしています。避難場所については、主に市内公共施設となりますが、それぞれのバリアフリーの対応状況の確認を進めております。

**(2)【回答】**福祉避難所の開設は、災害時における一般の避難所の状況と併せて、要配慮者の有無や受入施設の状況等を踏まえて総合的に判断する必要があるため、福祉避難所への直接の避難は想定していません。今後も、福祉避難所の適切な運営に努めてまいります。

**(3)【回答】**災害時の避難については、災害の種類や規模、発生の時間などにより、市指定緊急避難場所に限らず、市外への広域避難や自宅避難など、身の安全を確保できる場所への避難を推奨しています。救援物資等については、避難生活の場となる市指定避難において備蓄されていることから、原則避難所が配布場所となりますので、避難所以外への避難者についても、配布場所で受け取りは可能であると考えております。

**(4)【回答】**避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法により、災害が発生または発生する恐れがある場合を除き、本人同意を得なければ外部提供できないものと規定されています。当市では、避難行動要支援者個別計画書の提出の際に外部提供の同意の有無を確認しており、今後、同意された方のリストの提供先についても検討いたします。

**(5)【回答】**自然災害等の対策の為に危機管理防災課を設置しております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

**(１)【回答】**アルコール消毒、マスクなどの衛生用品について、現在は安定的に供給されていると認識しております。

**（２）【回答】**障害福祉事業所で感染者が出た場合については、事業所と連携し、必要に応じて対応しております。必要な入院、治療についても、各施設の嘱託医や主治医と医療機関が連携し、行われております。

**（３）【回答】**当市では、国の定める方針に沿ってワクチン接種を実施しています。接種場所については、安全な実施体制を確保していくため、多くの課題について十分に検討して決定しており、バリアフリーの施設で行っています。

**（４）【回答】**事業所が安定して運営できるよう、物価高や燃料費高騰に対する補助については令和４年度に実施し、令和５年度も実施を予定しております。

**８．難病の就労を進めてください。**

**【回答】**難病患者の方の職業の安定については、障がい者と同様に支援が必要であると認識しております。一方で、疾病ごとに症状や機能障害が様々で、治療の状況により個人差もあるため、就業可能となる勤務形態や職務内容について、必要な配慮もそれぞれに異なるものとなります。当市においては、採用のための態勢が整っていない状況でありますが、今後の国や埼玉県の取り組みを参考としてまいりたいと思います。

**◆49宮代町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国・県の通知、令和４年度に当事者を対象に実施したアンケート調査の結果を反映したうえで、作成してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】障害者地域生活支援拠点事業につきましては、令和３年３月に蓮田市、幸手市、白岡市及び杉戸町と共同で埼葛北地区障害者地域生活支援拠点（愛称：オリーバ）を設置したところでございます。当該支援拠点につきましては、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門人材の確保・要請、⑤地域の体制づくりの機能を備えており、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう関係機関と連携してサービス提供体制を整備していくものであります。今後においても障がいのある方が地域で安心して暮らせるために事業を実施してまいります。

(2)【回答】県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

(3)【回答】当町においては、みやしろ健康福祉プラン－障がい者編－「障がい者基本計画」で重点事業として「グループホーム等整備誘導」を位置づけて、障がいのある方の暮らしの場を増せるように努めております。様々な法人から設置に向けての相談があり、町としての必要性も伝え、設置に向けた調整等を行っておりますが、実際の設置まで至らない状況となっております。当町としては、まだまだ不足していると認識しておりますので、引き続き、重点事業として位置づけてまいります。

(4)【回答】国の指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）には障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点等の整備が示されています。当町では近隣市町とともに広域で設置している埼葛北地区地域自立支援協議会を通じて地域生活支援拠点等の整備を令和３年３月に設置したところであり、今後、老障介護の問題を含めた検討を進めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1) 【回答】当町では埼玉県の要綱に準じて重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。なお、保険診療分について一部負担金はありません。

(2)【回答】当町では埼玉県の要綱に準じて重度心身障害者医療費助成制度を実施していますので、埼玉県の補助対象の状況や県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

(3) 【回答】障がいを起因とする二次障がいについては、早期の気づき、対応により問題を軽減することができます。当町としては、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置しております埼葛北地区地域自立支援協議会で協議し、医療、保健、福祉の協力のもと、必要な研修や勉強会など実施し、二次障がいの進行を抑えるよう連携してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当町においては、当該事業を実施しております。

②【回答】当該事業は、障害福祉サービスを補完するものと捉えていますので、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

③【回答】当該事業は、障害福祉サービスを補完するものと捉えていますので、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】当町では初乗り料金の改定を受け、従前は年２４枚（@750円）を配布しておりましたが、年３６枚（@500円）と配布枚数を増やしております。また、100円券（補助券）につきましては、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

②【回答】当町における福祉タクシー制度及び自動車燃料費助成事業の対象者につきましては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者３障がい共通の支援策として位置付けています。介助者付き添いも含めた利用につきましては、上記対象者が同乗している場合には利用できることとなっています。また、現在のところ、所得制限や年齢制限の導入の予定はありません。

**（３）**【回答】当該事業につきましては、地域生活支援事業の補助事業として実施されておりましたが、現在は市町村の単独事業となっております。市町村単独事業となってからは、県に対して補助事業として実施するよう要望をしている状況でございます。当該事業の継続的な実施及び拡充に向け、引き続き要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】当町では、平成３０年４月に策定した、「宮代町避難行動支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者の範囲を定めて、避難行動要支援者名簿の作成を行っているところです。なお、避難行動要支援者名簿の作成においては、家族がいても希望する方については名簿に加えています。また、避難経路、避難場所のバリアフリーについては適宜確認してまいります。

(2)【回答】当町では、町内の社会福祉施設等の１２施設と福祉避難所の協定を結び、福祉避難所を整備しています。現在は、個別避難計画の作成作業を進めるとともに、当該施設と福祉避難所の運営等について協議を行っているところです。

(3)【回答】当町では、食料や生活必需品の供給については宮代町地域防災計画に定められているところであり、避難所に避難されている方以外の方にも提供できるように配慮されています。

(4) 【回答】当町では、平成３０年４月に策定した、「宮代町避難行動支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することとしています。なお、避難支援等関係者とは、地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自主防災組織を基本とし、その他、地域に根ざした活動を行う団体として、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察としています。

(5)【回答】自然災害のみならず、感染症発生時または同時発生時においても、役場組織内及び国・県、保健所を含む関係機関との連携のもと、様々な事象への対応に臨んでおります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１) 【回答】当町では、アルコール消毒やマスクなど安定的に確保できていない時に、県と連携して事業所をはじめ高齢者福祉施設、児童施設及び障がい者施設などにマスク及びアルコール消毒液などの衛生用品を配布しておりました。

現在においては、各事業者が安定的に衛生用品を確保できている状況でありますことから、配布等は行っておりません。

しかし今後において、衛生用品を安定的に確保が難しい状況となった場合には、対応してま いりたいと考えております。また、感染者が出た場合にも、必要に応じて対応してまいります。

（２）【回答】県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

（３）【回答】当町では、身体障害者手帳所持者（心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・免疫機能障害に限る）、療育手 帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療費（精神通院医療）受給者（重度かつ継続）、重症心身障害者（重度の肢体不自由と重度の知的障害者が重複した状態）を基礎疾患対象者とし、優先接種を行っております。また、町内の障がい者施設を利用する障がいのある方のワクチン接種については、施設ごとに時間枠を設けて集団接種を行っております。

（４）【回答】県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】当町としましては、手帳のない難病患者の働きたい希望に沿うことができるようハローワーク、就労支援センター等関係機関と連携しながら支援してまいります。

**◆50白岡市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】白岡市第６期障害者基本計画及び白岡市第７期障害福祉計画の策定に伴い、昨年、「白岡市障がい者福祉について」のアンケート調査を障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者及び無作為に抽出した１８歳以上の市民の方に実施し、本年は関係団体や一部の事業者へのヒアリングを実施する予定です。計画策定にあたっては、アンケート調査結果及びヒアリングの際にいただく御意見等を反映してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】管内の通所・入所施設の職員への説明会を実施するなど、地域生活支援拠点の浸透を図るとともに、利用者家族への周知を図っております。また、通所・入所施設の職員に対し、日常の支援だけではなく、拠点につなげる必要のある対象者を見極めることができるようにするなど、専門的な人材を育成するための研修を実施しました。昨年は、潜在的要支援者リスト（療育）を更新し、本年は精神障害者を対象とした潜在的要支援者リストを作成し、支援体制の構築に努める予定です。今後も「埼葛北地区地域生活支援拠点（オリーバ）」は、複数の事業所・機関による面的整備により推進してまいります。

(2)【回答】施設整備における独自補助については、厳しい財政状況下にあるため、難しいと言わざるを得ません。療養介護事業所等の医療的ケアが必要な方の入所施設やグループホーム等の施設整備等の希望事業者に対しましては、国などの施設整備関連の助成事業に関する情報の提供に努め、施設整備が進むよう支援してまいります。

(3)【回答】市内の入所施設、グループホームに在住する障害者の人数は、各施設から提出された「避難確保計画」から把握しております。また、暮らしの場として、地域生活への移行には住まいの確保が必要と考えております。　グループホームなどの生活基盤整備については、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し必要な量の確保に努めるとともに事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進してまいります。(4)【回答】障がいのある方が地域で暮らせるよう、緊急時の受け入れ機能や地域の支援体制づくりの役割を担う「埼葛北地区地域生活支援拠点（オリーバ）」を令和３年３月２２日に、白岡市保健福祉総合センター（はぴすしらおか）内に整備いたしました。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】今後、障害者施設の職員不足解消に向けた施策について、機会を捉えて国や埼玉県に対して要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】埼玉県では、所得制限の導入の理由について、「応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があり、また、他の二つの福祉医療においても同様の趣旨から所得制限を導入している。」としております。当市といたしましては、県の交付要綱に基づいて今後も事業を実施してまいります。

(2)【回答】この事業は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討してまいりたいと考えております。

(3)【回答】担当者が支援に必要な知識を習得し、障がい者一人一人の状況に応じた支援ができるよう、県や地域自立支援協議会をはじめとした様々な研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めてまいります。また、日々の生活を支援していくために医療機関と連携することは大切であると考えます。今後、市といたしましても医療機関と連携し、情報を共有しながら不安や戸惑いを抱える方の軽減を図れるよう取り組んでまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①回答】当市におきましては、県の補助金要綱に基づき実施しております。

②【回答】この事業は、県の補助要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討してまいりたいと考えております。

③【回答】この事業は、県の補助要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、制度の改善などについても検討してまいりたいと考えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】今年度から乗車料金が初乗り料金の2倍となった場合は、2枚使用可能となりました。また当市では、福祉タクシー利用料金助成と同趣旨で実施している自動車燃料費助成（ガソリン券）のいずれかを対象者に選択していただいております。自動車燃料費助成事業との公平性を維持しながら、今後、対象者のニーズを捉え検討してまいります。

②【回答】当市では、介助者付き添いも含めて利用でき、所得制限、年齢制限などは設けておりません。

（３）【回答】この事業は、障害を持つ方の社会参加の促進につながることから、補助事業の復活について、機会を捉えて埼玉県に対して要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】当市の避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲については、避難支援が必要な方は「その他支援を必要とする者」として名簿に登録することができます。

(2)【回答】福祉避難所機能を持つ避難所の整備を関係機関と調整するとともに、福祉避難所と避難者の紐づけについては事例収集し、検討いたします。

(3)【回答】自宅や車中、他の避難者には、自主防災組織や行政区からの情報提供を受け、各組織を通じて救援物資を提供します。

(4)【回答】当市では、災害時の避難行動要支援者名簿情報については、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援など関係者その他の者に提供することができることとしております。

(5)【回答】危機管理の総合調整は、安心安全課が所管しています。よって、複合災害等が発生した場合は、安心安全課が主体となり、関係課と連携して対応することとしています。

また、保健所は地域保健法に基づき、県や指定都市等に設置され、広域的・専門的な保健サービスの提供を実施する機関として位置付けられています。災害や感染症発生時には、中心的な役割を担い、市町村の指導やフォロー、広域的な対策を実施していくこととなります。市は地域防災計画に基づき、市内の救護所の設置や救護活動、感染症の予防対策等を可能な限り実施していくこととなりますが、非常時には、必要に応じて、密に連携・情報交換し、互いの機関の機能を補完し災害に対応していくこととなります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】福祉課では、マスクの寄付を募ったところ、多くの方々や会社からマスクの寄付をいただき、市内の障害者施設へマスクの配布を行うとともに、安心安全課において次亜塩素酸精製水を配布させていただいた経緯がございます。マスクにつきましては、枚数に限りはございますが継続して配布を行いたいと考えておりますので、必要な場合にはお申し出ください。

（２）【回答】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行されたことで、それまでの限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応となっており、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、適切な治療、入院等の対応が提供されています。引き続き、感染防止対策の周知に努めてまいります。

（３）【回答】新型コロナウイルスワクチンの初回接種（１回目、２回目）では、基礎疾患を有する者の接

　種順は「医療従事者」「高齢者」に次ぐ３番目に位置付けられ早期の接種が実施されました。追加接種については、前回接種の実施日を基準として、現在は３か月後以降に接種することとされているため、接種の対象者は初回接種と同様に早期の接種機会が提供されています。入所施設等においては、嘱託医等による訪問接種等が必要に応じて実施されています。

（４）【回答】物価の高騰により、運営経費の増額が見込まれる障害福祉サービス事業者の運営する白岡市内の入所系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、訪問系・相談系サービス事業所ごとに補助金額を定め、令和５年度に補助金を交付します。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】　採用の際には、難病患者も含め広く周知し、採用の機会を設けております。

現在雇用している者の中にも難病患者はおりますが、デスクワークの事務職で、無理のない仕事のための条件を調整しながら、治療と仕事を両立しています。

**◆51杉戸町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】標記計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者へのアンケート調査を行い、基礎資料としていく考えです。また、障がい者当事者やその家族、識見を有する方等により構成している障がい者計画推進懇話会へ策定の経過について、適宜報告し、ご意見を伺いながら策定を進める予定です。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】地域生活支援拠点事業につきまして、当町は、近隣の３市２町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）で構成される埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活かして、令和３年３月２２日に地域生活拠点「オリーバ」を設置しました。現在、地域生活支援拠点「オリーバ」を中心に、障がい者やその御家族、基幹相談支援センター、相談支援事業所、通所施設及び入所施設等の各関係機関の御協力を頂きながら、緊急時の受け入れ対応及び体験の機会・場の提供並びに地域の課題解決に向けた協議をしております。

また、療育手帳所持者の中でも等級の重い方で、これまで障がい福祉サービスの利用がなかった方について調査や訪問を継続的に実施しており、緊急時の対応のみならず、平時より緊急時に備えた事業を実施しております。

(2)【回答】町の財政状況を踏まえると、新たな施設整備についての町の独自補助は困難ですが、今後とも、埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、行政や障がい福祉サービス事業者等の様々な関係機関と連携しながら、圏域全体でサービスの充実に関する協議や検討を進めてまいります。

(3)【回答】地域生活支援拠点の事業において、療育手帳所持者の中でも等級の重い方で、これまで障がい福祉サービスの利用がなかった方についての実態を把握するため、訪問調査を継続的に実施しております。

今後とも、各関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点「オリーバ」での地域における居住支援の整備に向けた取組を進めるとともに、訪問調査や意識調査等を実施し、障がい者やその御家族等のニーズを踏まえながら検討を進めてまいります。

(4)【回答】老障介護などに関する支援につきましては、地域包括支援センターなどの関係機関から、御質問のようなケースに関する連絡が入りました場合には、福祉課でも実態を確認し、ケースごとに、役場庁内の各課、医療機関、事業所若しくは埼玉県東部中央福祉事務所又は埼玉県幸手保健所などの関係機関と連携した支援につなげるなどの取組を実施しております。

また、当町では、障がい者に関する困りごと相談会を、杉戸町障がい者協議会などの関係団体の御協力を頂いて、毎月開催しております。

このような機関を捉えて、家族の孤立化予防に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、実態の把握に努め、障がい者福祉のより一層の推進を図ってまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者施設の職員不足につきましては、障害者施設のみならず居宅介護事業所や相談支援事業所など多くの障害福祉事業所においても同様の問題があると認識しております。今年度、埼葛北地区地域自立支援協議会では、相談支援専門員の人材確保のプロジェクトを実施していく予定となっております。今後とも、埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、行政や障がい福祉サービス事業者等の様々な関係機関と連携しながら、障害者施設等の職員不足及び人材確保に関する協議や検討を進めてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、年齢制限につきましては平成２７年１月１日、所得制限につきましては平成３１年１月１日より県と同様の対象者といたしました。当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、年齢制限並びに所得制限につきましては、撤廃は考えておりません。なお、重度心身障害者医療費助成制度の所得制限につきましては、支給停止中の方も含め、毎年所得審査を行い、審査の結果、支給決定となった場合は「受給者証」を発行し、支給停止となった場合は、1年間支給停止となる旨を記載した「支給停止通知書」を送付し、御本人へお知らせいたします。

(2)【回答】重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、平成２７年１月１日より県と同様の対象者といたしました。当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、精神障害者保健福祉手帳１級の精神病床の入院費用助成及び、精神障害者保健福祉手帳２級所持者までの対象拡大については考えておりません。しかしながら、６４歳までに精神障害者保健福祉手帳２級を取得した方につきましては、６５歳に到達し、後期高齢者医療制度の障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入された場合は、重度心身障害者医療費助成制度の対象になりますので、該当する方へお知らせしております。なお、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた精神障害者保健福祉手帳１・２級の方が、精神病床に入院した場合の一部負担金は、助成対象となっております。

(3)【回答】障がい者御本人の二次障がいも含めた障がい状況の把握に努め、医療機関等の支援機関が適切な支援ができるように周知、啓発をしていきます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障害者生活サポート事業につきましては、当町では既に実施しております。

②【回答】生活サポート事業は利用者の要望に柔軟に対応するサービスを提供することを目的としていますが、障害者総合支援法や介護保険法のサービスが優先されます。利用に際しては、制度の趣旨を御理解頂きながら利用を頂いております。

③【回答】県の補助額は人口規模による定額のため、補助対象額を超過すると当町の負担割合がおおくなります。そのため、現時点では成人障がい者の利用料軽減は考えておりません。

**(２)福祉タクシー事業**

①【回答】当町においては、初乗り料金の改定を受け、令和２年度より配布枚数を最大３６枚へ増やし、交付しております。福祉タクシー制度は、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、県内統一の運用となっておりますので、現状では１００円券の導入は困難です。しかしながら、利用者より運用の見直しを望むご意見をいただいておりますので、ご意見につきましては、埼玉県へ伝えています。

②【回答】当町における福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、所得制限や年齢制限は設けておりません。また、介助者につきましては、対象者の付き添いとして同乗する場合において利用を認めております。

**（３）**【回答】福祉タクシー制度については、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、県内統一の運用となっております。県の補助事業の復活については、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者登録制度の対象者につきましては、ご家族がいても、災害時に支援が必要な方であれば、登録が可能となっております。また、避難経路や避難場所につきましては、町においてバリアフリー化に努めておりますが、ご自身でハザードマップ等を活用し、危険な場所や安全な避難経路を確認することが重要になります。

(2)【回答】杉戸町の福祉避難所は、すぎとピア及び民間の社会福祉法人施設２カ所の合計３か所となっております。

災害時、避難所への避難が必要な際は、開設されている近くの避難所もしくは、開設されていれば、福祉避難所に直接避難していただくことも可能となっております。なお、福祉避難所を登録制とする予定はありませんが、避難行動要支援者名簿を活用し対象者の把握に努めます。

(3)【回答】救援物資の配付方法は、避難所にて各地域の自主防災組織やボランティアより、避難者に配付を予定しております。そのため、避難所以外で避難されている方についても、安否確認をかねて避難所に来ていただきたいと考えております。

(4)【回答】避難行動要支援者名簿には、平常時の情報提供に同意いただいた方のみをまとめた名簿と杉戸町避難行動要支援者登録制度の対象となる方のうち、身体障害者手帳１級又は２級の方、療育手帳の程度がⒶ又はＡの方、精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の方、７５歳以上のひとり暮らしの方、７５歳以上のみで構成される世帯の方、介護保険で要介護の認定を受けた方を登録した名簿の２種類があります。災害時において、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要がある場合は、平常時の情報提供の同意等に関わらず、把握している情報が記載されている名簿を提供します。

(5)【回答】各種災害や新型インフルエンザ等感染症対策については、必要に応じて対策本部を設置し、全庁一体となって取り組んでまいります。また、国や県の保健所機能の強化についての動向を注視しながら情報収集を行ってまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】衛生用品等の障害者施設の配布について、町内障害者施設等のニーズを踏まえながら検討を進めてまいります。

（２）【回答】新型コロナウイルスに感染した障がい者及び障害者施設からの相談に応じ、病状に応じて障がい者及び障害者施設のみならず、行政から医療機関への調整を実施してまいります。

（３）【回答】現在実施している新型コロナワクチン令和５年春開始接種につきましては、高齢者のほか、障がいの有無に関わらず基礎疾患等をお持ちの方についても新型コロナウイルスへの感染による重症化リスクを早期に抑制するため、国が定めた接種対象者となっており、接種を進めているところです。障害者施設に入居・入所している方は、高齢者施設と同様、各施設内においてワクチン接種を行う「巡回接種」を実施しています。障害者施設を利用していない障害者の方々につきましては、集団接種会場において合理的配慮の下にワクチン接種を受けられるよう調整を図っているほか、接種会場までの移動手段を確保するため、タクシー料金の一部公費負担を行っています。

（４）【回答】今年度、障害者支援施設等に対する価格高騰重点支援事業として、障害者施設の種別に応じて支援金の給付を実施します。支援金の継続については、物価高騰の情勢を見ながら、判断してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】初めに難病患者の雇用の現状ですが、難病患者である職員の情報を正確には把握していませんので、お答えすることができません。次に難病患者の積極的な雇用ですが、全ての企業に雇用義務を課す障害者雇用率制度の対象に障害者手帳を所持しない難病患者を加える議論が国で行われています。また、その中では、疾患の病態が様々である難病患者の就労に対し就労の条件や環境などに関する課題も指摘されているところです。このようなことから、当町としては、法令等に基づく公平で公正な職員採用を基本に、今後の雇用制度の見直しを含めた国の動向や他自治体の取組みなどを参考に検討していきたいと考えております。

**◆52熊谷市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】今年度は、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定を予定しております。また、障害者団体へのアンケート調査を実施し、障害のある方のご意見として、計画策定に反映したいと考えております。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】本市では、障害者地域生活支援拠点事業で求められる機能のうち、「相談（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）」及び「緊急時の受入と対応」の機能について、まずは優先的に整備していく予定で関係機関と協議を進めております。面的整備に向け、短期入所事業所や計画相談支援事業所などに協力依頼を行い、令和５年６月時点で、２３事業所の登録をいただいております。また、令和４年７月から当事業のプロジェクト会議を立ち上げ、事業の具体的な取組について検討を進めております。

(2) 【回答】独自補助の予算化につきましては、現在の財政状況を勘案しますと困難です。国及び県には、施設整備費に対する補助制度がありますので、この制度を活用し、均衡ある障害福祉財政の運営を進めてまいります。

(3) 【回答】本市では、障害福祉サービスの申請時等における個別支援を通じて、入所希望の把握に努ております。現在、施設入所の待機者は、知的障害者入所支援施設が６１人、身体障害者入所支援施設が５人です。市内のグループホームにつきましては、空きがある状況ですので、待機者は、発生していないものと認識しております。

暮らしの場の今後の必要数につきましては、サービス利用希望者のニーズや個々の状況等により異なりますので、一概にお答えするのは難しいかと思われますが、引き続き地域自立支援協議会の場などを通じ、地域課題を共有していくとともに、施設整備等のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

(4)【回答】熊谷市障害者地域生活支援拠点等整備事業における「相談」及び「緊急時の受け入れと対応」の機能の整備を進め、関係機関と連携を図り、上記の問題に対応してまいりたいと考えております。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者施設に限らず様々な職種で人材不足は深刻化しております。現在の財政状況を勘案しますと、市が単独で相談窓口等を設置することは困難ですので、施設独自にハローワークの活用や福祉系専門学校等との交流を通して人材確保に努めている状況です。

**４． 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限、年齢制限及び一部負担金につきましては、県の制度に合わせて行っており、現在の財政状況を勘案しますと困難です。

(2) 【回答】重度心身障害者医療費の支給は、精神障害者手帳２級以上の方のうち、６５歳以上で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は対象としておりますが、全ての精神障害者２級までの対象者拡大及び入院費の補助は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。

(3)【回答】重度心身障害者医療費は保険適用の一部負担金について補助する制度ですので、二次障害であっても保険適用の診療であれば、重度心身障害者医療費の補助対象となります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

(1) 障害者生活サポート事業

①【回答】障害児（者）生活サポート事業として実施しています。

②【回答】年間の利用時間を１５０時間としておりますが、現在の財政状況を勘案しますと、時間の拡大は困難です。

③【回答】成人障害者につきましては、所得制限を設けず、利用者負担が３分の１になるように利用料金の補助を実施しております。現在の財政状況を勘案しますと、市が単独で負担することによる負担軽減は困難です。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】現在、本市では年間最大３６枚を配布しており、近隣市町村の配布枚数よりも比較的多い水準で配布をしております。券の利用率や市の財政状況を勘案すると配布枚数を増やすことは困難です。また、１００円券の導入につきましては、埼玉県福祉タクシー運営協議会等の中で検討してまいります。

② 【回答】本市では、本補助事業の対象者を在宅の１級・２級の身体障害者手帳の所持者、及び、Ⓐ・Ａの療育手帳の所持者を対象としており、現状３障害共通の対象者の拡大は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。

福祉タクシー制度は、介助者の付き添いも含めて利用できる制度となっており、また、自動車燃料費給付事業は、２０歳未満の身体障害者手帳所持者の介護者と療育手帳所持者の介護者も対象としております。なお、所得制限につきましては現在導入の予定はありません。

（３）【回答】上記の両制度につきましては、市町村単独事業となっておりますので、市町村間の連携は難しいと考えられます。補助金につきましては、機会を捉えて県に要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者名簿につきましては、災害時に支援が必要な方で支援を希望される方であれば登録することは可能です。また、避難経路等の個別避難計画につきましては、要支援者の円滑な支援につながるよう考えてまいります。

避難場所のバリアフリーにつきましては、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」や大里ふれあいセンター、江南総合文化会館ピピアなどが対応しております。

(2) 【回答】福祉避難所に関しましては、現在市内４２施設と協定の締結をしております。災害対策基本法が改正され、主な改正点として、災害時に速やかに福祉避難所を開設することや、福祉避難所ごとに受入れ対象者を特定し、市民に周知を図ること等があります。昨年度は、福祉避難所の各施設管理者と研修会を実施しました。今後も引き続き、研修会・訓練等を実施し、各施設と調整するとともに先進地事例を参考に研究してまいります。

(3) 【回答】原則として、救援物資は、避難所等を配布場所として、在宅避難者や車中避難者等も含めて配布する予定となっております。

(4) 【回答】災害発生時の名簿情報の利用及び提供につきましては、個人情報保護の観点から、要支援者の名簿の開示はできませんが、要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要と認められる場合に、避難支援等の実施に必要な限度で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）等に対し、要支援者本人の同意がなくても提出が可能となります。

(5) 【回答】自然災害を担当する危機管理課と感染症対策を担当する健康づくり課が連携して対応してまいります。

また、県の組織である保健所の役割と市の役割は区分されているため、市で保健所の役割の一部を担うことはできませんが、緊急時に支援要請があった場合は、可能な範囲で協力してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１) 【回答】衛生用品等の物資の品薄状況は改善されていることもあり、障害福祉サービス事業所への配

布については現在のところ予定しておりません。

（２）【回答】国の指針に沿って医療機関と連携し、適切に対応してまいります。

（３）【回答】接種対象となる障害者が、入所施設やかかりつけ医での接種ができるよう、施設や医療機関

と調整しております。

（４）【回答】物価高騰対策といたしまして、令和４年度に障害福祉サービス事業所の食料費に対する補助を実施しましたが、令和５年度は、現在のところ実施予定はありません。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】難病患者を含め、障害者が能力や適性を生かし活躍できる社会の実現に向け、障害者雇用の推進は大変重要なものと認識しておりますので、今後も障害者の採用に努めてまいります。

**◆53本庄市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、全ての人が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する社会生活を営むことができるよう、また相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者の意志やニーズを汲み取った計画を策定してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】児玉郡市障害者自立支援協議会で協議を行い、郡内共同で令和５年度より事業所の登録を開始しました。今後につきましても、自立支援協議会において協議を行いながら、地域の実情合った事業の充実をはかって参ります。

(2)【回答】緊急時の受け入れを行う短期入所施設整備等につきましては、社会福祉施設整備費の国庫補助の優先的な整備対象として拠点整備事業が位置づけられています。本市単独での補助事業は現状では予定しておりません。

(3)【回答】障害福祉計画において、利用者数等の見込みを立て、計画的な設置を進めています。数年前より、入所(入居)機能を持つグループホームの設置が続いており、その利用状況等から現在は不足している状況とは考えていませんが、今後も障害者のニーズと見込みに合わせた障害福祉計画を策定していきます。

(4)【回答】令和５年度から地域生活支援拠点等に求められる機能の整備を推進しています。また、地域包括支援センターなど関係機関との連携を図り、地域で暮らす障害者が孤立しないよう努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者団体や地縁団体、障害者支援施設、行政等で構成される障害者自立支援協議会において、地域の現状と課題を把握し、工夫点や有効な方策について調査研究していきたいと存じます。また令和6年1月に基幹相談支援センターを設置予定で準備を進めており、地域の人材育成にも取り組んで参ります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1) 【回答】制度を継続していくため、所得制限及び年齢制限は必要であると認識しています。一部負担金については、現在のところ導入は検討していません。

(2)【回答】対象となる資格については、埼玉県の補助基準に則って実施しています。資格の拡大については、今後も県の動向を注視して研究して参ります。

(3)【回答】障害を起因とする二次障害について、障害の発生から年数が経過するに伴い様々な症状が発症する例があることは理解しています。実態の共有や医療機関への啓発等については、国や県の動向を注視して研究して参ります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】本庄市においては既に実施しております。

②【回答】現在の制度では、利用時間の上限を１年度につき１５０時間と設定しています。利用時間の拡大については、予定しておりません。

③【回答】現在の制度では、１８歳未満の利用者に対して所得区分に応じた利用者助成を実施しています。成人障害者への拡大については、予定しておりません。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】初乗り料金の改定を受け、令和２年度より配布枚数を最大２８枚としています。１００円券の導入は予定しておりませんが、令和５年度より、一回あたりの使用枚数を2枚に変更いたしました。

②【回答】燃料費補助については、療育手帳及び視覚障害の身体障害者手帳所持者については、同一生計維持者に対して助成を行っています。タクシーについては、障害者ご本人が同乗していれば対象となります。精神障害者へのタクシー券の支給については、導入しておりませんが、周辺自治体の動向を注視して研究してまいります。所得制限及び年齢制限については導入を予定しておりません。

（３）【回答】制度の趣旨を踏まえ、あまりに大きな地域間格差が生じないよう、近隣市町村との連携を図っていきたいと考えております。また、機会を捉えて県の補助事業とすることを希望する声があることを伝えていきたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】庄市では、避難行動要支援者の対象要件に該当しなくても、登録を希望する方の状況によって、名簿に登載することは可能であり、対象者の枠組みを変更する予定は現在のところありません。登載者の避難経路に関しては、支援者が登載者に対し、個別支援計画に記載されている事項に留意しつつ、避難誘導を行うこととなっております。また、指定避難所・指定緊急避難場所については、平時には本来の用途ごとに使用されており、施設管理者にて、それぞれの施設で必要なバリアフリーの措置を実施しております。

(2)【回答】避難者が直接福祉避難所へ避難することは、受け入れ先の施設との連携体制を整備していく必要があることから、福祉避難所の整備と併せて、運用方法について調査・研究を進めて参りたいと存じます。

(3)【回答】近年の災害において、避難所で生活することによる様々なリスクが明らかになったことから、被災地では自宅で避難生活を送る方がおり、本市でも自治会などへの出前講座にて自宅避難に向けた様々な対策の周知を行っています。一方、災害時には、救援物資は避難所への供給を行うため、自宅等避難所以外に避難している方については、避難所まで受け取りに来ていただくことになります。定期的に避難所に来ていただくことは、救援物資の受け取りだけでなく、市や自治会などからの情報を得るためにも必要なことですので、ご理解いただければと存じます。

(4)【回答】国は、災害対策基本法の中で、当該市町村に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者等の把握に努め、避難支援、安否確認など災害から保護するために必要な措置を実施する基礎となる名簿として「避難行動要支援者名簿」を作成しておかなければならないとしています。この名簿の提供先としては、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）とされており、市では、民生委員・児童委員、自治会等へ名簿を提供し、情報共有を図っています。名簿情報を提供することについては、本人の同意を得ることが必要とされていますが、災害時においては、本人の同意なく避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができるとされております。避難支援等関係者の範囲及び避難行動要支援者名簿の活用方法につきましては、今後も、他の自治体等の取り組みを調査・研究しながら検討を進めて参ります。

(5)【回答】既に自然災害、並びに感染症に対しそれぞれ所管の部署があり、災害時には対策本部を設置して全庁的な対応を行うことから、新たな部署を設けなくても同様に対処できると考えております。今後も関係各課の連携に努めてまいります。保健所に関しては、既に国から業務継続や体制強化に係る働きかけが行われていると認識しております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】今後の感染状況等の推移をみながら、国や県と協力しながら必要に応じて対応してきたいと考えております。

（２）【回答】入院体制の確保につきましては、埼玉県が対応しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

（３）【回答】現在、８月３１日まで令和５年度春開始接種を実施しておりますが、初回接種時と比べコロナワクチンは十分に流通している状況です。したがって現状は比較的待つことなくご希望に添った場所での接種が可能となっております。また、聴覚障害者についてはFAX（24-2005）での予約も受け付けておりますのでご利用ください。

（４）【回答】本市では令和４年度と令和５年度に物価高騰の影響を受けている障害者施設等に、補助金を交付いたしました。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】現状、手帳を所持していない難病患者の枠を設けて採用試験を実施しておりませんが、庁内に複数名難病患者がいることは人事担当課で把握しております。該当者については人事担当課との面談を通して、必要であれば所属に対して配慮等をお願いしております。また、今後の採用に関しても特別枠を設けるといった予定はありません。しかし、今後も難病患者ということを理由に受験、合否の可否を判断せず、さらには受験にあたって特別な配慮等を希望される場合は、障害者雇用同様に必要な配慮を行う予定です。

**◆54深谷市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定につきましては、国の基本的な指針及び県の考え方に基づき、深谷市における目標値を設定してまいります。また、計画の策定にあたっては、障害者プラン策定委員会を組織し、当事者団体や障害者支援施設の代表者、その他国県関係機関等の委員の声を反映してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】令和３年２月１日に「深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を施行し、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出を受ける体制を整備いたしました。市内事業所への通知及びホームページへの掲載等により事業の周知を行い、拠点の機能を担う事業所の届出を受けるとともに、「緊急時の支援の見込めない世帯」のリスト化を実施しております。令和４年度は、計画相談が関わっているケースに加え、計画相談が関わっていないケースで「緊急時の支援の見込めない世帯」についても一部リスト化を行いました。令和５年度は令和４年度に一部リスト化したものに、計画相談が関わっていないセルフプランでのサービス利用者等で「緊急時の支援の見込めない世帯」を加えたリストを完成させ、その活用を図っていく予定です。今後も基幹相談支援センター等と連携し事業の推進に努めてまいります。

(2)【回答】施設整備に対する助成につきましては、市内企業からの寄附金を積み立てた基金を活用し、施設の新築、増改築、補修や備品等の購入に係る費用の助成事業を行っております。

(3)【回答】令和５年３月時点の県指定情報では、本市における入所施設は6施設・定員300人、共同生活援助（グループホーム）は71住居・定員495人となっており、非常に多く所在しております。また、深谷市障害者プラン（第6期深谷市障害福祉計画）における、令和５年度の利用見込者数は、施設入所支援は153人、共同生活援助（グループホーム）は225人と見込んでおります。今後も、サービス事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ってまいります。

(4)【回答】深谷市障害者基幹相談支援センターと協力し、老障介護家庭の実態把握に努めるとともに、市内サービス事業所と連携し、緊急時の対応に努めてまいります。さらに、令和３年２月１日に「深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を整備し、今後事業を推進することで、障害者とその家族が地域で安心して生活できるよう努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害福祉従事者の処遇改善や人材確保のための制度充実につきましては、国における、障害福祉従事者の処遇改善加算の報酬などにより、対応を図っております。障害者施設の人材の確保は重要な課題であると認識しておりますので、国の施策などに基づき対応を図ってまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】重度心身障害者医療費制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しておりますが、県の要綱改正に伴い、本市においても条例改正を行い平成３１年１月から所得制限を導入したところです。応能負担により真に経済的な給付を必要とするかたに対象者を限定するという趣旨から所得制限を導入したものですので、市単独で所得制限等を廃止することは考えておりません。また、年齢制限の撤廃についても考えておりません。なお、一部負担金等の導入につきましては、現在のところ予定しておりません。

(2)【回答】精神障害者につきましては、65歳未満で精神障害者保健福祉手帳の2級を所持しているかたが、65歳以上で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した場合は、重度医療の対象としております。精神科への入院の補助対象や2級のかたすべてを対象とすることは、県の動向を踏まえて検討してまいります。

(3)【回答】二次障害による生活の困難さにつきましては、障害者手帳の等級変更や障害福祉サービスを組み合わせて対応するなど、必要な支援を実施してまいります。医療機関への啓発については、医療機関を指定する国や各医師会、各学会等で検討する内容であると考えます。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】本市においては生活サポート事業を実施しております。

②【回答】生活サポート事業は県の実施要綱に基づいて実施しており、利用時間の上限も県の基準に従い150時間としております。

また、本市では例年、上限を超えるような利用はないことから、現在の利用時間で充足していると考えております。

③【回答】本市の生活サポート事業における18歳以上の利用者負担額は、平成26年度から県要綱どおりの利用1時間あたり950円としております。この負担額は県、市及び利用者が一体となって、制度を維持していく上で適切な負担と考えておりますので、市独自での利用料軽減を行うことは考えておりません。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】令和2年2月の料金改定により初乗料金が引き下げられたことから、1人当たりの助成額が低下しないよう、令和２年度からタクシー券配布枚数を従来の24枚から28枚に増加しました。100円券の取り扱いなど、制度の運用については、県全域で統一した対応を行う必要があることから、埼玉県福祉タクシー運営協議会で検討する内容と考えます。

②【回答】福祉タクシー制度につきましては、障害者本人が利用していれば、介助者の付き添いも含めて、ご利用いただけます。また、自動車等燃料費補助金交付制度につきましては、１８歳以上の身体障害者、精神障害者についてはこれまで本人が所有、運転する自動車に限って助成を行っておりましたが、令和４年４月から対象を拡大し、同居の親族等介助者が所有、運転する自動車等についても対象といたしました。

なお、福祉タクシー制度、自動車等燃料費補助金交付ともに、所得制限や年齢制限の導入は予定しておりません。

（３）【回答】機会を捉えて県へ要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者は、高齢者、障害者など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、特に災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者などの災害弱者の方が対象となります。

現在、市の避難行動要支援者の範囲は、居宅で生活し、自ら避難することが困難である方で、

　次の項目に該当する方々です。

・ひとり暮らしの65歳以上の方

・75歳以上の高齢者のみの世帯の方（高齢者夫婦世帯等）

・介護保険で要介護4・5の認定を受けている方

・身体障害者手帳1・2級の方

・療育手帳マルA・Aの方

・その他（自力で避難することが困難で、避難援助が必要な方）

このたび、避難行動要支援者名簿の枠の拡大について、ご提案をいただきましたが、前述のとおり、その他（自力で避難することが困難で、避難援助が必要な方）としており、希望された方のうち、上記記載に合致された方につきましては、避難行動要支援者名簿の該当となりますのでご理解をお願い申し上げます。なお、家族がいても記載の条件に該当される方は対象者となります。また、登録者の避難経路については、ご本人やご家族、支援者などが事前に調整いただきたいと思います。さらに避難所のバリアフリーについては、公民館をはじめとする多くの公共施設は、バリアフリーとなっておりますが、可能な限りバリアフリー化に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

(2)【回答】福祉避難所への避難援護の対象となる方については、福祉施設や医療機関に入所または入院に至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とされる方が対象となります。災害時に福祉避難所に避難いただく方は、その時点で介護の必要性や身体状況など個別の状況を判断し避難いただくことになります。このため、現時点では、登録制などにより直接、福祉避難所に避難できるものではございませんが、今後、避難確保計画の作成を推進していく中で、登録制などについて検討してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

(3)【回答】避難所以外で避難生活をしている方への救援物資の配布方法については、防災行政無線や市ホームページ、メール配信サービスなど可能な手段を用いて、情報をご案内いたします。災害の規模により、どの程度、避難所以外で避難生活をしている方へ支援が行き届くのか不確定な状況です。特に寝たきりの方や障害者の方など、支援物資の配布所まで来られない方もいると思います。災害対策本部が被災者お一人おひとりに支援物資をお届けすることは、現実的に困難な状況が想定されます。地域の方や避難者皆様の共助のお力添えをいただきながら、支援物資が行き届くように努めてまいります。

(4)【回答】名簿の開示先については、本人の同意を得て、災害時などに活動に従事する消防、警察などの他、民生委員などに限定されています。災害時には、被災地を狙った窃盗などが多発することから、民間団体の訪問と偽る窃盗なども想定されるため、本人の同意なく名簿を開示する予定はございません。災害対策本部では、地元自治会や民生委員と連携するとともに、必要に応じて全国の自治体などに職員の災害派遣をお願いして、要支援者の見守りや支援活動を行ってまいりたいと考えております。

(5)【回答】市では、災害に対応する部署と感染症対策の部署は異なりますが、今回の新型コロナウイルス感染症にも関係部署が連携し適切に対応できていることから、ご要望をいただいた部署の設置については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。なお、保健所の機能につきましては、埼玉県が所管となり、感染症対策の役割も担っております。市におきましては、埼玉県及び保健所と連携をもちながら、災害時の対応や感染症の感染拡大防止のための対策に取り組んでおりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】新型コロナウイルス感染症が発生した当初は、マスクの流通量が不足し入手困難な状況であったことから、令和2年3月に市が備蓄するマスクの配布を実施しました。また、令和2年5月から8月にかけて実施した県のマスク及び消毒液の配布事業においては、市内事業所への通知や配布等で市として協力してまいりました。

現時点ではマスクや消毒液などの流通量も安定しており、容易に入手できる状況であることから、障害福祉事業所等への配布は考えておりませんが、国や県と協力してまいります。

（２）【回答】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となった現時点において、県では、幅広い医療機関で診療・検査及び入院の受け入れができるよう、県医師会等と調整を行っております。また、県では、受診先の確認や受診に迷う場合の相談機関として、埼玉県コロナ総合相談センター（電話：０５７０－７８３－７７０）を設置し、県民の皆様のご相談に応じております。

（３）【回答】新型コロナワクチン接種につきましては、現在、令和5年度春夏接種を実施しており、接種実施期間は5月8日～8月31日までとなっております。接種対象者は、65歳以上のかた、障害者市施設等の従事者のかた、5歳～64歳の基礎疾患をお持ちのかたとなっています。

このため、現在、各障害者施設等と連携し、接種を希望する対象者について、施設内等での早期の接種を行っているところであり、今後も円滑なワクチン接種に努めてまいりたいと存じます。

（４）【回答】本市では、物価高騰の影響を受けている障害者施設の経済的負担を軽減するため、食材費に対する補助を令和４年度に行いました。今後につきましては、国、県の動向を踏まえて、検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】現在、本市では、難病のかたのみを対象とした採用は行っておりません。病気の有無にかかわらず、職員採用試験においては本人の能力の実証に基づく採用を実施しております。また、難病を含め障害のある職員に対しましては、継続して働き続けることができ、個人の能力がより発揮できるよう個別に配慮を行っております。市といたしましては、難病患者、障害者を含め、職員採用の在り方について今後も研究してまいりたいと考えております。

**◆55美里町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】当事者の意見を十分に反映させた計画を策定します。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】地域生活支援拠点等に必要な５つの機能のうち、優先順位の高い「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能をまず整え、令和６年１月に設置を予定しています児玉郡市障害者基幹相談支援センターを中核としながら、地域と連携・協同し、段階的に機能の拡充を進めていく予定です。

(2)【回答】予算化はしておりません。

(3)【回答】入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム、在住する障害者の数を把握しております。地域における居住の場としてのグループホームの需要の拡大を見込み、障害者福祉計画を作成しております。

(4)【回答】民生委員による見守り支援などを通じて、課題や問題を抱えている高齢者世帯の実態把握に努めております。福祉担当だけではなく、介護担当、包括支援担当との連携を密にし、緊急時の対応に努めて参ります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

　【回答】今後、必要に応じ、国や県へ要望するとともに、具体策を検討して参ります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】県の要綱に基づいて実施しているため、所得制限、年齢制限を撤廃することは考えておりません。

(2)【回答】県の要綱に基づいて実施しているため、対象拡大等につきましては、埼玉県へ働きかけて参ります。

(3)【回答】二次障害の実態を把握したうえで、医療機関への啓発を検討して参ります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】実施しております。

②【回答】利用されている方で、全ての時間を利用されている方はおりません。

③【回答】町では成人障害者への利用料の町単独補助を行っております。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】配布枚数につきましては、令和２年4月より２４枚を２８枚とし、1回の乗車で1枚から2枚の利用可能となりました。１００円券の補助については、実施する予定ございません。

②【回答】ガソリン代支給制度につきましては、令和元年４月１日から視覚障害の介助者へも対象を拡大しております。所得制限や年齢制限を導入することは検討しておりません。

**（３）**【回答】児玉郡市で足並みを揃えて検討して参ります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難の際に自力では困難な、支援を必要とする等、真に避難支援が必要なかたに対して名簿登載をして参ります。各避難所ではバリアフリー対応としたスロープの整備を終えております。

(2)【回答】行政と施設側で連携したうえでの避難のあり方、受入の内容等を検討して参ります。

(3)【回答】長期的に避難生活となるかたには、避難状況に応じて物資の供給を呼びかけ、供給場所や方法を分ける等の対応をして参ります。

(4)【回答】個人情報保護に照らし合わせ、開示の同意を得たかたを関係機関に開示し、支援の輪を広げて参りたいと思います。

(5)【回答】同時発生時は町の災害対策本部で対応します。

保健衛生、感染症対策については地域防災計画で計画してありますよう、保健所と連携のうえ実施して参ります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】国・県の動向を注視して参ります。

(２)【回答】国・県の動向を注視して参ります。

(３)【回答】希望の医療機関でワクチン接種ができるように対応しております。

(４)【回答】対策を実施して参ります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】現在、町として、難病患者を積極的に雇用する制度がない状況です。職員募集に当たって、難病という枠にこだわることなく、意欲と能力のある方を採用しています。また、現職の職員において難病患者であるのかにつきましては、把握していません。把握していない理由としては、現状の仕組みであり、個人の方が職場に対して配慮を求めているのかも不明です。今後の国・県等の状況を注視していきます。

**◆56神川町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】次期、障害者福祉計画の策定にあたっては、令和５年２月に当事者アンケートを実施しています。当事者の意見を反映するものとします。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】地域生活支援拠点事業の整備については、地域にある機関がその資源を活用して役割を担う面的整備としました。まず「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能を重点的に取り組むこととし、今後は設置予定の児玉郡市障害者基幹相談支援センターを中核としながら、段階的に機能の拡充を進めます。

(2)【回答】町独自補助の予算化は考えておりません。

(3)【回答】　障害者福祉計画では、施設入所支援を含む様々なサービスを必要とする数を見込んでおります。今後、福祉施設の開設を希望される事業者に対しては、認可での開設を要請してまいります。

(4)【回答】介護保険担当や地域包括支援センター、保健センターなどと連携を図りながら実態把握に努め、相談体制も強化してまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

回答】機会をとらえて県へ要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】対象者を真に経済的負担の軽減が必要な方に限定し、この制度を安定的かつ継続的に実施していくために、平成２７年１月１日より年齢制限、平成３１年１月１日より所得制限を導入しました。一部負担金等の導入の予定はありません。

(2)【回答】精神障害者保健福祉手帳２級所持者の医療費や急性期の精神科への入院費を町単独で助成対象とすることは現時点では考えておりません。自立支援医療や後期高齢者医療等、医療費負担軽減につながる他制度について随時ご案内しております。

(3)【回答】経済的な負担軽減のため、障害の原因となる疾病に対する診療費も含めた医療費補助を行い医療機関への適切な受診を促すことで、二次障害の予防となるよう援助しています。機会をとらえ医療機関への働きかけを検討してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】実施しています。

②【回答】生活サポート事業の利用時間の拡大については、現時点では考えておりません。今後につきましても、現行制度で対応したいと考えております。

③【回答】成人障害者への利用料を軽減する措置を講ずることは、現時点では考えておりません。今後につきましても、現行制度で対応したいと考えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】初乗り料金の改定時に、利用者の利便性の低下につながらないよう配布枚数を増やしています。100円券（補助券）の導入予定は現在のところありません。

②【回答】　福祉タクシー制度については、利用者本人が利用する場合、介助者も同乗することが可能となります。燃料費支給事業については、平成３１年４月１日より視覚障害者の移動支援者も対象となるよう拡大しました。所得制限や年齢制限の導入の予定は現在のところありません。

（３）【回答】機会をとらえて県へ要望していきたいと思います。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者については、障害者や要介護認定者、７５歳以上で構成される世帯の方で、災害時に支援を希望する方とされており、単身者に限定されるものではありません。支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した方について、災害時避難行動要支援者として登録を行っています。避難経路や避難場所の確認については、避難時のサポートを行うなど要支援者の実情に応じた配慮を行ってまいります。

(2)【回答】災害対策基本法施行規則の改正により、福祉避難所についてあらかじめ受入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されたことをふまえ、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定されました。福祉避難所への直接避難については、受入対象者の特定、福祉避難所の提供に協力をしていただく民間の福祉施設においての入所者の避難対応や受入準備等の課題があることから、施設や関係部署と連携しながら検討をしていきたいと考えております。

(3)【回答】特別な事情等で避難所へ入れない方については、避難所へ来ていただき救援物資を配布させていただきます。

(4)【回答】避難行動要支援者として登録する際に、個人情報を関係機関に提供することに同意をいただいています。情報を提供する関係機関については要綱で定められており、また要支援者の同意も必要であることから、民間団体の訪問のために名簿を開示することはできないと考えます。

(5)【回答】当町では、自然災害につきましては防災環境課、感染症発生につきましては総務課、及び保険健康課にて対応しています。

また、同時発生等の対策のための部署の設置につきましては、人員確保が難しく、困難ではありますが、災害等の発生状況に応じて、庁内連携を図りながら対応していきたいと考えます。県・国へは、機会をとらえて働きかけていきたいと思います。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】現在は社会的に安定供給されているため、町独自に配布する事業の予定はありません。

（２）【回答】様々な機会をとらえ、周知していきます。

（３）【回答】町では、障害者施設に通所、入所する方とその職員（町外者含む）について、当該施設に出向いての優先的なワクチン接種をすでに行っております。

（４）【回答】令和４年１２月に町内の社会福祉施設（障害者施設）へ対し、物価高対策として給付金を支給しています。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】職員採用について、障害者枠で職員募集を行っておりますが、障害者手帳の所持を要件とし、難病を要件とした募集は行っておりません。これは、障害者雇用推進法において、法定雇用率の達成義務があるため必要な要件としております。障害者総合支援法の対象者と障害者雇用推進法の対象者が同様の取扱いとなれば、難病を要件とした障害者枠の募集も必要に応じて、検討する必要はあると考えます。

**◆57上里町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある人も、ない人も、理解し合い、共に支えあう社会づくりを目指し、当事者の意見を取り入れながら計画の策定を進めてまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】当該事業については、令和5年6月に開始し、上里町では現在事業所への周知、機能登録事業所の募集を募っております。

(2)【回答】関係機関等と協議を進めていく中で検討してまいります。

(3)【回答】入所施設等の整備につきましては、障害の内容、程度に応じた障害者のニーズに適切に対応するため、地域内の事業所や近隣自治体との連携を深めながら検討してまいります。

(4)【回答】地域生活に関する様々な情報提供をしていくとともに、複雑化・多様化する生活課題に対応できるよう、各関係機関や庁内関係課と連携し、総合的な相談支援体制の推進に努めます。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】自立支援協議会や近隣市町村と連携のうえ検討してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】所得制限、年齢制限については、制度を安定的に継続していくために必要と考えております。一部負担金の導入については現在の予定はありません。

(2)【回答】対象者については、埼玉県の補助基準に則って実施しています。対象者及び支給内容の拡大については県の動向を踏まえて検討してまいります。

(3)【回答】二次障害に悩んでいる方々が必要とするサービスの案内等を行い、関係機関や事業所との連絡調整、並びに、保険・医療担当部署との連携を図ってまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】上里町は実施しております。

②【回答】上里町では１年間の利用上限額を１５０時間と定めております。現状、上限まで利用する方はおらず、上限時間の引き上げに対してのご相談もないため利用時間拡大は予定しておりません。

③【回答】市町村格差が生じぬ様、近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】福祉タクシー制度は県の協議会で制度の仕組みを検討しておりますので、その内容への提言については近隣市町村と協議の上検討してまいります。

②【回答】福祉タクシー制度につきましては、利用者本人が利用する場合、介護者の同乗も可能です。燃料費助成については、平成３１年度より視覚障害者と同居、生計同一の親族の方も対象とする改正を行っております。所得制限や年齢制限の導入は予定しておりません。

（３）【回答】今後においても本庄児玉郡市にて連携を深め、県の協議会で制度の仕組みを検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】上里町は、避難行動要支援者名簿に登載する要配慮者の範囲につきましては、地域防災計画の中で、「要介護認定3～5を受けている者、身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者、療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている者、その他、上記の要件に該当しないが、自力避難が困難な者」と規定しており、その他の要件に該当することにより、希望する人の名簿への登載が可能となっております。登載者の避難経路、避難場所等については、個々の状況を把握した上で、関係者のご協力もいただきながら、個別避難計画の作成を推進してまいりたいと考えております。

(2)【回答】上里町には、要配慮者の生活に必要な物資や機材、人材が確保された公共施設がないため、　民間の社会福祉施設と協定を結び、福祉避難所として利用させていただくことになっております。災害の態様や被災状況等により開設する福祉避難所が異なることから、官民連携により、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

(3)【回答】災害の規模にもよりますが、地域防災計画に基づき、町内の被災状況並びに被災者の避難状況等を把握し、備蓄食料や支援物資をお届けできるよう、最大限努力します。

(4)【回答】地域防災計画には、「避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供できるものとする。」と記載されていることから、適切に対応してまいります。

(5)【回答】感染症対策として、物品の整備と避難所開設時の運用方法等について、担当部局間で協議しております。また、感染者の対応につきましては、必要に応じて保健所と連携を図り、適切に県・国との役割分担のもと、対処いたします。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】社会状況を考慮しながら検討してまいります。

（２）【回答】障害者からの相談等があった際は、適切に対応してまいります。

（３）【回答】新型コロナウイルスワクチンは臨時接種として国の方針に従い実施しています。接種場所についてはかかりつけ医の他、入所施設内での接種も実施しています。

（４）【回答】社会状況等を考慮し、近隣市町村や埼玉県との連携を図り検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】難病患者につきましては、障害者雇用促進法の対象外であるため、対象者を把握しておりません。今後、埼玉県の取組や他市町村の事例などを参考に、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

**◆58寄居町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画を策定する際、計画策定委員会、庁内検討委員会を開催し、各専門家等の意見を踏まえて策定してまいります。当事者の皆様の意見を取り入れるため、障害のある方本人を対象にしたアンケート、パブリックコメントを実施してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】地域生活支援拠点事業は、令和３年度から事業を開始しており、引き続き、相談、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の養成、地域の体制づくり、機能強化に取り組んでまいります。

(2)【回答】現時点では、独自補助を予算化する考えはございません。

(3)【回答】施設の開設については事業者が行うことから、利用ニーズについては各事業所と情報共有を図ってまいります。

(4)【回答】町及び町社会福祉協議会では、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議を設置し見守りネットワークの強化を図っております。今後も引き続き、町計画等に基づき、障害者や高齢者、家族等の包括的な支援に向けた相談窓口体制の強化に努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者施設の職員不足についての相談は町へ挙がってきておりませんが、今後国、県の動向を踏まえて、対応をしてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1) 【回答】重度心身障害者医療費助成制度につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施している事業であることから、県の要綱に基づき対応してまいります。

(2)【回答】精神障害者に対する助成については、前途のとおり、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しておりますので、県の要綱に基づき対応してまいります。

(3)【回答】利用者が必要な支援を受けられるよう、各分野の関係機関や相談支援事業所と連携し、適切な福祉サービスの提供に努めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】既に実施しております。

②【回答】県の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

③【回答】県の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】県内の交付枚数状況ですが、３６枚交付をしている市町村が最も多いことから、現在のところ増やすことは考えておりません。また、１００円券につきましても、現在のところ考えておりません。

②【回答】福祉タクシー制度の対象者は、１～３級の身体障害者手帳所有者及びⒶ、Ａの療育手帳所有者であります。自動車燃料費補助の対象者は、身体障害者手帳の障害程度２級以上の下肢又は体幹機能障害の方で、自己所有の自動車（二輪車を除く）を自ら運転される方としております。どちらの制度も所得制度や年齢制限はございません。

なお、対象者の拡大は現時点では考えておりません。

（３）【回答】県への要望につきましては、調査研究し必要に応じて行ってまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】町では、対象の範囲を①75歳以上の方②要介護３～５の方③身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・Ａ、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方としております。対象の拡大についてですが、現在も同居家族が75歳以上のみで構成される方や、日中または夜間に75歳以上の方のみとなる場合も希望により登録が可能となっております。

避難経路、避難場所につきましては、各自が家族等と話しあい決定するものであることから、原則自助・共助・公助について理解し、一人ひとりが災害対応力を高めることが重要と考えております。避難行動要支援者名簿の活用につきましては、研究を進めてまいります。

(2)【回答】町内５カ所の福祉避難所の収容人数等の条件を踏まえ、災害の種類に応じた災害弱者への対応を研究してまいります。

(3)【回答】避難所以外で避難生活をしている方につきましては、避難先の最寄りの避難所の受付簿で状況を確認するとともに、救援物資は自主防災組織と連携し配付する対応を考えております。

(4)【回答】現時点では、消防機関、警察、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に提供しております。民間団体への名簿の開示につきましては、その活動内容や発災時の状況、災害の規模に応じて検討してまいります。

(5)【回答】自然災害への対策は自治防災課、感染症への対策は健康づくり課が行いますが、同時発生した場合に備えて両課で緊密に連携を取るとともに、発生時には対策本部を立ち上げ、関係機関とも連携しながら町全体で対応してまいります。また、保健所の設置及び機能につきましては、地域保健法で既に明確になっており、町との必要な連携も取れているものと考えております。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】障害福祉事業所へのマスクや衛生材料の提供につきましては、国や県の動向を注視し検討してまいります。

（２）【回答】入院や治療に関する医療提供体制の構築は保健所が行うことから、町としては実施を考えておりません。

（３）【回答】引き続き、医療機関での個別接種で接種していただく予定です。

（４）【回答】県により実施予定と聞いております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】町で把握している範囲では、指定難病に罹患している職員は複数名おり、所属長と当該職員とが相談し、健康面に配慮しながら勤務に従事させております。

**◆59秩父市**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障がい者福祉課

第七期秩父市障がい者福祉計画策定委員会では、当事者団体である秩父市身体障害者福祉会、秩父手をつなぐ育成会、秩父郡市精神保健福祉会、秩父当事者会モンベールから委員をご推薦いただき、計画の策定にご参加いただいております。また、アンケート、ヒアリングにより、当事者の意見を伺う予定です。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】障がい者福祉課

障害者地域生活支援拠点等の整備については、秩父地域自立支援協議会にプロジェクトチームを設置し、令和５年度末までの設置を目標に検討を進めております。秩父地域の特徴に合った、地域の資源を活かした事業とするために、特定の拠点を設置する拠点整備型ではなく、地域の事業所がそれぞれ役割分担しながら地域生活支援拠点等の機能を実現する面的整備型を想定し、相談体制の強化、緊急受け入れの仕組み作りを進めてまいります。

(2)【回答】障がい者福祉課

障害者地域生活支援拠点の整備・運営には、多額の費用を要することから、国県等の補助等を有効に活用し、持続可能性のある拠点整備・運営に取り組んでまいります。

(3)【回答】障がい者福祉課

当該市町内に入所施設は３か所、グループホームは３７か所あり（埼玉県 指定施設・事業所一覧より）、利用状況はそれぞれ６５人／月前後、８５人／月前後（第六期秩父市障がい者福祉計画より）で横ばい傾向にあります。今後、利用状況の動向をみながら各事業者とともに計画的な設置等について検討していきたいと考えております。

(4)【回答】障がい者福祉課

現在、地域包括支援センターや高齢者介護課等の他課と連携・情報共有をしており、介護保険や障がい福祉サービス等の適切な案内に努めています。

３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】障がい者福祉課

障害者施設の職員不足は、秩父地域自立支援協議会においても喫緊の課題ととらえています。特に障がい者の相談支援について、相談支援事業所の閉鎖などによる相談支援専門員の不足が課題となっています。そこで、令和２年度から運営している秩父地域障害者基幹相談支援センターにおいて、人材育成を目的とした研修の企画や相談支援事業所の支援を行っております。今後は、介護保険事業者との連携を軸に、職員不足の解消に取り組んでまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】障がい者福祉課

所得制限に関しては、本人の収入のみを判定しています。他の障害者福祉サービス同様、応　能負担をお願いするものとなっておりますことからもご理解いただきたいと思います。また年齢制限の撤廃に関しましては、県の補助金交付を受けない秩父市の単独補助となり、財政的に大きな影響を与えます。近隣自治体とも協議し、制度を今後も安定かつ継続的に実施していくためにやむを得ない判断となりますので、ご理解いただきたいと思います。

(2)【回答】障がい者福祉課

精神障害者２級で後期高齢者医療制度障害認定を受けている方、急性期の精神科入院で後期高齢者の方については、補助の対象となっております。それ以外の方については、県の補助金を受けない秩父市の単独補助となるため、今以上の対象者の拡充は難しいと考えております。

(3)【回答】障がい者福祉課

関係機関の協力を仰ぎながら実態把握に努め、必要とする情報やサービス提供などの支援を検討するとともに、県の動向を注視し、医師会等のご協力をいただきながら、医療機関へ情報提供をしてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】障がい者福祉課

秩父市では、障がい児（者）生活サポート事業を実施しております。

②【回答】障がい者福祉課

秩父市では年間利用時間を１２０時間としておりますが、令和４年度より透析治療を受けている対象者については、年間利用時間を１５０時間に拡大しました。しかしながら、人口規模による上限額により県補助金交付額が年間１０５万円に留まっており、事業にかかる負担が市に偏重している状況です。県補助金の増額が見込めない中、市単独では大幅なサービスの拡充は困難であると考えております。

③【回答】障がい者福祉課

上記の通りの実情であり、市単独では今以上の使用者の負担軽減は困難であると考えております。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】障がい者福祉課

初乗り料金の改定を受けて、令和２年度より利用券の配布枚数を２４枚から２８枚に増やしました。また、令和５年度より１回の利用枚数を１枚から２枚まで利用できるよう、制度改正を行いました。県・市ともに厳しい財政状況の中、現行の制度維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しいことや、県・県内市町の動向をふまえた形態で事業を実施していることから、実施形態を独自に変更・拡大することは困難な面があります。今後も、近隣市町村の動向をふまえながら、必要に応じ県とも協議してまいりたいと考えております。

②【回答】障がい者福祉課

現時点において、福祉タクシー券及び燃料費助成ともに、所得制限・年齢制限いずれも導入することなくご利用いただいております。燃料費助成については、障がい者本人ではなく、療育手帳所持者を介護している方、また、視覚障がい者を介護している方にもご利用いただいており、近隣自治体の状況を見ましても、おおよそ同じような取り扱いとなっています。助成の対象を介護者や付き添い者まで拡大することは、障がい者の移動支援のための利用と判別が困難になり、また、補助額の増加も見込まれるため、現在の秩父市の財政状況では難しいと思われます。

③【回答】障がい者福祉課

県・市ともに厳しい財政状況の中、現行制度の維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しい現状にあります。今後、近隣自治体の動向も踏まえながら、必要に応じ県とも協議して参りたいと考えております。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】社会福祉課

毎年新たな対象者への避難行動要支援者制度の案内を送付し名簿登録者の拡大に努めています。また、随時登録も行っています。

(2)【回答】危機管理課

秩父市では、災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、配慮を必要とする方が安心して避難できるように市と協定を結んだ社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設など14施設を指定福祉避難所として指定しています。

なお、指定福祉避難所へ避難できる方は、あらかじめ市と施設との調整を終えて、避難する指定福祉避難所が指定されている方となっており、指定されていない方は、まずは近くの指定一般避難所へ避難をお願いしております。

(3)【回答】危機管理課

感染症への感染を心配する方や、ペットとの避難等の理由により、自宅や車中等の避難所以外で避難生活をされる方に対しても、必要に応じて救援物資の提供や避難生活に必要な情報をメール配信するなど検討してまいります。

(4)【回答】社会福祉課

避難行動要支援者名簿を作成しており、町会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防等に情報提供を行い、災害時の避難支援に活用しております。

(5)【回答】危機管理課

秩父市では消防防災など危機管理体制づくりを行うため、危機管理課を設置し自然災害等に備え準備を進めているところです。感染症の対策については、担当部局で対応しますが、感染症が発生している状況で台風や地震等の自然災害が発生し、避難所を開設する場合の感染症対策については、関係部局と協力し危機管理課で対応してまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】障がい者福祉課

現在、アルコール消毒、マスクなどの衛生用品は、市中販売店等で容易に入手できる状況です。また、厚生労働省では、要望のあった事業所に対して布マスクを配布する事業を引き続き実施しており、事業所からご相談がある場合には情報提供いたします。

（２）【回答】地域医療対策課

入院が必要な陽性者の対応については、令和５年５月７日までは県が入院調整を行っておりましたが、５月８日以降は診断した医師と受入れ先医療機関間による調整に移行しております。入院・治療については、国や県の動向を見ながら秩父保健所および秩父郡市医師会と連携してまいります。

（３）【回答】保健センター

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の示す方針に従って接種を進めており、障がい者支援施設を含む高齢者施設等の入所者及び従事者に対し、通常の接種とは別に、早期に施設での接種ができるよう進めております。

（４）【回答】障がい者福祉課

コロナ感染拡大時には、産業支援課が窓口となり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉事業所に限らず、市内事業所を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金などの給付を実施いたしました。今後も引き続き、国、県の動向を注視し、市全体で支援の対応をしてまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】人事課

秩父市の採用試験では、従前より、障害者手帳を有している方は別枠の試験を実施しておりますが、手帳を有していない難病患者については、別枠としての採用試験は実施しておりません。また、障がい者と異なり、職員から、難病患者としての申し出を行う体制は整っておらず、難病患者の把握が十分にできていないのが現状であります。しかし、職員の中には、手帳がない難病患者はいるものと認識しており、仮に、患っている病気により、担当している業務に支障がある場合には、所属長とも相談の上、担当業務の見直しや、場合によっては職場環境を変更するなどの配慮を行い、その職員が病気を理由に離職することなく、安心して働き続けられるような対応を実施しております。

**◆60横瀬町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】　今年度は、第６期障がい者計画、第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の策定年となっております。当事者の実態及びニーズを把握し、地域の実情に応じた計画づくりに努めます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】地域生活支援拠点整備については、誰もが地域で安心して暮らせるために大変重要だと考えております。単独での整備は大変難しいことから、秩父地域自立支援協議会の中でプロジェクトを立ち上げ、緊急時の受入れや対応等について検討を行っております。

(2)【回答】独自補助の予算化につきましては、計画を策定するうえで検討してまいります。

(3)【回答】当町では、介護保険制度の入所施設の協力により、障がいのある方のショートステイの利用も受け入れていただいている状況です。現在、障害者入所支援施設等の待機者はおりませんが、計画策定に伴い、ニーズの把握や解決策等を検討してまいります。

(4)【回答】地域包括支援センターや、相談支援専門員等と連携を図り、支援が必要な家庭の把握に努め、相談支援や見守り支援体制の強化を図ります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害福祉分野をはじめ福祉関連の人材不足は、全国的な問題となっており、重要な課題だと認識しております。人材の確保と定着についての独自施策は難しい状況であり、秩父圏域で連携した対応が必要と考えます。障害福祉分野の外、公共職業安定所や秩父地域雇用対策協議会など労働分野との連携に努め、合同就職面接会への参入など事業者へ働きかけを行うとともに事業の周知に努めます。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】福祉医療制度の存続させるために、所得制限・年齢制限は、必要と考えます。所得制限の対象となる方については高額療養費制度の利用を、年齢制限の対象となる方については、後期高齢者医療制度や障がいの種別によって自立支援医療費の受給など、各制度を組み合わせた支援を実施してまいります。

(2) 【回答】精神障害者保健福祉手帳２級を所持している方を対象とすることについては、他市町村の動向を見ながら検討してまいります。また、重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない精神障がい者につきましては、自立支援医療（精神通院）等の制度利用を促しております。

(3)【回答】障がいに関する正しい知識や理解を深めるために、福祉・保健分野の研修会への積極的な

参加に努めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当町では、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

②【回答】当町の年間利用時間につきましては、近隣市町村と比べ、拡大して登録利用者1人当たり年間150時間を限度として設定しております。

③【回答】成人障がい者への利用料軽減策については、横瀬町障害児（者）生活サポート事業利用料給付金（１時間あたり一定額の助成制度）があります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】令和５年度から、福祉タクシー券の利用が１回の乗車につき２枚まで利用できるようになりました。100円券（補助券）等の交付については、利用者の実情や近隣市町村の動向を見ながら検討してまいります。

②【回答】福祉タクシー制度やガソリン燃料費支給制度は、障がい者の自立的な外出・移動について支援するものとなります。福祉タクシー制度では、自力で乗降ができない方等、介助が必要な方については、介助者の同伴をお願いしております。また、福祉タクシー制度、自動車等燃料費給付事業の対象から外れてしまう方については、障害児（者）生活サポート事業や移動支援事業等の利用可能なサービスの周知を引き続き図ってまいります。

**（３）**【回答】障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に合った支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】当町では、民生委員・児童委員と連携し、家族同居の有無に関わらず災害時に避難が心配な方は、申請書を提出していただき、名簿に加えています。

(2)【回答】令和４年度に、埼玉県の実施する「地域の福祉防災活性化モデル事業」を受け、災害時要配慮者避難体制サポート事業を実施しました。この事業では、福祉避難所に直接避難が必要な方の把握方法、福祉避難所への直接避難の基準について、地域の福祉関係者及び防災の専門家等で協議し、県全体のマニュアルを検討いたしました。その結果を参考に、今後の当町での直接避難計画に反映させてまいります。

(3)【回答】新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、災害時における避難の多様性が求められています。現在、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となっておりますが、今後も避難の多様性は有効であると認識しております。町としても、避難所以外への避難について、町広報誌等において周知しており、自宅や車中に避難している方への救援物資の配布についても必要なことと考えております。避難所の運営等により対応できる職員数には限りがありますが、地域防災計画に則り、被災者の情報収集に努めるとともに、避難所以外で避難生活を送る避難者への救援物資の配布について、関係課と連携し、救援物資が行き渡るよう今後検討してまいります。

(4)【回答】当町では、避難行動要支援者名簿について災害対策基本法第49条の11第２項の規定に基づき、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団、消防署、警察署等に提供しております。民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示につきましては、近隣市町村の状況を踏まえながら、検討してまいります。

(5)【回答】当町では、災害対策主管課と感染症対策主管課が異なっており、限られた職員数の中で同時発生時等の対策のための部署を新設することは難しい状況ではありますが、関係各課所等が連携し対策本部を設置することで対応してまいりたいと考えております。また、地域の保健所機能の強化のため、いろいろな機会を捉えて県・国に働きかけを行ってまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】当町では、令和４年度に物価高騰対策として、障害福祉サービス提供事業所をはじめ地域生活支援事業を実施している事業所に対して、給付金を支給しました。

（２）【回答】入院については、単独での体制づくりが難しい状況です。障がいのある方の主治医や広域的な関係機関等との連携に努め、検討してまいります。

（３）【回答】ワクチン接種については、現在も、高齢者や基礎疾患のある方等は優先して接種できるような体制となっております。また、接種会場につきましても、入所施設やかかりつけの医療機関で接種できるようになっております。

（４）【回答】物価高騰などの世界情勢等を踏まえ、必要に応じ施策を検討してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】当町での難病患者雇用は把握しておりません。関係機関と連携し、情報収集や周知に努めて

まいります。

**◆61皆野町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】計画策定にあたり、当事者や家族の意見が十分反映されるよう適切に対応してまいります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】秩父地域では障害者自立支援協議会を中心に地域課題を協議しており、同協議会の意見を踏まえて対応していく考えです。

(2)【回答】秩父地域では障害者自立支援協議会を中心に地域課題を協議しており、町独自での整備は考えておりません。

(3)【回答】町内の入所施設は民間施設が１か所です。施設入所者の地域移行を促進する観点からもグループホームなどのサービス提供体制の整備の必要性については認識しておりますが財政的な面から町が直接施設を整備する計画はありません。今後、事業者等との連携につとめてまいります。

(4)【回答】福祉課を中心として総合相談に対応する体制を整えています。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】機会を捉え働きかけてまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】支援が必要な人に必要な支援を行っていくため、また、制度を存続していくためには、一部制限を設ける必要があると考えます。

(2)【回答】県事業の中で実施しており、機会をとらえて県へ働きかけてまいります。

(3)【回答】機会を捉えて、実態の情報共有、啓発に努めてまいります。個々の障がい（疾病）の特性等充分踏まえ、個別的なサポートが充実し重度化が予防できるよう医療・保健・介護連携の推進に努めてまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】実施済みです。

②【回答】他の事業と調整のうえ検討します。

③【回答】県補助では自己負担950円/1hですが、町単独補助で利用料自己負担を500円/1hにし、最大450円の差額を補助しています。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】初乗り料金の改定を受け配付枚数を増加しています。補助券については、県協議会での検討事項となります。

②【回答】所得制限や年齢制限の導入予定はありません。

**（３）**【回答】機会を捉え働きかけてまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】これまで避難所の段差には、スロープを設け、登載者の避難経路の確保をしてまいりました。今後、すべての避難場所のバリアフリー整備について検討致します。

(2)【回答】福祉避難所については、すでに３か所整備されていますが、埼玉県の指針や近隣の自治体の動向等をふまえながら、福祉部局や福祉避難所と調整し、今後進めてまいります。

(3)【回答】現状、避難所以外に避難している方についての情報をすべて把握しきれておりませんので、今後の検討課題として検討致します。

(4)【回答】福祉部局や民間団体と調整し、今後検討致します。

(5)【回答】限られた職員での対応となりますが、自然災害担当部局及び感染症担当部局と協力し、適宜対応を行います。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

（１）【回答】町独自の提供予定はございません。

（２）【回答】個別的なサポートが充実し重度化が予防できるよう医療・保健・介護連携の推進に努めてまいります。

（３）【回答】新型コロナウイルスワクチン接種は、秩父地域１市４町が連携して行っています。施設入所者については、日ごろの状態を把握している嘱託医による施設内での接種を行っています。

（４）【回答】予算につきましては、福祉に限らず限られた財源の中で、それぞれ所要額を確保してまいります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】今後、難病を抱えながらも就労が積極的に継続できるよう、就労環境の整備など適切に対応してまいります。

**◆62長瀞町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心安全に暮らすことのできるまちを目指し、計画策定に向けたニーズ調査を実施し、調査結果や意見・要望等を踏まえた計画を年度末までに策定する予定でおります。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】現在、緊急時の相談・受入れ・対応等の機能を有する地域生活支援拠点として、秩父圏域１市４町と障害者関連団体、関係機関で構成する秩父地域自立支援協議会において設置に向けて協議を進めているところです。

(2)【回答】秩父圏域１市４町で共同して協議してまいります。

(3)【回答】町内には入所施設等はありませんが、在住する障害者の人数は把握しています。グループホームにつきましては、障がい福祉計画において、民間事業者の参入を促進するとともに近隣市町と連携して広域的な設置に努めることとしておりますので、この方針により進めてまいります。

(4)【回答】老障介護家庭につきましては、普段からの見守りが必要であると考えております。民生委員、地元の行政区、障がい福祉サービス事業者、介護保険事業者、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら見守りをしていくとともに、必要に応じて、各種サービス利用に繋げていけるように努めてまいります。

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】他市町村の動向も踏まえ、必要に応じて国や県へ要望してまいります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】重度心身障害者医療助成制度は、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにすることで福祉の増進を図ることを目的としていますが、増え続ける公費負担を考えると一定以上の所得がある方については応分の負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。また、現在、町では県が示す所得制限を導入しており、町独自で齢制限や一部負担金等の撤廃を行う予定は現在ございません。

(2)【回答】当町では、2 級まで福祉医療制度の拡充をすると財源の措置が厳しくなるとの県の見解から、拡充については慎重にならざるを得ません。今後の近隣市町村の状況や県の方針に基づいて、必要があれば検討する考えでおります。

(3)【回答】様々な障害で大変な思いをされている方、さらに二次障害によって日々の生活に苦難がある方の不安や悩みに寄り添い、解決に向けた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携してまいります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】実施しています。

②【回答】登録利用者１名当たりの利用時間の上限を年間１５０時間としておりますが、不足している利用者がおらず、また、利用時間を引き上げて欲しい旨の要望等もないことから、現在のところ拡充する予定はありません。

③【回答】近隣市町村等の状況を考慮し、必要があれば検討する考えでおります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】配布枚数は変わりませんが、１回の乗車で使用できる枚数が初乗り料金の２倍以上の場合は２枚まで使用可能となりました。１００円券につきましては、関係機関等と連携を取りながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

②【回答】対象者は、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者としています。現在のところ、対象者を拡充する予定はありません。

**（３）**【回答】機会をみて県に要望してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】名簿の掲載対象となる方は、要介護認定３～５の方等の要件を定めておりますが、本人が希望する場合には掲載することができるようになっております。また、掲載者の避難経路および避難場所のバリアフリーにつきましては、今後個別計画を策定する際に随時確認してまいります。

(2)【回答】福祉避難所の整備につきましては、福祉避難所として利用できる施設の管理者等と連携し、　引き続き取り組んで参ります。また、福祉避難所への避難者の直接受入れにつきましては、施設管理者等との連携および調整を進めるほか、要配慮者の個々の状況を考慮しながら検討してまいります。

(3) 【回答】災害発生時に救援物資等を配布する場合は、在宅避難や車中避難をされている方にも情報が行き届くよう、様々な手段での情報発信に努めてまいります。また、配布場所までの移動が困難な方にも物資が行き届くよう、臨機応変に対応してまいります。

(4)【回答】現状では、民間団体への要支援者名簿の提供は想定しておりませんが、在宅避難をされている要支援者への支援の実効性確保等を踏まえ、今後検討してまいります。

(5)【回答】自然災害と感染症対策ではそれぞれ専門的な知識が必要になるほか、職員定数の関係上、新たな部署を設置することは難しく、それぞれの担当課にて対応しております。

日頃から、災害発生時の感染症対策等について情報共有を行っておりますので、今後も引き続き協働して、災害対応および感染症対策に取り組んでまいります。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

(１)【回答】障害者施設に対し、要望があれば必要な物品を提供できるよう検討してまいります。

（２）【回答】適切に対応できるよう関係機関と協議し、周知してまいります。

（３）【回答】新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、希望者への接種は順調に進んでいると考えています。引き続き、障害者の方を含めた接種対象者への接種率向上のため、関係機関と連携して取り組んでまいります。　また、接種場所は、秩父郡市内の集団接種会場又は医療機関を選択することができます。

（４）【回答】国・県等の動向を見ながら、事業所と密に連絡を取り、適切な支援及び情報提供を行ってま

いります。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】当町では、難病患者の雇用はしておりません。現在、１名の障害者を会計年度任用職員として雇用しております。これは、障害者雇用促進法に基づき、法的雇用率を達成するための取組を進めてきた結果であるため、今後は手帳の所持の有無だけでなく、広く募集をかけてまいります。

**◆63小鹿野町**

**１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。**

【回答】障害者権利条約の内容等を踏まえ、障害者に対する差別解消に向けた合理的配慮に関する内容や、当事者の意見を十分に反映させた計画の策定に取り組みます。

**２．障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

(1)【回答】障害者地域生活支援拠点事業については、令和３年度から秩父地域自立支援協議会において基幹相談支援センターと秩父圏域１市４町で協議を進めており、令和５年度末に秩父地域に地域生活支援拠点を設置する予定となっております。

(2)【回答】当町では、令和２年度から町内の就労継続支援事業所（前年度３月中利用者が１０人未満）に対して、事業に係る経費と施設整備に係る経費について、必要な金額（利用者人数に５万円を乗じた金額及び施設整備は最高３０万円まで）を補助しております。今後も事業所に対する補助事業は継続したいと考えております。

(3)【回答】現在、町内には入所施設が１箇所、グループホームが１箇所あります。また、障害児が放課後等に通所を行うことができる共生型放課後等デイサービスも、令和４年５月から町内に設置しております。今後も事業所と連携を密にし、状況把握に努めてまいります。

(4)【回答】高齢者や障害者がいる世帯等については、災害時に避難が困難になる恐れも高いことから、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけると共に、令和３年度から実施しているひきこもり相談支援事業において行っている訪問支援により、実態把握に努めてまいります。（高齢者の親が中高年の障害者やひきこもりの子のケア、生活面を面倒見る「老障介護」の問題は、親亡き後、子が餓死や親の死体を遺棄して親の年金を貰い続ける事件や、子が生活保護を申請する件数が急増して社会保障制度が財政的に破綻する、などの問題をはらんでいます。まさに明日にでも親が亡くなる可能性があり、子にはすぐに生死に直結する問題です。まずは老障介護の実態を把握し、できうる限りの施策を検討して参ります。）

**３．障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**

【回答】障害者施設の職員不足については秩父地域全体の課題でもあるため、秩父地域自立支援協議会等で協議を行い、課題解決に努めてまいります。また、秩父公共職業安定所等と連携し、人材の確保に努めて参ります。

**４．重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

(1)【回答】町の財政は今後も厳しい状況が続いていくと考えられ、限られた財源の中で今後も助成を続けていくためにはある程度の制限は必要であると考えております。また、一部負担金の導入については今のところ予定はございません。

(2)【回答】精神障害者保健福祉手帳2級の助成対象化については、県や他市町村の動向や、障害者団体の要望なども踏まえながら検討して参ります。また、急性期の精神科への入院補助についても検討して参ります。

(3)【回答】二次障害について正しく理解し、障害の重度化を抑えるためにも、対象者に対する支援及び医療機関への啓発について検討して参ります。

**５．障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について**

**(1) 障害者生活サポート事業**

①【回答】当町では、障害者生活サポート事業を実施しております。

②【回答】利用時間の拡大については、秩父圏域１市４町とも連携し、今後更に利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

③【回答】障害児の利用については、生計中心者の課税状況により差額補助を実施しております。埼玉県の補助事業になるため、障害者への利用料軽減策については県の動向等も踏まえながら、制度の改正を検討してまいります。

**(２) 福祉タクシー事業**

①【回答】福祉タクシー運営協議会での決定を受け、令和５年度から１乗車につき最大２枚までの利用が可能となっております。１００円券（補助券）については、秩父圏域１市４町で連携し、更なる利便性の向上に向けて検討してまいります。

②【回答】福祉タクシー、ガソリン代支給ともに３障害共通となっており、ガソリン代支給制度については令和３年度から特定の障害児福祉サービスを利用している障害児について、等級・手帳の所持等問わずに支給対象として範囲を拡大しております。また、難病患者通院交通費支給制度については、必要な場合は介助者も支給対象になっております。制度の運用については所得制限や年齢制限は設けておらず、今後も可能な限り導入しない方向で実施してまいります。

**（３）**【回答】秩父圏域１市４町が一体となり地域間格差を是正するとともに、県への働きかけについても検討してまいります。

**６．災害対策の対応を工夫してください。**

(1)【回答】避難行動要支援者名簿への登録は、自力で避難することが困難な方等のほか、希望する方すべてを登録するよう努めています。令和５年７月１日現在、町では指定避難所１０箇所、指定緊急避難場所４３箇所を指定施設として指定しております。

避難場所のバリアフリー化については、指定避難所で７箇所、指定緊急避難場所で１５箇所実施済です。引き続き、当該施設のバリアフリー化について検討させていただきます。

(2)【回答】町では、小鹿野町地域防災計画により定めた福祉避難所１施設及び災害協定により確保した福祉避難所２施設を、令和４年２月１５日に、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所へ指定いたしました。当該福祉避難所については、平時、養護老人ホーム等で利用されており、避難者受入れの際には、当該施設管理者と協議の上受け入れ人数等を決定いたします。受け入れる方の登録制については、現時点において導入する予定はございません。今後の検討課題とさせていただきます。

(3)【回答】現時点において、避難所以外に避難される方に対する災害備蓄品の備蓄はございません。また、そのような制度もございませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

(4)【回答】現在町では、小鹿野町避難行動要支援者支援制度実施要綱第８条第２項の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、登録情報を提要することができる。」と定めております。ご質問いただいた状況の場合、その支援状況に応じた名簿の提供は可能であります。

(5)【回答】現在町では、台風等の自然災害並びに感染症が発生した際には、通常の組織体制とは異なる対策本部を設置して当該対応にあたることとしております。また、保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県や国に働きかけていくよう、今後検討させていただきます。

**７．新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を**。

(１)【回答】新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日から感染症法上の位置付けが５類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。なお、新たな新型感染症の発生があった際には、そのニーズに応じて衛生用品の供給等の対応を検討してまいりたいと存じます。

（２）【回答】新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日から感染症法上の位置付けが５類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わり、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応となりました。なお、今後においても国県からの情報収集に努め、必要に応じて医療機関に周知等を行ってまいりたいと存じます。

（３）【回答】新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日から感染症法上の位置付けが５類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。また、ワクチン接種について令和５年度は、自己負担なしでの接種が継続されています。現状では、国の方針に基づきワクチン接種を実施しておりますので、今後も国の動向を確認しながらワクチン接種の実施を検討してまいりたいと存じます。

（４）【回答】当町では、令和２年度から町内の就労継続支援事業所（前年度３月中に１日以上利用した者の人数が１０人未満）に対して、事業に係る経費と施設整備に係る経費について、必要な金額（利用者人数に５万円を乗じた金額（ただし、前年度の収支不足額の１／２を上限額とする）及び施設整備は最高３０万円まで）を補助しております。今後も事業所に対する補助事業は継続したいと考えております。

**８．難病の就労を進めてください。**

【回答】埼玉県の取り組みを参考にし、障害者雇用と併せて難病患者の雇用も促進できるよう、検討してまいります。